

平成 28 年 第 1 回

定 例 会

議 会 議 錄

小 国 町 議 会

第 1 日

平成28年第1回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 平成28年 3月7日(月)

1. 招集の場所 小国町山村開発センター

1. 開 会 平成28年 3月7日 午前10時04分

1. 閉 会 平成28年 3月7日 午後 6時09分

1. 応 招 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出 席 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 濑 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 务 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 高 村 祝 次 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月7日から 3月24日までの18日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時04分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 3. 7)

議長（渡邊誠次君） おはようございます。

本日、3月7日定例会初日でございます。

今月は1日当初から小国高校の卒業式に始まりまして、昨日は大字対抗の駅伝大会、そしてまた今後は小国小中学校、そして支援学校の卒業式も予定をされております。また、10日には熊本県の長を決める知事選が告示をされることとなっております。

年度末の新しい業務とイベント、選挙等々が重なりまして、皆さんにおかれましても大変な時期でございましょうが、お体をそれぞれ御自愛されていきながら、本定例会では小国町の将来へと一步一步前進するために活発な御議論を展開していただくと思っております。

それでは平成28年第1回小国町議会3月定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。今定例会では新年度の予算議会ということもございまして、十分なる御審議方お願い申し上げる次第でございます。

それでは、開会に先駆けまして北里町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成28年第1回小国町議会の定例会を開催させていただきましたところ、ただいまお話もありましたように、議員の皆さん方には大変お忙しい中にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。行事等が大変多くなる時期でありますけれども、お集まりをいただきましてありがとうございます。

さて、お手元にあるかと思いますけれども、本定例会の日程及び議案が配付されているかと思っております。条例関係が13本、そのほか、審査会の設置や過疎計画の策定、裏面にいきまして町道の廃止や認定、そして、平成27年度の一般会計の補正予算及びそれぞれの特別会計の補正予算。そして、28年度の一般会計の当初予算、それから、それぞれの特別会計の当初予算となっております。あと、請願関係があるということです。今議会については、議案の本数も多ございますが、重要な案件もいろいろな部分であります。議会の皆さん方におかれまして、御審議をいただきながら、そして、今回の議会については先の議会運営委員会で方向性がありました委員会方式というふうに伺っております。委員会の後、委員長報告の後ですね、慎重審議をいただき、お願いをしたいというふうに思っております。

また、その後には一般質問の日程もあります。そういった部分について、私いつも言っておりますが、議会の皆さん方から様々な御意見をいただきながら、今後に反映をしていきたいというふうに思っております。この定例会もよろしくお願い申し上げて挨拶に代えます。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございました。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成28年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時04分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 高村祝次君

9番 熊谷博行君

にお願いをいたしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る3月2日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日3月7日から3月24日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの18日間と決定いたしました。

本会議は、本日と17日、18日、22日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第3号 小国町行政不服審査法施行条例について」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。それでは議案集を朗読させていただきます。議案集をお開き願います。1ページでございます。

議案第3号 小国町行政不服審査法施行条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町行政不服審査法施行条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、先日全員協議会の中では条例の説明をいたしました。この中では、今回小国町の行政不服審査法施行条例につきましては、本審査法が4月1日以降施行されるにあたりまして、今回新たに条例を制定するものでございます。

本日お手元のほうにホッチキス止めで右肩に資料1 総務課というふうに書かれた資料を御覧に

なっていただきたいと思います。小国町議会定例会と真ん中に大きく書いておりまして、下のほうに条例の改正に伴う新旧対照表等というふうに書かれております。ちょっとホッチキス止めでちょっと厚くなっています。お開き願いまして、今回の行政不服審査法の改正に伴います関連でございます。これは議案第3号、4号、5号、7号、16号が関連いたします。一応この資料に伴いまして、隨時新旧対照表を説明させていただきたいと思います。

まず、この資料をお開き願いまして1ページのほうですね。ちょっと見やすい図柄にしております。これをまず説明して、それから新旧対照の説明にしたいというふうに思っております。まず、上のほうがですね、不服申立ての構造の見直しというふうになっています。下のほうが、審理・裁決の公正性の向上というふうになっております。今回、上のほうですね、主な事項ということで、ちょっと字が小さうございますが書いております。原則となる不服申立ての類型をですね、審査請求に一元化したということでございます。例外として、個別法の特別のためににより、再調査の請求、審査請求との選択制や再審査の請求を求めるということでございます。上のほうに主な事項としてこう枠で書いてある部分をちょっと説明しております。審査請求の期限をですね、60日から3ヶ月、90日に延長したというのが大きい改正でございます。この図を見ていただきますと、左のほうが現行、右が改正後というふうに書いております。現行におきましては異議申立てと審査請求というふうに2つに分かれております。異議申立てにつきましては、基本的には行政の直接ですね、行政の相手方に直接異議申立てをする場合ということでございます。審査請求というのは行政処分を受けた相手方の上級庁ということで、一般的には政令指定都市とかそういった時に、直接下の区長等にですね、異議申立てをせずに直接上級庁のほうにですね、審査請求ができるというふうな改正でございます。こういった市町村におきましては、上級庁もですね、分かれた市長ではございませんので、小国町の場合は不服審査、これの審査請求は同じ長というふうになるわけでございます。そういったところで、大きい市になると、そういったことがありますね、2つに分かれておったのが今回大きく一元化されたというところになります。

さらに下のほうでですね、審理・裁決の公正の向上というのが絵に描いてあります。左のほうが現行で右が改正後というふうになっております。この中で上のほうに主な改正の図柄の説明ということで、現在、処分に関与していない審査庁の職員が審理手続きを行う審査員の制度に同意するということで、審査庁の中に審理員を設けて、それには現在の処分、いろんな不服申立てに対し、関与していない職員を導入するということでございます。

それと、第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等へ諮問手続きを導入するということで、ここの下のほうの改正後というところで、中ほどに審理員というのが黒く塗られておると思います。こういった形で、不服申立てが出た場合は審理員を任命し、その方がいろんな直接処分に関わっていない職員を任命した上で、その方が不服申立ての意見を取りまとめて、行政庁のトップから諮問を行政不服審査会のほうにですね、意見書を出すと

いうことでございます。改正後の上のはうに行政不服審査等がそこを審査しまして、それから答申をいたしまして、請求に対して裁決を出すというような流れになるというようなことでございます。まあこういった一元化されたということと、期日が延べられたと、延長されたということと、審理員制度と第三者の機関を設けるということが大きい改正点でございます。

今回、第3条に関しては以上、新しい条でございますので、条例集のはうでは1ページで書いてあります。右肩に3番というふうに書いてあるところでございます。この中では、要は行政不服審査法が施行するために今回施行すると。第2条としましては、弁明書に添付する書面についてということをうたっております。この附則としまして、平成28年4月1日からこの条例を施行するということでございます。

以上、議案第3号につきましての条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、小国町行政不服審査法施行条例について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求める。

総務課長（松岡勝也君） それでは同じ1ページの議案集を朗読させていただきます。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは先ほどの新旧対照表のほうを御覧になっていただきたいと思います。

2ページ、3ページでございます。今回の公開条例の一部改正に伴いましては、左現行と右の改正後ということで、改正のところにアンダーラインをしております。主なところは、不服申立てという言葉が審査請求に改正されたということが主な文言でございます。それと、18条のところでは審理員による審理手続きに関する規定の適用除外ということで、不服審査法に関する手続きについては、今回の条例に基づいて行うというための適用なしという意味でございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。同じく29条、30条に伴いましては同じく審理員による審理手続きに関する適用除外というところでございます。30条につきましては、不服申立ての言葉が全てですね、審査請求というふうに今回改正されておるものでございます。それと、審査請求に伴います不服申立ての時は決定というふうなですね、最終的な文言でございますが、審査請求になりますと裁決というですね、言葉に文言が変わるのでその部分を改正しておるところでございます。それと、5ページにつきましては、弁明書に対する資料の提出関係をここで新たにうたっております。また、諮問する上、諮問をしなければならないというところに対しての文言の改正でございます。

次、6ページ、7ページでございます。6ページ、7ページも先ほどと同様ですね、不服申立てを審査請求というふうな改正が主な改正点でございます。それと、7ページにつきましては、提出の資料についての閲覧ということで、閲覧の内容をここで明記しております。電磁的な記録ということで、電子メール等のですね、添付ということも認められるということで、ここにうたっております。

次、8ページ、9ページでございます。8ページにつきましても中ほどで、資料の請求等につきましては審査請求ということで、審査請求ということを文言で改正いたしております。

9ページでございます。第3条になります。ここでは、法令の年度をですね、一番下の行でございますが、昭和37年の法律を平成27年の法律ということに改正をいたしております。

10ページ、11ページでございます。10ページにおきましては、書面の審理ということで、弁明書の提出を、提出されたものとみなすという場合の説明書きでございます。10ページの下のほうです。審査申出人からの反論書の提出については、町長に送付しなければならないと。また、手数料の額ということで、ここで額をうたっております。11ページのほうでは、コピーの代金、白黒とカラーの代金をうたっております。手数料については、収入印紙を貼るということでここにうたっております。

次、12ページ、13ページでございます。12ページは手数料の減免をここでうたっております。上限を2千円とするということ、または生活保護等、そういった場合は書面を添付することによって減免するということがうたわれております。

13ページでございます。決定書の作成ということで、審査に決定する場合の、書類の提出の

内容をうたっております。3項目で主文と事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨と理由という4点を添付して出すということがうたわれています。

14、15ページでございます。第4条でございます。第4条では、証人として出廷する場合につきましての費用弁償等をここでうたっております。この中では、公開条例に伴います審査請求で、陳述のための出頭をした場合又は行政不服審査法に伴います、陳述又は鑑定のための出頭。そのほか、広域関係で出頭する場合と、まあそういったところがこの行でうたわれております。

次、15ページでございます。第5条でございます。これにつきましては、主な改正は法律の昭和23年を昭和22年と改正する分と、不服申立ての分を審査請求というふうに改めるものでございます。15ページにつきましても不服申立てを審査請求という改正でございます。

以上で、議案第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

5番（児玉智博君） ただいま総務課長がですね、新旧対照表の15ページは不服申立てを審査請求にかえるものですというふうに言わされました。それで、この15ページの第5条は不服申立てでいいんですけど、配っていただいている資料で第6条は異議申立てというふうになっているんですけど、これは資料が間違っているのか、総務課長の説明が違ったのか。

総務課長（松岡勝也君） 申し訳ございません。15ページの土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例一部改正は、賦課に対する異議申立てのところを審査請求というところの改正でございます。申し訳ございません。その下は、同じく異議申立てというところを審査請求というふうな改正でございます。訂正いたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君）　日程第5、「議案第5号 小国町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君）　それでは、議案集の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号 小国町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、今回新たに条例を制定するものでございます。議案集のほうの9ページの右肩に5というふうに書かれてあるものでございます。今回行政不服審査法の施行に伴いまして、新たに設ける条例でございます。この中では、9ページ、10ページと書かれております。先ほど申しました手数料の額等、また、手数料の減免、9ページの下のほうから閲覧の手数料でございます。閲覧の手数料については無料というふうになっております。それと10ページのほうでございます。選挙管理委員会に対する異議申出にかかる準用ということでございます。審査申立てにつきましては、裁決の申請は行政不服審査法に準用するという意味でございます。

10ページの下のほうでは、選挙管理委員会の異議申出に関する読み替えということで、左が今までのとおり、右側のほうで地方自治法に関する258条第1項又は公職選挙法第216条において準用するということで、右のほうに全部読み替えるということで、11ページのほうまで読み替えるということで表をつけておるところでございます。この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君）　これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　よろしいですか。質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、小国町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第6号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求める。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集2ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、新旧対照表の16ページをお開き願いたいと思います。左のほうが現行で、右が改正後ということで、改正のほうでまず、小国町長等の給与及び旅費に関する条例ということで、小国町という文言が頭に抜けておりまして、これを新たにつけるものがタイトルの改正でございます。第1条の中でも、町長及び副町長というところを新たに改正をするところでございます。第2条では給与のところで、町長のところを町長等に改正いたします。第3条、給料の額ということで、2としまして、副町長の給料月額は58万2千円とするというところを、今回新たに改正するものでございます。3条の2も町長等に改正でございます。4条は期末手当の額、ここも町長等という言葉の改正でございます。

17ページになります。5条旅費、ここも町長等というふうに改正でございます。その17ページの下の第2条でございます。小国町特別職報酬等の審議会条例の一部改正ということでございます。ここの中ほどで、第1条でも小国町、小国町長の前ですね。点の前に、小国というのを改正するものでございます。その下の左の段では、及び副町長の給与の額というところを、改正後ではここを削除ということでございます。これは上の第1条で額をうたったというところで削除するものでございます。

18ページでございます。ここも一番上のほうで小国町という言葉をですね、題名を改正するものでございます。第4条の旅費の種類ということで、新たに行動費の次に宿泊料、移転料、移転雜費及び扶養親族移転料とすると。その次、6、7、8が移転料に伴う説明書きでございます。12条が移転料に対する説明書きが扶養者等につきましての説明を新たに追加するものでござい

ます。19ページが13条は移転の雑費、14条が扶養親族等の移転料というところで新たに追加をするものでございます。

そのほか、20ページにつきましても、扶養親族等の年齢等についてうたっております。また、21ページにつきましては、移転の料金に対する距離ごとの料金を表にうたっております。

22ページのほうでは第4条としまして、小国町の防災会議の条例の一部改正ということで、この中でも、中ほど、3条の5項の（5）でございます。副町長1人というところを今回防災会議の中に位置づけるというところで改正をするものでございます。また、専門委員の下のほうに副町長というところを新たに追加、改正をするというところが今回の主な改正でございます。

以上で、議案第6号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この副町長設置についてはですね、2月の臨時議会では、その副町長を設置する条例ということで審議をされました。この間の審議で明らかになってきたのは、小国町はこれまで町政施行以来、施政以来ですね、副町長においてこなかったけれども、何ら問題はなかつたし、行政もきちんと施行してきたということでした。だけれども、今回副町長を置くのは、要するにもう、総務省や政府から官僚の派遣を受けて、それで要するに今、地方創生ともうしきりに言われているけれども、そのためのいろんな制度なんかの情報や、あるいは交付金なんかの情報を得るために、その目的だけで副町長を置くということだったと思いますけれども、確認ですが、今もその認識に変わりはないでしょうか。

町長（北里耕亮君） はい。正確に述べますと、町政施行以来というわけではありませんで、町制施行されて今年で80年なんですが、確か前半の部分では副町長という名称ではなくて助役という方がいらっしゃったやに記憶をしております。ただ、もう相当数長い間、その助役という方がいないというのは、それもまた事実であります。私が2月の審議の時に述べました部分について、当然後段ですね、地方創生に基づくこのアドバイザーリスト、人材派遣制度にのっとってというのは当然ありますけれども、その前に記憶をいたしましたが、やはり私の感覚といたしましては、よりそういう補佐する副町長という職がいたほうがいいのではないかという部分に、考え方があなたが変わってきたという部分があります。審議の時の質問にもありました、1期目、その廃止をする条例を作ったのも私でありまして、一貫性がないのではないかというようなニュアンスの御質問もいただきました。ただ、その時には私の経験もなかったものですから、この部分について時を経るごとにやはり補佐役的な、まあ以前は私が赴く前は収入役職という部分がありましたけれども、そういった収入役職もなくなっていますので、執行権者としてはもう私と、あとは教育関係の部分ではありますけれども教育長という部分の特別職になっております。ですから、結論を言いますと、

やはり無いよりいたほうが、よりいいのではないかという考えになったというのも事実であります。あと、後段の部分で、そのアドバイザー制度というのをこのチャンスを狙ってといいましょうか、地方創生の呼ばれる中で、そういう制度がこう、あります。ぜひ、ここは小国町も取り組みをさせていただいて、私が発言の中でよく使う小国町も様々なことをやってはきておりますけれども、より国からの情報や、関係性、より深い間柄になります、いち早くそういった補助事業であったり、いろんな事業をこの小国町でも率先してやっていきながら、人口減少に歯止めをかけたり、産業活性化をいたしたり、そういう部分にやっていきたいという思いに駆られている部分であります。ですから、結論を言いますと議員の御意見のとおり、その思いでという部分については、総括的にいうと変わらないという部分であります。

以上です。

5番（児玉智博君） ちょっと助役の部分で認識の違いがあったんですが、私は80年ほど前から一貫して助役も置いていなかったと思っていたんですが、その町長はいるということでおっしゃいましたけれど、じゃあ、名前を述べてください。

町長（北里耕亮君） 調べればすぐわかりますので、今必要であればちょっと休憩をとっていただいて、用意をしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ではここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時38分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時42分）

町長（北里耕亮君） 町制施行というのが、昭和10年でありますので、5人いらっしゃいます。下の名前はちょっと省きますが、禿さん、上野さん、児玉さん、秋吉さん、でまた上野さんということであります。

以上です。

5番（児玉智博君） その在任期間はいつまでになっていますか。

町長（北里耕亮君） 禿さんにおかれましては、昭和8年から、ちょっと答えてもらえますか。ちょっと答えさせます。

総務課長（松岡勝也君） 在任期間を御報告いたします。禿さんにおかれましては、就任が昭和12年4月30日からです。退任されましたのが昭和13年12月25日。上野さんにつきましては昭和13年12月26日から昭和19年の2月の19日までです。2期されております。児玉さんが、昭和19年3月8日から昭和22年の4月10日までです。秋吉さんが、昭和23年7月31日から昭和23年8月1日、これ、1日ですかね。次、上野さんが昭和23年11月17日から昭和30年4月の15日までとなっております。

以上です。

5番（児玉智博君） わかりました。それで、今回の条例については、給料月額というところでですね、副町長は58万2千円というふうになっておりますけれども、この年間通じての、期末手当も含んだ額と、それとまた給料とは別にまた町が負担しなければならない社会保険料などですね、公費負担も出てくると思います。それをそれぞれ、合計額を述べてください。

総務課長（松岡勝也君） これにつきまして、即答ちょっとできませんので、ちょっと計算をいたしまして、報告いたします。

議長（渡邊誠次君） ではここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時45分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

総務課長（松岡勝也君） 副町長に関する給与関係の額をちょっとお知らせいたします。給与につきましては、先ほど申しましたように58万2千円の12カ月分ということで、698万4千円です。それと、期末手当が185万7千円。それと、共済組合の納金ということで、これが203万円。市町村総合事務組合の納金ということで、これが279万4千円。公務災害補償基金の納金が1万1千円ということで、合計の1千367万6千円となります。

以上です。

5番（児玉智博君） かなり、1千367万円ということで、高額になるということがわかりました。それでですね、やはり基本的に、副町長といえば、かなりいろんな多岐にわたった小国町の行政のことをやっていかないといけないというふうに思うんですよね。そうであれば、基本はやっぱり町のことであったりとか、町民のことを熟知しておいていただきたいとならないと思います。また、できればこういう小さい町であれば、町民からもですね、よく知られた人を置くことが望ましいというふうに思うんですが、こういう官僚の派遣以外での選択肢というのは、町長のほうには無かったのかということを、これは以前も聞きましたけれど、確認させていただきたいと思います。今の段階ですね。

町長（北里耕亮君） 適材適所という月並みな言葉ではなくくれない部分もありますけれども、もちろん町民からの副町長職を私は否定するものではありません。ただ、以前も申し上げましたが、タイミングといいましょうか、この先ほどから言う地方創生の考え方の中で、こういうアドバイザー制度、派遣制度がありますという制度を聞きまして、ああ、この部分については副町長を置くという部分については、一定の決意といいましょうか、今まで置かなかつた部分ありましたもんですから、相当悩みはしました。で、以前その2、3年前、いや、そのもっと前ですが、1期目置かない条例をしてから、少し考え方方が変わったという発言を先ほどしましたが、そういう部分になるにつれて、町民の中でもどなたかいなかなというふうな思いは正直本当に思った部分もあります。ただ、なかなかじやあ、誰だという部分においても、総合的に上程するまでの部分

には至らなかつたなというのが、正直なところであります。今回その、じゃあ国のそういう派遣制度は上程する気になったのかという思いがあると思いますが、それまさしくそうでありまして、このチャンスにこの小国町も望みましてですね、先日から言う、この伸びしろといいましょうか、様々な事業をやる上において、先ほど議員もおっしゃいましたように、幅広い部分は確かに業務としてあると思います。それにぜひかけてみたいというふうな思いをしているところであります。ですので、これはもう思いの部分でありますので、明確な答えにはならないかもしませんが、まあそういう思いということで今答弁をさせていただきました。

5番(児玉智博君) だからですね、今回のアドバイザーレジime度というのは、この地方創生ですよね。いわば今の内閣の看板政策ではあるんですけども、果たしてそれがうまくいくかということもわからないというふうに思うんですよね。それで、やっぱりその、そういう地方創生制度に臨むに当たって、その全国の市町村で、もっとこう地方創生でこう実績を上げてほしいという思いがあって、政府も官僚を派遣してくるんだというふうに思うんですが、でもそれでもっと本当に広い部分ですね、例えば災害に備える危機管理であったりとか、あるいはそういう教育の部分、子育ての部分とか、かなり町が担うべき役割というのは本当に多岐にわたると。そういう部分で、町長を支えていたりとか、あるいは職員をまとめていくためにはですね、やはり副町長といえば誰でもいいというもんじやないと思うんですよね。今、町長はこれにかけてみたいとおっしゃったけれど、1千300万円も、これはかなり高額の予算になるというふうに思います。うまくいくかどうかともわからない。それはもちろん、うまくいく可能性もあるし、もしかしたら何もこう2年間実績をあげられないで帰っていかれるというふうに思います。まあ2年間となれば、2千600万円ですね。この後、上程されますけれど、そういう今までなかつた副町長で新たなく、人件費は出すのに、一般職の職員の給料は引き下げるという条例を一緒に出してくるというところの、果たしてこれが広く町民に理解されるのかというところで、理解というか、本当に納得されるのかという思いがするところなんですね。それで、同時に移転料というところで提案がなされています。いろんなその業務のためにですね、赴任する場合は、それを町がその費用を負担するという内容の提案ですけれども、今までなぜこれがなかつたのかという問題ですよね。基本的に、小国町の赴任先というのがそもそもないし、例えば今もうちょっと民間になっていますけれど、以前あった小国学園のほうに赴任するとか、あるいは今もある保育園に赴任するということはあると思うんですけど、その場合は町内で完結してしまうことなんで、そもそもこう赴任手当なんていうのはなかつたから、作られていないのかなと思うんですが、このタイミングでこれが提案されている理由を述べてください。

町長(北里耕亮君) 少し前段の部分の答弁をいたしたいと思いますが、当然2年というのが一つの制度であります。先ほども言いましたように、相当自分なりに考えまして、悩みました。そういう部分で、いざこれにやってみようという思いになる決意といいましょうか、覚悟といいまし

ようか、そういう部分をもっておりました。ですので、これはまた後日人事案件という部分があるかと思いますが、その時にとは思っておりましたが、その成果というか、私も共に私の指導のもとに副町長として業務を全うしていただく部分ではあります、そういった部分について、最大限ですね、力を発揮していただくように。その発揮がなかなかできないという部分については、これに取り組もうと思う私の責任でもありますものですから、やはりその部分は最大限頑張るよう私とともに。それが成し得ない部分については、やはりそれ相当の上程した責任というのも私も考えるところではあります。ですから、ここまで発言をさせていただくという部分については、覚悟といいましょうかですね、そういう部分はかなり持つておるという部分であります。ですから、上程をして、4月からですね、これはこの審議をする過程がありますから、議決をいただいた後でありますけれども、そういう部分については、本当にその地方創生で、人口減に歯止めをかけるために、ありとあらゆる様々な施策を共にですね、やっていくという気概といいましょうか、覚悟というのはお互いもってやっていきたいというふうに思っております。

後段の質問の答弁については、県に準じてという部分がありますが、その辺は総務課のほうから答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 今回、今町長が申しましたように、副町長を迎えるというところをですね、今回移転料等を条例で追加改正するわけでございますが、これにつきましては、市町村の条例が全部が全部公開されておるわけじゃないんですが、調べたところによりますと、県下でもですね、13町村が大体県に準じて、今回上程する内容とほぼ同じような移転料等を計上している町村もあります。市につきましては、ほとんど県と同じようなですね、移転料等を条例でうたつておるというのが現状でございますので、やはり業務として町が迎え入れるということでございますなら、やはり何かの基準を定めておかなければ支出する名目の基準がないというところでございますので、そうした場合どこを基準にするかというと、やはり県の条例等を参考にして、今回条例としてうたうということでございます。

5番（児玉智博君） 要するにですね、今度のこの移転料については、どこか政府から来る、副町長としてですね、迎え入れる官僚の方のための条例改正ということが、もう今明らかになったと思います。それでですね、やはりなぜここまで大盤振る舞いをしてまで迎え入れる必要があるのかというふうに思うんですよね。現に、今までやはり北里町長になってからまず最初にされたことが、副町長を置かない条例を作られたことだと思います、最初の6月議会だったと思いますけれども。それはなぜそうされたかといえば、まだ1期目始まってすぐだったけれども、その前に3期議員もされていたわけですよね。そういう中で、議会経験もある中で、やっぱり副町長がいなくても、町政がきちんと運営されているということを思われて、そういう、わざわざ廃止条例まで出す必要があったのかどうかというのは別にしてですよ、やっぱりそう感じられていたんだと思うんですよね。実際、その後1期されて、本当にその副町長の必要性というのを感じられた

のであれば、今この段階じゃなくて、もう4年前にですね、そういう提案もされたんだろうと思います。でも、それをなさらないで、この段階にだってこの提案をするというのは、要するにもうこのアドバイザー制度という、国の官僚の派遣を受け入れるものために、今こういう提案をなさってるとしか、私は思えないんですが。最後に一つ確認させていただきたいんですけども、国のはうでですね、地方創生というのが行われていなかつたらもう当然、こういう、これだけ予算もかかることですので、副町長を置くというような、置くというか、副町長を設置することはなされたのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 先ほども少し述べましたけれども、今回そういう制度がありますもんですから、そこに臨んだという部分であります。ただ、先ほども言いましたように、いろいろなですね、この国ではなくて、例えばじやあ、町内の町民の方、選出された副町長であったり、県とのパイプも大事でありますんで、県の関係する方だったり、はたまた学識という部分については、その大学とか様々で、そういう方と巡り会えればよかったです、なかなかそういう部分に上程するまでの候補というか、その思いの中のほんの少しの部分で、ああ、この方はという部分はあつたかと思いますけれども、まだ上程するまでは至らなかったという部分ではあります。ただ、今回もう繰り返し言いますけれども、このアドバイザー制度という部分に、地方創生でかなりの政府としてのですね、この派遣にも政府としても重きを置いているというふうにありますもんですから、ぜひこれに臨んで、やっぱりやっていきたいという思いに駆られている部分であります。本当に繰り返しになりますけれども、もう結論を言えば、これがあったから副町長にというのは確かにその部分は否めません、はい。でも、これにもうこれ繰り返しになりますが、臨もうという本当に思いの部分で考えたわけでございます。もういろいろ言っても、ほかには言えませんので、これにやっぱりかけてみようというか、臨もうという思いのほかにはありません。

はい、以上です。

6番（時松唯一君） 6番時松です。再度お尋ねしますけれども、同僚議員からいろいろと質疑がありましたけれども、予算的からいえば2千700万円と。まあ、アドバイザー制度ということでですね、たぶん私は政策課が今執り行っている、その総合計画あるいは総合ビジョンですかね、その中にうたってあることを推し進めていく方が地方創生の官僚ですかね、総務省から来られる。その2年ですよね。2年間限定ということでやられるんですけども、ただ行政としては、逆に職員さんは当然その副町長の合議の印鑑がいりますよね。復命書を出すとか、あるいは負担行為をあげる場合。そういう場合は、町長で決裁する部分と、副町長の決裁する部分がかなり違ってくるかと思うんですけども、そこらへんちょっとお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） はい。決裁区分については、特別職という、私補佐する立場でありますので、一通りの書類はですね、全て見ていただきたいものと思っています。今現在も、行政用語というか、甲決裁、乙決裁、丙決裁という分類がありますが、ほとんどの書類が町長まで書類を見る甲

決裁というふうになっております。同じように、副町長という部分について、繰り返しになりますが、私補佐する部分であったり、また総合計画やそういった部分のみにとどまらず、新たに先ほどから言う様々な情報や、様々な事業を国のほうから情報提供いただいたり、新しい事業、もしその計画にのっていないものであっても、積極的ですね、それが小国町にとっていいというものであれば、後にその総合計画に加えてでも、そのいろんな部分で飛び回っていただくというか、事業を進めていただくというか、まあそういう部分もありなのかなというふうには考えております。ですから、事業的な話は、そういうふうに業務を限らずですね、幅広く、様々な活動を行っていただきたいと。決裁区分については、今言のように、現在もほとんど書類は回ってきますが、これについて事務方のほうで補足があればお願ひしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今、町長が申しましたように、甲決裁、乙決裁という枠の中には副町長の決裁がでてきますので、これから要領等ですね、副町長の決裁やいろんな審議会とか、いろんな形で出席する場面が出てきた場合を想定してですね、そのへんを整えて決裁のシステム上の改正も並行しながらやっていかないと、かなりな決裁枠が想定されますので、そのへんも準備を今しているところでございます。

6番（時松唯一君） 6番です。いわゆる総合計画、私がお尋ねしているのは、総合計画にのつとった中で、いわゆる地方創生イコール総合計画にほとんど90%以上はイコールだと思うんですけれども、そのために、具体策としてですね、執行部のほうできっちりと今、もし来られたとしてですよ、きっちりとその用意ができているのかということをお尋ねします。

町長（北里耕亮君） はい。御意見のとおりに、まず中心というか、その事業の部分、最初から違うことをやっていただいてもこれはいけませんので、小国町が進めるべきところを、一緒になつて、業務としてやっていくというのが基本ではあります。ただ、私が先ほど言ったのは、それだけにとどまらず、様々な新しい情報などももっていらっしゃるでしょうから、ほかの新しい事業はしてはいけませんというのではなくてですね、柔軟にそのあたりは果敢にチャレンジしていただくと。当然それについては、総合計画にプラスにさらにつくものでありますので、その都度議会などにも相談を申し上げながらやっていくという部分が必要な部分だと思います。ただ、もし来た場合に、来てすぐ、その日からということはなかなか難しいのでまあ最初は先ほども御意見があつたように小国町のことを隅々まで勉強して知っていただいて、町民の方とも触れ合っていただきながら、その後にですね、様々な業務を行っていただきたい。そういうふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

4番（高村祝次君） 先般の臨時議会から副町長を置く条例を受けて決定して、また今回は給与についての条例というようなことでですね。迎えるに当たっての準備段階にきておると。次は人事案件で、今回の議会に出てくるかと思います。そういう中ですね、今は受ける準備をしている

というふうに私は思っております。実際町長が先ほどからも、この前の時も言いましたけれども、これにかけるというような言葉が再三出てまいりました。私は人事案件が出てきた時に、そのかける、どういうことをかけるのか、かけて失敗した時にはどうするのかを、次の人事案件の時、私質問したいと思いますので、それまでにですね、かけて失敗した時はどうやるんだということを述べていただきたいと。今日はそこは述べていかなくても、急いでございますのでいいんですけども、次の時には、人事案件の時には必ず、もうこの人が来るというののははっきりわかつております。で、名前や年齢とか、全ては公表はできないと思いますけれども、次にかける、失敗した時、町長はどういうことをやるのか、次の人事案件の時に質問いたしますので、どうかそれまでに考えていただきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君）　　はい。その時にですね、答弁をさせていただきたいというふうに、まあ時間の猶予をつくっていただきまして、はい、そういうところで答えていきたいと思います。先ほども少しそれに、覚悟や決意とかいう言葉を使いながら少し言いましたけれども、その時にはまたさらにですね、答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

議長（渡邊誠次君）　　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君）　　私は、議案第6号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

2月の臨時議会でも述べましたが、副町長制度そのものに私は反対ではありません。しかしながら、本議案は今まで副町長が不在でも何ら問題はなかったし、これからもそうであろうけれども、国から官僚の派遣を受けるために副町長ポストを用意するというものであります。先ほども述べましたが、本来副町長が果たすべき役割というのは、町政全般に及びます。そうであれば、やはり町のことを既に熟知していて、町民のこともよく知っている方が望ましいというふうに思います。しかし、国からの官僚派遣であれば全くこれまで小国町に縁もゆかりもなくて、町のことも知らない方がいきなり副町長ポストに座るということになってしまいます。そのための条例改正というのが明らかなのが、移転料負担というのを今回条例に盛り込んでいることです。そもそも、町内に既にいらっしゃる方から副町長に登用するのであれば、もうそもそも移転料というのは発生しませんし、必要ありません。そういう中で、このことからも明らかなように、この条例改正が国からの官僚派遣ということが明らかに以上、反対せざるを得ないということを述べまして、討論といたします。

議長（渡邊誠次君）　　ほかに討論。

4番（高村祝次君） 私はですね、副町長を置くということに対しましては、反対でございます。先般にも反対いたしましたけれども。先ほどから言われたように、町長が「これにかける」という言葉を信じて今回賛成をしたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第7号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求める。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集3ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、先日全員協議会のほうで条例の改正の予定は説明いたしましたので、新旧対照表のページの23ページから説明をさせていただきます。

左は現行で右は改正後ということで、まず23ページのほうは初任給調整手当ということで、第8条の2項（1）というところで、医療職給料表の（1）の適用を受ける職員の職種のうち採用による欠員の補充が困難であると認める職で、規則で定めるものということで、41万2千200円を、41万3千300円に改善するということです。（2）としまして、医学又は歯科に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、規則で定めるものということで、5万300円を5万500円というふうに改めるものでございます。

次に、24ページでございます。これにつきましては、6月に支給する場合においての支給率でございます。100分の75につきまして、100分の75を6月と。12月に支給するもの

については100分の85を乗じて額の総額ということで、改正でございます。それと、次の欄につきましては、再任用の職員については、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じるというような改正でございます。これは冒頭、先日全協のほうでもお話しましたように、人事院勧告に伴います民間との給与の格差ということで、ここで今回改正をするものでございます。

続きまして、第2条ということで、25ページでございます。改正の主なところでございます。上のほうで2行目で、24条の第5項ということを、6項を5項に改めるというものでございます。第2条では条例の頭に小国町をつけるものでございます。3条では、給料表ということで、級別の職務分類表によるものということで、これを、これまで規則ということでございましたけれど、今度は条例のほうですね、分類表をきちんと表でうたっておるというものでございます。

それから26ページでございます。これにつきまして、第11条第2項の3項ということで、公益的法人等へのというところを小国町というのが頭についてくるというところでございます。それで、下のほうで19条の3項ということで、これは法令の年号が変わるということでございます。昭和37年を平成26年に改めるということでございます。

それで、27ページの下のほうでございます。傍線がひいてあるところでございますが、従来は6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合は100分の85とございましたのを、100分の80ということで、6月と12月と同じ率にすると。その下のほうが再任用の分でございます。再任用の職員については、100分の35と、100分の40を、100分の37.5というふうに平均の率になるということでございます。同じく、先ほど27ページの下のほうで別表3ということで、職務分類表を追加するというものでございまして、28ページのほうに、職務分類表を付けております。職員の等級が1から6ということで載っております。それと、医療職の給料ということで、(2)と(3)というふうに条例のほうでうたっておるということでございます。

それと、30ページからは第3条でございます。小国町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正ということで、第4条の3項の(2)ということで、条例の頭に小国町をつけるものでございます。同じく9条のほうでも小国町を頭につけるものでございます。

31ページでございます。第4条、公益的法人等への小国町職員の派遣に関する条例の一部改正。これにつきましても、条例の文言に小国町を頭につけるものでございます。中ほど条例につきましても、小国町一般給与ということで、小国町を頭につけるというところの改正でございます。

それでは、32ページでございます。第5条小国町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正ということで、修学部分の休業の取得の給与ということで、この中で小国町というのを条例の

頭につけるものでございます。

33ページでございます。第6条、小国町職員の高齢者部分の休業に関する条例の一部改正。

これにつきましても、一般職の給与というところの条例に小国町をつけるものでございます。

続きまして、34ページでございます。第7条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということで、これにつきましても条例文の頭に小国町を加えるものでございます。また7条につきましても、給与条例の頭に小国町をつけるものでございます。

35ページでございます。中ほどの11条も小国町を条例に付け加えると。また、35ページの17条につきましては、これにつきましては法律の25年ということですね。25年の法律というところを付け加えるというところでございます。

37ページでございます。小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。これにつきましては、第1条で同じく、先ほどと同じく条例の頭に小国町を付するということでございます。それと、第2条で特殊勤務手当の種類ということで、第2条に特殊勤務手当の種類は災害待機手当とするというところで、きちんと明記するものでございます。3条で災害待機手当ということで、災害手当の業務内容及び手当は規則で定めるということでうたっておるものでございます。

次、38ページでございます。第9条、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正ということで、これにつきましても小国町ということですね、条例の頭に付けるものでございます。また、5条の2も同じく小国町を頭に付けます。第8条、休日勤務手当もこの条例の中に小国町を条例の頭に付けるものであります。

39ページでございます。支給額の決定額の基準というところも、条例の頭に小国町を付けるものでございます。また18条は、公務員法の年号をここで、法律の年号と番号を入れるものでございます。

続きまして40ページです。企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ということで、ここにおきましても条例の頭に小国町を入れた条例のほうに改正いたします。7条の2項も同じく小国町を頭に追加するものでございます。10条につきましても、休日の勤務手当のところにも条例の頭に小国町職員を加えるというところでございます。

それから先ほどからの1条改正、2条改正と2つございまして、42ページからが1条改正の表ということで今回の人事院勧告に伴います改正というところでうたっておるところでございます。全員協議会の中でも実質的な人事院勧告に伴う額等ですね、どのくらいの開きがあるかという御質問がございました。そういうところで、42ページの中ほどでございますけれども、第1条というところで、小国町職員の大体平均ですね、30代、40代、50代という職員が、大体人事院勧告に伴ってどのくらいの影響を受けるかというところをですね、平均的なところで、この表で説明したいと思います。第1条のところでですね、平均的な30代の職員としましては、第1条の表の2級の23給ぐらいが大体30代の職員の平均的な給料というところでございます。

ですから、今この表でいきますと、2級の23を見ますと、22万8千159円というふうになっているかと思います。これが人事院勧告のほうで見直しをした場合、今度は56ページのほうでですね、第2条で改正をした場合ですね。2級の23を見ますと、23万359円ということで、この中では2条ということは、表の改正ということでございます。そうしますと、金額が、給料が下がってくると。359円ほど下がってきますというところが、1条のほうでですね、給与の見直しをしますけれども、2条では下がってくるというような数字が出てきます。今はちょっと30代のほうで説明いたしました。

今度は40代のうちの役場の職員で、大体40代で中ほどというところを見ますと、第3級のですね、42ページ、43ページの左上のほうで49と、3級の49のところを見ますと、31万2千704円というふうな今回の改正の金額が入っているわけです。これを、第2条のほうで給料見直しをいたしますと、57ページになります。31万3千904円ということで、約5千800円ほどですね、月当たり給料が下がるというような形になります。

今度は50代をちょっと平均的なうちの年齢から見ますと、50代で4級の67ということで、ちょっと下のほうになります、43ページのほうですね。4級の67というところを見ますと、37万4千382円というような数字があります。これを給料の見直しがされた場合、第2条でいきますと、57ページのほうで見ますと4級の37万5千482円ということで、7千200円ほど月額が下がるというような今回の人事院勧告のほうでは上がりますけれども、第2条のほうで見直しをすると下がっていくというような今回の給料法の見直しが生じてくるというところでございます。そういったところで今回の人事院勧告で一旦来年の4月から1年分ですね、遡つて期末手当を0.1ヶ月分みるという形でございますが、4月1日以降は国の統一した給料法に見直すと、そういった形で下がってくるという形が出てきます。そういったところを、今回条例のほうでは附則といたしまして、経過措置ですね、その分を調整していくということを今回うたつておるというところでございます。また、今回の人事院勧告に伴う期末手当につきましては、27年度の給与の内数ということでですね、今回うたうということでございます。

以上、ちょっと長くなりましたがけれども、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今ですね、人事院勧告で一旦は上がって、その上がったのの影響というのが要は27年だから、去年の分ですよね。去年の分で大体、もうちょっとこう、期末手当だから、6月と12月に支給される、まあいわゆる一般的にボーナスと言われますけれど、その分の上乗せをこれからやることですね。そして、2条の中でさっき言われたような4千700円とか、それぞれの年代で下がるけれども、その分の補填を附則の中でするということを言われました。それは大体どれぐらいの期間やられるんですか。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど申しましたように、30代におきますと、大体今月額が360円ほど下がります。ですから、今回の改正の給料法からすると、すぐに挽回できると、追いつくということでございます。この40代になりますと、5千800円ありますので、追いつくまでちょっと何年かかるような形です。今度は50代になりますと、50代後半になりますと、追いつかないという職員が出てくるという現状が出てきたところでございますので、極力今の現状をですね、経過措置はいたしますけれども、年齢によってはもう定年までには本当は昇級すべきところは、もう結局逆にマイナスのまま終わってしまうという職員が出てくるというような状況でございます。

5番（児玉智博君） それで、50代とかの人だったらもう結局なんもこう結局、一定の救済はあるけれども、それだけでは足りないようになってしまふうということだと思いますね。今言われたけれど、その30代とかだったらその360円だから、すぐに追いつくというふうに言われましたけれど、ただ結局、この要は2条関係の引下げがなければ、要はその30代の人も今現在の給料でずっとといふわけじやなくて、4年に1回は号級が上がるし、またその職務の級というのもある時期にどんどん1から2へ、3へといふうに上がっていくといふうに思うんですよね。実際、その上がるべき先の給料の引下げというのは、何らか等の手当があるのかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） そうですね、結局給料法が新たな給料に変わるものですから、どうしても1年に4ランクずつは上がっていますけれども、300円とかそのぐらいだったら新しい給料だったら、本当前の給料で上がっていくべきところに追いついていくというのが近いと。ところが、40代、50代になったら、開きが大きいものですから、1年に4段階上がる分が2年かかるってやっと前の給料に追いつくという現状ですので、それについて今の段階は、現況の表に対する給料で一応何年か据え置いて調整していくという方法しか、調整の方法がないと、今の現状からしますと。ですから、本当50代の後半になったら、1年に4段階追いついても、なおさら前の給料表に追いつかないままに定年を迎えるという職員が出てくるけれど、それにつきましては、なかなか調整はですね、調整の仕方といいますか、表自体が変わってくるものですから、非常に厳しい状況はあるということで、一応調整はするといふうにしていますけれども、表自体が変わってしまうものですから、なかなか調整の仕方も厳しいという現状になります。

5番（児玉智博君） 要するにその、前の給料といふうにこう言われるけれども、その前の給料というのは前の号級で受け取っていた給料に追いつくということであって、本来この2条関係の改正が無かつたら同じ4級上がった先でもらえる給料よりも減るというのは間違いないと思うんですけど、その通りですかね。

総務課長（松岡勝也君） 下がるのは間違いないんですけども、表自体をちょっと見てみますとですね、1条が42ページでございます。第2条では56ページですので、本当若い新採の職員

に対してはですね、まず42ページの仮に1の一番上を見てみると、13万7千999円と、第2条によりますと、14万499円ということで、若い人には初任給自体を、今回国との差が出てきているということで改正をしたところがありますので、若い人ほど少しは上がっておるような状況でございます。ですから、年齢が50とか後半になってくると、もう逆に下がっていくというような今回の改正の表になっております。ですから、全部が下がるという意味じゃございません。一応平均的に、ちょっと30、40、50というところの中では下がっているというような状況でございます

5番（児玉智博君） やはりですね、一番肝心なのがその30代、40代からまたその50代にかけての人たちだと思うんですよね。なぜなら、やっぱり子育て世代であったりとか、大体その高校、大学とお子さんの教育費にお金がかかってくる人たちというのが、大体その40代後半から50代前半ぐらいの人たちだと思うんですけれど、やっぱりそこらへんに対しては非常に大きい影響が出てくるというふうに思うんですよね。確認なんですけれど、やっぱりこれまで小国町職員の給料というのは、国家公務員に比較したそのラスパイレス指数、県内の自治体の中でも下から3番目、4番目とかいう、非常に低い水準にあるというふうに認識しているわけですけれど、今回のこの改正がなされた場合ですね、今後どういうふうに、そのラスとの関係でなっていくのかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 一昨年の人事院勧告の中ではですね、一応県に準じて改正いたしました。それに伴って、ラスもですね、それまでは下から3番目ということで、非常に低い位置でしたけれども、昨年で下から確かに8番目か9番目ぐらいに少し上がっておりました。ですから今回、2条に伴います給料の改正をすれば同じくですね、県下一斉にこの表で改正すると思いますので、ラスも同じ平均的な形で移動するんじゃないとも思っております。

5番（児玉智博君） まあいずれにしろ、その8番目か9番目といつても、45ある市町村の中で、低い段階なんですよね。県下一斉にやるから変わらないというふうに言われましたけれど、それともう1つがやっぱりその国との関係です。基準となるのがその国家公務員の給料になりますから。それは、だから全く今までと変わらないということになるというふうに思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の人事院勧告に伴いましては、以前から民間との格差が大きいということで、いろんな諮問会議を経てですね、今回の給料法の改正ということを迎えております。この中では、月齢級の差と、また国によります、国の給料の中では地域手当とかそういった地方公務員にはない部分等がまたありますので、そういった部分の引上げというのは国のはうではあっておりますが、地方のですね、公務員に対してはそういった民間等の格差で跳ね返ってくる分は出てこないもんですから、やはりどうしても差が大きく出てくる分はあるかと思います。ですから全く表 자체はですね、国と同じ表になってくると思いますけれども、実際国と地方の公務員

が一緒かというところではですね、やっぱりそのへんは出でくると、差は出でくるというふうに考えておるところでございます。

議長（渡邊誠次君）ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君）私は、議案第7号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本議案は人事院勧告に基づき、一旦は上げられた職員給料を再びこの4月から引下げを行うというものであります。言うまでもなく、自治体職員とは、地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき職務を自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執り行わなければなりません。とりわけ、小国町職員給与は、熊本県内でも答弁でもありましたとおり、下から8番目から9番目という、低い水準にあります。その給与をさらに引き下げるということは、職員の意欲と積極性を削ぎ、職員全体の活力を低下させるものであります。また、民間賃金への連鎖にもつながる可能性があり、地域経済にとってもさらなる停滞につながりかねません。まさに職員にとっても害はあれど利益なしというものです。

以上のことから、本議案に反対いたします。

議長（渡邊誠次君）他に討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君）挙手多数でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君）日程第8、「議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君）それでは、議案集3ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、新旧対照表のですね、70ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正の主なところは、まず条例名のところの頭に小国町を付けて改正するものでございます。それで、中ほどの少し下の第8条第2項の（2）で、小学校の後ろに義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部というのを改めるものでございます。

71ページでございます。13条の（2）でございます。左の現行でいきますと、結核性疾患にかかり、長期休養を要すると認められる場合にあっては1年以内の期間ということで、ここを削除するものでござまい。71ページの下から4行目でございます。第15条、ここも条例の頭に小国町を付けるよう改正するものでございます。

議案第8号の改正の要点は以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

（午前1時56分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第9号 小国町職員の退職管理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集の4ページをお開き願いたいと思います。

議案第9号 小国町職員の退職管理に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

これは先日の全員協議会の中でも概略説明いたしましたが、地方公務員法の一部改正によりまして、公務員の退職管理について小国町におきましても条例を定めるものでございます。内容としましては、公務員を離職した後に、営利企業等に再就職した場合の元職員は、離職前の5年間に在職していた執行関係の職員に対して離職後の2年間は業務上の行為が、要求等が禁止されるというものでございます。離職後に営利企業等の職についた場合は町長に対して届出をしなければならないという規定でございます。これにつきましては、新しい条例ということでございまして、今回公務員に対してこういった就職、退職後に対しても、こういった規制がかかってくるということでございますので、御審議をお願いしたいと思います。この条例につきましては、平成28年の4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第9号について質疑に入ります。

8番（松崎俊一君） 8番です。この規定の中でですね、届け出なければならないというふうになっておりますけれど、こういった規定に違反した場合は何か罰則の規定とか、まあこの条例なのか、もしくは地方公務員法なのか、ありますでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回条例で届け出なければならないということでございまして、この義務を違反した場合は、条例で罰金等過料を科すことはできますということでございますが、別途ですね、条例で過料を取る場合は、定めなければならないということでございますので、他の市町村でちょっと見たところによりますと、定めておるところもまあネット等で調べればですね、定めておる市町村も町はあまりありませんが、市で定めているところもございました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私からはですね、こちらの要するに2年間はいろんな要求をするなという規定ですね、すみません。元職員は離職前5年間に在職していた執行機関の職員に対して、2年間は職務上の行為の要求が禁止されるものということになっています。その要求したら駄目なんですねけれども、要はそういう何らかのこの接触とかがあった場合に、そのことについて記録をしていくというような規定は設けないんでしょうか。熊本市などではですね、いろいろこう、議員

やなんかの口利きに関して、大分問題になって、その口利きを記録することなどということがあるのですが、要するにもうこの退職職員をこう、いろんな口利きとかそれに近いものも同じだと思うんですが、そういう記録をされる規定は設けられますか。

総務課長（松岡勝也君）　記録等ですね、今のところ記録してそれを残していくというところは今回条例等ではうたっておりませんけれども、現実的な問題で、今後はいろんな事例等も参考にしながらですね、やはり退職後の業務次第だと思うんですけども、それ次第では検討していく必要があるというふうに考えております。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、小国町職員の退職管理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君）　全員挙手でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君）　日程第10、「議案第10号 小国町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求める。

総務課長（松岡勝也君）　議案集の4ページのほうをお開き願いたいと思います。

議案第10号 小国町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

これにつきましては、新旧対照表がございますので、新旧対照表をお開き願いたいと思います。

72ページでございます。改正後の右の欄のほうを説明いたします。報告事項といたしまして、

第3条の中に、職員の人事評価の状況と、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況、それと73ページのほうで、(1)としましてインターネットを利用しての閲覧に供する方法ということで、報告事項につきまして方法と、また内容の追加をするものでございます。これまで、元の条例につきましては、職員の職員数、または職員の給与の状況、勤務の時間とか、全部で7項目ございまして、これに新たに3項目追加して、なおかつ今回インターネットでの閲覧というふうにしましたのは、これまで7項目ございまして、それにさらに3項目ということで、インターネットに公表する、量的に非常に公表が多くなったということで、供覧のほうはそのまま残しておりますけれども、広報等による公表というのを削除いたしまして、インターネットの公表というふうに今回改正させていただくものでございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず一点ですね、これまで広報に掲載するのが今度3項目ぐらい増えてから、なかなかそれが大変だから、インターネットにするという説明でした。それではですね、今まで3項目増える前もですね、かなり何ページもあるような分量のものを今まで作ってこらえていると思いますけれど、これまで広報誌にきちんと毎年毎年ですね、直近の言葉で言えば、26年度になるかと思いますけれども、されてきていますか。

総務課長（松岡勝也君） 広報等には載せてきた経緯はございませんでした。一応この内容としては、縦覧、供覧にはできるということで、備え付けのほうは準備しておりましたけれども、内容的には一般市民の方にお知らせする中としましては、職員の事務のですね、機構図、図面に職員の配置図が描いたやつ、あれは各家庭に配布をいたしておりました。そのほか、給料とか勤務時間とか細かく公表状況がございました。その中で、公表として広報には公表しておりませんが、毎年出しております決算統計のほうではですね、職員の給与と職員数、一人当たりの給与という部分についてはネット公表しておりますが、広報に対してはですね、公表してきた経緯はちょっとなかったということでございます。

5番（児玉智博君） そういう決算資料を出しているから、これがもうこの代わりになるかといえば私はそういうものじゃないと思うんですよね。やはりこれまで、この公表の中身がどういうのがあるかといえば、きちんとそういう懲戒処分の状況なんかも公表されているわけですよ。小国は無かったのかもしれないけれども、あまりですね。なかつたらなかつたで、そのことは懲戒処分は、この年度はゼロでしたよということをきちんとこの中にうたうわけですよね。だから、今までその機構図は配っているし、そのほかの給料の状況なんかも広報しているからといって、いかにもそのことでやっているというようなふうに言われるけれど、いわば今までの状況はですね、もう条例違反だったんじゃないかと思うわけですよ。自ら作った条例を守らなくて、守れないからそのインターネットにしますということで今回の提案になっているんですか。

総務課長（松岡勝也君） 今までやっていなかったからインターネットということではございません。非常にですね、量的に非常に多いという、目的的に非常に多いということで、もちろん公表していなかったというのは事実でございますので、しっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。内容的に非常にページ数が多いということで、備え付けの閲覧のほうは準備しながら、なおかつネットのほうでですね、公表をする体制を整備していきたいというところで、今回改正を提案するものでございます。

5番（児玉智博君） だから、その今までやっていなかったからするわけじゃないけれど、今後はそういうのをインターネットでしていきますということで、条例に位置づけるんですけれども、じゃあその位置づけて、ちゃんと小国町がそのインターネットで公表していくんだろうかと、できるんだろうかというふうに思うんですよね。現に、今の小国町のホームページを見てみると、なかなかこう、混乱している部分があるわけですよね。例えば、産業課のところで、そういう町の町内の人向けのページを開けるとですね、産業課のほうに住宅リフォーム助成制度の申請様式がいまだに出てくるんですよ。もう住宅リフォーム助成制度は今情報課の所管になっているじゃないですか。そういう機構改革というか、そういうところが行われたらそういうところはもう真っ先に、変えていくべきじゃないですか。そういうインターネットのホームページの管理もできていないのに、その段階でインターネットで公表していきますよと言われても、私はもう今そういうだけで、本当にこれを続けていくんだろうかというような思いがするわけですけれども、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 御指摘の部分は確かにあります。ホームページにつきましては、非常に改正が遅いといいういろんなお声を聞いておるところでございます。それはそれとしてきちんと受け止めながらですね、ネット公表、ホームページにおきましても、きっとですね、改正、新しい情報等を見直していく体制をもうちょっと改めて考えていく体制でございます。

今回、あえてネットということを出しましたのはやはり、ボリュームの分もございますけれど、きっと情報を引き継いでいくと、毎年毎年情報を流していく中で紙ベースで公表する部分は保存しながら、各担当が変わってもですね、情報等の様式をきっと保存しながら、公表するページを作っていくという形が、次々毎年ですね、公表する体制が作られていくというふうに思っておりますので、あえてネット公表というふうにさせていただいているわけです。

5番（児玉智博君） それではですね、具体的に今回から追加される項目の中に、職員の人事評価の状況というのが含まれております。この人事評価というのは、誰が誰に対して評価を行って、その状況を公表していくのか。そしてまたその評価の中身ですね。どういったことを評価の基準として、幾つぐらい設けるのかを説明してください。

総務課長（松岡勝也君） 現在人事評価をですね、昨年から、勉強会をしながら今進めておるところでございます。そういった中でございますので、人事評価の評価の内容等につきましては、並

行作業で進めておるところでございますので、基本的には目標を提示しながら1年間のですね、各課の目標、または各担当の目標、係長、審議員それぞれの目標をしながら、また評価する側、評価するものというところですね、進捗状況といいますか、そういったところを評価の公表での程度ですね、公表するのかというところにつきましては、まだ新年度からの体制でありまして、また評価の公表はまた新たな内容等をですね、きちんと公表の内容を確認しながら出していきたいと思っています。何分、人事評価につきましてはまだ並行作業で進めておる段階ですので、大きく公表する項目等はまだ段階的に出てくると思いますので、ここ1年間はですね、人事評価については、大きく公表できる項目は、ないかと思いますが、必要最小限の項目は公表していきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） あのですね、そういうまだ並行作業でやっていくと言いますけれど、これはもう28年4月1日からの施行ですよ。もう1ヶ月きっているじゃないですか。それをですね、もう今この条例でうたってしまっていいのかということを私は思うわけですよ。私はそのこの人事評価制度そのものについて、やったほうがいいとは正直思わないんですけど。そしてまた、どういう内容を評価していくかと、誰が誰を評価するかというのもまだ決まっていない中で、もう既にその職員の人事評価の状況を公表しますということをここで約束してしまっていいですか。今までの広報紙に掲載する方法と同じように、守れないんじゃないですか。どうですか。

総務課長（松岡勝也君） 人事評価につきましては、もう国のはうからですね、もう4月1日から公表しなさいというふうに言われております。そういうことで、全市町村やはりこれに向かって進んでおるところでございます。ですから、小国町につきましては本当、人事評価はちょっと取組が少し遅れておりました。しかし、試行も重ねてやっていくというところで今勉強会しながら小国町なりのマニュアルを作り、評価する側と評価される側を勉強しながらですね、昨年までしまして、新年度になったら今度は新たな予算体制、人事体制ができたらですね、自分たちの各課の目標、各担当の目標を設けてですね、それで、それから評価していくということで、結局28年度が新たな人事評価が入って、公表するのは28年からという形になるかと思っております。ですから、試行と実施が並行するようなですね、非常にこう、切羽詰まった人事評価でございます。しかし、やっていかねばならないということでございますので、そのへんは職員ともですね、総務課が所管するところでございますので、しっかりとですね、評価の体制は作っていきたいというところでございます。

5番（児玉智博君） いや、今の答弁をですね、聞いてもう、国が人事評価をしなさいと言っているのはそれはわかりますよ。やっていかなければならぬというふうに思っていらっしゃるから、まあやっていくんだろうけれど、それと、これは公表しますと決めることはありますということじゃなくて、それを町民、広くはインターネットだから全世界に向けてですね、公表していきますということを言つていらっしゃるわけですよね。それを公表するのを、できた範囲で公表しま

すというんじや、それは逆に見苦しいし、恥ずかしい思いをすることになりかねないというふうに思うんですよ。ですから、今回ここで人事評価の状況を公表するという部分を、あえて載せる必要はないんじやないかと。どういう内容を公表していくのかと、誰が誰を評価した内容を公表していくのかというのを、きちんと議会に説明できる段階になってからうたうべきじゃないかと思うんですが、その方法は考えられませんか。

総務課長（松岡勝也君） 公表につきましては、これは全ての事項に関係してくると思うんですが、並行作業の中、進捗に応じて公表できる範囲、公表できない、全部が全部まだ、人事評価がスタートしているところ、ある程度きっちり進行しているところ、温度差があると思います。ですから、この場合は、現実の28年度から評価に入りました、それを29年度評価する場合は、28年度の公表の進捗の内容ですね、100%全部評価の全てが全部できることができない場合は、28年度の進捗状況に応じての公表というふうな形になろうかと思いますので、完全に100%を28年度に人事評価を全部できあがるというふうにはちょっと、時間的にもですね、無理かと思いますが、しかし公表の項目としたら、3項目は条例化した上でですね、進捗に応じて公表していくというふうに考えておるところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第10号、小国町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

今までの質疑でも明らかになったように、職員の人事評価の内容というのが、どういう項目を、誰が誰について評価をして、どの範囲で公表するというきちんとした説明がないままの、今回の条例の改正の提案であります。やはり、そういう肝心なところの方向性、考えが固まっていない段階で、職員の人事評価の状況を公表するということを、条例にうたうということは、あまりに安易なやり方ではないかと思いますので、こういう形での改正には反対であります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号、小国町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君）　　挙手多数でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君）　　日程第11、「議案第11号 小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

情報課長（藍澤誠也君）　　議案集5ページを御覧いただきたいと思います。上段のほうです。朗読します。

議案第11号 小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

条例集のほう御覧いただきたいと思います。④のページ、議案第11号のところを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、そこに書いてありますとおり、鍋ヶ滝公園の中でイベントを開催する場合に、使用料金を徴収するための条例の一部改正ということになります。この条例改正の背景としまして、平成28年において、旅行事業者のほうから、鍋ヶ滝公園内で夜間のライトアップ等を計画したいという打診があっております。現在の鍋ヶ滝の料金体制は、入園料と、直販所の使用料という2項目でございます。今回の改正におきましては、イベント開催における料金設定を行うものでございます。

また戻りまして、条例集の53ページを御覧いただきたいと思います。右肩に11と書いてあるものでございます。別表第1の表がございますが、別表の中に鍋ヶ滝公園（イベント）別途、町長が定めるという改正でございます。別途定める内容としましては、イベントの実施要項において、料金等を定めていきたいというふうに思っております。この条例は、平成28年4月1日から施行するところでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君）　　これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君）　　それではですね、今回この条例が改正されることによって、町の要は歳入にどれほど影響が出るかということを確認したいんですが、どのような見通しをもっていらっしゃいますか。

情報課長（藍澤誠也君）　　この料金におきましては、小国町の旅館等に宿泊がですね、大変増える

というのを第一の目標設定にしたいというふうに考えております。今のところ考えておりますのは、旅行業者様からは、実費負担を考えております。あと、入園等、そういう料金はまた別に発生するかと思いますが、かかる経費におきましては、今のところ基本的には実費負担等をすると。入園の方の入場料はいただく、町のほうに入るというような形で考えているところでございます。

5番（児玉智博君） それであれば、要するにイベントというのはあくまで旅行業者がお客様を連れてきて、その人たちを小国町の旅館とかの宿泊施設に泊まらせてもらうと。実際にこの鍋ヶ滝の一般会計ですけれど、ここでは要するにその来た人たちの入場料金の200円とか、子どもだったら100円というのが、落とされると。じゃあそれだけということですか。

情報課長（藍澤誠也君） 今のところではそういうふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 11番です。もう1回確認なんですけれど、このイベントをするに当たって、大体、旅行会社、年間何回ぐらいしたいのか。それから地元説明は終わっているのか。それから今までが非常に地元の方に道の関係とか、いろいろ御迷惑をかけていますので、その辺の配慮もしていただきたいのと、後ろのほうからですね、上滴水のほうから入る方もいらっしゃるので、今後あの所もどうするのかちょっとお聞きしたいと思います。

情報課長（藍澤誠也君） 地元の説明におきましては、3月8日に旧蓬萊小学校の体育館で行います。それから、そこで、平成28年度の鍋ヶ滝公園の運営関係につきまして、協議をすると。地元からの、前回も要望がありましたが、下滴水の方面から、ファームロード方面から入ってくる車があるので、交通規制を行ってくれというようなことで、そちらのほうに看板等を立てております。

それから、何と言いますが、休みの時のシャトルバス運行の時に、蓬萊小学校のほうの駐車場に止めていただくんですが、そちらがどうしても混み合うというところで、集会関係をやってくれないかということで、警察等と打ち合わせて、警察等も年度の当初に打ち合わせをして、臨機応変に今やっているところでございます。

以上です。

町長（北里耕亮君） 今のに少し補足をいたしますが、今後予算にも出てきますけれども、様々な課題が幾つかありますが、今渋滞の件であったり、駐車場不足の件がありましたものですから、昨年から検討を重ねまして、地元との協議も一部入れまして、第3駐車場の検討をですね、させていただいております。この部分については、用地等の部分もありますけれども、一定の方向性が出ておりまして、予算等の見積りというか、概算の部分も出ておりまして、後のそういう部分にも計上させていただいております。これによって、少しというか、台数のほうもかなり置けますので、かなりの事柄の解消にはなるのではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君）ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君）すみません、再度の質疑です、すみませんが。この料金がですね、新旧対照表を見てみると、改正後が、要は使用料金は別途町長が定めるというふうになっているんですが、要はその実費負担を求めるだけであるなら、実質タダで貸しているだけになってしまふんじやないかと思うんですよね。要は入場者が払うのが、大人200円で子ども100円であれば、要はそれは入場料、事実上入場料を来たお客様が払っている状況だし、これでみればその直販所は日額500円というふうに明確に金額をうたつてあるわけですよね。要するに、事実上タダで貸すのと同じということだと思うんですが、ちょっとこれはおかしいとは思いませんか。

情報課長（藍澤誠也君）お答えします。現在想定される料金の項目と申しますのは、鍋ヶ滝の使用料、公園の使用料、それから公園占有にかかる補償、といいますのは、もし開園中であれば、その間、お客様が、一般のお客さんが入ってきたりすることも想定されますので、もう締め出すとするならば、そういう料金まで含めること。それから、ライトアップであれば実費の負担。電気料の実費の負担。それから、ライトアップをするのであれば、器具等を設置する人件費であったり、設置費であったり。そういうものを、開園の時間等とか、警備員もおりますけれど、警備員を雇う時間であったり、人数であったり、そういうものがイベントの形態におきまして、やっぱり少しづつ変わってきますので、そこらあたりを何といいますか、一人単価なり、時間なりでちょっと決めさせていただいていこうというふうに考えておるところです。その、小国町が使用料を大きく賦課することもできるかと思うんですが、そうであればイベントの開催が少なくなる可能性もありますので、宿泊客が増えるのをですね、第一として、今回は考えさせていただきたいというふうに思いますので、そういうふうにしているところでございます。

現在JTBさんのほうから話がきておりますのが、5月12、19、23日、6月の9日、20日という5日間であります。この分でちょっと試行させていただいて、料金設定して試行させていただいて、今後の料金設定のほうに反映させていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

5番（児玉智博君）それじゃあ、あくまでその旅行会社が行うイベントに対しての貸出しのみにもう限定するということでいいんですかね。例えば、映画を撮りたいので使わせてくださいという場合もあれば、そのほか、ライブをやりたいと。あくまでその人はチケットを売ってそれで収入を得るだけだから、宿泊客の増につながるかどうかはわかりませんというような場合もあると思うんですが、そういう場合はどうされるんですか。

町長（北里耕亮君）これを上程するのに、打合せもだいぶしましたけれども、御意見を伺う中でですね、確かに今まで旅行代理店さんの企画でこういうことをしたいと、ゆくゆくはその宿泊増も狙うという部分において、確かに開園期間、夕方までは通常の料金でありますが、ライトアップですから夜です。夜貸切りにするわけでございますので、この料金、通常の部分プラスアルフ

アの旅行代理店に収入が一部入りますので、そこは今後少しちょっと、今御意見を聞いたからというわけではありませんが、行政としてもここ管理する部分もありますので、ちょっと考えさせていただきたいと。

それから、御意見の中にありました、いろんなケースが考えられます。実際今まで、それは開園の中でありましたけれど、映像の撮影等がありまして、ただここを定めるに当たって、定めて別途定める部分で徴収できる部分もありますので、そういう部分についても柔軟にですね、対応していきたいというふうに思っております。管理する部分の責任と同時に、特別なというかですね、こうでないと撮れないとか、こうでないとイベントができないというプレミア感もありますので、そこは少し町のほうにも若干の裁量をですね、ちょっととかなえていける部分であれば、いきたいというふうに思います。今日のこの部分で、じゃあ何々にいくらというのはちょっと言えませんが、内部で検討させていただきたいというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君）ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君）全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君）日程第12、「議案第12号 小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（穴井幸子君）それでは、議案集5ページ目をお開きください。下の下段になります。朗読させていただきます。

議案第12号 小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

条例集の54ページをお開きください。右肩に12と打っているものです。それから、また、福祉課の資料1としまして、ちょっと分厚いのがありますけれども、その1ページ目が新旧対照表になってございます。こちらにつきましては、この基金設立当初は医療費については、一旦被保険者が支払い、その領収書を添付して、高額療養費の申請を行うこととなっておりました。ですが、支払う資力のない被保険者の方が、この貸付制度を利用していたところなんですね、現在では高額療養費の手続き方法が変わりまして、限度額認定証というものが出ております。ですので、この貸付制度を利用する被保険者が減少しておりますために、基金の額を変更するというものでございます。基金の額を500万円から100万円に減額するというものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第12号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今の説明でわかりましたが、今の制度が変わって限度額認定証というものが発行されるようになっているからということで、この必要性が低くなってきたからということでした。であればですね、なぜ基金を減らすだけで残すのかというところがわからないのですが。実際もう既に、この基金自体をもっていない自治体も増えているということでしたので、小国町は100万円は残すという、その理由をお聞かせください。

福祉課長（穴井幸子君） この高額療養費の貸付けなんですけれども、平成19年度から限度額認定証は発行されております。それ以前はですね、18年度、17年度は20件から30件と、300万円ぐらいのですね、貸付けがあつていたんですが、19年度は少し過渡期であります、19年度では16件ですね。大体100万円を超すぐらいの貸付けがございました。その後はですね、23年度に1件貸付けがあつてございます。それ以後は今出でていない状況なんですけれども、もしくは、例えばこの限度額認定証がですね、もし何らかの場合にその間に合わなかったりした時にですね、必要になるのではないかということが考えられますので、それを想定して残しております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりそのいろんな事情によって、限度額認定証が間に合わなかったりして、自己負担が必要になってしまい、高額費ですね、可能性があるかもしれないからという、その対応のためということでした。であればですね、その19年度に16件あった場合が、その100万円を超すぐらいの貸付けが行われたということです。いろいろ想定されるのといえばですね、

やっぱり皆大勢でこのバスツアーとか、いろいろこう旅行に出かけた場合に、そこでそのいろいろ集団の食中毒とかですね、まあそういうのがあった場合にはちょっとまとまった額が必要になることもあるかと思うんですが、そうした場合でですね、貸付額がその百万円を超した場合でも、きちんとそういう人たちは補償されるんでしょうか。もう基金が足りないから、もうこれ以上はもうここで締切りですというふうにされるのか、それともそこで対応されるのかをお聞かせください。

福祉課長（穴井幸子君）　なるだけそういうことが起こらないことを願うものなんですけれども、もし、例えば交通事故とかになつたりした場合には、またその時の支払いについてはですね、多分医療機関と協議が、本人さんとかとあるかと思っております。それで、本人さんがそこで支払うのかどうかというのが、また医療機関のほうもですね、慎重になるかと思いますので、もしさのような場合に、もしなつた時にはその時にですね、こういう貸付けが必要に皆さんがなつたという時にはですね、また考えなくてはならないかとは思いますが、今のところは100万円でいいのではないかと思っております。貸付けをした時にですね、今では3カ月後ですかね、に貸付けが高額療養費で戻る形になりますので、100万円というのが減るというのはちょっと考えられないというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君）　まあその実際にですね、この基金自体をもう持っていないところもあるんで、ただもうその100万円は残すという場合は、残すということは、やっぱりこの小国町が少しでも町民が困らないようにというところでですね、残される決断をされたんだと思うので、絶対この被保険者の人たちが困らないように、そういうケースに応じて対応いただければと思いますが、まあきちんとその対応していただくということは言っていただけませんか。

福祉課長（穴井幸子君）　万が一、そういうふうな状況になりました時には考えていきたいと思います。

5番（児玉智博君）　ではもうしっかりと、その旨の引継ぎもよろしくお願いしたいと思います。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

て、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「議案第13号 小国町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは、議案集6ページをお開きください。上段になります。朗読させていただきます。

議案第13号 小国町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

条例集を御覧ください。条例集の55ページでございます。右肩に、13と記しているものでございます。こちらは、介護保険法施行規則が一部改正されたことにより、関係条文の改正を行うものでございます。改正内容は、そのセンターの職員、主任介護支援専門員がおりますけれども、その主任介護支援専門員更新研修を、5年を超えない期間ごとに義務付けるものというふうに付け加えるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第13号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 討論なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、小国町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩をいたします。2時より再開いたします。

(午後1時53分)

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第14、「議案第14号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から、日程第15、「議案第15号 小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは、議案集6ページを御覧ください。下段と、また7ページでございます。議案の朗読をさせていただきます。

議案第14号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

こちらにつきましては、条例集56ページを御覧ください。右肩に、14と書いてあるものでございます。こちらは、77ページまでと、長い改正案でございます。また、福祉課資料3です。新旧対照表ですね。こちらもございます。こちらはですね、介護保険法の改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、これにより、同サービスの基準を定めた条例の一部を改正するものでございます。通所介護なんですが、今まで県の管轄である通所介護のうち、定員18人以下の事業所がこの法改正により市町村の管轄に変わったことによるものでございます。先ほどの福祉課資料の3の、新旧対照表で、54分の5と書いてあるページでございますが、ここに第3章の2、地域密着型通所介護というものをずっといれさせていただいております。あとは、それに伴います条ずれと読み替条例が記されております。よろしいでしょうか。福祉課資料のほうです。失礼しました。41分の5と書いてあるページでございます。第3章の2、地域密着型通所介護をこの中にずっと加えている

ものでございます。

続きまして、議案第15号に移らせていただきます。読ませていただきます。議案集7ページでございます。

議案第15号 小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

こちらのほうにつきましては、条例集の78ページ、右肩に15と記しているものでございます。こちらについても同じく、介護保険法の改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたためでございます。こちらでは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、失礼しました。ちょっとわかりにくいですね。地域との連携の中で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、地域との連携で、運営推進会議を6月に1回以上開催しなければならないというふうにうたっております。

説明は以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第14号から、議案第15号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まずですね、2つ条例改正がでておりますけれども、議案第14号についてですが、これはあくまで省令により、小国町、町のですね、市町村の管轄にそのこれまで県が行ってきたことがおりてきたために、行われる条例改正であって、利用者ですね、今利用されている方とか、あるいは施設の基準なんかが緩和されたりとか、あるいはもうちょっと基準が高くなったりとかですね、そういうことは全く関係がないものであるということで確認してよろしいでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） はい。今回、利用人員が18人以下の通所介護というところが、市町村のほうにおりてきたということでございます。利用する方々にとって、また、そこを運営する側にとって、今の状況から何か変えなければならないということは、生じていないというところでございます。

5番（児玉智博君） そしてですね、もう一つ15号のほうなんですけれども、ここで運営推進会議のことが変わっています。これまでですね、旧条例のというか、現行のほうのですね、63

条にまず、その運営推進会議を構成する委員さんがですね、どういうところから選ばれなければならぬということが明記されていたわけですよね。利用者、あるいは利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法うんぬんで、要するに地域包括支援センターの職員とかですね、こういうふうにきちんとされていたんで、要はそれに基づいて事業者が委員さんを選びますので、本当に利用者の家族とかから、住民の人たち、あるいはその町の職員とかですね。多様な意見が集まるようにこの文言があることで担保されていたと思うんですよね。しかも、2月に1回開催しなければならないというのから、6カ月に1回以上と。つまり少なければ、半年に1回開けばいいというふうに、ここは大きく後退してしまったと思うんですが、やはりですね、この地域密着型の介護予防サービスと。地域密着型が何かということを考えれば、そういう本当に利用者がですね、介護が必要になつても、今まで住んでいる地域の近くで、自分の自宅にいるところと変わらないようなサービスを受けられるのが地域密着型のサービスだと思うし、それを実現していくためにはやっぱりこの地域の代表者の方とか、家族の方とか、本当にいろんな人がですね、少しでも多く集まってやることが重要だと思いますが、これは本当に大幅な後退だと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

福祉課長（穴井幸子君） ちょっと説明不足がございました。申し訳ございません。この条例の中で、資料4の、6ページの4ですね。6分の4のところが、削除になっております。こちらにつきましては、6分の2ページですね。改正後のところで、地域との連携でうたっております39条でございます。この中にですね、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者はというふうに当たって、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、または知見を有する者とする協議会ということで、これはおおむね6月に1回以上というふうに記しております。その次の6分の4ページのところですね、準用で第66条なんですけれども、こちらにつきましてですね、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について等準用するとあります、こちらにはページを開けていただきまして、6月とあるのは2月というふうに読み替えておりますので、今までどおりですね、介護予防小規模多機能型居宅介護等は、今まで行っていました2カ月に1回は行っているところはですね、今までどおり2カ月に1回行うこととなっております。

以上、終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに、第14号から、議案第15号について質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） ございませんか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

議案第14号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第15号 小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第16、「議案第16号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

地方自治法第252条の7第1項の規定により、行政不服審査法第81条第1項の機関として、熊本広域行政不服審査会を熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が共同して設置するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

平成28年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

提出理由といたしまして、熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法252条の2の2第3項本文の規定に基づき、小国町議会の議決を求める必要がある。これが、議案を提出するための理由でございます。

条例集のほうを御覧になってください。条例集の80ページでございます。今回新しく共同設

置につきます規定を定めるものにつきましては、本年4月から施行されます行政不服審査法において、審査請求がされた場合、町長から指名されました審理員が、これに関する請求の内容を整理し、審査権を作成するとなっております。この提示されました意見書を町長は第三者機関に諮問しなければならないとあります。この第三者機関につきましては、弁護士や有識者による設置が望ましいということで、単独で町で設置するのは困難であるということで、熊本市をはじめ、11市町村で設置するものでございます。この共同設置の規約といたしましては、先ほど申しました熊本市ほかの11市町村ということでございます。名称は熊本広域行政不服審査会と。審査会の執行場所といたしましては、熊本市役所内ということでございます。審査会の組織は委員を6人以内ということございまして、任期は3年ということでうたっております。

そのほかもろもろとしまして、81ページのほうで専門員、また議事、と庶務といたしましては審査会の庶務は熊本市が行うということでございます。負担金につきましては、市町村の負担の額は、関係市町村で市町村長がその協議によって定めるということをうたっております。

そのほか補則といたしまして、審査会の担任する事務につきましては必要事項は別に町村長が協議により定めると。附則といたしまして、28年の4月1日から施行するというふうなところでございます。

これにつきましては、冒頭の新旧対照表にございましたように、最初の機構図の中でうたっております機構図の画がございましたけれども、その図のですね、中にもありました、行政不服審査会ということに、審理員がですね、不服申立てがあった場合第三者機関として、この広域とですね、広域の機関に町長が諮問した場合、そちらのほうで審議していただくという組織になるとというわけでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案16号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 熊本市ほか11市町村でやるということで、小国と南小国、産山などもその中に含まれているんですが、基本的にですね、熊本から大津、菊陽、西原、阿蘇市というと、要するに連携中枢都市構想という中で、一緒にやっている自治体だと思うんですよね。菊陽とかの議員さんに聞きましたら、3月定例議会に同じような、まあ同文議決ですので、議案が出てきてるんだけれども、その提案の仕方がですね、連携中枢都市圏構想の中のいろいろある議案の中の一つとしてでてきたというふうに、まあ情報を聞いてるんですよ。今回ですね、小国町がその連携中枢都市圏構想でやっている熊本市はじめですね、そういう中でこの不服審査会を共同設置するようになった経緯というのを説明していただきたいんですが。

総務課長（松岡勝也君） 確かに連携中枢都市のですね、お話を伺っておりました。しかし今回につきましては、町村会のほうで紹介を受けまして、こういった動きがございますということで、

阿蘇郡内まだこの構想の話が耳に入っておりませんでしたので、そういった中で阿蘇郡内も一致して、これに加入して共同で審査会に参加しようという動きになったというふうに思っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それでは、将来的にもその小国町がそういう熊本市などとの連携中枢都市というふうな考えはないということで確認してよろしいでしょうか。

町長（北里耕亮君） はい。現段階ではそのような部分はちょっと検討の中にも含まれてはいません。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは次ですね、第5条の委員の任命権について伺います。委員は審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから熊本市長が任命するというふうになっております。しかし、この共同設置規約ですね、審査会の根拠となっている行政不服審査法では、その第69条で、委員の任命については両議院の同意を得て総務大臣が任命するというふうに議会の同意事項と議決事項というふうにですね、なっているわけなんですね。こうした中で、やはり熊本市長が独断で選んでしまうということについては、非常に私はこれ問題があるんじゃないかと思います。やはり、参加している11の市町村の議会もですね、しっかりとどういう人が審査会の委員に選ばれるべきかということですね、議決をしていくように、やはりその中央の不服審査会に基づいた内容にするべきだと考えますがいかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） ちょっと一旦休憩させてもらっていいですか。ちょっと確認させていただきます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。35分より再開をいたします。

（午後2時26分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時38分）

総務課長（松岡勝也君） 申し訳ございません。ちょっと時間をとりまして申し訳ございません。

先ほどの御質問の中で、行政不服審査法の中でですね、共同設置ということで、総務省のほうですね、設置について総務省に行政不服審査を置くということで、国の方ですね、設置の定め方が書いてございます。これは不服審査法の67条ですね。先ほどありました69条では委員は審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることでき、かつ法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て総務大臣が任命するということで、国の機関のほうではこういった参議院、衆参両議院の同意を得るというふうに書かれております。

今度は、地方公共団体に置かれる機関ということで、これは81条の中でうたわれております

けれども、この中では、当該機関を置く地方公共団体の条例にあっては規約でこれを定めると。共同設置に関するものによっては、規約で定めるということがここでうたわれておりますので、今回書かれております分につきましては、規約で定めるということが該当するというふうに判断したところでございます。先ほど言いましたのは、国の機関で設ける場合は、衆参両議院のほうで議会の同意を求めてそれから総務大臣が任命するというふうになっていきますので、これは国のはうのですね、法律でございまして、地方公共団体につきましては、規約で定めるというふうなことでございましたので、今回こういった形で提案しているものでございます。

5番（児玉智博君）　　はい。それはわかっています。ただ、じゃあなぜですね、総務省に置かれる行政不服審査会が、総務大臣の独断で任命できなくて、その前に両議院の同意を得て選ぶかということですよね。小国町がこれまで行ってきた人事でもそうじゃないですか。教育委員さんなんかにしても、議会が同意をして、同意を得たらですね、任命されてきたわけですね。だから、それが要するに権力の集中を防ぐように、またその二元代表制として、しっかりとそういう人事もですね、監視できるようにという形で、議会の同意であったりとか、そういうのが行われているんだと思うんですよね。特に、行政不服審査会といえば、国でいえば政府が行った行政処分に対して、国民がですね、おかしいと思うことに対して、異議を申し立てて、そういう審理員なんかでも解決しない場合にはさらにですね、その行政不服審査会に申し立てるから、要はそれを、処分を行った当の政府側だけの判断で選んだ委員で公正な判断ができるかという疑問が出てくる。それをきちんとさせないために、両議院の同意が必要だというふうに言っているわけですね。だからそれは、地方も同じじゃないですか。特に、この行政不服審査会というのは、特に人口も多い、行政規模も大きい熊本市がですね、主になるかもしれないけれども、そういうですね、主に処分をする熊本市長だけの判断で、選んだ審査員がそれを審査するのが果たして本当の意味でですね、また二元代表制という意味においても、適切かということが問われているんだと思います。また、ここではですね、熊本市長の判断だけだから、熊本市だけの意思になってしまふということも言えると思います。小国町は、そういう負担金は出すけれども、そういう人事に関して口出しもできない、当然町執行部ができなければ、その小国町議会としてのチェックもできないと思うんですが、それがですね、第5条の委員の任命で担保されていない中で、ほかのどこに議会の関与であったりとかうたわれているんですか。

総務課長（松岡勝也君）　　今回、先ほど熊本市ほか11のですね、市町村で同文議決ということでございます。この中で、規約の中で先ほどの、委員の任命についてということで、ここにつきまして一番最後の17条の中でどのくらいこの効力を発するかということがございますが、この規約で定める者のか、審査会の担任する事務について、必要な事項は関係市町村が協議して定めるというところが、どのくらい、どの程度ですね、先ほどの任命組織、任命ですね、任命の方法に関与するかというところが、今回初めての協議会設置の規約を通した上で、そのあと、第1回

の会議を開いて、中身をまた、どういった詳細の決めを進めていくという運びになるかと思いますが、重要な任命についても、この中でどの程度、11市町村がそろった中で協議が図れるかというところが今後の課題にはなるかと思いますけれども、先ほどおっしゃいます任命につきましてはですね、その補足で協議をできればとちょっと今思っておるところではございます。

町長（北里耕亮君）　　はい。私も議員の意見を聞いておりまして、なかなか課題が多い案件でありまして、この部分で同文議決ということで、今回上程をさせていただいておりますが、この分については御意見も踏まえまして、これから先ですね、当然この部分の協議がされると思います。その時に、ただいまのような意見も反映をしながらですね、しっかり発言をしていきたいというふうに思っております。御意見のように大規模都市、まあ政令市ではあっても、その部分だけの意見が通るというのはよろしくないかなというふうな思いをしておりますので、この分については、阿蘇郡は全て阿蘇郡市は入っておりますし、こういった部分でも横の連携を強くしながらですね、しっかりと意見を言っていきたいというふうに思っております。

はい、以上でございます。

議長（渡邊誠次君）　　ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君）　私は議案第16号、熊本広域行政不服審査会設置規約に反対の立場で討論を行います。

本議案は4月に施行される行政不服審査法に基づく第三者機関の審査会を、熊本市ほか11市町村で設置するものですが、本規約では委員の任命を熊本市長の独断に任せています。しかし、同じ法律のもと、総務省に設置される行政不服審査会の委員は、両議院の同意を得て総務大臣が任命するとなっており、立法府の関与が担保されています。憲法の予定する地方自治においては、共に住民を代表する長と議会が相互けん制、抑制と均衡によって緊張関係を保ち続けることが求められます。議会は、長と対等の機関として、その自治体の運営の基本的な方針を決定・議決し、その執行を監視し、評価する。すなわち議会は政策決定の機能と執行機関に対する監視・評価の機能を果たすこととなっています。今回の行政不服審査会のような大事な問題は、広域事業でやるからといって、議会の議決を省略していいものではありません。私が質疑でそのことを指摘しましたら、予定の10分の休憩の時間を上回る時間をかけて、いろいろ調べられておりましたが、要するに、それだけこの条文はおかしいんです。このようなおかしい条文を同文議決だからといって、とりあえず議会として議決しておいて、後から正せばいいというような問題ではないと思います。今、議会の良識がこれは問われると思います。私は、断固この規約については、差し戻

すべきであるということを申し上げまして、反対の討論といたします。

議長（渡邊誠次君）ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君）挙手多数でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君）日程第17、「議案第17号 小国町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求める。

総務課長（松岡勝也君）それでは議案集の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第17号 小国町過疎地域自立促進計画の策定について

小国町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、過疎地域の自立促進計画の議案第17号と右肩に書いてあります。その上にA4の資料の（2）というふうにお配りしております。これが全員協議会のほうでも説明いたしましたが過疎計画等の概要でございます。もう先日も御説明いたしましたけれど、この法律につきましては、27年度をもちまして過疎計画の期限が切れます。それに伴いまして、今回議会の議決を求めるというものでございます。今回28年度から5カ年の計画を策定するものでございます。17号と書いてあります、右肩に過疎計画自立促進計画の計画書でございます。これにつきましては、全体的な説明は先日お話いたしましたけれども、全体的な流れを説明いたしたいと思います。今回の計画に伴いますのは、熊本県のほうが今年1月18日付で過疎地域自立促進計画の方針を定めております。これをうけまして、熊本県下全市町村が過疎計画を策定し、今後県のほうに協議を受けて、市町村の承認を受けた上で、再度県に提出し、国にあげるというふうな流れになつておるものでございます。

今回の計画につきましては、全体的な流れを先日お話いたしましたけれども、基本的なこの計画の流れは、ページのほうで追っていきますと、まず1ページのほうではですね、お開き願いま

して1ページのほうに全体的な目次が、この計画の目次がずっと書いてあります。基本計画の目的の事項からずっとですね、10番まで、自立促進に関する必要な事項がずっとうたわれておりますし、ページの40ページからが自立計画の28年から32年の5年間ですね、事業計画が計画されております。最後のほうに、43ページから50ページが28年度ですね、計画をまとめておるというような計画書になっております。

基本的には、3ページのほうからがですね、主な計画の内容が書いております。3ページからが先日もお話しました全体の概要がずっと書いてありますし、4ページからが社会的な発展の概要、これまでの過疎の対策、今後の見通しがずっと書かれておりまして、5ページ、6ページが人口減少、人口の移動減少、人口減少傾向のまとめ。それから、8ページが財政状況ということでございます。9ページに地域の自立促進の計画の概要、基本的な概要をですね、ここで9ページ、10ページでまとめておりまして、12ページからがそれぞれの項目ごとの現況と問題点をずっとまとめて、そのあとにその対策と、そのあとに計画というふうにまとめております。平成22年からは過疎のソフト事業が認められるようになりますし、それにつきましてまとめておりますのが、40ページからが5年間のソフト計画をまとめております。総体的な事業のまとめといったしましては、縦のA3の縦版になりますけれども、44ページからがですね、28年度から32年度までの事業計画、年度計画をまとめております。これ、最後までまとめておりますのが、最終的に50ページのほうで全部まとめておるところでございます。一応5カ年計画の全体が101億1千400万円というところで、5カ年の全体概要というところで、今回計画しておるところでございます。うち、25億6千万円がソフト事業で過疎として考えられているという部分でございます。51ページから55ページが28年度分ですね、過疎計画の計画というところで、それぞれの事業と財源内訳をまとめております。55ページのほうでは、28年度の全体の過疎計画の全体額として、20億5千800万円ということで、今考えておるところが、全体が20億程度と。うち、ソフトでは5億4千万円をソフトで今後考えていきたいというところで今現在計画しているところでございます。

今回の過疎計画におきましては、前回までもそうでございますけれども、いろんな計画の内容の新たな追加、また大幅な変更等が生じた場合は、場合によっては議会の議決を得ながら、計画を見直すというふうになっておりますので、今の段階では5カ年計画は総合計画を基にしながら、その中で過疎計画として取り込める分をですね、今計画あげておるということでございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案17号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 小国町過疎地域自立促進計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第18、議案第18号から日程第19、議案第19号までは「町道路線の廃止及び認定」ですので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求める。

建設課長（佐藤彰治君） 朗読の前にあらかじめ配付してございます右肩に建設課資料1というのをございます。A3版の資料でございます。これをお手元に御用意いただきたいと思います。それでは、

議案第18号 町道路線の廃止について

町道の路線を下記のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

記としまして、路線番号517、路線名崩渕線、起点大字下城字築瀬、終点同じく大字下城字築瀬。続いて、路線番号650、漆金線、起点大字黒渕字漆金、終点同じく大字黒渕字漆金でございます。資料のほうで御説明をいたします。路線がですね、左下のほうに町道漆金線。それから、右側にですね、町道崩渕線、2路線を表示してございます、資料でございます。まず、崩渕線につきましては、全体延長275メートルの町道でございまして、昨年不幸にして事故が起きた路線でございます。元々国道の212号線の払下げ路線でございまして、現在町のほうで管理している道路でございます。今回、住宅が3軒ほどございます。山のほうの手当が済んでいる箇所までについてですね、後ほどの認定について認定させていただきますが、一度全線を275メートル廃止をすることをございます。

続いて、左下の漆金線でございます。これにつきましても、現在下滴水線の道路改良が済んで、旧道の残地という形で町道が残っております。情報課のほうで、今回先に町長が述べましたよう

に、第3駐車場というようなことで、鍋ヶ滝の計画がなされている箇所でございまして、この町道のちょうど三日月型に囲まれた部分ですね、内側のほうに駐車場を整備するということでございます。これに合わせまして、現在残っております漆金線146メートルを廃止をしたいということでございます。これから上のほうに町道続いて山手のほうに道路が出ておりますけれども、現道のほうは廃止をいたしましても、現在の道路が通行できるようにですね、道路の内側において駐車場を整備するということで考えておるとこでございます。

続きまして、

議案第19号 町道路線の認定について

町道の路線を下記のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。記としまして、路線番号517、路線名崩渕線、起点大字下城字築瀬、終点同じく大字下城字築瀬でございます。先に御説明しました、右のほうの絵でございます。崩渕線、275メートルのうち、約200メートルを改めて町道として認定するということでございます。

以上、説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第18号から議案第19号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番です。ちょっと簡潔にお願いいたします。町道の崩落したところ、下城ですね。廃止した場合の路線の管理というものはどこがするのかですね。そちらをちょっとお伺いいたします。

建設課長（佐藤彰治君） 道路法上の行政財産としてはですね、今回の廃止、御承認をいただきながら道路としての道路法の適用を受けないような状況になります。ですので、行政財産より普通財産というような形で、町有地として管理していくような形になるかと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

議案第18号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第19号 町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第20、「議案第20号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第9号）」から、日程23、「議案第23号 平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までは、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集の12ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第9号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、小国町一般会計補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成27年度小国町一般会計補正予算（第9号）

平成27年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8千224万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4千952万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができ

る経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、2ページの歳入から説明させていただきます。今回歳入歳出補正予算でございますけれども、歳入の主なものでございます。地方交付税を4千415万5千円の補正をさせていただきます。

その次の国庫支出金といたしまして、1億4千677万2千円。寄附金といたしまして、3千90万円。これはふるさとの寄附金を充当でございます。先ほど国庫支出金とございますけれども、あとでもちょっと出てきますけれども、これは地方創生の加速化交付金等のですね、国の補助金が大きく国庫支出金という形ででております。繰入金400万円。町債8千780万円。

次のページでございます。3ページ、4ページでございます。歳出でございます。歳出の主なものとしましては、総務費5千902万9千円。民生費2千230万2千円とあります。

次、農林水産業費、3千124万6千円。商工費888万9千円。土木費1億2千859万6千円。そのほか、マイナスで表示されておりますのは実績によるマイナスの補正でございます。一番下の、4ページの一番下の諸支出金といたしまして、4千829万1千円。これは繰出金でございます。

それでは、次の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。先ほど補正の中にもございましたけれども、今回地方創生の加速化交付金ということで、明許繰越、補正をした上で繰り越すというものでございます。今回、今、明許繰越の中でも書かれておりますように、総務費の小国ブランド確立事業、阿蘇地域若者雇用等連携事業、課題解決型自治体アライアンス事業、それと、農林水産業のジャージー牛乳販路開拓事業、循環型農業推進事業、小国杉販路開拓事業。それと商工費の阿蘇地域観光客受入促進連携事業、これにつきましては、加速化交付金ということで、国からの補正をいただきまして繰り越すものでございます。

そのほかの分につきましては、繰越しでございますけれども、その他の補正ということで、今回補正させていただきます。特に総務費の上から3行目の小国町情報セキュリティ強化対策事業、これにつきましては、マイナンバー制度の関連が非常に大きくございまして、町村の情報ネットワークとインターネットを分離するということを、全国的に国から言われております。そういうところで、国の補助金をいただきまして、今回補正して繰り越すというところでございます。

そのほか、土木費ではその他の維持事業の繰越し、町道改良の繰越し、これは町道明里線の橋梁ということでございます。それと住宅です。町営の倉原住宅の建替事業、これも、今回今年度

で繰越しで最後になりますけれども、4棟ということで補正をして繰り越すと、1億2千782万6千円ということでございまして、明許繰越の総額が3億9千649万2千円ということでございます。

それと、6ページが地方債の補正ということで、一応先ほど申しました情報セキュリティ対策の分を地方債と。それと町営住宅の建て替え分の地方債というのを今回追加するものでございます。その下の変更ということで、間伐材の供給安定化緊急対策事業、道路改良事業、防火水槽の整備事業、災害復旧事業と。これにつきましては、実績に伴います変更で、地方債をあげるものでございます。

それでは、全体的な歳入歳出のほか、12ページからが歳出の詳細になっております。12ページからの分を主なものを説明させていただきます。上から議会費、一般管理費とございます。ほとんどマイナスとでておりますのは、特に人件費関係につきましては、当初総務課に配属した分を実績で減額になったり、増額になったりしておりますので、その分が人件費につきましてはマイナスプラスがでておりますのは、そういった人件の、人事の異動等のですね、最後の補正ということでございます。

中ほど、総務管理では管財の補正が3千400万円でております。これは、財政調整基金の積立金400万円と、ネットワーク基金の積立金ということで3千万円。これは、ふるさと納税の納税金を基金で積み立てるものでございます。

その次、13ページ、14ページでございます。もろもろとしましては、13ページの上から3つ目でございます。電算施設でございます。情報セキュリティの強化対策設計の委託料と、小国町情報セキュリティ強化の対策事業の業務委託料ということで、設計をした上で業務を発注していくというものでございます。

そのほか、次15ページでございます。15ページが社会福祉費といたしまして、負担金補助金ということで、年金生活等の支援臨時福祉給付金ということで、3千600万円。これも繰越しでございます。その下の社会福祉サービス費、これも実績による増ということでございます。

それから、17ページでございます。農業費、農林水産業の農業費といたしまして、上から3枠目の畜産業費。先ほど申しました加速化交付金で、ジャージー牛乳の販路開拓補助金1千800万円。それと、一番下の枠の循環型農業の推進ということで、賃金の7からちょっとございます、14番まで。これは加速化交付金による繰越しの補正でございます。

18ページの下のほうでございます。林業費、林業振興費といたしまして、林業振興交付金、これは寄附金をいただきましたらそれを森林組合のほうに交付するということでございます。その下の小国杉販路開拓事業補助金。これは先ほど言いました地方創生の加速化交付金ということでございます。3千万円。

19ページでございます。上から2枠目の観光費、阿蘇地域観光客受入促進連携事業負担金と

ということで、これも地方創生の加速化交付金ということで、866万5千円でございます。土木総務費といたしまして、補正が負担金及び交付金ということで、これが県道の改良の負担金の増と、主なものでございます。土木の橋梁費の道路維持費といたしましては、昨年からの大雪の除雪作業委託料ということで、600万円の増額の補正ということでございます。

20ページの中ほど、住宅建設費といたしまして、工事請負費1億2千万円。これを先ほどいきました繰越しで倉原住宅の建設をするというものの工事の補正でございます。

21ページにつきましては、主なものは実績によります増減額でございまして、22ページの繰出金といたしまして、4千829万1千円。これにつきましては、国民健康保険の特別会計繰出金、法定外分が4千549万5千円と。介護保険の特別会計繰出金が、法定内ということで279万6千円という歳出になっております。

主な今回のですね、補正ということで、全体的には5.4%の補正、前回の額より5.4%の増額ということで、最終的に54億4千952万5千円という補正をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは、議案集12ページをお願いします。下段でございます。

議案第21号 平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、議案第21号をお願いいたします。平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。それでは、1ページをお願いします。

平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算

平成27年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4千638万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億174万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。5ページをお開きください。歳出の主なものは、2の保険給付費、3千700万円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、今年度療養給付費がかなり伸びておりまして、その分の増額をお願いしているものです。それから、共同事業拠出金のところで、保険財政共同安定化拠出金1千300万円の増額をお願いしております。歳出合計は4千638万9千円でございます。

それでは、続いて歳入です。4ページをお開きください。4ページの主なものとしましては、国民健康保険税を1千900万円の減額にしております。それから、療養給付費等交付金1千万円の減額としております。

それから、県支出金は2千800万円の増額、また共同事業交付金も1千400万円の増をしておりますが、こちらについては療養給付費が伸びたことにより、歳入も増額になったものでございます。それから、一般会計の繰入れ、4千549万5千円としております。この中には、法定外繰入れ4千500万円があります。今年度につきましては、国ほうも国民健康保険の安定化として1千700億円の保険者支援制度の拡充がなされました。それとまた、国保連の積立金の歳入もございました。そして療養給付費のほうについてもですね、どのような状態、もう中止をしておりましたところでございますが、今回医療費が伸びておりますことから、歳出に対し、歳入が貢えませんでした。ですので、歳入が不足する分を一般会計から4千500万円の法定外繰入れをお願いしているものです。

以上、説明を終わらせていただきます。

続いて、議案集13ページをお願いいたします。上段です。

議案第22号 平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、議案第22号の平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。1ページをお開きください。

平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度小国町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6千23万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千33万1千円とする。失礼しました。10億3千33万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

では、5ページをお開きください。歳出のほうから説明させていただきます。歳出の主な歳出は保険給付費でございます。介護サービス等諸費の増額がございまして、そちらを6千73万4千円上げさせていただいております。

それから、4ページをお開きください。歳入でございます。国庫支出金が3千675万6千円、支払基金交付金が1千517万円、県支出金が550万9千円、繰入金が279万6千円、総計の6千23万1千円でございます。こちらは、先ほどの歳出の保険給付費等が増えた分、国、県、それから町も歳入の増になっているものでございます。

以上、説明を終わります。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集の13ページ下段のほうをお開きくださいませ。

議案第23号 平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、集落排水事業特別会計補正予算書をお出しくださいませ。まず1ページです。

平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ337万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千38万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、予算書に沿って説明させていただきます。説明のほうは、ページの4ページのほう

で説明させていただきます。平成26年度からの繰越金でございます。337万5千円。今回、この繰越金につきまして、積立金といたしまして、農業集落排水事業償還基金積立金に補正するものでございます。

以上、簡単でございますけれど、補正の説明をさせていただきました。以上です。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。3時40分から再開をいたします。

（午後3時28分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時40分）

議長（渡邊誠次君）　これより、議案第20号から議案第23号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君）　8番です。一般会計補正予算ですね。この歳入のほうの10ページ。16の寄附金、一般寄附で、ふるさと寄附金ですかね。これは、歳出のほうでは先ほどネットワーク基金か何かで出ていましたかね。累計でどのくらいかおわかりでしょうか。大体でいいですよ。まだ途中だろうからですね。

政策課長（清高泰広君）　ふるさと寄附金につきましては、11月からですね、新しいインターネットを使った申込みとかがありまして、その4月から以降で、大体今6千万円ちょっとぐらいになってきております。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君）　地方創生加速化交付金についてですけれども、ここに杉アロマオイル商品化とありますけれども、これは政策課のほうから森林組合にお願いしたんですか。森林組合のほうからやりたいということであがったんでしょうか。

政策課長（清高泰広君）　この件につきましては、加速化交付金の話が持ち上がってからですね、森林組合と協議して、森林組合のほうからある程度メニューを出していただいて、それを打ち合わせてきました。

4番（高村祝次君）　この前懇談会の時ですね、私たちも理事でありながら初めて聞いたわけですから、これはおそらく北海道の下川町ですか。あそこは以前からやっているとかいう話を聞きましたけれども、森林組合の参事の話では、北九州との連携によって話がなったというような説明も聞きましたけれども、果たして商品化ができるようなことに、600万円でなるのですか。

産業課長（瀧谷洋典君）　はい。この資料のほうにもですね、杉アロマオイルの商品化ということで、600万円計上させていただいております。現状を申しますと、現在も杉アロマは森林組合のほうで作られております。その中でですね、現在は化石燃料の灯油ボイラーを熱源としたですね、水蒸気による蒸留法とかにより、作られていますけれども、そういうものを今回のこの事業を利用いたしまして、地熱を利用したですね、蒸留方法ができないかとか、併せて真空乾燥機

を用いた抽出方法なども検討するということ。それとまた、商品開発と合わせまして、産官学連携による杉アロマのですね、多面的な効果といいますか、精神の集中力であるとか、安定性であるとか、そういった効能を実証分析研究をしていただいて、そういったものを前面に打ち出して、商品開発と合わせて広報宣伝活動して、販路をですね、開拓というものを検討していきたいというふうに考えております。また、商品開発におきましては、北九州の業者さんともちょっと連携しまして、アロマ以外にもですね、フローラル水であったりとか、石けんなどにですね、そういうものを混ぜて商品ができるかというような検討も行う予定にしております。

6番（時松唯一君） 6番です。そういう話であればですね、その森林組合等もいいんですが、関係、そういう大学等のですね、関連大学、そういうところと協議をしながらですね、そちらのほうから進められたほうがいいかなと。それと、今同僚議員がおっしゃったようにですね、森林組合では何も聞いていないというと、私たちも聞いていると何だろうなというような気がいたしますけれども、そこら付近は組合のほうとは話はきっちりとできているんでしょうかね。

産業課長（瀧谷洋典君） はい。これは全員協議会の時にも申し上げましたとおり、国からの話が下りてきて、計画書を練り上げるのに時間も少なかったということは言いましたけれども、その中でも森林組合とですね、政策課、産業課のほうで、この内容の検討については十分協議は行つております。

6番（時松唯一君） 6番です。十分審議とかですね、協議をしたということですけれども、そのした協議内容がですね、実にならないと、なかなか厳しいんじやなかろうかな。実際その、じゃあ森林組合等の理事さんは知らないということであればですね、これはいささか、その協議をしたとは言えないんじゃないかと思いますけれど、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 結論はですね、これからまた深めていく部分が大事だろうというふうに思いますが、まずスタートについては、やはり小国ブランドということで産業面で今回は力を入れていきたいというのがスタートでありました。林業部門であったり、農業部門、特に酪農の部門、そういった部分に力を入れていきたいということでスタートしました。その前については、幅広く柔軟に何でも使いやすい交付金という動きが最初はありましたから、28年度にも使えるであろう、幅広い事業を幾つか個人給付も含めて、そういった部分を検討していきましたところ、国、県からそういったものには使えませんというふうに、非常に限られた分野になってきました。そういう中で、そういう決め事が最近になってわかつてきましたので、特に、じゃあそれであきらめる自治体もありましたけれども、小国町は産業分野で特化してやっていきたいと。それであれば、もちろん振興局とも協議しましたけれども、認められるんじゃないかということで検討しました。そういう中で、団体の森林組合さんとも協議をして、その先方の団体の中でちょっと連絡がですね、行き届いていなかったのではないかというふうに思っております。町としては、しっかり組織対役場ということで協議をさせていただきましたものですから、組織

のほうがですね、役員会等も聞く部分も、そういった時間的な部分もあったやに、これは想像されますけれども。先日役場と森林組合の理事さんとの実は懇談会がありまして、一定の御理解はいただけたのではないかというふうに私は思いました。

以上です。

議長（渡邊誠次君）ほかに。

3番（北里勝義君）3番、北里です。今回一般会計補正予算に計上されております、地方創生加速化交付金ですね、これについておたずねをいたしたいと思います。

この中で広域連携事業ということで、阿蘇地域若者雇用等連携事業、阿蘇地域観光客受入促進連携事業、それから課題解決型自治体アライアンス事業、この3つの事業が広域連携事業として計上されております。この3つの事業のですね、事業主体はどこになるのかをおたずねいたしたいと思います。

政策課長（清高泰広君）広域の阿蘇地域若者雇用等連携事業、これと阿蘇地域観光客受入促進連携事業、これにつきましては元々阿蘇地域振興局のほうからの呼び掛けに応じまして、7つの市町村が参加する形になっております。そういった意味で、一応代表市町村としては、阿蘇市が現在のところ係になっていただいておりまして、今後いろんな関係団体さんと、そのあたり事務局をどうやって進めていくかを進めていくことになると思います。

それともう一つ、課題解決型自治体アライアンス事業、これは北海道の下川町がまず声を掛けまして、これにニセコ町、岩手県の二戸市、鳥取県の北栄町、そして小国町と岩手県の葛巻町ということで、6つの市町村が連携していわゆる環境モデル都市絡みで、再生エネルギーを今後地域づくりに活用していこうと自治体が集まって、勉強会なり新たな政策提言をやっていこうということになっていますので、とりあえず今のところ下川町が中心になって、事業を行っていく予定になっております。

町長（北里耕亮君）ただいまの発言のとおりであります、特に上の2つについては、これから中心になるような組織を議論されるとは思いますが、もう既に事務レベルで話がきているのがデザインセンターのほうが、やはりこういった事業については、今までの経験もありますし、これからもインバウンドの観光とかいう部分も、デザインセンターの目的と合致している部分がありますので、そのあたりはデザインセンターも中心的な役割になるのではないかというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君）3番、北里です。私もデザインセンターあたりがですね、事業主体になっていくのかなというような気持ちをしておりました。この加速化交付金の中で、いただいた資料の中で、KPIの設定と、PDCAサイクルですね、この実施が必須ということで掲げてあります。これを設定をどの事業にされて、またPDCAをどのように実施していくのか、何か取組のお考

えがあつたらおたずねいたしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） KPIにつきましては、地方創生の総合戦略にもあげてあります、個々の事業につきましても、それぞれにKPIを設定することが必要とされております。ですのでそれぞれ単独の事業にしても、広域の事業にしても、それぞれ幾つかのKPIが設定されております。例えば広域の観光であれば、KPIとして外国人の受入れ者数がどのくらいになったかとか、観光客の入込数がどのくらいになったとか、こういったところをそれぞれの事業で設定しております。PDCAサイクルとしましては、毎年このKPIを検証する場を設ける必要がございます。小国町の場合、地方創生総合戦略を策定する時に、策定委員会を開催しております、できれば委員の皆さんにですね、1年後のKPIの状況を確認してもらうことを行っていきたいなと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私もまず地方創生の加速化交付金について質問します。幾つか重なるところもあると思うんですが、まだ聞かれたのとちょっとまた違う形で質問します。

単独事業として、小国ブランド確立事業と、あと小国杉の販路開拓、そしてジャージー牛乳の販路開拓、循環型農業の推進という4つの分野で加速化交付金を活用するということで、資料もいただいております。そこでまず、小国ブランドの確立事業で、ブランド確立アドバイザーの雇用ということが言われておりますが、まず、どういった方を雇用していくのか。ブランド確立というのはもう現時点である程度の想定があるのか、それともこのアドバイザーの方にそういうブランドイメージなんていうものも、一から作ってもらおうと思っているのか、説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それは大きく2つ目的があります。ブランドというのをまっさらの状態からですね、何か小国町の資源をこう見つけて、もしくは野菜や何かを見つけてという部分は、なかなか難しいというか、それは少し時間がかかるものもあるかと思います。まずは、既に小国のブランドのもの、野菜やもちろん小国杉の部分もありますけれども、観光のイメージの部分、そういったものをまた伸ばすために、じゃあどういうプロセスをしたらいいかというような部分で、こういったことを考えてあります。ただ、実は私この部分に少し意見を言ったんですが、そういう中でも、まだ小国町というのは底力というのか、そういう部分もあるんじゃないだろうかということで、新しい、何かまだ皆さんの目にはないような部分もですね、発掘されていないような部分も、ちょっと脚光を浴びさせるような形で何か浮き上がらせるようなことはできないだろうかというような部分も考え、少し欲張りかもしれません、考えていきたいというふうに思っております。ちょっと言葉足りずですが、何か補足があればお願ひします。

政策課長（清高泰広君） 今回のブランドはですね、地方創生の加速化交付金の中ではほとんどジャージー牛乳と小国杉にある程度焦点を絞っておりますですから、そこのあたりの小国ブランドを中心に、やっていきたいなということが中心になっております。そのために、ある程度イ

イメージ戦略的なところもですね、非常に今回のアドバイザーには期待したいと思っておりまして、先ほどのアロマとかいうのもですね、多分高額にできる商品ではないと思いますが、小国杉のイメージですね、木の香りとか、そういったものはですね、これから先木を売る時などにも非常に有効な手段ではないか思っておるものですから、そういったトータル的なイメージづくりのためのですね、アドバイザーという形で、アドバイザージャなくデザイナーという形で作っていきたいなと思っています。

5番（児玉智博君） どういう人なのか。

政策課長（清高泰広君） 一応ですね、ただいま地域おこし協力隊を募集しております、その中の一人をですね、ある程度デザイン力がある方がちょっと見込めそうですので、その方を専任にですね、そして森林組合とか農協さんと一緒に話し合いながらですね、戦略を立てていきたいなと思っています。

5番（児玉智博君） じゃあ、地域おこし協力隊としてきてもらうという形であれば、そのじゃあ、任期はその地域おこし協力隊の任期の範囲内でアドバイスをしてもらうということですか。

政策課長（清高泰広君） 基本的に地域おこし協力隊がですね、特別交付金の対象になるのは3年間でございます。ですので、想定として3年間です。ただ、今回このうちの3年間のうちの1年間は、こちらの加速化交付金のお金を使いたいと思っています。それと、地域おこし協力隊の次の目標としては、その方が小国に定住されてですね、小国で生業、仕事をですね、やられていくというのが最終的な目的でございますので、できればその方はその後もですね、そういったたぶんデザイン関係の仕事されると思いますので、協力隊が終わった後もですね、協力、いろいろなフォローをしていただきたいなと思っています。

5番（児玉智博君） それはあの、もう既に小国町でもデザイン関係の仕事をしている方もいらっしゃるかと思うので、なかなかですね、競争が生まれるのかなというような気もしています。

今、そのブランドイメージの中に、杉アロマも一つ含めるというふうに答弁がありました。ということは、この杉アロマオイルの商品化について、同僚議員からも指摘があったとおり、600万円の予算がかけられているわけですけれども、じゃあ、その杉アロマオイルというのは、そのブランドイメージを確立していくことが目的であって、600万円かけて商品開発はするけれども、特に採算とか、もうけを目的としていないということでよろしいんですかね。

政策課長（清高泰広君） いえ、別にですね、その杉アロマをイメージアップのためだけではなくて、それ自体もうまくやれば、商品として十分に今後なり得るものと考えておりますので、それはそれで事業性を図ったいきたいなと思っています。

5番（児玉智博君） 私ですね、あまりもう、アロマとかそういうものにこれまで興味は持っていないんで、詳しくはないんですけど、ただあの基本的にですね、イメージとしてアロマといえばオリーブであったりとか、あとツバキ油、それとかいろいろオレンジとか、アロエとかある

と思うんですけど、私のイメージ、個人的イメージなんですかね、体に元々こう取り込むもののイメージというのがあるんですね。杉といえば、あくまで建築のものであったりとか、昔でいえば、風呂の杉の葉で風呂のたき付けにしたりとかいって、あまりその体に取り入れるというイメージがないんですよね。そういう中で、やっぱりアロマオイルというふうに売り出していたら、そういういろんなオリーブとか、そういったメジャーなものとですね、競争していかないとならないと思うんですね。同じ土俵で戦えるだけのそういうブランドイメージが、そのためにアドバイザーを雇うのかもしれないけれども、そういう厳しい、そういう市場に放り込む中で、だいたいどれぐらいの採算を見込むんですか。

町長（北里耕亮君） 実は先日、先ほども言いましたように森林組合の理事の方との懇談会の時に、私も実はそのアロマ、初めて嗅がせていただきました。香りであります、非常に杉のいい香りがするものであります。ほかのオイルというか、こう塗ったりじゃなくて、香りの部分であります、それを熱するとですね、より香りが広がるというような部分で、私も下川町に行った時は、シラカバですか、それまあ北海道ですから、そういった部分であちらはあちらで非常にいい香りはしていましたけれども、杉のアロマを嗅いだ部分については、非常にいい香りだったなという、これは個人的な感想ですが、もちました。何かあの、嗅いでいただく機会があればですね、またさらにイメージがわくのではないかというふうには思っております。

産業課長（瀧谷洋典君） 今町長の答弁の中にもありましたように、先日のですね、森林組合理事さんとの懇談会の中でも、そういった地熱を利用しての蒸留研究をする中で、ハーブとか、ほかのローズマリーであったりとか、そういったのも混ぜたですね、アロマ作りというのも検討していくということで、そういった中で今度のこの600万円の予算の中では、人材育成部門ということで、アロマブランドを高めるためにですね、人材育成を行うということで、それはどういったことかといいますと、アロマ、あれには検定というのがあって、アロマ検定の1級とか2級であったりとか、アドバイザー、インストラクター、そういった人を育成していくことで、そういった小国杉のアロマブランドというのも高めていけるんじやないかというふうに考えておるところです。

5番（児玉智博君） あのですね、だから私が聞いたのは、ただのこのブランドイメージを高めるための一環としてやるのかと言われたらそうじゃないと。ちゃんとその商売として、採算も作っていきたいというような旨の答弁があったからですね、だったら600万円もかけて国からの交付金とはいえ、やるというからですね、じゃあ、どれぐらいの商売にしていくつもりかと。採算を何年後には大体何百万ぐらいのこ、収益をあげようと思っていますというようなことをですね、森林組合さんから聞いていないかというふうな意味で聞いたんですけど、じゃあ森林組合さんはそこまでは考えていないということですかね。

産業課長（瀧谷洋典君） すみません、そういった収益までのですね、試算までは詰める時間もご

ざいませんでした。先ほど政策課長のほうも言われましたように、この事業はまだ国からの正式な確定はまだでおりません。短時間で計画を取りまとめたことがありましたんで、こういった計画になっておりますけれども、もしこれが国のほうで認められればですね、明許縛越しで28年度で事業実施していきますけれども、その中で、再度そういった収益性なども詰めた時にですね、若干こういった事業費も動く可能性はあるということは申し上げておきたいと思います。

5番（児玉智博君）　　はい、わかりました。でもですね、私が思うに、林業を活性化していくというためには、やっぱり木をですね、本来の目的のその材木として、消費を拡大していくということが必要だと思います。杉の葉というのは、元々その活用されていなかった杉の葉を生かすという部分で、非常に大事なことではあるけれども、なかなかですね、もう山主さんとか、あるいは働く山林労働者の方たちのですね、所得を上げていくためには、やっぱり出荷される杉の量を増やしていくことを考えないといけないと思うし、やっぱりその流通をですね、どうすればよりこう小国杉が建築材として使われるかということを考えることが大事だと思うんですよね。であれば、ここにこの一緒にですね、考えられているWOOD.ALCの普及を図ると、今これが森林組合も特許申請をされているというふうに聞いておりますけれども、そのために大阪の営業拠点をもう構えてやるということで、まあ3年間考えていらっしゃるということですけれども、まあこういう部分にですね、もっとこう、同じ600万円でも予算を割いていったほうが私は将来的にやっぱり販路拡大というのにはつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。

そして、もう一つ最後にですね、循環型農業の推進というふうな部分で、農産品直販所の運営及び販売促進費ということで、予算がこれは880万円ほど上程されておりますが、ここで書かれている事業内容は、野菜の生産量を増やすとともに、ハーブや薬草などの販売品目を増やして、売上げの增收を、薬味野菜の里の增收を目指すというふうに言われておりますけれども、大体その目標として、販売量をどれくらい増やして、また販売品目をどれくらいの品目まで高めていくというような計画はされているんでしょうか。

産業課長（瀧谷洋典君）　　この循環型農業の推進ということで、この事業をですね、この加速化交付金事業に入れさせていただいた経緯というのは、町が単独で行っておりましたこの循環型農業という取組が、この加速化交付金事業の趣旨にマッチしたといいますか、この事業にのることができるような取組内容であったということで、この事業をこの交付金事業にいれさせていただいたという経緯がございます。ですから、この予算というのは、28年度予算の前倒し的な意味合いが強うございます。ですから、新たに何かをするという計画はないんですけども、この中でやはりKPI、先ほど話が出ました評価指標というものを立てなくてはいけませんので、一応31年度を目標にですね、販売、薬味野菜の里での売上高を約2千万円を目標に拡大していこうというような目標は立てております。

6番（時松唯一君）　　6番、時松です。今の説明からいけば、その循環型農業の推進で、薬味野菜

でハーブ、薬草等を取り扱っているわけですよね。実際もう薬味の里では、ハーブを使って紅茶も販売していますし、オリーブ、いわゆる天然オイルとかですね、香水みたいにやることもやっています。だとすれば、やはりそういう薬味の里と連携をして、この森林組合の杉アロマオイルですかね、こういうことも考えざるを得ないのかなと。で、やらないよりやったほうがいいんでしょうけれども、たぶんやっぱりそこらふきんの煮詰めた協議をしっかりとやらないと、これはこれ、これはこれ、ということで結果的にまとまりがつかなくなってしまうというような気がしますが、いかがですか。

産業課長（瀧谷洋典君）　　はい。おっしゃるとおりだと思います。この薬味野菜の里もオープン当時はですね、高齢者の方が庭先で作るプランターでハーブ栽培とか、そういったものも商品化できなかいかということでスタートしたんですけども、実際今のところ、かなりそういったハーブ、薬味野菜のですね、生産というのがかなり落ち込んでおります。ですから、そのへんをもう一度ですね、生産者の方に話をして、そういった生産も取り組んでもらえるような形をして、そしてそういった杉アロマあたりともですね、連携ができるような取組ができればというふうに考えております。

6番（時松唯一君）　　6番、時松です。だとすれば、やはり薬味の里のですね、ハーブの販売が落ち込んでいる。で、落ち込んでいたとしても、実際製造している方がいらっしゃいます。一つはやはり行政として、そういう助成というか助言ですかね、そういうものを通じて販売路をやはり生かしていくというのが、行政の役目じゃなかろうかなと思いますので、私も実際ハーブを植えていますけれども、本当にいい香りがしますし、できましたらその森林組合さんのどなた、理事さん等の中で、アロマを通じて、通して一緒に作るということであれば、その方が熟知しているかどうかですね、そこらへんもしっかりと協議する必要があるかと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君）　　ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君）　　町営住宅建設費ですかね、1億2千万円あがっていますが、これは工事だと思いますが、工事管理委託費というのには設計も入っているんですかね。

建設課長（佐藤彰治君）　　設計のほうは入っておりません。これは平成26年度に設計業務の委託を出しております。ですので、既に全体的な設計は完了しておるところでございます。年次で工事2カ年にわたりまして、27年度、昨年6棟、今年度4棟というようなことで計画、失礼しました。今年度6棟、来年度4棟ということで計画しておりましたが、国の補正によりまして今年度前倒しという形で、平成27年度に今回補正を要望したところでございます。ですので、設計のほうは入っておりません。

以上です。

9番（熊谷博行君）　　私の記憶では、前回の入札では6棟分しか出ていなかったと思うんですが。

それと、今度のこの図面もそうなんですが、こないだ議員さん皆で視察に行って、あんまり評判のいい家じゃなかったんですが、でも前の時にOK出したんでしょうと言ったら、横からの図面が無いという話でしたが、全くこれもまた横からの図面もありませんが、いかがですか。

建設課長（佐藤彰治君） 今日は議員さん皆さんに一応内覧という形で現場のほう見ていただきましたので、今回の資料としては断面図、立面図等の図面は添付はしておりません。今回建設する4棟について全体配置図等で御説明をさせていただこうかなというところでおったものでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） いや、あの前回設計は6棟分と私は聞いていましたが、どこか変わったんですか。

建設課長（佐藤彰治君） いえ、前回全部10棟とも設計を終えております。建物のタイプはですね、全て同一でございます。10棟とも。あとは配置の違いでございまして、あと設備関係ですね、外周の。それから今回は最終、まあ2ヵ年計画での最終年度でございますので、外周の排水工事、それから舗装工事、一部給水管、排水管の設備工事というような工事が入ってくるところでございますので、全体の配置図として最終年度として見ていただくために、配置図をつけさせていただいております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 私の聞き違いということで、もう少し私も確認して、また質問いたします。

建設課長（佐藤彰治君） 多分6棟分のですね、発注をした経緯が、当然27年度にしておりますので、その6棟分についてはですね、設計書を6棟分で作成をしております。しかしながら、残りの4棟についてはですね、当初計画28年度を予定しておりましたので、その分の設計書についてはですね、きっちとした形での整備はしておりません。ただし、設計のほうは全て26年度で完了しておるところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） ということは要するに、入札はかけてなくて、随契で当初設計のコンサルにきていただいたということですね。

建設課長（佐藤彰治君） いえ、設計のほうは入札をしております。で、工事監理のほうはですね、27年度において監理していくますので、その分につきましては随意契約をしております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 社会保障税番号制度費について質問いたします。いわゆるマイナンバーカード関連の事務交付金ということで、補正予算が組まれております。システム改修費負担金ということで減額補正も同時にされていますので、99万6千円減額補正をされた上で、新たに個人番

号カード関連事務交付ということで、151万2千円追加補正がされているということあります。この補正がされたということは、要するに個人番号カードの申込みというのが増えてきているということでありましょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回151万2千円のですね、追加で繰り越すということは、事務的に進めておりますけれども、やはり年度内にですね、ちょっとかなり申込みが急激に増えてきております。そういったところで、繰越しを今回させていく、負担金については、全体精算でマイナスでございますが、事務交付金として、151万2千円を追加した上で、今回新たんですね、システムの改修も行っています。そういったところで、事務の交付金をいただきましたので、年内には消化はちょっと無理ということで、もう交付金をそっくり繰り越すというようなことでございます。

5番（児玉智博君） わかる範囲で結構なんですが、直近でまとめているだけの数字でどれぐらいの申込みがあって、どれぐらいの枚数の発行をしているかということをお答えいただけますでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今現在ですね、ちょっと把握しているところでいきますと、今約100枚ぐらい発行ができておりまして、申込みがもう500枚、500通、申込みが出ているということですので、この500枚ですか、400枚分が今からどつとこちらのほうに申請がきて、それから各家庭に出しますと、いっぺんに来られると、今度は窓口がですね、結局もう住基システムのほうは1台しかありませんので、非常に混み合うということで、ある程度こう段階をおきながらですね、はがきの通知を出していくというようなことで考えていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 熊本市のですね、ニュースが、そのマイナンバーカード関連でのテレビで報道されていましたが、まあ大体それと同じぐらい、人口の1割弱とか、それに満たないぐらいの数字なんで、小国も同じぐらいだなというふうに感じたわけですけれども、やはりですね、この間、いろいろ全国でも問題も起きているんですよね。パソコンでカードを申請したところ、申請者の写真が貼られたマイナンバーカードに、全然知らない別の第三者のですね、住所と氏名とが記載されたカードが自治体に届くとか、まあそういうかなりですね、ミスが起こっているというふうにも聞いておりまし、やはりですね、一つはやっぱりその個人情報カードですから、個人番号だから、他人に知られたらいけないわけですよね。そういったことについての、住民、あるいは子どもも含めて、啓発も同時に町が行っていくべきじゃないかというふうに思います。

ある共産党のですね、参議院議員の方の娘さんが、高校1年生らしいんですが、そのお子さんの学校ではですね、女の子たちの間でマイナンバー占いといって、「わあ、誰々ちゃんのマイナンバーはこれは運がいい番号しているよ」とかいうような会話が日常的にこう飛び交っているらしいんですね。それは何でそういうことになるかというと、国も含めて、行政のこういうやはり

重要な個人情報だから人に知られたら駄目なんだという、そういう啓発が行き届いていないから、そういうことも起きることになると思うんですよね。携帯サイトなんかでも、自分のマイナンバーをこう、入力させて、占いをするとかいうようなこともありますから、これはもう全世界に向けて筒抜けになるようなことだと思うんですよね。やはり、きちんとそういった啓発に対する予算も今後計上していくべきではないかと思いますが、そういった考え方ございませんか。

総務課長（松岡勝也君） 一つはですね、やはり今御質問あったように、新聞等にも出ております。

結局通知カードをそのまま自分でスマートフォンで写真を撮って出すという形で、結局流れ作業になってしまって、国のはうではそれを受け、写真と情報が違うけれど発行してしまうというような単純なミスも実際発生しております。ですから、非常に重要な個人番号でありますし、通知カードを保存している方も含めてですね、非常に単純なところに保管しないように、普通に学生さんでも持っていますので、そういった簡単に持ち歩くようなものではありませんので、そういったところも含めて、啓発をですね、いろんな紙ベースまたはネット、テレビ等を通じて、長くですね、啓発をしていく必要があるなと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

議案第20号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第21号 平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第22号 平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）に

について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第23号 平成27年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第24、議案第24号から日程第32、議案第32号までは、平成28年度小国町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算でありますので、一括して議題といたします。

ここで、北里町長より平成28年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） それでは、ただいま議題となりました部分について、平成28年度予算についての施政方針を示させていただきたいと思います。

あらかじめお手元に、総務課（資料4）というふうに右肩にありますA4版の紙を御覧になつていただきたいというふうに思います。ただ、ページ数が12ページまでありますものですから、少し省く部分もあるかと思いますが、御理解いただきたいと思います。

まず、予算の概要についてであります。本町の財政状況は、歳入では町税の微増は見込まれるもの、大幅な増額は見込めず、歳出では特別会計への繰出金や、補助費などが増額となる見込みであり、依然として厳しい状況が続く見通しで、これらの要因から不足する財源については、財政調整基金などの基金からの繰入れに頼らざるを得ない状況となっております。このような状況を踏まえ、平成28年度当初予算につきましては、国庫補助金などの特定財源などの歳入確保に努めるとともに、義務的経費以外の経費の削減に取り組むなど、町の更なる成長と発展に向け、創意工夫を重ねて予算編成にあたりました。少し読ませていただきます。

一般会計の予算は、47億6千300万円という総額になっております。平成27年度肉付け後の予算と比較して、5千950万円減となっています。歳入面ですが、町税が全体で対前年度119万、すみません、これちょっと違いますね、単位が。失礼しました。1千193万円増と見込んでいます。個人町民税が前年度200万円増、法人町民税が前年度100万円減、固定資産税は前年度1千万円増、軽自動車税は100万円増、たばこ税、入湯税は前年度並みと見込んでおります。地方譲与税は前年度並み、地方消費税交付金は消費税増税に伴う前年度の実績を踏まえて、対前年度3千100万円増と見込んでおります。地方交付税は、平成27年度国勢調査による人口の減少が普通交付税算定に影響しますが、国が前年度に引き続き、人口減少等特別対

策事業費などを計上し、地方交付税の総額を前年度並みの額で確保していることを踏まえて、対前年度500万円減と見込んでおります。分担金及び負担金は前年度並み、使用料及び手数料は鍋ヶ滝公園の入園料が増とし、全体で対前年度1千604万円と見込んでおります。国庫支出金は全体で対前年度4千158万円減と見込んでおります。

ちょっとこれずっと読んでいきますと、まあ、最後のここまで読ませていただきます。児童手当負担金900万円減、臨時福祉給付金給付事業費・事務費補助金の1千580万円減、社会資本整備交付金の927万円減などを見込んでおります。以下、県支出金はこのようになっており、次のページをお願いいたします。

寄附金は先ほど若干話題にはなりましたが、ふるさと寄附金3千800万円増とし、全体で対前年度3千900万円の増と見込んでおります。繰入金は、ちょっとここは大事なので読みます。財政調整基金を8千346万円、庁舎建設基金1千万円、地域福祉基金3千600万円、ネットワーク事業基金2千765万円など予定しており、全体で対前年度9千577万円減と見込んでおります。町債は、臨時財政対策債が対前年度比1千万円減、総務債1千270万円減、民生債、これはそれぞれの分野ごとの起債です、1千980万円増。衛生債5千920万円など、全体で対前年度比27年度肉付け後の予算との比較では、4千590万円増と見込んでおります。以下、特別会計はこのようになっております。

では3ページ、ここも少しかいつまんでお話をさせていただきたいと思います。平成28年度小国町の主な取組として、総務課であります。財政としては、ただいま歳入のほうお話をしましたけれども、大変厳しい状況でありますが、小国町総合計画を基礎とし、各種事業計画等との進行管理や整合性の確保を図ります。同時に国の経済対策や財政運営の動向をしっかりと注視しながら、効果的効率的な視線に立った財政運営や、独自の改革に向けた方向性を示すことに努めますというふうになっております。また、財産管理の部分でありますけれども、町の大切な財産であるとの認識のもと、町有財産を適正に管理するために引き続き資産情報のシステム管理による財産の台帳整備を行いますと。町有林についても、明確化作業を行いますというふうに書いてあります。選挙制度については、18歳に引き下げられるということが書いてあります。

次のページ、政策課であります。引き続き地方創生ということで、ここは大事な部分であります。小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けて、各関係課の施策・事業の進行管理を行っていきます。一昨年度の先行型の交付金、上乗せ交付金に引き続き、27年度は先ほど可決いただきましたが、補正予算の加速化交付金を活用し、まち・ひと・しごとの好循環を進めます。地域おこし協力隊制度の活用や、移住・定住者の受け入れ窓口機能の強化を図り、さらに人の流れが促進される仕組みを作っています。環境モデル都市、26年の12月に作成した、環境モデル都市行動計画に基づきます。行動計画も、再生エネルギーの活用による地域活性化の道を探っていきますと。具体的な取組といったしましては、一部御案内かと思いますが、小国公立病院、

そして、老人保健施設、役場に木質バイオマスボイラーの設置を行います。次に、地域公共交通でありますけれども、昨年試験的に運行した大津直行バスの試験運行を重ねて、ちょっと書いてありませんが、今度は観光客の流入も視野に入れた、本運行の可能性を探っていきます。また、産交バス、日田バスの乗合バス運行の赤字補てんとしてというふうに書かせていただいております。ふるさと納税では、申込みの方法の変更、返礼品の充実を図り、一定の効果が出ています。本年度は、発信する情報の充実や、返礼品提供事業者の支援などにも力を入れて、寄附金額の増加を目指すとともに、地域特産品のレベルアップにもつなげていきます。

次、情報課でありますけれども、商工観光の欄を御覧ください。小国町商工会と連携をとりながら、引き続き空き家対策事業、商工事業者の支援を行います。鍋ヶ滝は、小国町の新たな観光地としての定着をし、懸案の駐車場整備事業を行い、地元の生活と共生する観光地づくりを目指していきます。加速化交付金を活用し、阿蘇郡内の市町村と連携した広域事業を行います。また、これ仮称であります、小国町観光協会の設立に向けて関係団体と協議を進め、小国町観光の総合窓口の整備に着手します。

産業課であります。5ページです。農業振興としては、昨年と同様でありますけれども、米関係では経営所得安定対策事業の直接支払い交付金が今年度仕組み替えがありました、それが削減されておりました。かわりまして法制化されました、日本型直接支払制度の中で、引き続き中山間地等直接支払交付金事業、そして多面的機能支払事業に取り組み、持続的な農業経営の支援と中山間地の集落営農と農村集落の維持保全を支援していきます。また、農地利用集積や集約化を加速化するため、平成26年度から始まった農地中間管理機構事業とあわせて昨年より行っている農地集積加速化事業にも取り組み、担い手の育成確保と農地の有効利用及び法人化まで想定した地域営農組織の構築など、集落の将来像を見据えた計画を推進していきます。この部分については、今現在上田地域でモデル地域を定めておりまして、この辺りのところが発展的になるのではないかというふうに思っております。次に畜産振興でありますけれども、小国町の農畜産販売に大きなウエイトを占める特産品であります小国ジャージー酪農に、さらなるブランド化の検討と、肉用牛とともに耕畜連携による飼料作りの推進、阿蘇世界農業遺産の中でも推奨する草地維持などによる自然景観保全も引き続き支援していきます。本年度も家畜改良事業補助金、産地維持対策事業補助金、阿蘇あか牛草原再生事業補助金など、小国畜産業のさらなるブランド化を促進していきます。ここにはちょっと記していないんですが、今関係者と畜産や酪農に関してのクラスター事業に向けての協議を進めているところであります。28年度には何らかの形で前向きに考えていきたいというふうに思っております。農業従事者の減少と高齢化などによる農業担い手不足の対策として、一昨年に組織した若手農業者の会を支援するとともに、今年度も専業農家の親元に就農する新規就農者に対して、町独自の取組として、一定期間の支援を行うことで担い手を育成していきます。この辺りも効果がありまして、現在1名は確定して、もう1名がもう申

請が出る、もう出ていますかね、ということで、2名新たに親元就農がされているということで、これは喜ばしいことだというふうに思っております。循環型農業、薬味野菜の里をはじめとする産業活性化のための循環型農業については、町内から出る食品残さを活用した小国町オリジナル堆肥の製造、販売に継続して取り組んでいきます。安心・安全を売りにした薬味野菜など、生産から販売についての支援を行っていきます。また、拠点として町外を含めた販路拡大を視野に入れ、商工業者とも連携し、小国町民の所得向上と生きがいの場の提供など、広く住民などが参加できる町民参加型による循環型農業を推進していきます。これは先ほどの加速化交付金も関係ある部分であります。有害鳥獣対策です。有害鳥獣の被害は、高齢化や後継者不足などによる荒廃農林地の増加に伴い、深刻な問題となっております。こうしたことを踏まえて、本年度も引き続き、有害鳥獣被害防止補助金、野生動物生息数適正管理助成金、有害鳥獣駆除補助金など、活用し、捕獲、駆除に重きをおきながらも、防除面でもいろいろな方策を模索し、被害の縮小に努めていますと。

林業振興です。小国林業の活性化と森林の持つ、公益的機能の維持増進を図るため、森林経営計画に基づく集約化や、作業道の改良整備を目的とする森林整備地域活動支援交付金事業、間伐材供給安定化緊急対策事業など、適正な森林管理と、間伐に取り組んでいきます。また、高齢木の伐採促進、再造林による林齡の平準化を目的とした、主伐促進支援事業及び施業地を集約化するための集約化除伐支援事業、年々減少していく林業担い手育成のため、一人親方組合などを支援する小国林業担い手育成事業、また、小国林業機械導入事業に取り組んでいきます。製材業、森林組合が一体となり、小国材の販路拡大を推進するため、小国材販売促進事業、小国杉使用建築物支援事業にも引き続き取り組んでいきます。木育事業もPRすることにより、小国杉の付加価値を広めていきます。

建設課であります。団体営土地改良事業費、治山事業費、また道路維持費、道路新設改良費、こういった部分については積極的に進めて、道路改良では社会資本整備交付金を活用して、本年度も下滴水線をはじめとする4路線の工事を計画しております。住宅管理費、水道事業というふうになっています。

次、税務課、7ページの最後のほうですが、ちょっとあとでお読みいただきたいと思います。それから地籍事業に少し触れます。現在大字黒渕、失礼しました。今年度28年度は大字黒渕の40キロ平方メートル、大字上田、ここは大事であります、上田にも着手をいたします。一筆調査及び地籍測量を実施いたします。平成27年度に実施した前年度調査地区の成果閲覧及び地籍図の作成を行います。ちなみに、地籍測量進捗率54%になります。

次、住民課であります。住民相談、次に結婚支援でありますが、本年度も少子化対策として、独身者を対象とした結婚支援事業に取り組んでいきます。ただ今年度は、まだ計画段階でありますけれども、農業者に限らず、少し幅が広い分野にも取組ができればというふうな思いをしてお

ります。人権啓発、環境衛生というふうに進めております。

福祉課であります。もう例年のことありますので、地域福祉、障害者福祉、老人福祉というふうに、児童福祉というふうに取り組んでいきたいと思います。ちょっと省きすぎる部分もあるかもしれません、特に児童福祉の部分については、次のページ10ページの上から2行目、少子化対策の施策として、子どもたちが集い、触れ合いの場となるような遊具公園の整備を行いますということで、またこの辺りについては、総務委員会でも少し話題をさせていただきましたが、また積極的に議会の皆さん方にも御相談したいというふうに思っております。健康づくり、感染症対策、それぞれであります。国民健康保険であります、少し読ませていただきます。依然として医療費の増加傾向が続いており、国保財政の運営はさらに厳しくなっておりますが、平成30年度に移行予定の県単位での公益化も踏まえ、健全で安定した財政運営に努めていきたいと考えております。特定健診の健診率向上や、特定保健指導の充実など、保健事業にも積極的に取り組んでいきますとあります。また、保育園も以下のように書いてありますが、あまり大きな変化は、ただ蓬萊保育園が休園というのは議会でもかなり話題にはなっておりますが、宮原、北里、下城の3園と、子育て支援拠点において、子どもたちの成長を育むために、しっかりやっていきますということを書いてあります。

最後、教育委員会であります。学校教育、そして社会教育ということで、社会教育の中で一部今年、本年度第71回の県民体育祭が阿蘇郡市が会場になります。その辺りで、このように書かせていただいているので、お願い申し上げたいというふうに思います。また最後に、坂本善三美術館でありますが、地域創造大賞、総務大臣表彰を受けました。ただ、議会の御意見などもありまして、内容のいいものでも、そういった部分で経費的にも考えながらしっかりやっていきたいというふうに思っています。

以上、大変省かせていただいた部分もありますけれども、施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。4時50分から再開をいたします。

（午後4時42分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時50分）

議長（渡邊誠次君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思います。

それでは、執行部より議案第24号より順次議案の説明をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 議案集の14ページをお開き願いたいと思います。

議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、28年度の一般会計予算をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成28年度小国町一般会計予算

平成28年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億6千300万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

地方債

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5億円とする。

歳出予算の流用

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項の計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、1表から説明させていただきます。第1表が歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、款の大きいものとしましては、町税でございます。町税につきましては、先日の全協のほうでも説明申し上げましたが、大幅な増額ということではございませんが、全体で町税が5億6千987万7千円ということで、前年度実績による増額と。特に改正による増が軽自動車税ということになっております。その他大きいものとしまして、地方譲与税、これも昨年度と大

きくは変わっておりません。地方消費税の交付金ということで、1億2千900万円。これにつきましては、地方消費税の交付金ということで、前年度からの消費税の5%から8%によります消費税の交付金でございます。

3ページです。地方交付税23億8千900万円ということで、前回もお話しましたようにやっぱり人口減少ということで、試算のところ500万円前年度より交付税が減額される見込みでございます。それと中ほど、使用料及び手数料ということで、1億2千687万7千円ということで、昨年より増額ということになっております。これは鍋ヶ滝の使用料の増を見込んでおるところでございます。国庫支出金、3億2千168万4千円ということで、これはマイナスになっております。これにつきましては、臨時交付金等の給付金の減ということでございます。そのほか、県支出金、3億9千337万7千円ということで、これも昨年よりマイナスになっております。これは再生エネルギー関係の補助金の減が影響しているものでございます。

それでは、4ページでございます。寄附金、5千100万円ということで、昨年より大幅に増額を予算で見込んでおります。これはふるさと納税の寄附金の増ということで、これを大きく見込んでおるところでございます。繰入金1億7千万円ということでございますが、これは財政調整基金の繰入金が昨年より減額しております。その分でマイナスとなっております。繰越金は昨年と同じ5千万円でございます。諸収入7千148万2千円ということで、これも補助金関係の減ということで、マイナスになっております。下の20の町債、3億6千260万円ということで、これは昨年より増えております。これは過疎債のですね、増額で町債が増えておるということでございます。

歳出です、5ページからが。左のほうで議会費。これは昨年より下がっております。7千647万8千円。これは共済関係の負担金の減でございます。2番の総務費、総額が10億1千593万9千円ということで、これはふるさと納税関係、地籍または公立病院関係、負担金関係の増、その分が昨年より増えてきておると。また参議院選挙関係も増額ということで、全体的に昨年より増えております。次、民生費、10億6千994万8千円ということで、昨年とほぼ同額でございますが、若干下がっております。衛生費、3億7千316万6千円ということで、増えてきております。これは城村最終処分場の負担金の増ということでございます。5番農林水産業費、4億5千947万3千円ということで、これも昨年より2千万円ほど下がっております。商工費、9千95万5千円、これも昨年より下がっております。これは地域エネルギー関係の減ということでございます。

その次、6ページ土木費でございます。3億3千398万9千円ということで、これも下がってきております。昨年より道路改良及び住宅関係の費用が下がってきております。消防費1億6千670万3千円、これも下がっております。これは広域関係の負担金関係の減ということです。次、教育費、3億4千637万3千円、これは管理費の減ということで、昨年より下がってきて

おります。そのほか、公債費 11 番です。4 億 9 千 459 万円ということで、昨年より増えております。これは臨時財政対策債及び一般単独の起債の増ということでございます。12 の諸支出金、3 億 2 千 949 万 5 千円ということで、これも増えてきております。これは特別会計の繰り出し金で、国民健康保険特別会計と介護保険の増ということでございます。合計の歳入歳出が 47 億 6 千 300 万円という予算で計画を立てております。

8 ページは債務負担行為でございます。次、9 ページが地方債ということで、起債の目的、限度はここで書いております。地方債につきましては、別紙で付けております。詳細のほうはですね、それですね、目的の過疎債、辺地債、それぞれの起債ごとにお配りしております A3 の予算の歳入歳出の裏のほうに付けてございますので、そちらのほうを御覧ください。

11 ページが歳入歳出予算の明細でございます。今回 28 年度の予算ということで書いておりますが、その横の前年度予算というのが当初予算との比較になっております。ですので、大きく増減が出ております。

12 ページのほうでは、歳入のほうで昨年度より増額の 3 億 6 千 800 万円とでておりますけれども、これは昨年の骨格予算との比較になりますので、大きくておりますが、肉付け後との差ではございませんので、申し添えておきます。

13 ページが歳出の前年度、本年度の比較でございます。肉付け後との比較をしますと、1.2 % のですね、マイナス予算という編成の計画になっております。全体的に歳入から見ますと、町税、地方税、国庫支出金、町債ということで、歳入の 85 % ぐらいはですね、町税、地方税、地方債、起債に依存しておるというような歳入の割合になっております。また、今回委員会という形になりますけれども、それぞれの説明資料によりますのは、あと 13 委託、15 工事請負費、19 負担金交付金につきましては、別途お配りしております説明資料で御覧いただきたいと思います。それぞれ各課ごとに、ページと事業区分、それぞれの負担割合とかいうのを書いてございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、一般会計の 28 年度の歳入歳出の全体的な説明をこれで終わらせていただきたいと思います。

福祉課長（穴井幸子君） それでは、議案集 14 ページをお願いいたします。14 ページの下段です。

議案第 25 号 平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計予算について
地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、平成28年度小国町特別会計予算をお開きください。1ページ目でございます。

議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算です。1ページです。

平成28年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5千935万7千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円とする。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

簡単に説明させていただきます。2ページをお開きください。歳入です。歳入合計金額は、13億5千935万7千円です。主なものは、国民健康保険税2億4千680万円、全体の18%です。それから国庫支出金、3億3千463万円、全体の24.6%です。また、共同事業交付金が3億500万円、22.4%などです。

それでは、5ページをお開きください。歳出です。歳出合計金額は、13億5千935万7千円です。主なものは、保険給付費7億3千847万2千円で全体の54.3%、共同事業拠出金が3億5千800万2千円、26.3%などです。歳入歳出ともに前年より2%の伸びとなっております。これで、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号、議案集の15ページでございます。

議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

特別会計予算書の19ページをお願いいたします。

平成28年度小国町介護保険特別会計予算

平成28年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億965万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3千万円とする。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

20ページをお開きください。第1表歳入歳出予算です。歳入です。主なものは介護保険料、1億8千730万6千円、全体の18.5%。それから、国庫支出金2億3千326万円、全体の23.1%。支払基金交付金が2億7千722万円、全体の27.5%、繰入金1億5千53万8千円、14.9%などです。総額は10億965万円です。

続いて、22ページをお開きください。歳出です。主なものは、保険給付費です。9億5千590万8千円、全体の94.7%。また、地域支援事業費としまして、4千532万5千円、全体の4.5%です。歳出の合計金額は10億965万円となっております。歳入歳出ともに前年より5.1%の増となっております。簡単ですが、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案集15ページ下段をお願いいたします。

議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について
地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。特別会計予算書の39ページをお願いいたします。

平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億326万1千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、40ページをお開きください。歳出です。主なものは後期高齢者医療広域連合納付金9千694万8千円で、全体の94%となっております。すみません、今間違えました。

すみません、40ページです。歳入です。主なものは後期高齢者医療保険料6千105万5千

円、これは全体の 59.1%です。一般会計繰入金、3千689万2千円、全体の 35.7%などです。歳入の合計は1億326万1千円です。

続いて、41ページです。歳出です。主なものは後期高齢者医療広域連合納付金で、9千694万8千円で、これは全体の 94%です。歳出合計は1億326万1千円です。歳入歳出ともに前年より 1.7% の増となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

住民課長（河野孝一君） 議案集 16 ページ上段をお願いいたします。

議案第 28 号 平成 28 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について
地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等
貸付金特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

特別会計 49 ページをお願いいたします。

平成 28 年度小国町の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

50 ページ、51 ページをお願いいたします。歳入歳出予算総額は 62 万円でございます。歳入といたしまして、款の 1、諸収入 62 万円ですが、これは住宅資金貸付者が負担する貸付金、元利償還金を諸収入として受け入れるものでございます。貸付者は 1 名です。

続きまして、歳出でございます。歳出総額も同額の 62 万円でございます。内訳としまして、款の 1 公債費として、49 万 4 千円。款の 2、諸支出金の 12 万 6 千円です。公債費 49 万 4 千円ですけれども、これは町は住宅資金を貸し付ける際に、財源として起債を借り入れておりますので、その起債の元利償還金の支出でございます。2 の諸支出金の一般会計繰出金 12 万 6 千円ですが、これは歳入の諸収入 62 万円から、歳出の公債費 49 万 1 千円を差し引いた額 12 万 6 千円を一般会計へと歳出するものでございます。

以上、簡単ですけれども説明を終わります。

教委事務局長（横井誠君） それでは、議案第 29 号について説明させていただきます。議案集の

16ページの下の段をお願いします。

議案第29号 平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について
地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算
を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、特別会計予算書の57ページをお願いします。

平成28年度小国町の坂本善三美術館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千273万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、
期間、及び限度額は、第2表債務負担行為による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、ページの58ページ、59ページをお願いします。歳入としまして、使用料及び手
数料、繰入金、諸収入の合計で1千273万5千円でございます。

次に、歳出としまして、総務費としまして、同じく1千273万5千円を計上させていただい
ております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集の17ページをお開きくださいませ。上段のほうでご
ざいます。

議案第30号 平成28年度小国町簡易水道特別会計予算について
地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度小国町簡易水道特別会計予算を別紙
のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、特別会計予算書の67ページをお開きくださいませ。

平成28年度小国町簡易水道特別会計予算

平成28年度小国町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ832万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、予算書68ページ、69ページを御覧くださいませ。歳入歳出予算について記載されております。施設は杖立水道組合、それから小藪水道組合、市井野水道組合、それから上滴水水道組合、4施設の会計となっております。本会計は、4施設の維持管理、及び使用料の徴収事務を地区に代わって小国町が受託事務として行っているものでございます。平成28年度は歳入歳出ともに832万円を計上させていただいております。これは対前年比8.9.2%となっております。歳入歳出内訳は、歳出、総務費で832万円。歳入、使用料及び手数料で809万円、繰越金で23万円を計上させていただいております。以上、簡単でございますけれど、小国町簡易水道特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案集にお戻りください。

議案第31号 平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、予算書の78ページをお開きくださいませ。予算の概要を説明させていただきます。すみません、ちょっと表書きを読むのを忘れていました。77ページをお開きくださいませ。

平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計予算

平成28年度小国町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千805万7千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。一時借入金第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5千万円とする。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

失礼しました。それでは、予算書の81ページをお開きください。明細のほうで説明させていただきます。

総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、それから財産収入、繰入金、諸収入、町債、繰越金の歳入合計は1億2千805万7千円となります。対前年比93.4%の歳入でございます。歳入額でございます。

続いて82ページをお開きくださいませ。歳出でございます。総務費及び公債費、いずれも同じく1億2千805万7千円となっております。

それから、83ページから歳入歳出予算の明細となっております。歳入で分担金及び負担金につきまして、新規加入見込み50万円を計上させていただいております。また、使用料及び手数料については田原、西里、それから黒渕、3地区の使用料として、2千180万3千円を見込んでおるところでございます。繰入金につきましては、一般会計より7千303万5千円を計上させていただいております。

85ページからが歳出の明細でございます。施設の維持管理に関する一般管理費として、3千329万8千円、また公債費としまして9千475万9千円を計上させていただいております。以上、簡単でございますけれども、小国町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案集の18ページをお開きくださいませ。

議案第32号 平成28年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成28年度小国町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

平成28年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、水道事業会計予算書をお開きくださいませ。水道事業会計予算書の1ページをお開きくださいませ。総括事項を掲げております。業務予定量を給水戸数2千659戸、また総排水量としまして、108万7千117立米とし、1日の平均給水量を2千978立米としております。また、主な建設改良費として、配水設備工事として、6千428万円を予定しておるところでございます。同ページの第3条でございます。収益的収入及び支出でございます。収入合計1億3千640万7千円、支出合計1億3千564万1千円でございます。

2ページには第4条、資本的収入及び支出について記載されております。特に第4条では、資

本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めると。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億574万9千円は、当年度分消費税資本的収支調整額649万円及び減債積立金1千620万円、建設改良積立金600万円、過年度分損益勘定留保資金7千705万9千円で補填するものとするということになっております。収入合計3千223万7千円、支出合計が1億3千798万6千円でございます。

以下、6ページからは予算調書でございます。調書の内訳は、実施計画書、それからキャッシュフロー計算書、給与費明細書、それから平成27年度予定貸付け対照表、同年度予定の損益計算書、並びに平成28年度予定貸借対照表を添付し、各明細を明示しております。以上、簡単ではございますけれども、小国町水道事業会計予算について御説明をいたしました。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君）　ただいま、執行部より「議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について」から、「議案第32号 平成28年度小国町水道事業会計予算について」までの説明をいただきました。

では、議案第24号から議案第32号の中で、ただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し、審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　異議なしと認めます。

よって、議案第24号は各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君）　続きまして、議案第25号から議案第32号につきましても、所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

お諮りいたします。議案第25号、26号、27号、28号、29号は総務文教福祉常任委員会へ、議案第30号、31号及び第32号は産業常任委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第32号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君）　日程第33、「請願第1号　安全保障関連法廃止を求める意見書に関する請願書について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。この請願第1号の取扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは、事務局長より請願書の朗読をお願いいたします。続いて、紹介議員より請願の説明を求めます。

議会事務局長（小田宣義君）　それでは朗読いたします。

請願第1号　2016年2月29日

小国町議会議長　渡邊誠次様

請願者は、あそ九条の会、代表禿浩道さんです。住所は、阿蘇郡小国町宮原117。紹介議員は児玉智博議員でございます。

安全保障関連法廃止を求める意見書に関する請願書

1. 請願の趣旨

清らかな香り漂う梅花の候、議員各位におかれましては時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年9月19日、多くの国民が慎重審議を求める中、安全保障関連11法が衆参の度重なる強行採決により成立しました。この法案が国会に上程された5月から約4カ月にわたる国会審議は、閣僚の答弁の食い違いや、与党の強行な議会運営などにより、審議の中断、途中散会、流会が繰り返されました。国民の間にはよくわからないという思いが広がり、世論調査では安保法制の反対は賛成を上回り、安保法制を十分に説明しているとは思わないとの回答も常に8割を超えることとなりました。こうした議論が国会の内外で重ねられるにつれ、国民の前に明らかになったことは、法案の中に現行憲法の趣旨にそぐわない点、つまり違憲性があるのではないかということです。衆院憲法審査会では、与党推薦だった長谷部恭男早稲田大学教授が、法案には憲法上の疑義があると指摘したほか、大多数の憲法学者が国会の内外で憲法違反との見解を表明しました。さらには、元内閣法制局長官や、元最高裁判所長官なども同趣旨の見解表明を行ったことは特筆すべきことです。

また、安全保障関連法成立後の世論調査でも、国会での慎重審議を求める声は多く、政府の説明不足との回答が過半数を上回っていたことにも留意すべきです。

よって、貴議会から國に安全保障関連法の廃案を求めていただきますよう請願します。

2. 請願事項

安全保障関連法の廃止を求める意見書を国に提出してください。地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。受付は事務局で2月29日に受け付けております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 続きまして、紹介議員より説明を求めます。

5番（児玉智博君） 趣旨としては、もう既に今議会事務局長が読み上げられました、このとおりです。補足する点としてはやはりこの違憲性という部分が問題になるんですが、やはり集団的自衛権を行使できないとしてきた現行憲法を解釈によって、集団的自衛権が行使できるというふうに変えた点が問題だと、違憲性があるというふうに言われています。つまり、日本が何もこう武力攻撃を受けていなくても、要するに同盟国がですね、第3国に対して攻撃を始めたら、それと一緒にになって武力行使を行うというか、要するに兵たん活動を行うことができるというふうに解釈が変えられたことで、それを具体化した法律が9月に通されたということです。この法律が施行されるのが今月の末になるんですが、やはりこの法律があることで、差し迫った状況といえばやはり国連平和維持活動へのPKO法が変えられて、武器の使用ができない、武器の使用を前提としない活動に限られていたのが、武器の使用もあり得るというような形で、PKO法も改正をされたと、解約をされたというところであります。今国連平和維持活動が行われているのが、南スーダンという国であります。今の政府は、とりあえず参議院選挙が終わった後に日本も参加をするというふうになっておりますけれども、南スーダンという国は虐殺であったりとか、あるいはその破壊活動というのが、残念ながらそういう事件が繰り返されているという国です。そういう国で、日本の自衛隊が武器の使用もあり得るという活動に突入していくならばですね、やはり南スーダンというのは、チャイルドソルジャーといわれる、いわゆる少年兵なんかもいるわけですけれども、そういう子どもたちに、現地の子どもたちに対して、日本の自衛隊の方たちですね、日本の若者が武器を突き付けなければならないということも考えられるというふうに思うわけですよ。やはり、今まで日本がこの70年間そういうことを一切行っていないというのは、今の日本国憲法を守ってきたからこそですね、そういう悲しい出来事も起きなかつたわけですから、やはりここはこの地方議会であってもですね、きっぱりとやっぱり声をあげていくべきだろうというふうに思いますので、私もこの請願の紹介議員となったわけであります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、請願第1号、安全保障関連法廃止を求める意見書に関する請願書について、賛成の立場から討論を行います。

昨年、自民党、公明党などにより、強行に成立した安全保障関連11法案が今月末施行を迎えます。集団的自衛権の行使を可能とする安保法は、日本国憲法第9条を真っ向から蹂躪するものです。そもそも戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を規定した憲法9条のもとで、他国の戦争に加担する集団的自衛権の行使が認められる余地は寸分たりともありません。日本が武力攻撃を受けていないにも関わらず、海外で武力を行使することになれば日本の側から武力紛争を引き起こすことが可能になります。国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、武力の行使を禁じた憲法9条への明白な違反であります。過去の戦争への反省もなく、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねてきた選択への敬意もなく、またそれによってもたらされることへの責任と覚悟もないままに、この解釈改憲を実行するならば、将来に重大な禍根を残すであろう。古賀誠元自民党幹事長の言葉であります。歴代政権の憲法見解の根幹を180度転換し、数の力で押し通すということは、立憲主義の破壊、法の支配の否定であり、断じて許されるものではありません。国会審議を通じ、政府の論拠はことごとく崩壊しました。最高裁砂川判決には、集団的自衛権への言及ではなく、引用部分は判決を導き出す論理としては直接関係のない暴論であることを政府自身が認めました。安倍総理は、ホルムズ海峡での機雷掃海を衆議院では集団的自衛権行使の典型例としてあげ、それ以外に念頭はないとまで述べていたにも関わらず、参議院審議の最終局面で現実には想定していないと全面撤回したわけであります。米軍等の武器等防護の規定を新設し、平時から米軍の空母や爆撃機の護衛を可能としていることも重大です。地理的、時間的、限定なく、国会の関与もなく、防衛大臣の判断一つで集団的自衛権の行使に踏み込むことを可能とするものであり、到底許されるものではありません。集団的自衛権は、先進国が海外での権益を守るために考え出された概念であり、アメリカの主張で国連憲章に盛り込まれたことが中央公聴会でも指摘されています。アメリカのベトナム戦争や、旧ソ連のアフガン侵攻など、大国による軍事介入の口実とされてきた集団的自衛権の行使に、日本が踏み込むことは、アメリカの無法な戦争に自衛隊が武力行使を持って賛成することにほかならず、その危険性は計り知れません。

以上のことからも、本議会としても国に対してしっかりとものを言っていくことが重要であると考えることから、賛成討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、安全保障関連法廃止を求める意見書に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長（渡邊誠次君）挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君）日程第34、「請願第2号 辺野古新基地建設を巡り、地方自治を尊重し、沖縄県と対話での解決を求める意見書を政府に提出することを求める請願書について」を議題いたします。

ここでお諮りいたします。この請願第2号の取扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは、事務局長より請願書の朗読をお願いいたします。続いて、紹介議員より請願の説明を求めます。

議会事務局長（小田宣義君）では、朗読いたします。請願2号です。

平成28年2月29日 小国町議会議長 渡邊誠次様

請願者は、あそ九条の会、代表禿浩道さんです。住所は阿蘇郡小国町宮原117、紹介議員は児玉智博議員です。

辺野古新基地建設を巡り、地方自治を尊重し、沖縄県と対話での解決を求める意見書を政府に提出することを求める請願書

1. 請願の趣旨

辺野古新基地建設を巡り、地方自治を尊重する立場から、沖縄県民の民意を尊重し、沖縄県と対話での解決を求める意見書を政府に提出することを求める。

2. 請願の理由

日米安全保障条約のもと、沖縄県には国内にある73.8%もの米軍基地が集中し、復帰後も沖縄県民は様々な被害や多くの犠牲を強いられています。普天間基地の施設という名目で、新たな基地が辺野古に建設されることに対して、沖縄県民は選挙ではっきりと「これ以上基地の負担を負わない」という民意を示しています。米軍基地建設という国の安全保障に関わる問題であっても、政府と自治体が対等に対話を積み重ねて解決していくことが求められます。2000年に施行された地方分権一括法によって、国と地方の関係は上下から対等へと転換され、まず、地方自

治体が地域の行政を自主的・総合的に実施する役割を担うと規定されています。現在の国民の同意がない中で、工事が強行されれば、国と県の信頼関係が損なわれます。国と県民の信頼も失われます。この問題は、9月21日、国連人権理事会にて沖縄県知事が「沖縄の人々は自己決定権や人権をないがしろにされています」と発言するという事態にまで至っています。熊本県内にも、日米地位協定に基づく一時利用可能施設として、陸上自衛隊の健軍と北熊本2つの駐屯地及び大矢野原中演習場の計3カ所が存在しており、沖縄県で新基地建設が強行されていることを他県のこととして座視できるものではありません。国際法に詳しい阿部浩己氏も「安全保障は国の専権事項だとしても、自決権をないがしろにして政策遂行はできない。集団の同意が必要だ」と述べています。貴議会におかれましては、政府に対し地方自治の尊重を求める意見書を地方自治法第99条に基づいて提出してくださいますよう、ここに請願します。

受付は事務局で、平成28年2月29日に受け付けております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 続きまして、紹介議員より説明を求めます。

5番（児玉智博君） まずですね、本日あらかじめ配付されている両面刷りの資料、町議会議員の皆様ということで、請願者からの意見が書かれた部分であります。この中で書かれているのが、この小国郷と沖縄との縁が、戦時中浅からぬものであったというところで、資料をいただいているようなことなんですねけれども。裏面にですね、書いてありますとおり、小国、南小国のお寺と1人の個人宅にですね、1人から多い所では39人、沖縄戦時中疎開した人がいたということで、資料が付けられています。それと、現在ですね、それぞれ国と沖縄がお互い裁判闘争に入っていたわけですが、つい最近和解をしてしまって、対話が始まるかとはみられておりますけれども、やはりですね、その始まった対話をしっかりと国が、沖縄県の自治権を尊重して、誠意をもって対話に臨むように後押しするためにも、この請願書をあげることでそれを後押しすることになると思いますので、取り下げるところなくですね、今ちょっと審議をしていただくということになります。

議長（渡邊誠次君） これより請願第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、請願第2号、辺野古新基地建設を巡り、地方自治を尊重し、沖縄県と対話での解決を求める意見書を政府に提出することを求める請願書について、賛成の立場から討論を行います。

我が国では、国土のわずか0.6%の面積にすぎない沖縄県に、在日米軍の専用施設の74%が集中しています。米軍機の爆音や事故、女性への暴行事件などの犯罪が繰り返されています。沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けてきました。沖縄が第2次世界大戦において、本土防衛の捨石とされ、総人口の5分の1にあたる12万人の民間人が地上戦の犠牲となり、戦争終結後も1972年の本土復帰までの27年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせても、これ以上の犠牲を沖縄県民に押し付けることは許されないと私は思います。ところが、日本政府は世界一危険な基地と言われる普天間基地の返還と引換えに、名護市辺野古に新基地建設を決め、2014年11月の沖縄県知事選挙や、衆議院議員総選挙ではっきりとした基地建設反対の民意が示されたにも関わらず、その建設を強行しようとしております。普天間基地も元々は沖縄県民の土地を一方的に取り上げて作られたものであります。それを返還するからといって、どうしてジユゴンや青サンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古大浦湾を埋め立て、環境を無残にも破壊してまで辺野古に新基地を建設しなければならないのでしょうか。沖縄戦の最大の教訓は軍隊のいるところで住民は戦争に巻き込まれるということです。新基地建設による基地強化は沖縄県民ひいては全国民を再び戦争の惨禍に巻き込む危険性を高めます。また、繰り返し示された沖縄県の民意を踏みにじって辺野古基地建設を強行することは、日本国憲法が掲げる地方自治の侵害と言わざるを得ません。政府においては、裁判で和解が成立したことを重く受け止めて、誠心誠意沖縄の思いに寄り添って対話を進めることを強く求めて賛成の討論をいたしました。

議長（渡邊誠次君）ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第2号、辺野古新基地建設を巡り、地方自治を尊重し、沖縄県と対話での解決を求める意見書を政府に提出することを求める請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（渡邊誠次君）挙手少数でございます。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君）日程第35、「請願第3号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。この請願第3号の取扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは、事務局長より請願書の朗読をお願いいたします。続いて、紹介議員より請願の説明を求めます。

議会事務局長（小田宣義君） では、朗読させていただきます。

請願第3号 2016年2月29日

小国町議会議長 渡邊誠次殿

請願団体は、TPPなんさま撤回の会、代表者鳥飼香代子さんです。住所は熊本中央区神水1丁目30の7、紹介議員は児玉智博議員です。

TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

請願趣旨

TPP環太平洋パートナーシップ協定は、2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないまま、TPP対策費を含む補正予算を通し、約2千900ページとされる協定及び附属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間も与えないで、国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方、TPP協定は少なくともGDPで85%以上、6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者のうち、TPP大筋合意支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後とみられています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。協定の内容も問題です。米、麦での輸入枠の拡大、牛、豚肉での関税引き下げなど需要農産品5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには、政府が守ったとしている重要5品目の例外も7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは、地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ、健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米2国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目1、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。

受付は事務局で、平成28年2月29日に受け付けております。以上です。

議長（渡邊誠次君） 続きまして、紹介議員より説明を求めます。

5番（児玉智博君） 請願団体名についてはですね、私自身もちょっと意見があるわけですが、請願趣旨についてはもう全面的に同意でありますので、紹介させていただきます。

もう、私の思いも全く同じですので、その趣旨のとおりでありますけれど、補足する点といたしましては、やはり政府がいうことはTPPに参加するから国際競争力をつけないといけないと、農業を大規模化して、効率化、機械化をしてから外国と競争しなければならないというふうにいわれるんですが、要するにその競争するとはどういうことかというと、海外の富裕層に向けて農産物を輸出していくということなんですねけれども、やはり私としては健全な経済の発展の方向というのは基本はやはり地産地消と。国内で生産されたものを国内で消費をしてやっていくというのが健全な経済の発展方向だと思うんですよね。ちょっとあの、話はとびますけれども、外国からの中国なんかの観光客が来て爆買いと、これが今日本の経済を下支えしているというふうに言われているんですが、このようにですね、外国人の財布ばかり頼って、国民の財布を温めないような、こういう経済の方向をこう、推進しようとする日本のですね、経済政策というのは果たしてどうなのかということを強く思うわけですが、やはりTPPに関してもそういう外国の財布頼みの経済政策じゃなくて、やはり国内の内需を大事にするというような経済政策に転換すべきだというふうに思いますので、このTPPというのはやはり批准すべきでないということを申し添えて御説明とします。

議長（渡邊誠次君） これより請願第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は請願第3号、TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、賛成の立場から討論をいたします。

TPPとはニュージーランドやブルネイなど4カ国で始まり、2010年にアメリカなどが参加して拡大交渉がスタートしたものであります。日本は民主党政権時代に参加を検討し、自民党は2012年の総選挙では反対を宣伝していますが、安倍晋三首相のわずか3カ月で公約を投げ捨て、交渉に参加しました。TPPは交渉中の内容は秘密で、昨年10月の大筋合意後も安倍政権は概要など小出しにするだけで、秘密交渉の結果を国民に押し付けました。ニュージーランド政府などが協定案を発表した後も、安倍政権は長らく日本語訳を発表せず、国民が十分検討できないまま、署名を強行したわけであります。国民無視の姿勢は重大であります。明らかになって

いる内容だけでも、TPPが日本経済と国民生活を破壊することは明らかであります。国会は交渉参加に当たって、米、牛、豚肉など、重要5項目を関税撤廃の例外とするよう決議しましたが、5項目の中でも3割の品目は関税撤廃に追い込まれ、残りも関税の大幅引き下げや、特別輸入枠などが押し付けられています。農林水産物全体では、8割を超す品目の関税が撤廃され、残りの品目もTPP発行から7年後はアメリカなどが要求すれば、関税撤廃の協議などが義務付けられています。安倍政権は、TPPの交渉参加に当たって、アメリカから聖域なき関税撤廃は原則ではないとの約束を取り付けたとし、合意によっても国会決議は守られたと宣伝していますが関税撤廃がTPPの大原則であることは明白であります。TPPは農産物だけでなく、工業製品やサービス、食の安全、投資や金融、政府調達、著作権、労働など、あらゆる分野を対象にしています。力が強いアメリカ中心の多国籍企業の都合に合わせ、国の在り方そのものを変えるものであります。安倍政権は、協定の中身は隠したままで、TPPで実質GDPは約14兆円増え、労働供給は約80万人増えると試算しました。農業への影響は約1千300億円から、2千100億円の生産減と全く過小な評価であります。アメリカのタフツ大学は日本のGDPは0.12%落ち込み、雇用は7.4万人減るとの試算を発表しています。中身を隠さず、楽観論をあおるのは国民をあまりにもばかにした態度ではないでしょうか。

最後に、関税が撤廃されることで、日本の税収、関税の税収は年間8千億円と、日本の歳入の2%近くを占めておりますが、これが失われるものであります。この失われた8千億円を一体どこに負担を新たに求めるのか、消費税の10%増税が問題になっておりますが、この8千億円分も一番簡単なのはやはり消費税収をあげるということになります。外国から得られるはずの税収を国民に押し付けるというのは、あまりにも逆立ちしたあり方であります、やはりその危険性も大きいというところで、TPPには参加すべきではないということを最後に申し上げて討論といたします。

議長（渡邊誠次君）ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第3号、TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（渡邊誠次君）挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君）日程第36、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することにいた

したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第37、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いをいたします。

町長（北里耕亮君） 一点だけ報告をさせていただきたいというふうに思います。

行政招集についての報告をさせていただきます。2月24日を含めて、計8回の口頭弁論が行われました。双方の主張は終了となり、公判は終結をいたしまして、4月の27日に判決が言い渡されることとなっております。この件につきましては、裁判終了後にまた報告をさせていただきたいというふうに思っております。

また、これは重要な案件ではありませんが、時期的に4月1日に新しい職員も入ってきます。退職をされる方もおりますので、人事異動があります。このあたりの部分について、異動について決まり次第、議会の皆さん方に報告ができるようになれば、していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

(午後6時09分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（9番）

第 2 日

平成28年第1回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 平成28年 3月17日(木)

1. 招集の場所 小国町山村開発センター

1. 開 会 平成28年 3月17日 午前10時03分

1. 閉 会 平成28年 3月17日 午後 1時58分

1. 応 招 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出 席 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 濑 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 务 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 3. 17)

議長（渡邊誠次君） おはようございます。

本日は、3月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

（午前10時03分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程におきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、議案第24号から日程第9、議案第32号までは平成28年度一般会計予算及び特別会計ほか各予算でございますので、一括して議題といたします。

本議案は、去る3月7日の本会議において、各々所管に従いまして、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず、総務文教福祉常任委員会の委員長の報告を求めます。

8番（松崎俊一君） 8番です。ただいまから、委員長の報告のほうをさせていただきます。

ただいま議題となりました「議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について」、「議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第28号 平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について」、「議案第29号 平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について」、総務文教福祉常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る3月14日、15日、委員の出席と執行部より北里町長はじめ所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について、審査をいたしました。また、議長にも出席をいただいております。開会に先立ち、町長からご挨拶をいただいた後、各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

ここで、当日配られました資料はありますか。資料はないですね。資料は先ほど配った通りですね。

議長（渡邊誠次君） お諮りいたします。

ここで、委員長の報告が長いようですので、着座のままでよろしいかをお伺いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。着座のままお願いをいたします。

8番（松崎俊一君） それでは、着座にて御報告申し上げます。

それでは、まず質疑応答のほうから報告してまいります。多少ページが前後する場合があるかと思いますけど、御了承いただきたいと思います。まず、歳出でございます。ページではなくて、全体的な部分で、予算全般に対しまして、「正職員と臨時、非常勤職員、それぞれの職員数について、男女の人数を報告してください」との問い合わせに対しまして、「正職員は平成28年3月1日時点で男性60人、女性57人です。臨時非常勤職員は、平成27年5月1日時点で男性20人、女性67人となっています」という答弁でした。また、臨時非常勤職員の任用期間について、「役場の中で臨時非常勤職員のうち、女性の割合が多い職場であり、その女性が妊娠した時などの任用途中、または再任用時の任用をどう取り扱っているか」との問い合わせに対しまして、「任用期間につきましては、そのような理由で任用を打ち切るなどはしていない。再任用につきましては、状況を検討したうえで、各課で対応している」とのお答え。

次から総務費に入りまして、ページが29ページでございます。一般管理費の3職員手当等の中で、「特別職員期末手当は何名分の計上なのか、またその割合は給料と同じ割合になるのか」との問い合わせに、「町長と副町長の2名分が計上されています。割合は給料と同じ割合になります」という答えでした。

31ページ、一般管理費の13委託料の中で、庁舎屋根修繕設計業務委託料について、「管理業務も含まれているのか。また、どのような工法を考えているか」との問い合わせに、「管理業務も含む金額を計上している。また、工法については通常業務に支障がないよう、現在の屋根を覆うような工法を考えているが、最終的には今後実施設計を行って進めてまいりたい」という答えでした。

次、33ページ。財産管理費の13委託料の中で、「公有財産台帳整備業務委託の範囲について説明を」という問い合わせにつきまして、「全ての財産について整備をしているもので、平成21年度より公会計にむけた整備を実施しているもの」という答えでした。「動産や学校施設、道路といった不動産が対象になるのか」との問い合わせに対して、「旧学校施設や道路、森林などの全ての不動産が対象になる」という答えでした。同じく33ページ、「公有財産台帳整備業務委託料について、151万円ほどが妥当な金額なのか」との問い合わせに対しまして、「地籍成果の反映、更新などを行っている。年々委託料は減少しており、妥当な金額である」との答えでした。同じく33ページ、財産管理費の13委託料の中で、「公共施設等総合管理計画153万円について説明を」との問い合わせに、「国の長寿命化計画によるもので、平成28年度までに策定を行うもので、廃校となった学校など将来的な計画を行うもの」という答弁でした。同じく33ページ、財産管理費の13委託料の中で、「公共施設等総合管理計画については、町だけではなく、南小国町と連携してはどうか」との問い合わせに、「広域的な方向もあり得る。学校跡地については地域の理解を得ることが大切で、町主導ではなく、地域からの声の中から実施し、広域的な分があれば考えていきたい」との答え。同じく33ページ、財産管理費の13委託料の中で、「公共施設等総合管理計画で、町も集約化を行っていくのか。地域にあった実状、他町村との広域集約化も可能ではないか」との問い合わせに、「コン

パクトシティ、利便性、中心街への集約化だけでなく、各大字という各地域の生活環境もあるので、地域の将来計画を見据えた上で計画が必要となる」という答えでした。関連して、「公共施設について、中心に寄せる、地域に残すのも大事である。大事であれば保育園も地域に残すことはいかがか」との問い合わせに、「学校の統廃合についても苦渋の決断であった。保育園についても十分に協議しているところ。その点は御理解いただきたい」という答え。

次、34ページ。企画費の中の報償費、「小国町空家活用奨励金の制度内容と成果について」の問い合わせに対し、「人口減少対策として取り組む空家対策として、昨年8月に空家バンク制度をスタートさせた。制度の内容は、空家バンクに登録していただいた方に1万円、移住者に賃貸などの契約が成立した際に5万円を空家活用奨励金として支払っている。現在までに登録を行った件数は15件。その中で、賃貸された件数は6件となっている。今後も登録件数を増やすための活動を行うが、空家の権利の問題、仮壇がそのままなどの問題がある。空家活用奨励金のほかに、移住者が入居する際の空家改修補助金として、賃貸の場合が上限30万円、売買の場合が上限50万円の補助金制度を準備している」という答えでした。

34ページ、35ページの企画費の中で、「積極的に移住者を迎えるためには引っ越し費用や空家の片付けなどを補助したり、定住奨励金を設けて県の補助を受けるなどはできないか」との問い合わせに、「あまり多くの制度を設けるよりも、小国への移住を希望する方に、細やかな対応を行っていきたい」という答えでした。

35ページ、企画費の中で、「小国郷地域公共交通整備等補助金の100万円は、どの時期にどんな内容で行うのか」との問い合わせに、「昨年実施した小国郷ライナーの実証実験は、アウトバウンド、これは町民が町外へということですね。アウトバウンドを主体として取り組み、利用実績としては少なかった。本年度はインバウンド、観光客が町外に入ってくると。インバウンド対策とアウトバウンド対策を考慮して、ダイヤなどを見直して、早い時期に実施をしたい」という答え。同じく35ページ企画費の中で、「乗合タクシーの予約が前日予約となっているが、当日予約ができるないか。また、日田市営バスのようにドアからドアで対応ができるないか」との問い合わせに、「町民からの意見は町も聞いている。タクシー業者と協議する中で、当日予約となると車両や乗務員の配備計画が難しい状況である。今後、この体制整備を検討していくのと合わせて、予約システムの改善を検討していきたい。また、玄関までの送迎の要望については、タクシー事業者が柔軟な対応をしていただいているようだが、デマンド方式による乗合タクシーの制度上難しい状況である」との答え。また、「現在のタクシー方式が最終形態でなく、検討していく必要があるのでは」との問い合わせに、「現在地域公共交通会議でコンサルなどの意見を聞きながら、地域公共交通の再編に向けて検討しており、利用形態の改善についても検討していきたい」との答え。また、「携帯電話への予約は番号が長くて難しいので、固定電話への予約はできるないか」との問い合わせに、「予約の電話を携帯から固定電話にすることも乗合タクシーの在り方と合わせて今後の検討をしていきたい」とい

う答え。

次、37ページです。37ページの諸費の中で、「全国森林環境税創設促進連盟負担金2万円について、現在の連盟の状況はどうなっているのか」との問い合わせに、「総会設立に向けた市町村アンケート調査結果が送付されます。まだ税は創設されていないが、国会のほうでもよい方向に討論も行われている」との答え。また、「山林に対する負担金が少なくなってきた。国民からの負担金や法人企業からの負担金をいただくといった要望を国のほうにあげていってほしい」との問い合わせに、「機会がある時に要望をあげていきたい」との答えでした。

37ページ、地籍調査費について、「28年度事業の対象面積は。また、対象地域の住宅、山林等の地目内容は」との問い合わせに対しまして、「調査予定面積は6.26平方キロメートルで、上田地区は山頂であり、黒渕地区はダム付近ということで、両方とも地目はほぼ山林と原野である」という答えでした。

次、40ページ。会計管理費の関連で、「財政調整基金の中に、国債を購入しているが、運用の利息の金額は。また、基金の原資はいくらか」との問い合わせに、「30年ものを購入しており、9月、3月の年2回の利息収入がある。1回当たり95万円の収入になっている。ゼロ金利政策の中、非常に高率の金利をいただいている。額面が1億円で、現在高が9千990万円」という答え。

次、42ページ。住民支援費13委託料は、90万円。「昨年度は国の交付金で結婚対策事業に取り組んでいるが、今年度はどのような内容を実施するのか」との問い合わせに、「今年度も昨年同様に研修会を実施する。イベントについては、1泊2日のイベントを2回、日帰りを1回計画している」との答え。「阿蘇広域行政で取り組んではどうかと話題になっている。他の地域では、広域行政で取り組んでいるところはあるか」との問い合わせに、「有明広域行政が取り組んでいる」との答え。

「阿蘇地域全体で人口減少に歯止めをかけるために、阿蘇広域行政で取り組んではどうか。それぞれの町が単独で取り組むよりも効果があるのではないか。また、他の町村と話はしていないのか」との問い合わせに対しまして、「阿蘇広域行政の中では話は出でていない」との答え。「町のほうから話をしてもどうか」との問い合わせに、「小国町の結婚支援対策事業では、研修会やイベントの農作業体験を実施するなど、婚活事業を出会いの場を提供するだけでなく、参加者の自己成長や農業など町のPRをする機会と捉え、取り組んでいる。一定の効果もあがっており、昨年度についても同様に小国町独自に取り組んでいきたい」との答えでした。「婚活事業に町として取り組むことは、人口減少の歯止めになるだけでなく、小国町の魅力をPRする手段でもある。金額にとらわれず取り組んでもらいたい」との問い合わせに、「小国町の魅力を感じてもらえるような内容を企画し、取り組んでいきたい」との答え。

次、44ページ、環境モデル都市推進費の中で、「木の駅プロジェクトの補助金について、バイオマスの供給の見通しは立っているのか」との問い合わせに、「木の駅プロジェクトによる薪の供給は、今年1年の様子を見て、大丈夫と思われる。現在230立米の薪が集まり、今後も出荷のお願い

を続けています。この仕組みに対する町民の理解が広まれば薪の確保はできる。また、公立病院などのチップ供給については、町内事業者で確保できると思われるが、今後チップ需要を拡大させていくならば、新たなチップ製造の仕組みを考えていく必要があると思われる」との答えでした。

次、47ページ。戸籍住民登録費の13委託料、4万9千円。19負担金補助及び交付金13万3千円。「住基ネットがマイナンバーに変わるのはいつ頃までかかるのか。また、住基カードの普及率は全国で5%といわれているが、小国町ではどのくらい普及しているのか」との問い合わせに、「住基ネットは住民票の広域交付に使われる窓口のシステム末端であり、住基カードとは異なるものである。また、小国町での住基カードの普及率は2.1%となっている」との答え。

次、48ページです。「選挙費に関連して、現在県知事選挙の期日前投票所が開発センター1階で行われているが、その経緯と、今後も1階で実施するのか」との問い合わせに、「前回の県知事選も今回と同じ開発センター1階で実施をした。理由は確定申告で会場の確保ができなかつたため。その他の選挙はこれまで開発センター3階で実施をしている。今後については、適正な投票事務の執行と、投票者の利便性を考慮して、選挙管理委員会で検討したい」という答え。

次、51ページ、民生委員協議会補助金について、「民生委員児童委員の活動及び役割を考えると、補助金の減額よりも逆に増額していく方向ではないか」との問い合わせに対し、「団体補助金については大変厳しい財政状況を御理解いただき、小国町民生委員児童委員協議会に協力をいただいて、減額させていただいたところである。今後は人的及びソフト的なサポートで積極的に協力をていきたい」との答弁でした。同じく51ページ、「小国町社会福祉協議会出捐金について、今回の予算で1千600万円計上されており、これは平成27年4月の老人ホームの譲渡によるものとの説明があった。これまで社会福祉協議会には2億円を超える出捐金が支出されていると思われるが、社協での収入受入れはどうなされているのか。どういう経費に使われているの。また、出捐している状況下で、アドバイスなどの方法で、町の方針を社協の運営の中に活かしていくことができるのか」との問い合わせに、「今回の1千600万円の出捐金は、平成26年度で支出している1千700万円と合わせて、3千300万円を旧老人ホーム木野里荘の事業譲渡に対して出捐するもの。社協でのその使途については、1千600万円が現悠和の里、前木野里荘、現悠和の里に移った元職員5人の減給補償の換算分。それから、1千700万円が譲渡を受けて直後の期間は、措置費などの収入が見込めないことによる職員給与などを含めた運営費が不足すること、また施設が老朽化しているため、当面の修繕費などを補償するための運営費用として使われている。平成23年4月1日の旧小国学園の法人化の際も、職員24人の減給補償の換算分6千万円、運営費用として1億2千万円、合計1億8千万円が出捐金として支出されているが、同様に取り扱われている。社協の運営に対して、今後意見交換などの機会ができるよう働きかけていきたい」という町長からの答弁でした。

次、54ページ。「緊急通報システム事業委託料について、民間事業者委託になると、新しい機

器を設置することになるのか。また、保守管理料など経費はどのくらいかかるのか」との問い合わせ、「新しい機器の設置となると、全体的なコストが高くなるので、現在設置している既存のＮＴＴの末端機器をそのまま利用した形で、阿蘇広域行政事務組合から、民間事業者委託による事業の継続を図りたいと考えている。現在の登録設置台数は83台であるが、長期入院や施設入所の方などについて精査し、当初設置は50台を予定している。新規設置の要望も現在数件あっている状況である。経費については、これまで阿蘇広域行政事務組合への導入町村負担金2万6千円のみであったが、何台でも設置及び登録可能であったが、民間事業者委託になると、設置1台当たり約1万5千円程度の保守管理料などの経費が発生することになる」という答弁でした。同じく54ページ、「老人クラブ補助金及び小国町敬老会等事業費助成金に関連して、小国町老人クラブの運営については、厳しい状況にある中で、介護予防などの取組も含めた活動を行っている。実働部隊的な組織としての老人クラブに対して、町はどう関わっていくのか。また、積極的な助言などしていくかどうか。地区によって、サロンを増やしていくかなければならない。そういう含みでも、積極的な関わりの対応をお願いしたい」という問い合わせに対して、「今回は小国町老人クラブに対しては、団体補助の中の位置づけとして、補助金の削減を行った。町が小国町老人クラブ連合会及び小国町単位老人クラブの会計の内容を確認したが、何かあった場合の蓄えとして残してある部分もあるが、そうであってはいけない部分もある。町としては、小国町老人クラブは重要な組織であると認識している。団体補助金削減の協議の場でも、このような意向を伝え、協力をお願いしたところである。サロン的なものは増やしていきたいと考えている」という答弁。同じく54ページ、「乳幼児、児童医療費の委託支払いについて、医療機関との協議を行っているか。それから社会保障診療報酬支払基金への委託は考えているか」との問い合わせに対し、「契約までは至っていないが阿蘇温泉病院と協議を行った。また、平成28年度の予算には計上していない。執行部内でも検討している。何年先か、1年先かわからないが、委託するかしないかの決断をする。ただし、委託をするという約束はできない」という答弁でした。

次、55ページ。後期高齢者医療広域連合共通経費負担金について。「負担金について、資料9ページでは、負担金の割合が均等割り10%、高齢者割り50%となっているが、算定基礎について説明をお願いしたい。また、人口がどれだけいて、負担がどれだけになるのか、何人でいくらか。これは、高齢者人口なのか、後期高齢者人口なのか。負担金額は正しく算定されているのか」との問い合わせに、「人口は後期高齢者の人口となっている。市町村事務費負担金基礎数値構成比率は、高齢者人口1千641人で、構成比率は0.6058%。人口7千620人、構成比率は0.4211%。また、熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計事務費負担金については、均等割り10%、高齢者人口割り50%、人口割り40%、負担金総額に構成比率を掛け合わせて163万7千円。熊本県後期高齢者医療広域連合特別会計事務費負担金についても同様に積算して、371万8千円となる」という答えでした。

55ページ、「人権政策費の19負担金及び交付金の解放同盟小国支部補助金180万円は計上されているが、解放同盟小国支部が自ら行う活動に対して、補助金を支払うことはどうかと思う。同和対策事業特別措置法は失効しているので、法的根拠はないと思うが、なぜ必要なのか」との問いに、「解放同盟小国支部の活動は、あらゆる差別を解消していくために必要であり、地区委員の研修、教育関係の研修など、幅広く研修に取り組む必要がある」という答え。「民間の団体で、誰でも入れる団体ではない。町が責任を持って、幅広く取り組むべきであり、補助金を出すのは違う。町が主体的となって啓発していくことが大事ではないか」との問いに、「町が主体的となって人権フェスティバルを開催し、いろいろな題材で研修を実施している。このような中で補助金を出している」という答え。「人権フェスティバルは否定しない。一民間の団体に補助金を出す意味があるのか。個人参加する研修費用に補助金を充てるのはどうか」との問いに、「団体の活動が、町の人権政策に必要であると判断して補助金を出している」との答え。

次、57ページ。「子育て環境整備工事設計委託について、関係者と意見を交わして計画を進めていると考えは今後も変わらないのか」、「今後もいろいろな人と協議しながら進めていくが、大勢の人の意見は聞けない。車道、トイレなど、検討する部分はある。また、総務委員会で説明をしたい」という答え。子育て環境整備工事について、「けやき広場はまちづくり総合支援事業で整備しているが、今回の整備について、国との事前協議は必要ではないか」との問い合わせに、「県都市計画課から、けやき広場はまちづくり総合支援事業で整備しているが、地方自治法にのっとって整備をしており、何らの届出を行う必要はないとの回答をもらっている」との答え。

次、57ページから59ページ。「保育園費の中で、蓬莱保育園が休園される中の予算減があり、10月に園児を募集、11月に蓬莱地区の説明会。そのやり方でよかったです。周知期間の無い中で、説明会は寒い日、人が来づらい日時を選んでいる。今後ほかの保育園も直面する。また、同じような対応をするのか。この説明会の反省はあるのか」との問い合わせに、「11月末に新入園児申込みをして、申込者はいなかった。閉園は議決要件だが、休園は議決要件ではない。12月に県に報告する必要があるので、期日は大字協議会長と相談して、12月17日に説明会を実施することとし、黒渕地区に全戸配布で説明会のお知らせをした。参加者は少なかつたが、貴重な意見をもらった。お祭りとかは協力してほしいという意見もあった。今後、他の保育園の状況を見ていく。出生数の減少で、新規入園は17名。毎年どれくらいの園児が申込みてくるか、検討しながら考えていく」との答え。また、「一人でも多くの人に説明しなければならない。効率よく一つの説明会で終わらせるのか。説明会の時間をずらして、昼にやるとか、労力を惜しまずにやったほうがよい。また、休園とかなかった時に多くの人と意見交換をする気持ちがあるのか」との問い合わせに、「多くの人の意見を聞くことも大切。今後十分協議しながら、住民の方にしっかりとお知らせをしていきたい」との答え。「北里町長の政治姿勢の問題。町民の考えに基づいてかじ取りをすべき。町長として多くの人の意見を聞いたらどうか」との問い合わせに、「蓬莱保育園を意図的に休

園にもっていくような誘導をしたわけではない。現実を直視し、一定の人数の中で育むという考え方。現実のかじ取りとして、苦渋の選択で決定した。私としても残念である。休園しても、復活がある場合もある。下城保育園も厳しい。説明会の回数、時間帯とか、いろいろな方策をしていく。好んで休園をやったわけではないので、理解をお願いしたい」との答えでした。

次、76ページ。地域エネルギー費の中で、公共施設低酸素化設計監理業務委託料について、「チップボイラーのチップは町外の木材が使われているのか。小国町の木材に限定することはできるのか」との問い合わせに、「厳密には難しいかもしれないが、チップ供給事業者と話し合い、小国材の利用を進める協定などを結んでいきたい」との答え。また、「必要となるチップの量は算定しているのか。現在の計画では、年間1千400トン、キログラム当たりの単価は10円としている」との答え。「重油ボイラーとチップボイラーの経費の比較は行っているのか」との問い合わせに、「昨年病院組合での資料では、公立病院で約250万円。老人保健施設で約240万円。役場で約50万円の削減を見込んでいる」との回答でした。「これから重油の値段が下がり続ければ、そちらのほうが効率がよいということにはなりはしないか」との問い合わせに、「本事業の目的は、経費の節減だけではなく、低炭素化にある。よほど重油のほうが有利であるという状況にならない限り、チップボイラーで行いたい」。同じく76ページ。「地域エネルギー費の中で、開発センターに関しては、過疎計画の中で施設の改修が計画されているが、それとの関係は」との問い合わせに、「熱水の供給のボイラーであるので、施設の改修が行われても熱水管をつなぎこむだけであると考える」との答え。

77ページ、地域エネルギー費の中で、「新電力会社の出資金について、他の出資者はどうなっているのか」との問い合わせに、「資本金が1千万円で、3分の1を町が出資する計画で、340万円を予算計上している。残りの3分の1は新電力の会社をパートナーに、そして残りを町内企業、個人からの出資と考えている」との答え。「新電力会社設立の目的は、町内の電気料金を値下げすることではないのか。そのためには、町での株式の持ち合い割合を増やしたほうがよいのではないか」との問い合わせに、「町が筆頭株主になるよう考えているが、過半数の出資は考えていない」との答え。「新電力会社についての概要全般について」との問い合わせに対して、「3月15日の総務文教福祉常任委員会の最後に、別添資料により説明をする」との答えでした。資料配付により説明を受けまして、資料の3ページ、電源規模の見込みに対して質問で、「昨日の委員会では、太陽光と風力は発電が安定しないとの答弁があった。太陽光発電と、常時バックアップ電力、九電からのバックアップ電力の買取りについて、2016年の買取り計が3千900キロワットのうち、太陽光と風力への依存度が高く、計画が甘いのではないか」との問い合わせに、「ベースロード電源として、地熱発電やバイオマス発電は望ましい。しかしながら、九電との系統連携などで、新規の発電所建設が早々に進むのは難しい状況である。買取り見込みとしては控えている」との答え。「周辺自治体の太陽光発電の買取りもあるようだが、エネルギーの地産地消でないと会社の設立する意味が

ない。資料に町が関与する太陽光や地熱発電の開発が重要と書いてあるが、町は取り組むのか」との問いかに、「現実性のある手堅い計画となっている。エネルギーは町内を優先して考えており、ほかからの買取りは二次的なものと考えている。また、条件が整えば積極的に地熱発電にもかかっていきたい」との答弁でした。「九電からのバックアップ電力が10円と一番安く、太陽光発電などを買い取るより、経営的によいのではないか。ただ、それでは自治体が行う意味がなくなってくるが、そこはどう考えるか」との問いかに、「群馬県の中之条町は、町営の太陽光発電メガソーラーより買い取っているが、夜の分の電気が足りない分を電力会社から買い取っている。小国町は風力発電などあり、これに地熱発電の電気などが増えることで、九電のバックアップ電力にあまり頼らない経営を進めていきたい」との答えでした。「町が地熱発電に取り組むならば、地域との話、地域の理解を得る必要があり、簡単ではないと思うが、その意志を持って取り組むのか」との問いかに、「町としても地熱開発に関わっていきたいが、それは現在地熱発電事業が営業を行っているし、他の企業も計画しているので、それらの動きも含めて地熱電力の確保を考えている」との答弁でした。

次、ページ飛んで82ページですね。非常備消防で、「消防団員の職務を教えていただきたい」という問いかに、「消防活動、防災、水防、土砂災害を含む救助業務。地域住民に対する啓もう・啓発活動及び訓練業務です」という答え。「捜索活動に関連して、そうであれば、先日あった交通事故で行方不明になっていた若い女性の捜索も、警察と連携してできたのではないか。消防団の出動要請手続きはどうなっているのか」との問いかに、「人命救助といつても、ただ行方不明者捜索は消防団の任務ではなく、行方不明者の家族などから、捜索願いが警察に提出され、警察から文書なり署員が赴くなりして、消防団出動の要請がなされ、町長、消防団長判断のもと、出動することになる。今回は発見される前日に、京都ナンバーの車を見かけたら小国署まで連絡をくださいと放送してもらいたいとの要請だけで、一切の情報が警察からもらえず、夕方になって消防団の出動要請をしたいと署員が役場にきて打合せを行っている最中に発見された旨の連絡があり、消防団を出動させることができなかつたというのが今回の経緯である」という答え。「今回の捜索は明らかに警察のミスで、もっと早く消防団員を出動させていれば助かった可能性があるので、日頃から警察と役場が連携を強化してもらいたい」という問いかに対して、「今後はなお一層連携を図り、警察と消防が連携して捜索活動ができるよう努めていきたい」という答えでした。

83ページ、消防施設費の15工事請負費の中で、「河川水位計修繕工事は、天神橋の水位計を電波式に変えるとあるが、現在の位置で修繕だけ行うのか。また、河川の水位計は全部で5カ所あると思うが、全部順次電波式に更新していくのか」という問いかに、「専用回線が天神橋に引いてあり、安価にできること。志賀瀬川は小国町でも流域面積も広い河川で重要であるので、現在の場所に設置することとしている。また、他の河川水位計については、現在フロー式のものが設置されているが、天神橋においては、河川の堆積物が管に詰まり、不具合を起こしているもので、

河川の勾配もなく、堆積物を一時的に取り除いても、2、3年でまた堆積して不具合を起こす可能性がある。ほかの箇所には堆積物がなく、障害がでていないので、天神橋だけで他の計画は今のところはない」という答弁でした。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時より再開をいたします。

（午前10時47分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

8番（松崎俊一君） 次は88ページになります。88ページ、学校管理費の18備品購入費の机・椅子購入費について、「小国杉を使って作成すると聞いたが、どういうものを作るのか。また、町内業者にお願いをするのか」との問い合わせに、「椅子は既製品だが机の天板は小国杉を使用して作成をする。業者は数量の確保や技術的なこともあるので、製造元は外部になるが、発注元は町内業者になる」という答弁でした。同じく椅子・机について、「ある保育園では入園児に本棚を渡して使用してもらい、卒業時に本人に記念品として渡している。約200名の園児に対して、一人2万円程度の本棚となっている。小国町も机の天板を記念品として卒業時に渡すと、小国杉の販路拡大にもなるので、子どもたちに小国杉のPRをしてもらいたい。また、木を使うことは温室効果ガスの削減にもつながるので、社会教育としても検討してほしい」との問い合わせに、「今使用している机もそのような考え方で作っているが、1年生には重すぎる。また、児童も記念品としては要らないと思っている。今の机・椅子は当時九州大学の研究により、スチール製より木製のほうが教育に良いことや、産業振興の狙いがあった。確かに既製品は軽いので、悩んだ末せめて天板でも小国杉を使用したいと思い、このような形になった。また、小国学としても、木育などの取組もやっているので、さらに進めていきたいと思う」という答弁。同じく88ページ、学校管理費の13委託料のスクールバス委託料について、「小学校だけでなく、中学校でも利用できるようにしてほしい」という声を聞く。小中一貫教育もあり、要望が多いのなら予算がかかることがあるが、中学校は3年間という短い期間であり、早期に検討すべきではないか。また、地域公共交通会議には出席し、そういう意見を出したことがあるのか。大分県の津江ではコミュニティバスで中学生も乗車しているので、早期の検討をお願いしたいとの問い合わせに、「現在小学校のスクールバスは、2キロ以上が乗車をしている。中学校は部活動などもあり、時間帯が違うので、調整が必要となる。コミュニティバスでの検討もしているが、結果は出でていない。もしできないなら、中学校のスクールバスも検討しないといけないと思っている。ただ、予算もかかることなので、総合的に検討したい。地域公共交通会議には出席しているが、会議でそういった発言をしたことではない。中学校の方向性も含め、細かい検討はしていないが、今後は状況や方法など調査をして検討していきたい」という答弁。

次、92ページ。寄宿舎住居費について、「入寮できる生徒の中にも入っていない生徒もいると

思うが何名いるのか。また、寄宿舎もスクールバス同様に考えないといけないと思うが、今後はどうしていくのかとの問い合わせ、「入寮は原則6キロメートル以上が対象となる。昭和27年度は、24名が入寮していて、6キロメートル以上が15名、6キロ未満が9名となっている。平成28年度は5月になれば確定するが、現状とあまり変わらないと思う。中学校もスクールバスとなれば、当然寄宿舎も廃止を検討することになるが、諸事情がある家庭もあるので、スクールバスと併せて検討をすべき課題である」という答え。

93ページ、社会教育総務費の8報償費の「人権子ども会学習会指導者謝礼について、何回実施しているのか。また、指導者の人数と謝礼金を教えてほしい」との問い合わせ。

93ページです。「平成26年度の実績では、合わせて410回実施しており、指導者は小学校が20名、中学校が10名、高校が6名です。謝礼金は1回2千円」という答弁。

次、94ページ、社会教育総務費の19負担金補助及び交付金で、「人権関係の負担金、補助金が4件あるが、人権関係の補助金が多いのでもっとスリム化してはいかがか」という問い合わせに対し、「確かに多いが町単独の組織だけではなく、阿蘇郡市、県などの上部組織があり、県組織の会議でも意見を出しているが、なかなか難しい面もある。スリム化できるものは努力していきたいと思う」との答えでした。94ページ、社会教育総務費の21貸付金の小国町奨学金貸付金について、「年度ごとに償還金から貸付けしていると思うが、公立病院が看護師就職を条件に給付制の奨学金を行っているように、高校への進学を促すことにもなるので、給付制の奨学金にしてはどうか」という問い合わせに、「県内の市町村で奨学金制度が給付制のところも少しある。具体的な検討はしていないが、給付制の市町村も1回きりが多いので、町としては安定した貸付けができるようにしていきたい」という答え。

次、95ページ、公民館費の19負担金補助及び交付金の小国町子ども会育成連絡協議会補助金について、「子ども会の組織は幾つかあるのか。会員は小学生だけなのか。また、町が主体となる方法ではなく、例えばPTAの方が主体となって、地域の良さを取り入れながらやっていくのを、町はその活動の後押しをするというような新しい子ども会を検討してはどうか」という問い合わせに、「宮原地区を除く各大字にある。会員はほとんどが小学生だが、中学生や高校生、保護者、一般の方も入っている。子ども会については、小学校が6校統合した際、地域の伝統行事を継続するために発足をした。その子ども会を支援していくため、町連合会として組織している」という答弁。

95ページ、集会所運営費で、「倉原集会所と隣保館の使い分けの説明をお願いしたい」との問い合わせに、「隣保館は人権啓発の施設として地区内に設置するものであるが、本町は地区外に設置し、住民への人権啓発の施設とし、倉原集会所は同和地区の人権教育施設として、国庫補助を使って建設され、利用している」という答弁でした。「集会所と隣保館は同じ人権のための施設として利用されているのであれば、一つにまとめてはどうか」という問い合わせに、「小国町隣保館は、町民の人

権啓発に取り組んでおり、倉原集会所は地区の成人学習会、教職員の学習会、解放子ども会の学習会など、人権教育の場として効率的に活用されている。主に夜間に利用されている」という答え。「倉原集会所を地区に払い下げて利用してはどうか。隣保館でも夜間使用に対応できるのではないか」という問い合わせに、「隣保館の施錠と管理の入件費が必要であるため、夜間使用については検討が難しい」という答え。「隣保館を児童館として、倉原集会所を隣保館として利用してはどうか」、「倉原集会所は一般の集会所とは違い教育施設、隣保館は人権啓発の施設であるので、目的が違う」という答え。

次、96ページ。開発センター費の備品購入について、「505号と205、6、教育委員会にエアコンを設置すると説明を受けたが、505号と205、6の使用頻度はどれぐらいか。また、平成32年度までの過疎計画に、解体計画が入っていたが、5年以内に取り壊すなら無駄になるのではないか」との問い合わせに、「使用回数は把握していないが、505号室は議員の控室や、昨年ではスポーツ少年団の全国大会の役員控室、講演会等の講師控室で使用している。205、6は主に予防接種や子どもの健診などで使用している。今回のエアコン設置は、最終段階にきており、あと残すは調理室と教育委員会事務所横の書庫となっている。過疎計画に入っていたのは、過疎債の適用を受けるため、計画にのせることが必要要件となるためである。現実的な計画としては無理があるが、安全性を考えると早急な対応も必要なため、総合的に判断していきたい」という答えでした。

98ページ、保健体育総務費の負担金補助及び負担金の総合型スポーツクラブ補助金について、「利用している人数と種目名、指導者の待遇について教えてもらいたい。また、サッカーをやっている子どものうち、何名かの児童が他の中学校へ入学すると聞いたが、小国中ではできないのか」との問い合わせに、「小国ゆうあい俱楽部は平成23年度に発足し、平成28年度で5年目を迎える。現在11種目で、会員が185名、のべ250名で、会長、副会長、理事、監事とクラブマネージャー、アシスタントマネージャーで組織されている。種目は、卓球、バレーボール、バスケットボール、野球、サッカー、バドミントン、ユニホック、ペタンク、ピラティス、トランポリン、剣道です。各種目の指導者謝礼は俱楽部のほうで決めていて、時給800円。ピラティスのみ1千250円となっている。また、他の中学校へ入学することについては、本人や保護者の意向で決めることなので、難しいと思う。中学校にサッカーチームをという要望は以前からあってるが、実質的には難しいと思う。今後はクラブチームもあるので、それに入る生徒が増えてくると思われます」という答弁。

次、100ページ。給食センター費の11需用費の賄材料について、「業者の町内外の割合はどれぐらいか」との問い合わせに、「納入業者は主に町内業者を使っている。ただ、給食センターは量が多く、町内だけではそろえられないで、生鮮食品などは町内業者を利用しているが、県外は県学校給食会というのがあり、利用している。割合は町内が17社、町外が2社利用となっている」

という答え。同じく 100 ページ。「完全給食ということで、米飯になったがパンが出ていると聞いたが、毎日米飯でないのはどうしてか」との問い合わせに、「確かに 1 月からは米飯を出すようになっているが、新しい施設に慣れないこともあり、1 月は週 3 回はパン、週 2 回は御飯であったが、現在は週 3 回が米飯、2 回がパン。パンでは少ないという不満などもあったが、充実はしてきている。今後は完全米飯給食にするよう、食育も含めたところで考えていきたい」という答弁。同じく 100 ページ。「給食費が小学校は 3 千 90 円から 4 千円、中学校 3 千 700 円から 4 千 600 円に値上げしたのも、主食が米飯になったからではないのか。そうすると、完全にすべきではないのか。週 2 回パンを出す理由は」との問い合わせに、「毎日御飯だけでは飽きがくるので、月に 1 、 2 回はパンを入れたほうがよいという考え方がある。極力米飯にして、たまにはパンにすることもある」との答え。「飽きるのでパンを出すのであれば、今まで毎日御飯を食べており、基本的には御飯ですから、月に 1 、 2 回パンを出す必要があるのか。学校でパンを焼いて出すのであればわかるが」との問い合わせに、「弁当も持てこない子どももいたり、今の世の中、大半がパン食傾向にある。米飯ばかりでも、パン屋が潰れたりということもあるので、主食は米で、たまにはパンも出している」という答弁。

次、101 ページ、公債費について。「財政融資資金の利率見直しをして、低金利の利率にできないのか」との問い合わせに、「平成 27 年度は 10 年で見直しを迎えた臨時財政対策債の利率見直しがあり、利率が下がった」という答え。「臨財債以外の財政融資資金の利率見直しはどうか」との問い合わせに、「現在借入をしている起債の中で、利率見直しがあるのは 10 年後の見直しの起債、臨財債、これ臨時財政対策債のみである」との答えでした。

以上で歳出を終わり、次、歳入に入りました。では、歳入のほうの報告です。

14 ページ、町税の個人町民税、法人町民税について。「個人町民税の課税対象者数と、非課税者数は何人か。また、法人町民税を課税されている法人数は何社ほどあるのか」との問い合わせに、「課税対象者数は予定で約 3 千 100 名であり、それ以外が非課税となりますが、これには子どもなども含んでいる。また、法人町民税の課税対象者数は、約 210 社である」という答えでした。同じく 14 ページの町税の滞納繰越分について、個人町民税で 100 万円、法人町民税で 10 万円とあるが、昨年の決算から推測すると、もう少し多い金額にはならないのか。また、固定資産税の滞納に対し、何か特別な対策などは検討しているのかとの問い合わせに、「調定見込額を全て予算計上すると歳入欠陥となるため、予算書には調定見込額ではなく、実際の収入見込みをやや少なく計上している。滞納に対しては、28 年度も引き続き差押えなどを実施していくが、固定資産税に対し、特別な対応の予定はない。ただ、固定資産税が賦課されているということは対象者に不動産があるので、場合によっては不動産の差押えも検討しなければならないと思っている」との答え。

次、15 ページ。地方消費税交付金の中で、「消費税増税の際に歳入が増えた社会保障財源分 5

千300万円は、消費税増税による町の予算の歳出の増額と比較してどうか」との問い合わせに、「歳入のほうが多い。平成28年度予算に占める消費税増税分の金額は、概算で3千600万円と試算している」という答え。

次、20ページ。県が行っている乳幼児医療費助成対象を小学生までに引き上げることについて、県への働きかけを行っているのかとの問い合わせに、「現時点では行っていない。県の部長と会うので、そこで話をしたい」との答え。

次、23ページですね。財産運用収入の利子及び配当金の中で、「上球磨森林組合出資配当金、小国町森林組合配当金について、毎年配当が行われているのか。配当金については、1千円程度の金額なのか」との問い合わせに、「上球磨森林組合については、毎年配当金収入がある。配当金については、各森林組合の総会で配当金が決まるので、未確定のため1千円を計上している」という答え。

次、27ページ、「町債の中の臨時財政対策債を活用して、歳入の確保に努めているのか」との問い合わせに、「臨時財政対策債は昨年度の予算に対し、1千万円減の予算1億6千万円で計上している。減額理由は、国レベルの地方税の增收が見込まれることによる国の予算の減額のため、臨時財政対策債は起債可能額の満額を借り入れている」という答弁でした。「また、臨時財政対策債の国の予算規模は」との問い合わせに、「国の予算は昨年度4.5兆円、今年度3.8兆円となり、7千億円の減くなっている」という答え。「臨時財政対策債の予算額1億6千万円は、既に決定し、申込みをした金額なのか。償還に対し、100%交付税参入である有利な起債であるので、臨財債を増額すれば、基金などの繰入を抑制できるのでは」という問い合わせに、「臨財債を借入できる額は、平成28年度になって決定される。借入可能な金額の満額を借入する予定であり、予算が不足する場合は補正で増額し、基金などの繰入を抑制していきたい」という答弁。

27ページの出生祝金事業について、「小国町の年間出生数はどれくらいか。また、出生祝金の支給額はいくらか」との問い合わせに、「年間出生者数は40名前後です。また、出生祝金は、多子世帯祝金として1人当たり30万円で、第3子からの支給になっています」との答え。27ページ町債、衛生費城村最終処分場、「城村最終処分場は、中原トンネルの掘削土の搬入は終了しているが、現在の進捗状況について説明を願いたい。また、足りない土量の確保についてはどうなっているのか」との問い合わせに、「のり面については全体で5段、中原トンネルの出土の搬入により、下から2段目まで完了している。現場は三角形で盛土しており、長い底辺部分が完了しているので、約半分が完了した状態となっている。足りない土量の土取場の予定地については、林道奥に入った場所を地権者の了解は得ている。現在土質の調査と土量の確定について測量を実施している」という答えでした。「工事はいつ完成するのか。また、現在交渉している用地の土で土量は足りるのか」との問い合わせに、「土量の測量と土量の調査で問題がなければ、現在交渉している用地の土で、盛土をして、本年度完了する予定です」という答えでした。

以上で、議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、「保育園の休園について説明不足である。人選が決まっていない副町長の巨額の予算が含まれていること。いまだ同和関連予算が組み込まれていることにより、反対」との討論がありました。

以上で、当常任委員会で議案第24号の審査内容報告を終わります。

本案は去る3月7日、当委員会に付託され、報告のとおり審議を終了し、採決の結果、議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、平成28年度特別会計予算について、各課の課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず、議案第25号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算についてです。質疑といたしまして、1月に開催された全員協議会で、昨年の1月に開催された全員協議会で、町は国保、失礼しました。もとい、「1月に開催された全員協議会で町は国保財政に関して、住民に周知し、理解を求めていくことにも努めたいとも返答した。幾つかの地域で話をしてきたようだが、参加者から話の趣旨がよくわからなかった。との意見を聞いた。どういう説明をして、どのような意見が出されたか、それで住民が理解できたか」との問い合わせ、「住民の方からの依頼もあり、北里地区、西里3部地区で開催される会合の中に時間を作ってもらって、主に健康づくりや住民健診の必要性、また疾病と医療費の関係、国保の財政状況など資料を使って説明をした。住民の方々には、話を熱心に聞いてもらった。会合の中では、特に質問は出なかった。今後も各地域の会合の機会にお話できるよう努めていきたい。保険税に関しては、7月1日の保険税算定に向けて、議会議員の皆さんに改めて提案し、審議をお願いすることになる」という答弁でした。

続きまして、議案第26号、平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、質疑といたしまして、「特別養護老人ホームの待機者数を介護度ごとに説明してほしい」との問い合わせ、「介護度別的人数は出していないが、特別養護老人ホームだけでなく、他の施設の待機者も含めると130人ぐらいである」という答弁。また、「特別養護老人ホームは要介護3以上の人しか入れない。小国町では、要介護4、5でも入れない人がいるが、どう考えているか」との問い合わせ、「特養があかないでどこも行くところがないという人はいないと考えている。待機者の多くが老健施設、他の介護施設、病院、養護老人ホームに入所している。在宅で生活している人たちもいる。最終的な行き場が特老になるので、申込みをしておいてくださいと言われ、特老の申込みをしている人がほとんど。緊急的に行き場所がないという人たちはいない」という答弁でした。「小国郷内に、特別養護老人ホームをもう1つ作ってもいいのではないか」との問い合わせ、「介護施設が増えると介護保険料にも影響が出てくる。健康寿命を延ばす取組などもしていきたいし、自宅で過ごしたい」という思いを持っている人もいるので、そういうことも合わせながら考えていきたい」という答

え。「南小国町では、デイサービスに行っていた人が行方不明になっている。最終的な責任はどこにあるのか」との問い合わせに、「安心ネットワークでどのようにしたらよいか検討し、今後このようなことがあった場合の協力体制について確認をした。また、小国郷にはSOSネットワークがあり、認知症の人の見守り体制ができるシステムがある。南小国町はなかったので、ネットワークを作りたいということだった」という答弁。「要支援1、2の人のサービスを介護給付から外して、日常生活支援総合事業に1年前倒しをして始めたが、正しい選択だったのか」との問い合わせに、「要支援1、2の人は、介護給付費から地域支援事業の委託料から出すようになった。現在、デイサービスに行っている人は続けていくことができるし、認知機能が低下して、日常生活に支障を来している人や、退院直後で専門的な介護施設でサービスを受ける必要がある人、また、どうしても介護施設でサービスを受けたい人は、今までと同じサービスを受けることができるようになっている。予算が介護給付費から地域支援事業に移ったと理解している。新しく支援1になった人に対しては、これからサービスについて、家族、本人に説明をして、サービスを選んでいただくことになる。一人一人に応じたサービスの展開ができると考える。支援1、2の人を切り捨てるということではない」という答弁でした。「皆が従来の通所介護、訪問介護を受けたいと言った場合は、皆そのサービスを受けられるのか、条件などを見て判断するのではないか」との問い合わせに、「新しく支援の認定を受けた方については、元気が出る学校や元気クラブなど、介護予防事業の説明を十分していきたい。また、従来の介護保険サービスの説明も行い、本人の状況など見ながら、家族や本人に丁寧に説明をしていき、サービスを選んでいきたいと考えている」との答え。「これからはサロン事業が地域にもっと必要になってくる。社会福祉協議会などと協力しながら、増やすように努めていってほしい」との問い合わせに、「住民に近いところに元気クラブやサロン事業が行われるよう、社会福祉協議会と協力しながら進めていきたい」という答弁でした。

続きまして、議案第27号、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について。質疑といたしまして、47ページ。「人間ドックの補助金について、100万円の予算があげられているが、何人分の予定か。また、自己負担も多いと思うが、今の金額以上に助成することは考えていないのか」との問い合わせに対し、「一人当たり2万円の助成で50人分を計上している。受診状況は、平成26年度実績で39人受診、補助金額が78万円となっている。助成金額は広域連合が一人当たり1万5千円を負担し、町が5千円を上乗せする形で助成している。補助金額を増額することは考えていないが、多くの方の受診について、周知広報していきたい」。

続きまして、議案第28号、平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について。この予算につきましては、質疑はありませんでした。

続きまして、議案第29号、平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について。質疑といたしまして、64ページ、「一般管理費の12役務費の斡旋料とは何か」との問い合わせに、「小国郷の旅館や、観光施設などに入館割引券を置かせてもらい、その券を持ってきた方は入館料50

0円を450円にしている。その旅館などに10%の50円を斡旋料として支払うもの」という答え。同じく64ページ、「一般管理費の19負担金補助及び交付金の小国町ツーリズム協会負担金について、成果は上がっているのか。また、美術品の位置づけを観光施設ではなく、社会教育施設とすべきではないのか」との問い合わせに、「具体的にはわからないが、美術品を含めた施設で情報交換など、目に見えない効果はあってると思う。職員のアイディアによる様々な企画や、児童生徒の教育にも活用しつつ、町内外の方も呼び込むよう、努力をしている。その結果、美術館の活動が認められ、昨年地域創造大賞総務大臣賞を受賞した。社会教育施設、観光施設の二者択一ではなく、教育にも活用し、様々な人に来ていただき、利用してもらえるよう広くPRしながら、長いスパンで取り組みたいと思う」という答弁でした。「美術館の施設維持管理については、計画を立てているのか」という質問に対し、「年数もかなり経過しているので、屋根や壁なども老朽化している。修理をしていくことで、大きな経費の削減にもつながると思われるので、専門家に相談しながら計画を立てていきたい」という答弁。「坂本善三や北里柴三郎は、小国が誇れる郷土の偉人であるので記念館、美術館、木魂館など、観光施設を巡るクーポンなどを発行し、効率的な運営の検討をお願いしたい」という質問に対し、「美術館運営協議会で皆さんからの意見を参考にして検討していきたい」という答えでした。

以上、当委員会所管の平成28年度特別会計予算について、全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。議案第20号では、「税率改定を前提とした予算であり、説明不足である」との反対討論がありました。議案第26号では、「要援護者に対して、サービスの選択肢が保障されていない。また、その件に対して明確な答弁がなかった」との反対討論がありました。また、議案第27号では「年齢によって差別をする制度であり、保険料も天引きである制度である」との理由で、反対の立場での討論がありました。

議案第28号、議案第20号についての討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の審査内容報告を終わります。

本案は、3月7日当委員会に付託され、報告のとおり審議を終了し、採決の結果、議案第25号、議案第26号、議案第27号については賛成多数、また、議案第28号、議案第29号については全会一致で原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） 松崎委員長、ありがとうございました。

続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

11番（松本明雄君） 11番です。ただいま議題となりました「議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について」、「議案第30号 平成28年度小国町簡易水道特別会計予算について」、「議案第31号 平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について」、「議

案第32号 平成28年度小国町水道事業会計予算について」、産業常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る3月16日、委員全員の出席と、執行部より北里町長はじめ、所管の課長のほか、担当執行部の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査いたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、北里町長より挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

それではまず、質疑応答から報告してまいります。

議長（渡邊誠次君） 松本委員長、着座のままでお願いをいたします。

11番（松本明雄君） 着座させていただきます。

では最初からいきます。それでは、まず、質疑応答から報告してまいります。多少ページが前後すると思いますが、御了承ください。

まず、歳出でございます。41ページ、地域情報基盤管理運営費の14、使用料及び賃借料の中で、「CS番組使用料とは何か」との問い合わせに対しまして、「CS放送で放送している時代劇や、キッズチャンネルなどのCS他チャンネル放送の番組使用料です」との答弁でした。

予算書は64ページ、「農家台帳システム保守料について、毎年、このように委託しているのか。また、インターネットでの閲覧はどのようにになっていますか」との問い合わせに対しまして、「農家台帳システム保守は、毎年お願いしております。法改正で農地台帳を公開することになりました。小国町もインターネットで閲覧できるようになっております。ただし、国が求めているような状況には、小国町はまだ地籍が完了していないので、なっておりません」という答弁でした。

65ページ、農業総務費の14、使用料及び借地料の中で、「岳の湯農業倉庫土地借上料は、誰に支払っているのか」との問い合わせに対しまして、「岳の湯農業倉庫は、甘藷の貯蔵庫として利用しており、借上料については、地元の地権者2名に支払っています。また、現在、農業倉庫はJAの要請により、JAに貯蔵庫として貸し付けておりますので、JAから使用料を16万円いただき、支払いをしています」という答弁でした。

66ページ、水田農業構造改革対策事業の19負担金補助及び交付金の中で、「経営所得安定対策推進事業費補助金とはどのような事業ですか」との問い合わせに対しまして、「水田の作付面積の配分などを行うもので、簡単に説明すると、従来の転作制度です。今回は、その事務にかかる経費について補助するシステム事業です。国の補助率は10分の10でした」という答弁でした。

「補助金はどこに出すのですか」との問い合わせに対しまして、「小国町地域農業再生協議会という組織の事務局がJAあります。補助金はこの協議会事務局に支払いします」という答弁でした。

67ページ、畜産業費の19負担金補助及び交付金の中で、「阿蘇あか牛草原再生事業補助金が少ないように思いますか」との問い合わせに対しまして、「この事業は単年事業で、牧野の維持管理や改良などを行う事業です。平成28年度は、上田第一牧野、樅木・唐谷牧野、岳の湯はげの湯牧

野の3地区で地元から要請のあったものについて計上しています。事業内容は、牧柵の修理や、ダニ駆除等にかかる資材費などです」という答弁でした。

71ページ、「有害鳥獣駆除補助金について、1頭当たりの捕獲助成金の単価、平成27年度予算と比較してどうなっていますかとの問い合わせに対しまして、補助助成金の単価は、平成27年度予算と同じです。予算総額が平成28年度と比較して、減額になっておりますが、ここ数年の実績によるものです」という答弁でした。

72ページ、「林業機械導入事業補助金の事業内容を説明していただきたい」との問い合わせに対しまして、「補助対象者は森林經營計画に基づき、森林の施業を行う林業事業体等です。現在の交付先は、小国林業一人親方組合です。平成28年度予算額は1台当たりの上限額、50万円の4台を予定しています。補助金の算出方法は1台当たりの事業費の3分の1以内または50万円を上限としています。対象機種は、林内作業車、重機に取り付けるアタッチメント（グラップル）等です。県の補助事業では対象外ですが、町の単独事業なので中古の機種も検討しています」という答弁でした。

73ページ、水産業振興費の19負担金補助及び交付金の中で、「小国漁業協同組合補助金によるヤマメの放流の場所はどこか」との問い合わせに対しまして、「これまで、南小国町を重点に放流を実施していましたが、今年度末には小国町、南小国町の両町に放流します。また、杖立川上流には、アユを放流する予定です」という答弁でした。

74ページ、商工振興費の19、負担金補助及び交付金の中で、「小国町創業支援事業補助金はどのような制度か。また、同一人に対して、一度だけの補助か」との問い合わせに対しまして、小国町で商工業を創業する場合に補助し、一律30万円を補助します。1年以上の開業と申告を行うこと、また、小国町に住民票を移し、生活の拠点となることを要件としています。一度限りの補助です」という答弁でした。74ページ、商工振興費の19負担金補助金及び交付金の中で、「小国町商店街空家対策事業補助金はどのような制度か。経営継続期間等の条件はないのか」との問い合わせに対しまして、「商店街の空家店舗の活用に対し、家賃の2分の1、上限月5万、3年間の補助を行います。平成27年度は12件の支援を行っています。事業継続6ヶ月、経過を確認して、6ヶ月分をまとめて後払いするため、事業を継続しない者に補助することはなく、これまで1件継続できなかった事例はありましたが、その他は現在のところ継続しています」という答弁でした。

74ページ、商工振興費の19負担金補助及び交付金の中で、「小国たばこ販売協同組合補助金は何に対する補助か」との問い合わせに対しまして、「小国町たばこ販売協同組合に対し、補助を行っております。組合の活動としては、販売店同士の情報交換や、年2回実施する愛煙家との美化活動を行っています」という答弁でした。74ページ、商工振興費の19負担金補助及び交付金の中で、「小国町資格取得支援事業補助金は、どのような資格取得に対する補助か」との問い合わせに対しまして、「平成28年度から新たに予算措置した補助金で、内部の検討では町内で1年以上在住し、独

立して商工業を営む個人、法人に対し、その従業員の事業に必要な資格取得に関する補助として、金額については熊本県が実施している同様の補助金、費用の2分の1、上限の3万円を参考にしたいと考えています」という答弁でした。「補助対策を広げてはどうか。資格によって、取得期間や金額に幅がある。貸付け等も含めて検討してはどうか」との問い合わせに対しまして、「資格にもいろいろあり、初めてのことなので、再度内部で検討し、引き続き議会からも御意見をいただき、協議をさせていただき、決まりを作りたい。時間をいただきたい」という答弁でした。74ページ、商工振興費の19、負担金補助及び交付金の中で、「ふるさとの夏祭り、秋祭りの補助金が減額になっているのはなぜか」との問い合わせに対しまして、「この補助金に限らず、厳しい財政状況であることを踏まえ、平成28年度の予算編成方針の中で、関係団体と協議の上、削減を行ったもので、事業成果がないなどという理由により減らしたものではありません」という答弁でした。

75ページ、観光費の19負担金補助及び交付金の中で、「小国町がんばる地域支援補助金の事業内容とは、成果は」との問い合わせに対しまして、「平成23年度から補助事業を実施し、1団体に対し、最長3年の補助を行いました。3年の補助を終えた後も、独自に活動を継続している団体があります。今年度は4件の申請があり、アロマオイルや豆腐等の特産品開発などに補助しております」という答弁でした。75ページ、観光費の14、使用料及び賃借料の中で、「自動車等借上料は、鍋ヶ滝のシャトルバス運行にかかるものとのことだが、入園料収入に占める運行費用の占める割合が高い。町が車を購入して、運行を委託するなど、費用が抑えられないのか」との問い合わせに対しまして、「現在第3駐車場の建設を実施予定です。新たに75台駐車スペースを増やすことができる予定です。これにより、シャトルバスの運行を大幅に減らせる見込みです」という答弁でした。

75から76ページ、観光費の19負担金補助及び交付金の中で、「小国郷観光会議補助金、小国町観光振興会会議補助金では、それぞれ何を行っているのか。小さな団体がバラバラに観光PRを行うのではなく、町が主導して観光以外も含めてPRをすべきではないか」との問い合わせに対しまして、「小国町観光振興会議は、杖立、わいたの観光協会、旅館組合はもちろん、JAや森林組合等が連携して、小国郷観光会議は、小国町、南小国町の行政及び観光団体が連携して、観光地づくり等の取組を行っている。観光PRについては、各専門分野で、それぞれやることも必要と考えるが、御意見のとおりである。小国町観光振興会議は各団体が連携し、役場からも職員が参加して、観光以外のPRについても含め、全体のコーディネートを行っている」という答弁でした。76ページ、観光費の19、負担金補助及び交付金の中で、「鉱泉維持補修費補助金について、泉源の浚渫工事等に補助するのか。わいた温泉組合への7万5千円では浚渫工事等はできない。何十年も前からだと思うが、いつからこの金額か確認を」との問い合わせに対しまして、「わいた温泉組合に関しては、予算編成の際に、組合と協議の上、レジオネラ検査で事業計画の提出を受けています。補助金額については、平成6年度から当該組合に25万円の補助を開始し、翌年15万円

に減額、平成16年度から7万5千円に減額となっています」という答弁でした。

議長（渡邊誠次君）　松本委員長、報告の途中ではございますけども、ここで暫時休憩いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

11番（松本明雄君）　はい。

議長（渡邊誠次君）　それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時から再開をいたします。

（午後0時00分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

松本委員長、引き続き報告をお願いいたします。

（午後1時00分）

11番（松本明雄君）　はい、松本です。

それでは、80ページから始めてまいります。よろしいですか。80ページ、道路維持費の中で、「維持工事については、町民からの通報による対応だけでなく、職員が積極的に町道などのパトロールを行うように、常日頃から心がけ、修繕や補修が必要な箇所には、早急に対応していただきたい。要望している町道、椋子原線の側溝修繕については対応をお願いしたい」との問い合わせに対して、「職員へのパトロールの強化徹底を図っています。職員には、細部まで行き届かないところもありますので、あわせて町民からの通報もお願いします。町道椋子原線の側溝修繕については、修繕方法を検討していますので、早急に対応します」という答弁でした。80ページ、19負担金補助及び交付金の中で、「町道沿線立木安全対策事業の平成27年度の実績で箇所数を教えてください。また、伐採後は植樹などできないですか」との問い合わせに対して、「平成26年度から事業を開始し、平成27年度は100万円の予算を森林組合へ100%を補助し、8月時点で使い切り、9カ所実施しています。また、伐採後は植樹などできませんし、違反した場合、森林組合へ補助した全額を返還してもらうこととしています。平成28年度も100万円の予算であり、補助限度額が30万円もあるため、5、6カ所分に相当する予算額です」という答弁でした。80ページ、15原材料費の中の「足元道路原材料費で支給する材料はコンクリートのみですか。また、町道でありながら、地元関係者でコンクリート舗装しているのはなぜですか」との問い合わせに対して、「集落にある町道以外の生活道路を足元道路と言います。支給材料はアスファルト合材、コンクリート、碎石などがあります。50万円の予算を使い切れば、要望があっても次年度送りとなります。町道を地元関係者で便宜上コンクリート舗装などを行うことがあります」という答弁でした。80ページ、「河川総務費、県管理河川清掃業務委託金の中で支払っている団体数を教えてください」との問い合わせに対して、「平成27年度は13団体に支払っています」という答弁です。81ページ、住宅管理の浄化槽維持管理委託料、「町管理の住宅全ての浄化槽分を負担しているのですか」との問い合わせに対して、「住宅分は全て町で負担しています」という答弁でした。

以上で歳出を終わりまして、歳入に入りました。

では、歳入の質疑応答の報告です。

以上で、議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算について、全ての質疑を終了し、討論に入りました。討論におきましては、反対及び賛成の討論はありませんでした。

以上で、当委員会での議案第24号の審議内容報告を終わります。

本案は、去る3月7日、当委員会に付託され、報告のとおり、当委員会において審査を終了し、採決の結果、議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算については、全会一致をもって原案のとおり可決承認すべきと議決をいたしました。

続きまして、平成28年度特別会計予算について、各課の課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず、議案第35号、平成28年度小国町簡易水道特別会計予算についてでございます。質疑といったしましては、73ページ、一般管理費の委託料の中で、「委託料の内容について説明を」との問い合わせに対しまして、「水道水を消毒している塩素滅菌機器の年間委託料である。水質検査委託料は、水道法で定められている毎月の水質検査の委託料であり、次の事務委託料は、納付書1枚あたり60円を年間枚数に掛けた分をいただいている。維持管理委託料は、これから全ての支出の合計を歳入から差し引いた額を計上している」という答弁でした。

続きまして、議案第31号 平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。質疑といったしましては、83ページ、「一般会計繰入金で、集排に一般財源から7千万円の繰入金があるが、これは来年、再来年も計上されると思うが、打開策はあるのか」との問い合わせに対しまして、財政の厳しい中において、懸案事項となっている。執行部としても、今後検討を重ね、上下水道運営審議会に提案しながら意見をいただきたい」という答弁でした。また、「集排事業の着手に当たり、当時議会でも大丈夫かとの声があがったが、町は実施するとして整備した経緯がある。しかしながら、財政が厳しくなり、町内全域とはいかない状況となった。財政が厳しいといって、極端な料金の値上げはできるものではない」との問い合わせに対しまして、「平成20年度に料金を上げている。極端な料金の値上げは当然できないが、徐々に見直すことは必要である。このことは、執行部で検討し、上下水道運営審議会の中でも提案していきたい」という答弁でした。

続きまして、議案第32号、平成28年度小国町水道事業会計予算についてでございます。質疑といったしましては、「別表資料委託業務調査の中の上下水道統合計画査定委託の算定基準と計画書の必要性、委託先は」との問い合わせに対しまして、「国の方針により、平成28年度までに統合しなければならない。内容は7つの簡水地区を統合して、上水道とする計画である。金額の根拠は、近隣町村や前例を調査し算定したい」という答弁でした。また、「資料の財源のところで、特定財源になっている。国の方針であれば、国からの補助金で行うのか」との問い合わせに対しまして、実際

は7つの簡水と7つの飲用施設水道を全て統合することになっている。資料の記載は特定財源となっているが、水道事業予算から全額支出する」という答弁でした。「1億2千691千円の、繰入の水道起債の償還は、今後も続いていくのか」との問い合わせに対しまして、「これは総務省からの通知で、統合水道と事業内容により、町の負担に応じた分の起債償還を一般から繰り入れることになっている。起債の償還に合わせて、30年間となる」という答弁でした。「水道職員の給与について、この様式なのか」との問い合わせに対しまして、「給与の様式については、昨年度改正により変更となったため、この様式となった」という答弁でした。「上水道に加入していない人はいるのか」との問い合わせに対しまして、「町全体ではいるが、町道区域内には非加入者はいないと思います」という答弁でした。

以上で、当常任委員会所管の平成28年度特別会計予算についての、全ての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。

議案第30号、議案第31号、議案第32号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会の議案第30号、議案第31号、議案第32号の審査内容報告を終わります。

本案は、去る3月7日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第30号、議案第31号、議案第32号については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（渡邊誠次君）　松本委員長、ありがとうございました。

お二人の常任委員長からの報告が終わりましたので、これより議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては、自席より御答弁をいただきます。

質疑ございませんでしょうか。

4番（高村祝次君）　それでは、総務文教福祉常任委員長にお伺いいたします。

歳入ですね、固定資産税、本年度は1千万円増えています。実質900万円ですけども、この要因はなんでしょうか。

8番（松崎俊一君）　今ですね、御質問がありました14ページの町税、固定資産税の1千万円の要因、この件につきましては、質疑のほうは行われておりません。

以上です。

4番（高村祝次君）　質疑がなされていないならですね、税務課長、答弁お願いします。

税務課長（北里康二君）　概略の中では、ここ数年の歳入の見込みという中で御報告しておりますが、細かくこうちょっと積み立てていきますとですね、土地で200万円、それから償却資産ですか、積立ての中では、実績と増えたのも含めまして800万円ほど想定しております。合わせて

1千万円、前の予算の時の積算基礎よりも多くなっております。

4番（高村祝次君） ちょっとあんまり課長の説明がわかりませんでしたけども、要因というか、家が建ったとか、そういうことで固定資産税が増えたんじゃないかなと私は思っていましたけども、そこらあたりのことじゃないわけですか。

税務課長（北里康二君） 家よりかですね、償却資産が一番増えている、計算基礎の中ではそのようなことになっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） それからですね、43ページのですね、環境モデル都市推進費の中の、木の駅プロジェクト推進事業、80万円とありますが、実際ここで、これは恐らく木魂館の薪ストーブの補助金だと思いますけども、ここに使われる薪の量と、その受入れの単価を教えていただきたいと思います。

8番（松崎俊一君） 環境モデル都市の中で、先ほど報告したとおりですね、現在230立米の薪が集まっているということですね。単価のほうは、詳しくはこの中で審議はされておりません、はい。

4番（高村祝次君） 担当課長についてお尋ね申します。単価について、いくらで買っているのかお伺いします。その総額はいくらぐらいになるのか。また、それに対して今現在重油をどのくらいいたいでいるのか。

政策課長（清高泰広君） 木の駅プロジェクト推進事業では、木の駅プロジェクト推進委員会が、木魂館のボイラーの薪を集めるということで行っておりまして、今先ほど言われたように、230立米の薪が集まっています。これは、計算しますと約170トンでございまして、これ1トンあたり6千円相当の地域通貨で集めております。それと申し訳ございません、現在の木魂館での重油の使用料はちょっと現在手元に資料を持ってきておりません。

4番（高村祝次君） やはり事業推進をする時ですね、木の駅プロジェクトは、この小国だけじゃなくどこでもやっているわけですけども、やはり現在重油はどのくらいか、燃料代はいくらかとかいうことを計算しないと、ただ230立米ですか、必要ですと。6千円かけますと大体138万円ぐらいですから、それ以上に重油が使われているのか、そこあたりをしないとただ環境モデル都市だけでこういう事業やってもですね、これは薪をたく時ですよ、それを整理、持ってきた人の薪を整理する人件費もいるし、その今度は自動的に薪がボタン一つで入っていくわけじゃないですから、それを入れる人も必要です。そこあたりのことを詳しくですね、やはり説明していただきたいというふうに思います。

政策課長（清高泰広君） すみません、手元に今資料がないので、持ってきて御説明させていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 2年ほど前のデータで重油が高い時代であれば600万円ほどかかっていた

やに記憶しておりますが、最近はここ昨年度から、少し重油が安くなつておるということで、昨年度のデータを今調べさせていただいております。そのほか、わかる範囲で少し答えますが、確かに議員がおっしゃるように、木の駅プロジェクトと名して、地域の町内のいろんな大字から、かなりの量が今集まつておりますが、軽トラで運んできます。軽トラで運んできたのを、運んできていただいた方に、ストックヤードに自分で置いていただきます。そして、自分で自己申告で検収をしていただきます。そして、薪をはい積といいましょうか、ちょっと選り分けて、割るのはこの木の駅プロジェクトで採用した一人の職員で、径が大きい部分もありますから、半分、ないしは4分割に割ると。そして割ったやつをボイラーにくべるという部分は、一人の人工費がかかっている状況であります。流れとしてはそういうところであります、はい。

4番（高村祝次君） だからですね、そこに薪を入れる人工費とか、薪の購入代金とか、そこあたりの資産がしっかりとできているのかということをお尋ねしているわけですから、やはりこういう事業展開する時には、公共工事だからそういうことは関係ないということじゃなく、やはり収益性を、どちらがいいかということを計算した上でやらないとですね、個人の場合は、恐らくどっちがいいかと判断、恐らくして今まで灯油をたいていた、重油をたいていたというところでどのくらい燃料代から、これは薪が買っても安いから、うちには負けないけども、買って、これはかなり経費が節減できるという計算をやって、個人はやると思います。公共工事になると、そういう計算はしないということ自体が私はおかしいと思うのです。ただ格好だけ。この木の駅プロジェクトは大津町もやっています。町が3千円を補助してやつていると。実際いくら払っているかはわかりませんけど。実は、今年から公共施設もチップボイラーを入れるということで、どこですかね、ありましたけども。私はそれも一緒じゃないかな。材料がいくらで入って、やはりCO₂削減だけじゃなく、本当に町がこれで得するということをしないと、逆にこれをやつたことで逆に費用が増えたということじゃあ、私は意味がないのではないかというふうに思っております。そこらあたりの町長の答弁を求めます。

町長（北里耕亮君） この事業に取り組むに当たって、財団法人学びやの里では、相当議論をいたしました。結論から言いますと、かなりこの重油、今まででは重油が足かせになりというか、重油が原因となって、組織的には赤字がありました。そしてレストラン部門も少し悪うございましたので、昨年からバランというレストラン部門もありますが、そこが好転しまして、そしてなおかげこれから先、その重油の問題が解決をしていけば、かなりの損益ではいい結果を生むというシミュレーションも出ております。重油の代金が年々変わりますので、ただ最近は少し安くなつておりますから、2年前のデータでは相当この薪ボイラーを入れたほうが損益的にはいい結果が出るというシミュレーションはでております。直近の計算もしております。ちょっとお待ちいただきたいというふうに思います。

4番（高村祝次君） やはりですね、6千円という数字がですね、今バイオマス発電にいっている

のが、恐らく森林組合が受けるのが7千円で、運賃を入れて6千円じゃないかなというふうに思っております。これ年々不足気味になってきておると。最近ではもう材が足りないから、もう山ごと買ってですね、天瀬の発電所なんかはやっておるという話を聞いておりますけども、そうなると、果たして町が進めている環境モデル都市のチップボイラーも、コストが上がってくらのではないかなと。おそらくチップの値段はトンがいくらか知りませんけども、6千円なら、恐らく1万2千円以上にはなってくると思います。これが7千円になった時には、平行して1万4千円になるかというと、加工はそんなに変わりませんので、1万3千円と。まあ、そのように上がってくると、はたしてこれが安定した経営につながっていくのかなと。コスト削減、あるいはただ単なるCO₂削減だけを考えればですね、コストも何も考えなくても、いいわけですけども。やはり町のお金がないという中で、果たしてこれがそういう試算もやらないでやることが、本当に妥当なのか、私非常に疑問を持っております。

町長（北里耕亮君） ですのでシミュレーション、そういう計算はやっておるということで、答弁させていただきたいと思います。それから、チップボイラーについても、この部分については、一部病院組合でもお伝えをした案件、公立病院に設置をいたしますのですね。かなりチップの搬入というか、その納入については高めで設定をして、それでもなお重油を使うよりかは効率的だという部分の計算もしております。あとは、どれぐらいの金額で納入ができるかというのを、その量については、確かに議員が御意見のとおりに、どのあたりまでその量を確保できるか、これについては課題も多ございますので、このあたりについては、以前も議員から御質問、御意見いただいた部分でありますので、そのあたりこれからまたしっかりと、金額も含めた部分ですが、量の部分ですね、特に行っていきたい。それで、どこのそのチップ、その小国チップを使っていきたいというふうな思いはありますので、これがよそばっかりのチップではなかなか効果というか、その理念が全うできませんので、その件も含めてやっていきたいというふうに思います。

4番（高村祝次君） 今町長は小国チップを使いたいということでしたけども、実際私が調べた時ですね、小国は今、南栄さんが製造していると思いますけども、小国材はほとんどが買われていないと。全体の1割に満たないぐらいしか小国材は入っていないんじゃないかなというふうに思いますけど、そのあたりの今後の対応は町長はどう考えているのかお尋ねします。

町長（北里耕亮君） そのあたりの部分も南栄以外のところにですね、森林組合さんが今出されているという情報をちょっと得ておりますので、こちらの議員さんの中にも組合関係者の方、いらっしゃいますけども。森林組合さんとまた話し合いをもちまして、こちらのほうの金額の部分で合えばですね、南栄以外のところに出されてる、天瀬のほうに出されている部分をこちらのほうに持ってきていただく、ないしは昨日お話したように、将来的にはそのチップをもう製造する、そういう部分までこの町やもしくはこの町内の組織体でできるように考えなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。1時45分から会議を開きます。

（午後1時32分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

4番（高村祝次君） ただいま私が質問したことにつきましてですね、明日一般質問でもう少し詳しく質問しますので、執行部は答弁のほう、よろしくお願ひします。

議長（渡邊誠次君） それではほかに委員長報告に対しての質疑ございませんでしょうか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 討論はもう全部まとめて、委員長報告に対しても全部まとめて討論してよろしいですか。

議長（渡邊誠次君） 24号の一般会計予算について。

5番（児玉智博君） じゃあ24号についてですね、はい。

では、私は議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。本予算には、長年地域住民が待ち望んでいる明里線や下滴水線の町道改良工事や、その他の整備事業が盛り込まれているほか、懸案事項であった城村最終処分場の閉鎖工事など、大変重要な事業が幾つも含まれています。しかし、見過ごせない予算の使われ方がある以上、賛成することはできません。

まず、副町長設置のための予算です。新年度から合わせて1千367万円の新たな歳出が発生しますが、いまだに誰がやってくるのか、町民にも議会にすら明らかにされていません。副町長は誰でも果たすことができる役割ではありません。そのような重要な役職を、どんな人かはわからないけれど、とりあえず支払う給料は用意することなど認めるわけにはいきません。副町長は、町政のあらゆる分野を担い対応すべき立場の役職です。仮に置くのであれば、町民や町のことを熟知している人を選ぶべきだと思いますが、本予算は官僚の派遣ありきのものです。到底受け入れられるものではありません。

乗合タクシーの運行予約システム改善は、車を運転できないお年寄りをはじめとした、切実な要望です。産交バスの小国地区の室原線などの廃線から1年が経とうとしていますが、その代替手段としての在り方に疑問が突き付けられています。1年前、各地域で説明会が開かれましたが、この時の参加者の声が全く活かされていません。もっと利用者や地域住民の声に正面から向き合うべきです。中学生のスクールバス利用は、小中一貫導入以来の要求事項です。委員会審議の中で明らかになったのは、教育委員会と政策課との横の連携が全くできていないということです。地域公共交通会議には、本予算でも措置することになっていますが、ここで本当に町民要求に基

づいた話がなされているのか、甚だ疑問であります。

無駄な予算という点では、人権・同和関連でいまだに1千100万円を超す支出が組まれています。同和団体への直接的補助金を続けることは言語道断ですが、ハード面でも隣保館と倉原集会所、2本立てで金を出し続けるのは時代錯誤としか言えません。同和対策特別措置法が失効して14年です。いまだにこのような特別施策を続けることは、差別の固定化、再生産を生むことになり、問題解決の妨げにしかなりません。

空家を利用して創業する者に、家賃を補助する空家対策事業補助金には、経営継続年月を条件にしていません。既に、本事業を利用しながら、短期間で店を閉めた利用者が問題になっていながら、商工会が細やかに指導に当たるとするだけです。そもそも、商工会が業者に経営指導するのは当たり前のことです。これでは問題に抜本的に対応したとはいえません。同じことを繰り返さないと、なぜ言えるのでしょうか。危険木撤去の補助には、再植樹を禁じ、違反すると補助金返還ときせんと対応するのに、なぜ空家対策にはそれをしようとしないのでしょうか。不作為であると言わざるを得ません。創業支援事業には、1年以上の営業と条件が付けられていますが、364日は駄目だけど、365日ならいいというはどういうことでしょう。もっと長い年月で条件を課すべきであります。

平成28年度一般会計予算は、総額47億6千300万円で提案されています。これらは言うまでもなく、町民、国民の支払った税によるものです。町民の暮らしの向上のために使われるべきものであり、1円たりともむだにすることがあってはならないものです。これまで述べた通り、本予算はこの点に照らし、不十分であることを指摘し、反対討論といたします。

議長（渡邊誠次君）ほかに討論ございませんか。

4番（高村祝次君）私は議案第24号について、先ほどから、まだまだ総務委員会で議論する点が不十分であったということで反対をいたします。また、副町長を置くことについても、私は前回条例には賛成しましたけども、頭から副町長を置くということは反対でございますので、第24号議案には反対の討論といたします。

議長（渡邊誠次君）ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号、平成28年度小国町一般会計予算について、各々の委員会からは原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。よって、各委員会の報告のとおり、原案可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君）挙手多数でございます。

よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第25号から、議案第32号までの各特別会計及び水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第25号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第26号、平成28年度小国町介護保険特別会計予算及び議案第27号、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

これら、3つの予算の歳入である保険税、保険料が高すぎるため、被保険者の暮らしを圧迫し、地域経済にも影響を及ぼしています。特に介護保険料、後期高齢者医療保険料はただでさえ値下げされている年金給付費から天引きされており、高齢者の生活の質低下に直結しています。医療、介護確保総合推進法により、国は要支援認定者へのデイサービス、ホームヘルプサービスを保険給付から外し、介護予防日常生活支援総合事業に平成29年度から移行するとしていますが、小国町は1年前倒した平成28年度から移行するとしています。昨年、南小国町の高齢者が、普段デイサービスを利用している事業所を1人で訪ねた直後行方不明となり、現在も見つかっていません。これは、隣町で起こった事件ではありますが、小国町とっても決して対岸の火事などではありません。福祉課は両町の行政、医療、介護事業関係者らが集まる小国郷安心ネットで再発防止について話し合いをもったとしていますが、事業所や職員個人の対応、あるいは地域の連携だけに問題防止の道を探っても、再発は防げないと思います。事の本質は、社会保障費抑制のために解約が続けられている介護制度そのものにこそ問題があるのであって、町行政はこの点を肝に銘じるべきであります。そのような中、要支援認定者の保険外しを国に先取りして行おうとする小国町の態度は、厳しく断罪されなければなりません。小国町が町民に呼び掛けている健康づくりは、保健衛生を担う自治体にとって大変重要な役割ですが、平成28年度から後期高齢者医療保険で、歯科口腔健診が始まります。しかし、これは国の制度改革によるものであり、町独自の新しい取組ではありません。これでは町は、健康に気をつけましょうと掛け声をかけているだけで、結局は病気になっても介護が必要になっても、自助努力が足りないからと自己責任にして、給付費が増えれば、共助だからと保険税、保険料を上げるということの繰り返しにしかならないのではないでしょうか。町民にとって悪いことは国の先取りをし、良いことは国・県の対応待ちという医療介護行政は直ちに転換すべきであるということを述べまして、討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたします。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 議案第25号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第26号、平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第27号、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第28号、平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第29号、平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第30号、平成28年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第31号、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて、議案第32号、平成28年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日2日目の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後1時58分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（9番）

第 3 日

平成28年第1回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成28年 3月18日(金)

1. 招集の場所 小国町山村開発センター

1. 開 会 平成28年 3月18日 午前10時00分

1. 閉 会 平成28年 3月18日 午後 3時07分

1. 応 招 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出 席 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 濑 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 务 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 3. 18)

議長（渡邊誠次君） 皆様、おはようございます。

本日は、3月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっています。直ちに質問に入ります。

なお、本日の質問者は、児玉智博議員、時松唯一議員、高村祝次議員、松本明雄議員、時松昭弘議員となっております。よろしくお願いします。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

今日は、まず国民健康保険について質問をいたします。

北里町長と福祉課は、1月14日、町議会全員協議会で、小国町の国民健康保険事業の現状を説明されました。その内容というのは、趣旨として給付費が伸びていて、財政運営が厳しくなっているというものであります。この間、私は市町村国保の財政が厳しくなっているのは、この間、国の国庫負担が削減され続けてきたからであって、そこにこの制度の財政が厳しい問題の根本原因があると言ってまいりました。しかし、この給付費が増えているというのも、それも事実であります。そこで、やはりこの給付を少なくするために町民の皆さんに健康になつていただくと、健康づくりを進めていくというのも大変重要な点でありますので、まずこの点について質問いたしたいと思います。

被保険者や町民が健康に過ごせて、病院にかかる機会が少なくなるということは、国保財政の面のみならず、保健衛生の向上という点でも大変重要であります。小国町が取り組んでいる健康づくりのための保健事業は、どのようなものがあるのか。また、新たに取り組み始める予定のものもあれば、それもあわせてお答えください。

町長（北里耕亮君） 冒頭の御意見で、国保の状況について、健康づくりや、そういう要望が大変大事であるという議員の御意見は、これはまさにごもっともであります。

私たち執行部も機会あるごとに町民の方に健康で長生き、いきいきと暮らすと銘打って、健康づくりという部分の様々な施策を行ってきております。大変幅広うございまして、項目数も多ございますので、漏れがあるかもしれません、担当課長から、その様々な部分について、例えばの部分もあるかと思いますけれども、答弁をいたさせます。

福祉課長（穴井幸子君） おはようございます。

まず、小国町で保健事業の取り組みで、大きなものとしましては、健診費用の助成です。健診

項目もかなり独自のものもありまして、行っておりますが、まず隣保館などで集団で受けていただいている特定健診、そちらのほうがございます。まず町としては約7千500円ぐらいの助成を行っております。また、町と契約をしている医療機関で受診する個別健診の人間ドック、こちらは2万円の助成を行っております。

その健診の結果で数値の悪い方に受けていただく特定保健指導や二次健診についても、約2万円の助成等を行っております。これは国民健康保険の助成額で、このほかに、がん検診などについても特定健診と合わせて受診しやすいように町が助成を行っております。

また、特定健診については40歳から74歳までの方が健診対象となりますけれども、小国町では30歳以上の方を助成の対象にしております。若い世代から1年に1回は健診を受けていただいて、御自分を体を知っていただくという機会を設けております。

それから、今年度につきましては、特定健診なのですけれども、節目としまして、40歳から45、5歳ぎざみで個人負担を半分にして受けていただく、受けやすいような取り組みを行おうというところです。

それから、これはどうしても受診率につきましては、健診を受けていただく、申し込みをしていただくんのですけれども、今度の申込書のほうには、この住民健診で受けない理由というのも出していただくようになりますので、健診率については、どうしても数字でしか表せないものですから、こういったところのちょっと細かなところの数字的なところも取り組んでいきたいと思っております。

一応、簡単でございますけれども、説明を終わります。

5番（児玉智博君） 新たな取り組みとして、特定健診の負担を40歳から5歳ぎざみで半分にしていくという新たな取り組みだと思います。

そこで、私は1年前の3月17日の一般質問で、歯や口腔環境が体全体に与える影響が大変大きいため、町民の健康増進のためには口腔衛生を向上させていくことが必須との立場から、特定健診とあわせて歯科検診を実施するべきではないかと提案いたしました。その時、福祉課長からは、「平成28年度に後期高齢者医療制度のほうで、被保険者の歯科検診を行うことで、平成27年度には実施に関する検討期間といいますか、それに向けて1年間をかけて実施に向けて調整していく予定です。それにあわせて小国町のほうも後期高齢者以外の方について、そういった歯科検診ができないかということを歯科医師の方と、一度フッ化物洗口に合わせて会議を行った際に、町のほうからも、そういった説明はしておりますけれども、検討していきたいと考えております」と、答弁をいただきました。

また、2011年に制定された歯科口腔保健の推進に関する法律には、地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっています。丸1年間検討する期間があったわけですが、

その回答をお聞かせください。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。今回、後期高齢者のほうで歯科口腔健診を行うということで、こちらのほうにしましては、まず後期高齢者の方々ということで、どのように健診をすることができるかということをまず先生方と、両長と保健師担当と機会をもっております。結局、今住民健診で皆さん健診を行っていただいているのですけれども、まず場所の問題と歯科医師の問題と設備の問題がありますので、まず後期高齢者健診のほうにつきましては、個別健診、医療機関のほうに、歯科医師のほうに行っていただいて健診を受けていただくことを28年度は行うことになっております。

今回、新たな、後期高齢者ではない方の歯科口腔健診をする場合になりますと、かなり人数が増えてまいりますので、そういう場合にどのような形がいいのかというのは、この後期高齢者の健診の状態を見て、また検討していくところでございます。

5番（児玉智博君） 私が提案してから、もう1年たったわけですけれど、その1年の間に後期高齢者の健診の状況を見て判断していくという、そういう結論しか出なかつたというのは、非常に残念でなりません。しかも、「状況を見てと」言うけれど、個別健診で行うのだから、いったい状況を見るのかと、集団健診でやって、その混雑具合とか、そういう教訓を導き出そうといつてあれば、まだ理解できるのですが。ほとんどまともな検討はされていないのではないかとうふうに、今の答弁からは思ひざるを得ません。

それで、歯科健診の重要性という点で、ちょっと伺いたいと思うのですが、歯科健診は就学時と高校3年生までの各学年で実施される学校健診で行うように、学校保健安全法施行規則の第3条と第6条に明記をしてあります。

そこで、教育委員会に伺います。なぜ児童、学生は歯科健診を毎年受けなければならないのかと。また、その施行規則に明記されているのか説明をお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 児童生徒の歯科健診につきましては、今、議員の質問の中にございましたとおり、学校保健安全法、また同法の施行規則によりまして、健康診断を受けるようになってございます。

また、その健康診断における検査項目としましても、その中には今言われましたとおり、歯であるとか口腔内の検査項目も入ってございます。

小学校、中学校といいますと、生まれた時の乳歯が永久歯に変わる時期で、歯にとっては一番重要な時期だと考えております。といった面も含めまして、今、学校のほうでは先ほどお話をございましたフッ化物洗口も昨年から実施しているところでございまして、といったふうに小学時、あるいは中学時におきましては、歯の健康が一番重要視される時期だと考えております。

5番（児玉智博君） 今答弁があつたこともあると思いますが、事前に教育委員会事務局の担当者の方に聞き取りを行つたのですが、それによりますと「歯や口腔の状態は、単なる口腔の課題だ

けではなくて、子どもの健康そのものや、成長にも大きく影響を及ぼすことから大変重要な時期であるとともに、疾病の発見だけでなく、磨き方や食べ方、摂取の摂り方等の保健指導や自己管理能力の育成を図るなどの健康教育につなげるために行っております」という回答もいただきました。

つまり、健康そのものとか成長に影響が出るということは、要するに虫歯の問題だけではなくて、体全体の影響に大変関わってくるということだと思うのです。それは別に子供だけではなくて、大人にとっても、成長はもうしませんけれども、健康状態というのが、要は病気につながったりとか、そういうことにつながってくる大変大事な問題だと思うのです。

それで、いろいろ全国の状況を調べてみたら、千葉県の市原市では1983年に幼児から成人までを対象とした。無料歯科健診という集団健診が始まって以来、様々な変遷を経ながらも市が市民に年1回の歯科健診の機会を保障しております。現在は、歯と歯茎のスマイル健診という20歳以上を対象とした個別健診を自己負担500円で行っています。40歳以上の市民には、口腔がん検診も無料の集団健診で行っているということです。

去年も述べましたが、きちんとした口腔ケアでインフルエンザ発症が10分の1に激減するという調査、これは鳥取大学の調査ですが、これがあることや歯周病菌がメタボリックシンドロームや糖尿病を悪化させること、脳卒中や脳梗塞になるリスクは健康な人と比べて2倍になり、狭心症や心筋梗塞などの心臓病になるリスクは3倍。また、妊婦については早産や低体重児出産になるリスクは健康な人の、何と7倍になると言われています。しかも、重大なのは歯周病にかかっている人の割合は、25歳から34歳でも79%に上るといわれているということです。これは、もう様子見をしている場合ではないと、しかも、この給付費が増え続けて、国保財政が圧迫されているのであれば、すぐにでも手をつけるべき問題であると思うのですが、それでもまだ、とりあえずは後期高齢者の様子を見ながらとおっしゃるのですか。

福祉課長（穴井幸子君） 健診を行うためには、どうしても歯科医師の御協力が必要になります。

今回の後期高齢の歯科健診でも、一応受診券を高齢者の方、後期高齢者の対象の方にお渡しして、事前の予約をして、そして健診を受けていただく形をとるようにしております。その状況と、やはりどうしても歯科医師に負担がかかるものですから、そういったところもあわせながら検討をしていきたいと思います。

おっしゃるとおりに、やはり口腔につきましては、今言わされたように病気のこととか、もう一つは、やはり口の中の状態が悪いと、精神的にも影響があるということは認識しております。まず、後期高齢者の歯科健診をちょっと見まして、どのような状況で行われるかというのを、一般になると、かなり人数が増えると思いますので、そういったところを見ながら検討をさせていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） やはりこの問題は、本当に早急に1年でも早く実施していけば、その分健康

づくりにもつながると思いますので、これはぜひ、本当に真剣に主体的に考えていくっていただきたいと思います。

さて、町は国保財政の厳しさを理由に国民健康保険税の増税にも言及しています。しかし、この間も議論してきましたが、国保増税がただでさえ厳しい暮らしに与える影響は、大変重大なものがあると思います。だからこそ去年の引き上げは、議会で否決されたわけだと思います。にもかかわらず、このままいけば6月議会に再び提案ということになろうとしておりますが、国保税というのは、世帯に課税される税の中で、所得税や住民税と比べても、飛び抜けて高額になっております。平成26年度は、1世帯当たり17万8千147円であります。これまでの私の質問でも被保険者の負担感ということについては、北里町長もお認めになっているわけですが、今ひとつ心配なのは、増税による町内の消費低迷、それによる地域経済の停滞であります。例えば、現在消費税増税について安倍総理は、「リーマンショックや大震災のようなことがない限り予定通りに引き上げる」と言っているわけありますが、総理周辺からも「来年4月の再増税はすべきではない」という声が上がっておりまます。内閣官房参与の本田悦朗氏は、去年10月から12月期のGDPがマイナス成長だったことについて、消費が伸びていないのが最大の問題だ。2年前の消費税増税の影響が消えていない。その中で来年4月の再増税を予想してしまい節約していると、消費が伸びないと企業マインドも落ちるとした上で、再増税は絶対にすべきではない。2014年4月の8%への引き上げは間違っていた。財政を機動的に使ってデフレマインドを払拭しないといけないが、それと消費税増税は全く逆の方向を向いていた。同じ間違いを2回してはいけないと、このように述べています。

政府は、消費税増税による家計負担について、軽減税率を用いた場合でも1世帯当たり、年6万2千円程度であるとしていますが、小国町が仮に昨年提案した1千500万円の引き上げを実行した場合、世帯所得が250万円の40代夫婦に子ども2人の場合、3万3千円の負担増となります。町長、消費を低迷させ、経済の停滞を招くのは、消費税も国保税も同じだと私は思います。そうではないでしょうか。国保税増税が小国町経済に与える影響は深刻だと考えますが、どうお考えいらっしゃいますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 町民の生活に対しての影響という部分であるというふうに思います。この部分、最初にこういう判断をするに至っては苦渋の決断と言いましょうか、やはり負担感というのはもう認めているというのは先日来発言をさせていただいておりますが、ほかの税と違いまして、国保税はその中でやりくりをする相互扶助の考え方もあるのではないかというふうに思っております。そういう中で、住民税や固定資産税、消費税、国の、そういった部分とは、町民の生活の中からの出費という部分については、そう出費するということで意味合いとしてはあるのですが、税の種類としては若干違うのではないかというふうには思っております。

ただ、先ほどから言うように重々そういう負担感というのはわかっておりまし、出費という

部分では同じでありますので、影響という部分ではやはりそれはあると、否めないという部分は、それは認識をしております。ただ反面、その会計上も基金も取り崩しをしてしまいました、枯渇をしてしまいました。

そしてなおかつ、一般会計の繰入金も27年3月においては、5千万円弱あったわけでございます。そういう中で、先ほど議員がおっしゃったような国保の会計で医療費が増大しないように、最大限引き続き町としては努力をしつつも、やはり会計上は、その中で一定の法定内繰り入れという部分は若干あるにせよ、その範囲を超えるような、毎年相当額の繰り入れというのは、その一般会計の部分にも大変影響を及ぼす部分であります。

28年の財政の当初予算を組むのにも、この繰り入れがあるのとないのでは大幅に違いますし、この予算が組み立てられないというような状況も考えられるのではないかというふうに思っております。

28年度の予算は、この増税の部分はまだ考えていくなくてつくってはいるのですけれども、こういう部分が、いつまでも続くかという部分ではないかというふうに思っております。結論を言いますと、大変苦渋の決断で、この判断をしている状態であり、また、その中では以前議会からも御意見がありましたように、まだ町民に対してのお知らせであったり、そういう部分が足りないというお話をありました。それは十分承知しておりますので、今後しっかり説明をしていきながら、この状況も、また説明もしていきながら理解を得ていきたいというふうに考えております。以上です。

5番（児玉智博君）　暮らしであったり、地域経済への影響というのは、わかっていますが苦渋の決断です。というふうにおっしゃいますが、本当にわかっているのかと、わかってそれをやるつてとんでもないことですよ。具体的に掘り下げていきたいと思うのですが、パネルを御覧ください。経済産業省の商業統計調査と平成24年の経済センサスから拾い出した図なのですが、これが上が小国町、下が熊本県全体の商店数、これは法人の店舗と個人商店を合わせた数ですが、それと、そこに働く従業員数、年間の商品販売額の推移であります。青い棒グラフ、これが店舗数で、その隣の黄色い棒グラフが従業員数で、折れ線グラフが販売額であります。一番左、これが1997年です。小国町には197のお店があって、従業員がその中に全体で794人勤めていらっしゃいました。年間の売上が131億7千586万円だったわけです。同じ年に熊本県全体では、ここですが、2万7千766店舗に15万5千859の方が働き、年間5兆526億786万円の売上があったわけあります。そして、これが右隣にいくごとに2002年、2007年、2012年ときて、一番右が2014年であります。この2014年、この年は小国町にはお店が197から115店舗に減少して、働く人たちも794人から445人に減って、年間販売額は71億900万円に減少したわけです。131億円から71億円ですから、大変な減少です。県全体では、1万6千417店舗に11万3千89人が働いていて、3兆6千6

99億1千万円の売上というふうになっております。それで、小国町をみたとしても県全体を見渡したとしても、97年より2014年のほうがお店の数も減って、働く人も要するに働く場がなくなつて働く人も減つて、売上額も減つているのですが、注意すべきは2012年と2014年のこの2年間で熊本県全体では売上額が2年間の中では上がつているのです。しかし、小国町では逆にガクンと落ちているわけです。これは、別に都市部が栄えて売上が上がって、周辺部は下がつているという、そういう地域間格差ではないことが大変重大なのです。阿蘇郡市だけを見ても、この2年間で売上額が減つているのは、小国町と産山村の2つの町村だけなのです。これね、私ね、大変重大だと思うのです。小国町の景気の下落傾向は、県内、阿蘇地域でも大変重大な状況にあるのではないかと思います。国保税を今増税したら、この傾向に拍車をかけると思いますが、大丈夫だと自信を持って言えますか。

町長（北里耕亮君） 経済状況の部分で、町民生活の家庭の出費の部分については、生活者の所得に応じて軽減措置なども一部ありますので、そのあたりのところは国保会計の中ではあるのではないかなと思いますが、その部分と、執行部としてはこれからやらなければならないことは、やはり産業の活性化、商店街の活性化、そういう経済部門の活性化はまた別の意味でしっかりとやっていかなければならぬのではないかというふうに思っております。

そういう商店街や経済動向には、第一次産業、第二次産業、それぞれ第三次産業関係があるというふうに思いますけれども、そのあたりのところはそのあたりの政策を、またしっかりやっていきたいと思っております。以上です。

5番（児玉智博君） 私は家計のことと言つてはいるわけではなく、町経済のことを今日は議論させていただきたいのです。低所得者対策で、家計の部分では、それは一定の手助けの効果があるかもしれません、要するに全体で去年は1千500万円の増税というのが提案されたわけですが、要は消費動向では、私、ほとんど小国町の国保の被保険者の方に毎月毎月貯金とか、投資とかに回している人というのは、ほとんどいらっしゃらないと思うのです。ほとんどの方が、その部分が消費に回っているのであって、例えば去年のような1千500万円の増税をすれば、要は町の地域経済、お店の売り上げから1千500万円が奪われることになるのではないかと思うのです。要するに、増税したら増税した分が地域の成長というか、消費から奪われると、私はそれを心配しているわけですが、その点について、産業の部分ではやっていくとおっしゃいますけれども、具体的にどういう手立てをとっていくかというのは考えているのですか。

町長（北里耕亮君） 28年度の予算案の中でも、様々な施策があると思いますけれども、まずここは議論の立場が、考え方方が違う部分もあるかもしれません、私は、この国保税、若干の家計の事は言わないというふうに言っておっしゃっていますけれども、家計の出費は、それは税としてあると思います。これは、医療機関にかかるという、相互扶助の考え方の部分でありまして、1千500万円増税したから直接その1千500万円分の経済的な影響が直接的に出るかというの

は、ちょっと私は疑問であるというふうに思っております。その経済の話と、この国保税の話は、そう直接的な関連性はないと私は認識をしております。ここは議論というか、考え方、立場が違う、考え方方が違うかもしれません。以上です。

5番（児玉智博君） 立場の違いじゃなくて、それは町民の生活実態がわかっていないからじゃないですか。要するに、私もそうですけれども、財布というのは一つしかないわけですよ。入ってくる分は大体もう毎月決まった、必死で働いて皆さんお金を得ているわけですよ、入ってくる分は一つしかないと。増税されたからといって、その分入ってくる分が増えるならですよ、話は別ですけれども、そんなことはないじゃないですか。本当に私は、あまりにも安易な考えで増税をするというふうに言われているのではないかという気がしてなりません。やはり、正面からそのことを、そういう思いもないままで上げるようなことには、私は断固これはもう撤回すべきであると思います。

それで、先ほどのパネルなのですが、1人当たりの国保税を見てみると、2014年小国町は8万2千301円です。97年から比べると1万円以上国保税は上がっているわけです。もちろん消費税も介護保険料も所得税も高くなっていますので、国保税だけのせいではありません、この落ち込みというのはですね。しかし、この小国町の消費低迷の一因に国保税の増税が、増税というか、国保税が高くなっていることがあるのは間違いないと思います。増税するというのであれば、この状況ですよ、今的小国町の状況をこの事実を正面から受け止めるべきだと思うし、逃げずにこういう状況も含めて、町民に対してきちんと説明する責任があると思いますが。要は、今的小国町の説明というのは、国保財政が厳しい、国保財政が厳しい、給付費が伸びていると、それしかないわけですよ、増税が与える、要するに紋切り型の説明ではなくて、ありとあらゆるもののが町民の暮らしであり、地域経済であり、つながっていると思うのです。そういう、ものごとの連関を捉えた説明責任というのがあると思うのですが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 負担感といった部分であったり、そういった部分を私も否定しているわけではありませんが、その事柄に直面して事実を言っていくべき部分も大変大事であるというふうに思っております。それは、国保財政が厳しいというのは、本当に厳しい部分でありまして、どこから財源を持ってくるか、一般会計から入れ続けて、それが本当にいいことなのかという部分もあります。一般会計にしわ寄せがくると、ほかの事業ができなくなったり、当初予算の予算組みができなくなったり、本来であれば一定の金額があり、そこから応急的に出動する場合もありますが、その基金も、もう枯渇しております。ですから、現実の事柄をやはり説明をしていくことも私は大変大事であるし、また、近隣町村の比較というのも一つの参考にはなるのではないかというふうに思います。小国町が特別国保税が高いというわけではありません。むしろ低いほうです。そういった部分で、各それぞれの自治体もいろいろな財源の事柄では課題が多く、そして、税を上げているというような状況もあり、小国町は今まででは、増税をしてこなかったわけ

であります。いよいよもう限界に近づいているから、昨年その提案をしたわけでございます。やはり財源というのは、やりくりの中では一番最初に必要な事柄で、直面していく事柄だというふうに思っておりますが、考え方方が違いますので、それぞれその財源をどうするかといった部分は、またいろいろな御意見も、ほかの議員からもいただいたし、そういうことを鑑みて、総合的に判断していきたいと思いますし、既にその判断は私の心の中では、もう結論づけておりまして、一定の時期にそういう提案をさせていただきたいというように思っております。

5番（児玉智博君） やはり総合的に考えるというのであれば、私は一般会計の中にも、まだまだ削るべき支出の無駄というのがあるということを昨日採決のときの討論でも述べております。やはりそういう聖域をつくったら駄目だと思うのです。やはり無駄なものは、きっぱりと削っていって、そして、町民の暮らしであったり、地域経済を手助けするという、そういう観点に立った舵取りというのが求められていると思います。

まだ、通告しておることがありますので、次に進みますが、保育園について質問いたします。

今年度いっぱい蓬萊保育園が休園をいたします。昨年12月17日、地域住民向けの説明会が行われました。私も参加しましたが、休園は決定した段階で、大変寒い時期の夜間の開催ということもあり、参加者もあまり集まっていたなかったのではなかろうかと感じておりました。はつきり言って、一応説明会はしましたよという、帳面消しのアリバイづくりのような形で開かれたのではないかなという、そういうちょっと残念な思いもしたわけであります。

一昨日の総務文教福祉常任委員会で北里町長は、この休園についても「苦渋の決断」と言わされたわけであります。本来こうした決断をする場合には、もっと長い時間をかけて、丁寧に住民と対話すべきであると思います。これは今後、もし他の保育園が園児数の減少に直面した場合も心がけるべきであると思うのですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 休園をするかどうかなるかという部分については、園児数に直結をしております。その園児数をぎりぎりまで、その動向を見ていたというのが現実のところであります。12月まで望みを託しておったわけでございますけれども、議会でもそれは、その前の部分で説明をしたかというふうに思っております。

このあたりのところは、保育園長から答弁をいたさせます。

保育園長（梶原良子君） 今、町長のお話の中にありました、どれぐらいの部分からかということですが、9月の議会の中で、定例会の中でお話したかと思います。11月に新園児の募集がありますので、その状況を見ながら決定したいということをお話したと思います。

それから、県のほうの報告が必要ということもありましたので、県のほうからは休園する3カ月前までには報告をしなければいけないというふうに通知がありましたので、12月いっぱい報告ということになりますので、11月末までの園児募集の後、12月議会で新入園児希望者がいなかつたという御報告をしたかと思います。それで県のほうに報告をすることになるということ

とと、説明会をすぐ開きたいということをお話したと思っております。説明会については、大字協議会長とも御相談しながらということで前回も申しましたが、決定しました。年が明けてからというよりも、その月のうちに地域の方にはお知らせをしたいなという思いで12月に決定したというところです。確かに、参加していただける方が少なかった、時期的にもちょっと、周知期間が短かったということもありまして、参加していただける方が少なかったというのもありましたが、その中でも貴重な御意見をいただいたというふうに思っております。今後、その御意見も生かしながら蓬萊保育園休園になりますが、子どもたちのことをしっかりと見守っていただいた地域の方に感謝を申し上げたいと思います。以上です。

5番（児玉智博君） 1点確認したいのですが、今回蓬萊保育園が休園したこと、途中入園などで入園できないなどの影響を受けた方はいなかつたか、1点だけ確認させてください。

保育園長（梶原良子君） 今のところ保育園のほうには、そういう情報というか、途中入園の希望者も今のところ保育園のほうには、申し出てこられた方はおりませんし、今後どうなるかというのは、今後の申し込み次第にはなりますが、転入する方もいらっしゃると思いますので、また様子を見ながらということで、蓬萊保育園の希望が出た場合には検討していきたいなとは思いますが、ある程度の人数がそろわないと、一定の人数の中で保育をしていく、集団での保育をしていくということを考えておりますので、いろんな面で検討していきたいと思います。

5番（児玉智博君） 集団保育が良いとか、少人数保育が良いというのは、それはどちらが正しいということではないと思いますので、私もそういう現場の保育士さんとか、あるいは保護者の方たちの判断に基づくものであれば、それは何も意見を言うつもりはないんですが、ただし、先ほど申しました12月17日の説明会には、私も参加させていただきましたが、その中で先ほど園長も言われたとおり、大変大事な御意見が出たと思います。これは、園児の御家族の方でありましたが、通っているお子さんの親御さんは仕事で5時まで迎えに行けないため、家族であるおばあちゃんだと思いますが、毎日徒歩でお迎えをしていらっしゃるということでした。しかし、宮原保育園に通うことになると、車を運転できないから、親御さんしか迎えにいけないと、そうなると5時までのお迎えができないから、どうしたらいいいんだろうと大変心配されていたわけです。その時、園長は「宮原保育園は7時まで延長保育をしているから、大丈夫です」と、大変まっすぐにおっしゃっていました。御家族の方は、ひとまず安心されたかもしれません。でも、町長も園長も保育園の統廃合を子どもたちのためといって進めようとしているわけです。子どものためというのであれば、5時を過ぎても、冬場であれば暗くなるかもしれないし、友達もどんどん先に帰っていく子もいるかもしれないと、それと徒歩であっても、5時前までには、御家族の誰かが迎えにきてくれるのと、どちらが子どもたちのためになるのか、これはもう明らかだと思いますが、いかがでしょうか。

保育園長（梶原良子君） 冬場の5時というのは、本当に暗くて、子どもたちも不安になる時間帯

なのですが、今通われている、今、議員のお話の中に出ました御家族も、曾おばあちゃんになるのですが、送迎の手伝いをしていただいているのは承知しております。確かに、御家族の方が早めにお迎えに来ていただけるのは本当にありがたいことだなというふうには思っております。ただ、今回「宮原保育園は7時までなので、大丈夫です」とお答えしたのは、お母さんのお住まいは上田だったので、お仕事が南小国町のほうになりますので、ちょっと遠いところですので、おばあちゃんの所に再度お迎えに行くという形にはなるかなと思ったので、おばあちゃんの所へ仕事を終わってから保育園を通り越して迎えに行って、また自宅のほうに帰られるということですので、宮原保育園であれば、お母さんのお迎えで大丈夫というふうにお答えしたわけではあります。以上です。

5番（児玉智博君） 私は、あまり個別具体的な事案にこだわって質問しているわけではなくて、一般的に考えて、だから今後は蓬萊保育園の休園だけれども、今回は。ゆくゆくは保育園全体の統廃合というのを見据えていらっしゃるわけじゃないですか、そうなったときにそれぞれの地域から保育園がなくなれば、こういう家族が歩いてとか、あるいは自転車とか、そういうお迎えというのが地域にあれば、そういうことができるというケースも出てくると思うんです。ですから、そういう延長保育といったって、そこにまた延長保育料金も発生するわけじゃないですか、そういう家計の負担のことを考えても、お子さんにとっていつまでも保育園に預けていかなければならぬよりも、やはり5時前にお迎えに来てもらうほうが、子どものためといふんであれば、そっちがいいのではないでしょうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

保育園長（梶原良子君） おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしていらっしゃる子どもさんは、本当におじいちゃん、おばあちゃんが早めにお迎えに来ていただいて、夕方来ていただいているので本当にありがたいなと思っております。ただ、今核家族化が進んでおりまして、どうしてもお父さん、お母さんのお迎えというのが多くなりまして、どうしてもお父さん、お母さんが迎えに来るまでは待つとかなくてはいけないという家庭がとても多いです。今、27年度から制度が変わりましたので、宮原保育園におきましては6時までは通常の保育という形になっておりまして、北里、下城、蓬萊に関しましては6時半までは通常の保育で可能ということになってはおりますので、でも6時半というと、ちょっと1人残ったりとかになってしましますので、子どもたちはちょっと不安になるかなという面もありますが、しっかり保育士のほうも子どもたちと対話をしながら関わりながら、お迎えが来るまでさみしくないように頑張っているところではあります。本当に核家族化というのは、小国町でも増えているので、そこに子育ての支援を保育園はしっかりとしていくことは思っておりますので、おじいちゃん、おばあちゃんのお手伝いも本当にありがたいことだなというふうには感じておりますので、そこもできる家庭には、しっかりそこを、おじいちゃん、おばあちゃんにも協力していただけると、本当にありがたいなというふうには思っているところです。すみません、答えになっているかどうかわかりませんが。

町長（北里耕亮君） 保育園の統合についてということで、言及してもよろしいでしょうか。さも議員は、蓬莱保育園の休園を統合するための導入というか、そういうふうに言われている一面もあるかと思いますが、そうではなくて、先日の総務委員会のときにも述べましたが、それを見据えてのという部分ではありません。園児の人数を見まして、残念ながら一定数がいなかつたためという部分であります。

ですから、以前も御質問いただいた部分で、また蓬莱保育園が休園している状態から再び開園というのは、私はあり得るのではないかと思いますし、また少子化問題に対応すべく、そういうふうな部分がまたできるように頑張っていきたいというふうには思っております。

そして、統合の話でありますけれども、2年ほど前に説明を保育園の関係者にさせていただきました。その中でも様々な意見もありましたし、統合する場合の、こういうことができます。統合したらああいうことができますというような部分も述べましたが、統合して議員が言われるようないろいろな課題もあると思います。そういう部分で、最近私は拙速に統合という部分は、あまり発言をしておりません。だからといって、断念したわけではありませんが、もう一度、議員の発言が最近は多いのですが、ほかの方の議会の意見も聞きながら、総合的に判断をしていきたいというふうに思っております。その部分については、園舎を建築するにあたっては、ハード整備事業でありますので、土地の事柄や建物の事柄や様々な事柄がまた出てきます。中身の話も大事でありますし、外側の話も大事であります。総合的に判断をしていきたいと思いますし、また時間をかけて議論をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

5番（児玉智博君） 今とても大事な答弁だったと思います。やはり、核家族化が進んでいるというのは、それはもう現実として一方ではあるわけです。でも、やはりこういう保育の問題とか、こういう福祉関係の問題については、やはり一人一人の子どもたちであったりとか、家庭がしっかりと大事にされるようなあり方であることが重要だと思いますので、ぜひ、本当に一人一人の町民の人たちの意見を聞いて判断をしていきたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後の質問ですが、公共工事について伺います。

やはり最近は、予算の問題などで身近な足元道路となる町道整備などの工事で、なかなか町民の要望に応えられない実情があると思います。そうした中で、現在設計は終わっていながら、工事予算が付けられていないものがあるでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 御質問にお答えします。2路線ございます。1路線目は杉ノ平中線、これは杉ノ平集落の杉ノ平橋を渡って旧道に入った部分からの集落に入っています。これが緊急車両が入らないというようなことでの要望でございます。そうした中での改良要望というような形で地元から提出されているものでございます。

それから、もう1路線につきましては、同じ理由に基づきまして、町道小原田線、集会場前から通っている集落のほうでございます。

5番（児玉智博君） 設計は終わっているのですか。

建設課長（佐藤彰治君） この2路線につきまして、設計完了しておりますが、まだ工事にちょっと至っていないというような路線が2路線ございます。

議長（渡邊誠次君） 5番議員に申し上げます。申し合わせ事項により、一般質問の時間は60分とされております。あと約5分少々ですので、おくみとりいただきまして簡潔に願います。

5番（児玉智博君） 杉ノ平中線は、2012年3月に町道認定されました。同年10月、地域から整備工事の要望が出され、翌年には測量設計も今言われたように終わっております。というのも、この経緯というのが集落内の3軒につながる道路で、今言われたように緊急車両や救急車、介護車両も入っていけない状況だから整備をしてほしいという地域からの要望があつて建設課がその要望に応えたものであります。建設課は平成27年度予算と来年度28年度予算で工事実施のための予算を要求しましたが、総務課との協議の中で予算付けに至らなかつたということであります。私これは非常に重大だと思うのです。私は、ここの地元の方からもお話を伺いました。近所にお住まいの方は、この3軒の中の方のお姑さんが救急車で運ばれる時に、家の玄関先まで車が入っていかないから、お嫁さんが大変雨の降る中だったらしいのですが、傘をさして狭い坂道をおばあちゃんの方に傘を向けてさして下りてくるのを見たと、今思い出しても大変せつない気持ちになると、そういうことをおっしゃられたほど、まさに地域一丸となって要望されたものなのです。それが2年立て続けて予算をつけられないという、私は小国町の町政というのは、ここまで冷たいのかという気がしてならないわけですが、これは補正予算でも直ちに予算措置すべきだと思いますが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 緊急路線の着手が遅れているという御質問でございます。確かに路線的には測量設計も終わっているということで、最終的には予算の査定等を見たうえで、平成28年度も計上ができなかつたということでございます。しかし、この中では長年着工にかかっておりながらなかなか完了していない部分もあります。ですから、ある程度本数を広く進めていくのか。また、集中的にやっていくのかというのにかかってくるかと思います。そういったところ等を改良する中で、やはり緊急性、そのへんもどういった形で判断していくかというのが非常に関連してくるというふうに思っておりますので、ハード的な部分と、またソフト的な緊急態勢というのも並行しながら予算の配分も考えていかねばならないというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 時間なので終わりますが、やはりこれ現場に行っていただいたらわかりますが、100メートルか200メートルもないぐらいの大変短い区間で、予算としてもそれほどかかるないと思うのです。それがやはり、2年連續で予算をつけないというのは、これはあまりにひどいと思います。ぜひ早急に検討していただくことを求めまして、質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時10分から会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。今回は、まず小国町の一次産業の取り組み、それから人口減少、これは地方創生等でうたわれていますけれども、小国町の一次産業について、まずお伺いいたします。

その前に、まず小国町の平成25年版のデータ、それから総合計画、それから町長の施政方針等がありましたけれども、今回は皆さん御存じですから、まず一次産業の今小国町の住民として、私は代表して申し上げます。それに対して行政として、それから首長としてお答えしていただきたい。まず申し上げますのは、第一次産業がしっかりとしていないと、発展も地方創生もない。特に中山間地は厳しい状況であり、家族農業としての継続してきたことは、いまや夢のごとくということでございます。こういう状況をこの小国町が、今総合的な見解を求めますけれども、農林業担い手が、まず所得安定するための政策、農地・山林の整備計画を具体的に推進する政策、それから農地の耕作放棄地に対する政策、農業の集約化とおっしゃいますけれども、その法人化、あるいは体制を具体的にまず各課、あるいは町長、まずは行政からお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 全体的なお話をさせていただきますと、議員がおっしゃるように、一次産業という部分について、この中山間地であります小国町は非常に大事な分野であるというのは、まず認識を示させていただきたいというふうに思っております。こういう中山間地で集落があり、そしてそこに人が住み、田畠があり、そして山林がありという部分において、もし一次産業が衰退をして、その山林や田畠が荒廃をすると、荒廃をすると、なかなかそこに集落の数が、集落の中の件数が減り、件数が減ると集落自体がなかなかなくなると、私はこの言葉はあまり好きではありませんが、限界集落というような部分で集落もなくなり、そういう山林や田畠もかなり荒廃していくとなると、町としてかなり厳しい状況になるというのは想像ができます。そういう意味で、これは小国町だけの問題ではありませんが、だからといってそれは、よそも一緒だからということで、何も施策を打たないことはいけないというふうに思っております。積極的に施策を打っていかなければならぬとは思っております。

そして、担い手について、そういう部分を維持していくためには、どうするかと、おっしゃるように担い手が大事です。例えば、林業の担い手であると、ちょっと漏れがあつたら担当課に答えていただきたいのですが、小国は一人親方組合という、あまりよそにはない組織体があります。50人ほどでありますけれども、このあたりも、そういう組織体がないのとあるのでは随分違うというふうに思います。そして、その一人親方とは別に森林組合の中に林産班がありまして、その中には移住者も3名ほどいらっしゃいますが、しっかりとした組合の中での作業を行っているというふうに認識しております。

農業のほうはどうだろうかと、農業のほうが少し厳しい状況ではあるかと思いますが、そういう

う中でも議会からの提案もありまして、新規就農者の親元就農というのを小国町は、ほかの自治体がやっていないことをやっております。それですべて解決というわけではありませんけれども、そういった部分で若手農業者の育成、それから新規就農者、親元就農者の育成、そういった部分に努めているところであります。

また、その田畠を維持していくためには担い手、それから今、荒れているところがありますので、そういう耕作放棄地を今後どうやっていくか、法人化の話も大事ですし、その農地を集約していくという部分も大事であります。こういった部分について、またそれぞれ所管の担当がおりますので、答弁をいたさせたいというふうに思います。

産業課長（濵谷洋典君） 総合的には産業課の農業振興、林業振興につきましては、28年度当初予算の町長のほうから施政方針の中にもありますように、総合的な農業振興に取り組んでいくということで、今町長が申し上げたようなことで遊休農地の対策といたしましては、中山間地の直接支払い、多面的機能の支払い、また担い手対策としては、新規親元就農にされる担い手に対しての給付金、そういったもので総合的に取り組みを行っているところでございます。

町長（北里耕亮君） それと、農地集約とかそういう部分について、今モデル地区を選定しております、上田地域で農業公社の中間管理機構の関連する方が入りまして、その農地集約に関しまして動きをしているという部分も、ちょっと補足として付け加えさせていただきます。

6番（時松唯一君） 今おっしゃる中で、中山間地には非常に縛りがありまして、耕作放棄地と言われるところが、私たちの集落にもたくさんございます。その耕作放棄地をどのようにして改善するかという事で頭を痛めています。いわゆる、どのぐらいありますか、50アールほどありますかね、そういうものを中山間地で守る場合には、どなたかが代表になって、地権者じやなくて、その周りの中山間地の仲間たちが代表に1人なって、その仲間たちで守っていくと、そこも大変お金がいるわけです。だから、そういうところが多分小国町にもたくさんあるかと思います。そういう把握ができているのかどうかお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） 農業委員会の仕事になりますが、かなり頻繁にパトロールをしております。おそらく議員がおっしゃる場所も、たまたまですけれども、そこも私も実際パトロールに行って現地を確認しております。それは上田だけでなく、本当に全体的に数箇所ずつあるわけでありますけれども、それをどうやって改善していくかということで近隣の方や、またそこで農地として使っていただく方のあっせんといいましょうか、そういった部分をしております。ただ、現実的にはやはり、すぐには条件的に厳しいから耕作放棄地になっている部分もありますので、継続的に粘り強く近隣の方と相談をしたり、作っていただけそうな方と話をしたりというふうにしております。ただ、本当に条件的に厳しい山だという、山つきにいって、なかなか有害鳥獣の影響を受けているところなどは、今度はそこを非農地化といいましょうか、一部山林化というか、そういったところもあります。そこはきっと、今後そこを将来農地として維持していくのか、

それとも別の部分でやっていくのかという判断の検討を、その所有者であったり関係者としていく、そういう部分であります。

6番（時松唯一君） 実際田んぼをつくりたいけれども、つくれない、結局つくれるけれども、つくれない人もいる。どういうことかと申しますと、いわゆる80歳を過ぎて、土地はそのまま残っていると、子どもさんは都会に出ていると、そういった場合に、中山間地に入っています、どうしても中間で支払いがありますので、そこをきれいにしなければいけない。きれいにするためには、その80歳以上の親御さんがお金を出して、小国でいえばシルバーセンターとか、個人に頼んで何万円というお金を今払っている状況なのです。そういう中で、そういう方々をどのようにして解放するというか、土地から解放するために売買ができるかどうか、土地の、それをお伺いいたします。

産業課長（瀧谷洋典君） 先ほどの質問から遊休農地、耕作放棄地等の問題ということで、町長の答弁と重複する点もございますけれども、もう一度ちょっと説明させていただきたいと思います。この遊休農地につきましては、本年ですけれども、農業委員会のほうで国の補助事業を活用いたしまして、遊休農地の利用状況の調査というものを実施いたしました。その結果、小国町の耕作をされていない、そういった農地を不作付地、A分類、B分類というような3分類に分類を行いました。そういった形で、おおよその遊休農地の現状は把握しているような状況でございます。

また、そういった農地を中山間の中でどのように取り組んでいるかということなのですけれども、これは各集落協定の中で、その集落の中で、そういった農地の取り組みは決定いただいております。ですから、中山間の取り組みにつきましては、その取り組みの要件に応じて、交付単価が10割単価であったり、8割単価ということで取り組みはございます。そういった中で、そういった遊休農地を集落全体で集団的、かつ持続可能な体制整備の取り組みということで、これは事業上はC要件といいますけれども、そういった農地を集落全体で維持管理していくんだ这样一个C要件の取り組みをすれば10割単価での中山間の交付が受けられるということで、そういったことは、集落の中で話し合っていただいて、決定をしていただいておりますので、そういった農地をもし中山間から外すということであれば、当初から外すとか、そういったことを集落の中で決めていただいております。

また、中山間の協定面積の中に、そういった農地が入っておりますが、利用権の設定であったり、農地の売買というのはできますのでお応えします。

6番（時松唯一君） 結論的には売買はできるということだと思いますが、そういう中において、まず農業関係者、産業関係からいきますと、菊芋の会がありまして、2月11日に菊芋生産者と協力し、初めて環境貢献型のオリジナル商品を開発した菊芋パウダーやチップス、そばなど5種類、代金の一部が森林保全活動資金になる仕組みで、消費者は買物を通じ地域貢献できるということで、小国町の菊芋の会が実施しているプロジェクト名は「たすき」という商品名目で、今非

常に恒常にやられていて、すごく人気を博しております。こういうことをまず行政側もしっかり把握をし、これは補助金云々でなくて宣伝媒体に使うとか、ふるさと納税の中に取り扱っていただくとか、そういうことをお願いしたいと、あまりお願いすることはいけないのですが、こういうことを感じて政策課長にお伺いしますけれども、このようなことは御存じかと思いますので、町長を含めて答弁をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 菊芋の会は、歴史ある会でいろいろ活発に動かされております。そういう中で、そういう商品が、もし小国町の中の、例えば、議員おっしゃったようなふるさと納税の返礼品の中に、今現在はちょっと確認はしていないのですが、まだないかと思いますので、そういった部分も積極的に商品提供いただいて、その返礼品の一部にするとかいう部分は十分考えられますので、小国町の魅力の一つになると思いますので、連携をしていきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） ゼひ、もう十年来になるかと思いますので、ゼひこれをブランド化して小国町の商品として育てるための協力を願いしたいというふうに思います。

それから、今度は林業のほうに移りますけれども、林業につきましては、天草地域森林組合が25年11月から薪ストーブ向けの薪の販売を始めております。その中で、天草は江戸時代に天領だったせいもあって広葉樹が多いと、水に沈むほど木目が詰まっている、日持ちがよく薪にはもってこいであるということが載っておりました。バイオマスという言葉をよく聞きますけれども、バイオマスというのは、昔から薪を使って生活をしていると、昔からバイオ、バイオというのはバイオマスというイコールになるかと思うのですが、そういうことで天草地域の森林組合等に行かれたかどうかお尋ねいたします。

政策課長（清高泰広君） バイオマス関係では、ボイラーや、あるいはチップボイラーとか、いろいろ調査しておりますですから、かなり各地を回っておりますが、天草は行ったことはございません。

6番（時松唯一君） もう25年からやられているということで、その近くには八代等もございます。ゼひ研修に私も行きたいと思いますが、ゼひ行かれて今の状況をしっかりと学んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に入ります。

まず、人口減少に対する戦略ということですけれども、皆さん御存じでしょう、島根県は海士町ですかね、非常に活気づいていると、実際は島根県自体は過疎村という名前がついた、島根県はそういう県なのです。どうして今そこまで注目されているかというと、いわゆる、その時代に過疎という名前がついた時点で、行政と住民が一体感を持ったと、危ないなという中で、聖域である行政職員の給料を3割カットしたと。その3割カットの中で、住民がじゃあ一緒にやろうということで、今の島根県があるそうです。これが本に載っていましたけれども、まず間違いないと

思います。藤山さんという方が、ちょっと引用させていただきますと、「人口とは人生の数にはかなりません」と、つまり小国では、男性3千547人、女性3千976人、計7千523人の人生があります。その人生を抽象的な数字ではなく、まず7千523人の人生の問題なのです。今まででは人口扱い、人口が減ったらどうのこうのというのではなくて、各々の人生と捉えてやつていけば、非常に今から頑張らなければいけないと、頑張るというか一緒に共生してやっていきましょうと、人生と一緒にやっていきましょうということですね。数さえ多ければよいということではありません。幸せで美しい人生を一人一人が具体的に享受することが一番大切です。人口問題を考えるにあたっては、断じて抽象的小手先、そして拙速なものではいけないと、だから今の島根県は注目されていると。だから、今全国的に人口は減少しているけれども、後ろ向きではなくて、人生と考えてやりなさいということです。そういう中において小国町は、藤山さんの言葉に私は非常に同感していますけれども、どうでしょう。町として、そういう考えの中で共生感を持って一緒にやると、やるためににはどのようにしてやっていくかということをお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 現在の小国町は、私も3期目になりますし、人口減少に歯止めをかけたいというようなスローガンで行っておりますし、これは議会からも発言が以前あったかと思いますが、いくら行政だけがいろんな施策を打っても、町民の意識だったり、町民全体と、もしくは町民と共に行政と一体となってやらなければ変わらないというようなお話をあっております。私も同感、それはそういうふうな部分、その考え方とおりだというふうに思っております。

行政として、やはりいろんな部分でお願いすることもあるし、またリーダーシップをとって引っ張っていく部分もあるし、ついて来ていただきたいというような部分もあります。そういうときに、住民を置き去りにという言葉が大変いけませんが、住民のことを第一に考えながら、やっぱりやっていくべきであろうというふうに思っております。その部分については、仕事も大事ですし、産業の振興も大事です。やっぱり町内にいらっしゃる方が、この町をどう思うか、そして、この町に住み続けたいと思うような施策。

そして、次には、これは二次的な部分ですが、町外の方が小国町は、もしかすると暮らしやすいなというところで移り住んできて、産業の振興に寄与していただくという部分も大事であろうというふうに思います。そういう部分で一体となってという部分につきましては、議員の御意見と一緒にあるというように思います。

6番（時松唯一君） 人口からいえば、県の統計調査が、平成28年2月27日に出ています。

小国町は7千188人ということで8.75%の減というふうに、このように載っております。

町広報では、7千523人と、小国に住民票があつて学生として出ている方、あるいは仕事として出ている方々が335人ということになるかと思います。その335人の方々を小国町に帰ってきていただいて、帰っていただけるような政策をとり、また生活ができる生活力、そういう

ものをつくり上げることが私たちの務めかと思いますけれども、この335の方々に対して、いろんなアプローチをしたほうがよろしいかと思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 今のところ、まだそういった部分までは至っていないというふうには思っています。御意見のように高校生であったり、もしかすると専門学校や大学生や、仕事としても熊本市内や福岡市内、ほかのところに出されている、そういう状況、住民票がこの小国町にあっても、そういった部分にどういったアプローチができるかなという、ただ意見としては非常に私も共感して、どういう方法が一番いいかなというふうな思いをしておりますので、また、様々な御提案と御意見をいただきたいというふうに思っています。

ホームページなどで、いろいろ小国町はこんなに頑張っているとか、ぜひ帰ってきてくださいとかいう部分の訴え方も一つあるのかなと思いますが、この方法は、またいろいろご提案をいただきたいというふうに思います。

6番（時松唯一君） 私が思うには、やはり高校から、小国高校ありますけれども、小国高校3年間、その他大学4年間、そうすると7年間熊本市内あるいは福岡、全国、町外に出されている方々、そういう方々は、それなりに目的をもってやられていると思うのですが、小国の良さをやっぱり行政としては、しっかり他の高校、他の大学、大学はこちらにはありませんけれども、そういう子どもたちに住んでいただくということは、やはり中学校からの教育が必要かなというふうに思いますが、教育長いかがですか。

教育長（北里武一君） 非常に難しい質問だと思いますけれども、私もやはり7千人人口がいれば7千人の人生がある。教員のいろいろ話の中でもよく言っていますけれども、やはり人が生きていくためには、その底辺には人生観というのが、その人の人生観がどうあるかということが非常に影響すると思います。教員だったら教育理念、そういうことをやはり根底に置いて、そして自分なりの信念を持ってやっていくということが一番大事なことだらうと思います。

今の子どもたちの教育の中で、一番問題なのは世の中が悪いんだ、政治が悪いんだと常に人のせいにするのではなくて、自分はどういうふうな生き方をするのか、そういうことを十分根底に置いてやっていただき、そして、小国を愛するためには小国学といいますか、そういう小国産業、それから小国の偉人といいますか、そのようなことを参考にしながら、自分の生き方というのを考えていくということが、一番教育の根底では大事なことだらうというふうに思っております。今後ともまた、そういう気持ちを持って先生方には、いろいろと子どもの教育には頑張っていたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 今教育長のおっしゃるように小国学、小国学であれ小国農であり、小国農林であり、その小国学をぜひ義務教育のときに周知していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りますが、まずふるさと納税について、平成27年度が2千800万円という計上、売上げがあったと、それだけふるさとを大事に思っている方々がいらっしゃるし、また

は県外の小国に興味のある方々がこのふるさと納税を利用しているかと思います。そういうところで、このふるさと納税の九州版というところで、小国町が紹介されております。小国町のふるさと納税の今いろいろ政策課もやっているかと思いますが、このような冊子が出ております。この冊子とほかに、まだ3種類ほどあります。これは大きい商店で私は見まして、ちょっとお金がないもんで1冊だけ購入してきましたけれども、この中に、こういうふるさとの阿蘇郡小国町と、この黒豚さんのがありますが、黒豚が今、小国で飼っているかどうかは、ちょっとわかりませんけれども、小国ゆうステーションセットですかね、それから黒豚ハンバーグ、それから薬味野菜の里も出ております。薬味野菜の里小国セットで、小国大根、人参、パプリカ、タマネギ、じゃがいも、ピーマン、かぼちゃ、ほうれん草、ハーブソルトということで、大きく出ていますが、こういう中において、私は前回質問したと思いますけれども、ふるさと納税を使って空き家対策の利活用をしたらどうかというようなことを私は聞いたかと思いますが、その点について情報課にお尋ねいたします。

政策課長（清高泰広君）　ふるさと納税の担当は政策課ございますので、私のほうから説明させていただきます。

ふるさと納税、だいたい納税してくださる方は2種類ございまして、一つは小国町の出身者、あるいは小国を気に入って小国のためにということで納税してくださる方、もう一つは、返礼品を目当てに全国から、特に関東圏が多いのですけれども、寄附してくださる方とだいたい大きく二つ分かれています。そういう意味では、返礼品を目当てに寄附してくださる方の金額というのも非常に大きいですから、いろんな返礼品のバリエーションを高めるのは非常に重要であると思います。

もう一つは、先ほど言いましたように、ふるさと小国とか、あるいは小国ファンの方々のためには、やはりそれ向けのいろんな魅力ある商品開発が必要だと思っております。先ほど言われたように、空き家対策みたいな話もうまく商品として出来上がれば、おもしろいものになるかもしれませんので、そのあたりは、少しは考えておりますので、今後も進めていきたいなと思っております。

6番（時松唯一君）　ふるさと納税者獲得へ、返礼に空き家管理というものが合志市で出来上がっております。これも4月からふるさと納税の寄附者への返礼に空き家の庭木の手入れとか、前回私が申し上げましたものと大体変わりません。3万円以上の寄附を想定しているが、詳細を今後詰めるということがございますので、合志市あたりと一緒に相談をしながら早めにこのふるさと納税を使った空き家対策をやられることをお勧めいたします。

それでは、次に移りますが、子育て支援についてお尋ねいたします。

その前に小国公立病院、私も病院の担当議員をしておりますけれども、病院議会では、なかなか住民の皆さんに説明できませんので、ここでちょっと御紹介いたします。小国公立病院ニュー

スというのが、今度の広報に出ております。坂本先生が、いわゆる非常に厳しい状況だと、小児科の先生がいらっしゃらないということで書かれておりますけれども、実際小児科の先生が熊大と日赤のほうから2人ずつ来ていただくようになりましたということで、一安心なんですけれども、それでもやはり非常に厳しいということを申し上げて、町民と、それから南小国町との共有ですから、一緒に小国町の公立病院をいかに診療所にしないようにやっていかないと、子育てもなくなるのではないかと思いますが、町長いかがですか。

町長（北里耕亮君） これは小国町議会の部分であります、病院組合の組合長をしておりますので、そういう立場から答えます。

その記事をおそらく書いた時にはまだ状況が厳しくて、刻々と状況が変わりまして、そういう部分から院長と私も県庁や熊大、また日赤に、私はすべて行っていない中で院長はかなり動かれています。そういう中で、危機的な状況は打破されたものというふうに認識をしております。医師不足というのは、非常に深刻な問題、また看護師不足というのも深刻な問題でありますけれども、組織一体となって、そういう獲得というか、医師、看護師を探してということで、それが両町の医療、福祉に直結した問題であるということで日々努力をしているということで、これからもまたさらに頑張っていきたいというふうに思っています。

6番（時松唯一君） 病院議会は、議会がなかなか住民の方々に伝わらないということで、この場を借りて質問というか、お礼と、病院の先生に対してのお礼、それから住民に対しての周知、知りたいことをということで申し上げました。

それから、子ども関係からいきますと、子どもの遊具施設の計画があるかと思いますが、これは2月11日、これも新聞に出ております。子どもの遊具事故が1千500件あるのだと、この1千500件ある中で、どういう事故があるか、いわゆる管理をしている作ったところが、いかに遊具施設を管理できるかが問題なのです。事故が起きてからでは遅すぎます。非常に今問題視されているのは、いわゆる親子で遊びに来て、目を離した隙に落ちて脳挫傷になったとか、骨を折ったとか、そういう事故がたくさん出てきていると、だから建設ありきではなくて、こういうことも考えて考慮しながらやらないと、起きてからでは非常に遅すぎます。

そこでお尋ねします。この遊具施設の場所、あるいは遊具器具、それから事故対策、そういうものに対してお伺いします。

福祉課長（穴井幸子君） 遊具のある公園ということで、場所につきましては、小国町の子育て世代の方々とか、以前の子ども子育て支援事業計画のときに、子育てのニーズ調査を行っております。そういった時に遊具の要望とかも出ておりました。その中で、どんなところがいいかというところで、いろいろありますと、例えば近くにお店があるとか、駐車場があるとか、歩いていける、トイレとか水道がある、雨天時に遊べる、水辺がある、にぎわいがあるといったところのいろんな意見が出されました。そういうところで、一応候補地としてはけやき広場、小国町宮原の

けやき広場を考えております。

遊具につきましては、やっぱりどうしても小国の方々が町外の大型遊具があるところに出かけられるというのがありますて、ちょっと大きい遊具が、すべり台を中心なのですけれども、そういうのが欲しいということとか、ブランコがほしいとか、そういったのがありますので、大型遊具がメインなのですけれども、あと小さい子どもさんが遊べるちょっとした遊具があるところといったところを今の時点で考えております。

町長（北里耕亮君） 場所はけやき広場でありますて、この事柄については、一度総務委員会で話題にしていただいております。この部分についても継続的に、また話題にさせていただければと思っておりまして、もう予算も可決をいただきましたものですから、具体的な部分について、そして総務委員会の中では、道路に面しておりますので、道路と敷地の明確化というか、フェンスであったり、決して子どもさんがけやき広場の前の商工会館の前の道路ですが、車の通行を非常に気をつけるようにという御指摘もいただきまして、そういった部分の検討もしております。

また、遊具そのものも手づくりという部分には、そういう総合的な安全面というのを考えると、やはり専門の既製品というか、安全というのを第一に考えた遊具がありますものですから、そういったのを設置し、そしてその後には管理という部分、保守点検、そういった部分は必要になりますので、しっかりとやっていきたいと。設置しただけではいけませんので、そういった部分を行政も頻繁にお子さん方が遊んでいる状況を何か見るような、そういった仕組みづくりを、近くにパラソルセンターがありますので、そういった部分をこれからまた検討していきたいと、第一に安全に一番配慮していきたいというふうに思っております。以上です。

教育長（北里武一君） 遊具につきましては、学校にもございます。学校の遊具施設というのは、子ども、児童生徒だけでなく休み時あたりは、やはり近所の子どもたちとかいうようなことがありまして、常に安全を保っている必要がございますので、たいがい学校では決まった日に安全点検というのをやっております、カードを作ってですね。やはり地位的には校長が施設設備の責任者ございますので、外部から来た場合に、外部から子どもが遊んで、そこで事故等が起きた場合は、施設整備に瑕疵がなかったかどうかというのが問われますので、そういう点では十分日頃から注意をして安全点検には努めているところでございます。

6番（時松唯一君） 学校サイドはよくわかります。ただし、今町長が答弁なされたけやき広場は、小国町のイベント等々に使われているかと思いますが、それはさておいて、私は拙速すぎるのはなかろうかなと思います。もうちょっと子どもに対して、それはそこに施設がないよりもあつたほうがいいかと思います。ただし、その施設で事故して死亡したとか、そういうこともしっかりと見てやらないと起きてからでは遅い。私はそう思います。もう少しこれは審議して、しっかりとやらないと、そんなに甘いものではないかなというふうに思います。私はそういう提言を申し上げて、その件については終わりますけれども、ぜひもう一度考えて、そういう提案があれば、

私どもにもまたお見せしていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、これも皆さんも御存じですけれども、小国町の電力の小売りというふうに大きな見出しで出ましたので、住民の方も大変気になっているところかと思います。かいつまんで私申し上げますけれども、この小国町の電力小売りということで、1点だけちょっとお尋ねいたします。この中には風力発電も入っております。風力発電は、平成34年3月31日まで、契約切れというふうになっておりますが、あと6年ですかね、6年間契約をしているところですけれども、その6年後等々は考えていらっしゃるのでしょうか。

町長（北里耕亮君） まず、先ほどの遊具の部分を少しだけ発言させていただいて次の話題に移りたいと思います。遊具については、これはぜひ御理解いただきたいのですが、町民の中の本当にたくさんの要望がある事柄あります。そして、要望があるから設置するという部分だけでなくて、先ほど私が発言したように安全第一で、それも小さいお子さんから小学校4年、5年生ぐらいまでというような世代、お子さんの身長にも関わって、それも十分検討してどういう遊具を設置したらいいかというところまで考えております。アプローチの仕方とか、近隣の状況、車の通行、総務委員会でも、前の町道を一方通行にしたらどうかとか、通行止めにしたらどういう影響があるか、そのあたりまで含んで議論をさせていただいておりますし、よければ、また今後総務委員会で引き続き審議をさせていただき、そして本会議でもお示しができればというふうには思っております。

次に、新電力の風力発電の事柄であります。事業主体が民間に移っておりますので、その事業を継続するかどうかというのは、その民間事業体の判断に委ねるというふうに思っております。しかし、町の中に再生エネルギーを出す部分がありますので、町としてはできるだけ長く続けていただきたいという要望は今後していきたいと思いますし、その新電力会社に電力を供給していただけるのであれば、長く供給していただくほうがよりいいものですから、町としてはそういうふうな考えをもっております。以上です。

6番（時松唯一君） 時間も迫っていますけれども、まずは遊具施設に関しては、全般的なところから見ていかないと、いわゆる小国町は遊具施設、けやき広場は中心街で非常に良い所、そういうところをそこでとていいものかと、私は疑問に思います。それが1点と。

それから、今の電力小売ですけれども、あと6年後に契約が切れると、今町長の答弁では、そういう電力会社が引き続きやってくれればいいのだがというような、やらない場合はどうするのかという私は提言をしているわけですけれども、そこら付近をしっかりとやっぱりやっていかないと、6年後に契約が切れました。はい、さようならと言われたときには非常に厳しいと、当然この間の会議から見れば、風力が一番大きいのかなというふうに私は考えております。いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 繰り返しでありますが、もちろん地域の方の考え方と、地域の方、

そして、さっき言いましたように会社の考え、できるだけ町としても地域の声も聞きながらではあります、長く事業主体の会社に運営をしていただきたいというように思っています。

議員から御意見があった事業停止した場合、その会社が運営しない場合どうするかという部分については、これまた大きな判断になりますので、町がそのまま引き継ぐとかいう部分は、一つの案ではありますけれども、いろんなケースを考えながら議会とも相談をしながら考えるべきではないかなというふうには思っております。

6番（時松唯一君） 何事も終わる時には、やっぱりしっかりとしていかないと、後からもうやめますよということも念頭に頭に入れて、しっかり対応していくことが必要かなということで、最後になりますけれども、今の状況を見ますと、行政が心を一つにことに当たるという時が今ではないかなというふうに思います。どんな小国になるかではなくて、どんな小国にするかということが私たちが次世代に引き継いでいくことではないかということを申し上げて質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） では、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

（午前1時58分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

4番（高村祝次君） それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。朝から非常に国民健康保険のことでの6番議員が町民の目線で言わされましたけれども、やはり本当に1千500万円の増税になってくると、やはり消費はそれだけ落ちているということは、私も同感であります。そういうことから非常に6番議員も第一次産業のことを触れましたので、私の言うことはないかなというふうに思っていたところ、あんまり触れていませんので、今から本心に触れていきたいというふうに思っております。

非常に小国町は本当に冷えきっているなという感じがしております。やはり私も孫に農業をしようとも言えないし、継げとも言えないという状況ではないかなと、やはり私たちの同年代の方々のお孫さんを見ても、そういう感じで受けているのが現実ではないかなと、北里町長は産業は大切ですと言われますけれども、それだったらどんな政策をやっているんだろうという感じがしております。平成28年度予算を見ても、前年度とほぼ変わらない林業に対しては逆に道路なんかが削除されているというような状況で本当に農林業は大切ということを感じているのかなというような感じがしております。そういうことから、先般、県のほうがTPPの減産、最大132億円という数字が出ました。当町にあたりましては、私は以前から産業課長にこれについて、小国はどれだけなるのか試算をしてくださいということでお願いをしていましたので、それについての答弁をお願いいたします。

産業課長（瀧谷洋典君） お答えいたします。TPPにおきましては、昨年10月に大筋合意ということで、今後は参加12カ国すべての国におきまして、批准がなされ、その60日後に発動と

いう運びになります。先般から新聞等によるＴＰＰ発動による国・県への影響等の報道がなされております。それに伴いまして、小国町における農畜産物への影響について試算をしてみました。

まず、試算のやり方でございますけれども、国の試算というのは、主要農林水産物33品目において、関税の削減、撤廃による価格低下の影響だけで国の政策大綱がございますので、生産量は維持されるという上での試算となっております。その結果、国の試算では34億円から61億円という試算になっております。

また、県の試算のやり方というのは、国の試算による価格低下に伴いまして、生産量も減少するという想定のもと、減産による影響額を独自に試算しております。その結果、県独自の試算で47億円から70億円という金額が試算されておりまして、これを合わせますと81億円から132億円の影響額があるという報道がございました。この国・県の試算のやり方をあわせまして、小国町に当てはめて試算をしてみると、小国町では約5千500万円から9千600万円の影響が出るとの試算結果となっております。

しかし、減産率などをそのまま小国町の農畜産物に使用することは難しい部分もございますので、この金額はあくまでも推定レベルでの金額になるのではないかというふうに考えております。以上です。

4番（高村祝次君） 私も特に国もあまり見ていませんでしたけれども、野菜については、あまり影響はないかなというふうに思っておりました。特に県のほうも肉牛について、数字を高く見ておりますけれども、やはり農業全体にすると人口も減っていくし、消費量も減っていくというようなことで、ＴＰＰの影響がどれくらいあるかなということは、心配もしておりますけれども、あまり皆さんのが内容がわかつていないせいもあって言葉だけが先に、ＴＰＰでどんなことになるかなという心配だけがきているというふうに思っております。

やはり先ほどから私が言いましたように、人口減で本当に第一次産業が何で後継者がいないかというと儲からないからいないのであって、儲かれば、以前小国が大根栽培しておりますけれども、大根栽培が始まったのが、大体部会ができたのが昭和47年で、その時から大根栽培農家が100名ぐらいおりましたが、最高10億円ぐらい上がっております。今は十数名で2億円ちょっとではないかなと。それだけ落ち込んでいると、私がたびたび言いますけれども、農産物、米から野菜、畜産にかけて、ただ残って水準が上がってきたのは、ジャージー牛乳だけであって、ほかの農産物は全部二十数年前からかなり落ち込んでいるというような現状であると思います。

それで、やはり今後そういう落ち込んでいく中で、どれだけこの一次産業を保っていくのかというのは、それはいつも言うように、町長が一人で一生懸命考えてもこれは止めることはできないと、町長が一生懸命環境モデル都市と言っておりますけれども、これをやったとしてもぜんぜん大したことはないと私は思っております。

国から補助金の交付税とか、そういうことではお金を持ってくると思いますけれども、これは

たいした第一次産業にたいしてえらい増収になってくるということはありませんけれども、小国の消費を伸ばすことと、今やっている方々が離農しないようにしていくためにはどうしていくかということが一番重要なことではないかなというふうに思っております。常日頃、私言いますけれども、やはり町長は課長さんたちをどう見ているか知りませんけれども、私はやはり町長よりも上に優れた課長はできないというのが基本ではないかなと、やはり町長が優れないと課長も優れた人材はできないというのが、どこの町村でも当たり前のことではないかなというふうに私は思っております。町長よりも上になってきますと、町長からムチをたたかれて、あなた何で勝手にやるのかと言われることもありますので、絶対町長よりも上に立つ課長はできないというふうに思っておりますので、町長、そのあたり、やはり町長が率先して大事である第一次産業というなら、本当に今後どのように小国町の第一次産業を衰退なくやっていくかということではないかなというふうに思っておりますけれども、それについてのお考えを述べていただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 第一次産業の農林業について、午前中にも少し述べましたけれども、なかなか舵取りが難しい部分であることは正直なところであります。

ただ、人口減少の部分であったり、ＴＰＰであったりという部分ではなくて、そういうことも影響が多いにあるのはあるのですが、それ以前にやはり継続的に第一次産業というのは、様々な角度から根拠的に枠のしっかりした土台に私はなるかというふうには思っております。ただ、午前中からのほかの議員の方々からの御意見もそうですが、やはりすべて財源という部分も直視しなければならないというふうには思っております。いろんな施策を打って出したいと、いろんなことを新しいことをやりたいと、ほかの地域ではこんな良いことをやっている、それを小国でもやりたいといつても、なかなか先立つものというと、ちょっと俗語ですが、やっぱり財源が一番大事であります。それについては、ほかの議員からも無駄なものを減らして、ここに集中すればいいじゃないかという部分でもありますが、なかなかそれをゼロベースにはできないという部分もあります。ただ、今ＴＰＰ関連ということで、国のはうからも今手元に私、ちょっと用紙を持っていますが、平成27年度の補正予算の農水省のペーパーです。平成28年度の当初予算の農水省のペーパーですが、様々担い手確保経営強化支援事業であったり、もちろん畜産クラスターのことであったり、農業法人経営発展支援とか、中山間地直接支払い、既存の事業もあれば新しい事業の部分もあります。この部分について、10分の10であれば、いの一番に飛びついでやっていきたい部分でありますけれども、町の持ち出しの部分もあれば、すべてにわたって全部が全部取り組むというのは、これは限界があります。だから、その部分で国の事業と県、もしくは町とある中で効果がより出て、そして、地域の方もこの事業に乗っかるというような部分の合意ができれば、そこは選択と集中で、こここの部分は町もしかりやるというふうな判断になるかと思います。そういった部分が農地集積の部分もあるのですが、先日からも議員御質問の部分

でありまして、畜産クラスターなどの話題がそれに当たるのかなというふうに思っております。

様々な事業ありますけれども、関係団体のちょっと言いますが農協さんのいかに連携が今後できていくか、野菜関係の補助事業とかたくさんありますけれども、機械整備の補助事業とか、そういう部分については、農協と行政の一緒の取り組みというのも大いにその事業に取り組むかどうかには関係があります。ですから、そういう条件が整えば積極的にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

4番（高村祝次君） 非常にこのことを町長1人に投げかけても私は難しいというふうに思っております。やはり、やっている農家の方が、その補助率とか制度を見て本当に後継者につないでやる気を持たせるかではないかなというふうに思っておりますけれども、今町長が言いましたけれども、農協というのは合併してもう十数年になりますけれども、私はそこちょっとおかしいなというふうに思います。

やはり合併して農協は人員がどうなるかとかいうことが、合併して非常に難しいような状況で、例えば課長さんが来ても、町村南北、小国郷外から課長さんが来たりとか、小国にいてもらいたい課長が本所に行ったりとかいうことに、農協はもう仕組みとしてなっておりますので、やはりここは農協ではなくて、小国町をどうしていくかということを考えないと、私は難しいなと、やはり農家の尻をたたくのではないですけれども、やはり国が半分なら、町がその半分2分の1はしますよとか、そういうことを町がやってもらわないと、今のような状況で何もしないで農協が何かするなら町がしましょうでは、これは絶対前に進んでいかないと。ですから、私も今町長が言われたように、クラスター事業については、これは誰か立ち上げないと、小国は本当に低迷していくということで、県事務所にも相談して、町にもお願いをしたところでございます。ですから、やはりもう私は危機感を感じているわけです。このままで酪農もまあいいけれども、あと10年したら後継者もいない、もう50歳の人が60歳になって、事業をやろうかといつても、もうちょっと難しくなってくる。今のうちに動かないといけないということで、クラスター事業が協議会を立ち上げなければならないということで、お願いしたわけですけれども、またこれ一つに頼った事業展開をしていると、これは600億円の基金の中からやっていくということで、平成30年頃までというようなことですので、基金がなくなってしまえば終わるというようなことでございますので、もう20年前になりますか、畜産公舎営事業ということで、小国町もやりまして、私たちも牛舎を建てたし、畠地造成もしましたし、まして今話題になっているヨーグルト工場もその時につくりました。やはりそういう畜産公舎営事業とかいうのを県などに働き掛けて、クラスター事業ができなければ、それでやるということを考えていかないとクラスター事業だけに頼っていたら、もう基金は全国で、もう北海道では農協が事業展開をやっています。農家は仕事をするだけ、金融はみんな農協がやりますと、それについて、した事業について農協が農家か

らとっていくというような仕組みが北海道はできておりますので、ビッグな牧場ばかりができるております。それを考えると、小国の大ジャージー牛乳やヨーグルトが脚光を浴びておりますけれども、いつまでヨーグルトをつくることができるのかなと、もう市乳だけで終わってしまうのではないかなど。あるいはまた、今処理場が農協経営ですけれども、年々今まで定着した職員も異動になって代わっていくというようなことで、安全面も非常にどうなるかなというような心配もしております。ですから、そこあたりで、ここは生産者と町長とは手を組んで、やはり私はやっていく必要があるというふうに思っております。

ですから、生産者がやる気がないなら、町がどう音頭をとっても駄目ですけれども、生産者がやる気があるなら、そこに全力投球で応援していく、酪農だけではないですよ。先般も私が東京に行ったときに最優秀賞をもらったところは、大根の漬物でございましたけれども、一本漬けで出していたときは人気はなかったけれども、スライスすることによって売れるようになったと、奥さん連中は2ヵ月ぐらいで出来上がるというような話をされておりましたけれども、そういうことでちょっとしたヒントで今は商品開発ができるのではないかというふうに思っているところでございます。ですから、牛乳だけに限らず、今は赤牛が非常に足りないから、赤牛の牛舎を増やしたりとかいうのは、やはり住宅だけではなく牛舎あたりも町が大幅な10万円、20万円小国材を使ったらやりますというような、今商店が活性化のためにやるようなお金ぐらいでは牛舎は建ちませんので、やはりそこは何百万というようなお金を投じてでも、今赤牛が非常に脚光を浴びていると、本当に言ったら赤牛がおいしいかなという疑問もしますけれども、全国的には黒牛と、特に黒牛でも太らない田島牛がおいしい肉の類に入りますけれども、やはりそこに負けないように現在は赤牛がなってきております。ですから、そこあたりも十分町長の主眼で、そこら辺はやはり職員側からないなら、やっぱりプロの農家の方々がどういうことを行政に応援してもらったら拡大ができるとかいうことも、待っていては、それは皆仕事が忙しくて、日常のことでいっぱいですので、そこあたりに行政が手をさしのべるということによって、やっぱり町が活性化していくと私は思いますけれども、そこあたりは町長にとやかく聞いても、そんな分野はわからないと思います。

ですから、今後そういうことを率先して町長が、そういう牛舎に行って見るとか、農家の庭先に行って声を聞くとかいうことが私は町の活性化になるというふうに思っています。ですから、町長が行けないときには課長に、あるいは産業課の職員が行っても、やはりその方々に責任を持たせないと絶対私は前に進まないと思うのです。行ってきて話をてきて帰ってきて、町長さんこうですよといったら、それは誰が言ったかと、私は知りませんよでは、それは職員がいても何も仕事はできません。ですから、行く以上は、これだけはやりますよと、自信を持ってやってくださいよというような町長の口添えがないと私は絶対前に進まないというふうに思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 前段のそういう生産者の方々とのという部分については、私も少し反省をしておりまして、今までそういう方々との対談といいましょうか、座談といいましょうか、そういう部分が少なかったかなというふうに思っております。そこで、ちょうど議員の畜産クラスターの協議のときに、改めて思ったのですが、酪農振興会の方々との話を皮切りに、今度は肉用牛の和牛部会の方々であったり、大根部会やしいたけ部会や、様々な部会の方々との協議や座談的なことをさせていただいて、今生産者がどういった部分で困っているか、生産者の将来をどういうふうに思っているか、それを町も聞いて、そして様々な事業が、こういった部分もありますというような紹介もして、乗っていただけるなら、それに取り組むと、そういう機会を今後は増やしていきたいというふうに思っています。

次に、産業課の職員の現場主義の大事さという部分ですが、その部分もごもっともだらうと思います。最終判断、最終責任は私がとらなければなりませんが、それまでのいろんな現場でいって、こういうことを生産者の方に言う、この判断をする部分については、一定の判断であったり、いろんな部分について、裁量については、委ねていきたいというふうには思っております。当然、産業課は産業課のプロフェッショナルの持ち場の部分がありますが、私もすべてわかっているわけではありませんので、それを委ねていきながら最終的には協議をして、責任者は私ということで、のびのびと仕事をしてもらいたいとそういうふうに思っております。

4番（高村祝次君） そういうことで、ぜひとまには長靴をはいて現場に行く姿を私も見たいなと期待しております。

本当に、今農業の現場では人が足りないと、昨年からしいたけが3年ぐらい前は非常に暴落しましたけれども、昨年から高騰して、なら少し植菌を多くしようかなと思っても、人を雇う手がないと、以前はそういう人がおりました。早く終わったから、手伝いに応援しようかなというような人がおりましたけれども、現在はうちの地区は特別ですけれども、そんな人がぜんぜんいません。もう家族でやるなら家族2人でしか経営ができないというのが現状です。ですから、町で先ほど遊具場をつくるとかいう話も出ておりましたけれども、そういう人たちがいるなら、健康のためにも農家にちょっと手伝いしてくれないかなという思いもします。ですから、本当に規模拡大をしたいけれども、人手がいないというのが現状ですから、そして、賃金を高く払えば人が来るのかといえば、そうじゃない。いつか私言いましたけれども、たいがい酪農してみようかという人が来ると、どこで働いてるねと言うと、黒川で働いてる、幾らもらえますか、時給1千500円もらえますという話です。そして、1千500円もらえてから、牛のふんに、あなた達はこうして牛のふんがつくよと言ったら、ちょっと首を振りますね。そういうようなところで、お金を出せば来るというわけでは、やっぱりきれいであって、汚れなくて、楽な仕事でお金を取たいというのが、それぞれいつの時代でもそういうことではないかなというふうに私は思っております。ですから、ここで小国の農業を考えたときに、法人化は難しいとかいろいろ言われます

けれども、そういうふうに仕組みをつくって、手が足りないというときには、今外国から研修生が、制度があって来ておりますけれども、そういう制度も取り入れて雇用をつくっていくということも大事なことではないかなというふうに思っております。

そういうことは、今後町長が長靴はいて現場に行って見たりして、意見を聞きながら政策をつくり上げていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、第一次産業についての質問は終わりでございますけれども、それと関連して再生エネルギーについて触れたいというふうに思っております。

今、再生エネルギー、太陽光、バイオマス、それから町はバイオマスで公共施設に薪ストーブというように進めているところでございますけれども、それから、地熱開発、非常に私も太陽光をして一番良かったのは何が良かったかというと、お金を持たなかつたからよかつたと、お金を持っていたら、私は何もわからなかつたというふうに思っております。お金を持たなかつたから、銀行に行ってお金を貸してくださいということでお願いしたところ、「これは採算が合いませんよ」と銀行のほうから言われました。幾らなら採算が合いますかと、メーカーの人はこれで採算が合って高村さん儲かりますよという話で、それならお願いしますと始めたのですけれども、銀行からはこれでは儲かりませんと言われて、これはお金を持たないでよかつたなど、幾らなら採算が合いましょうかと、1キロワット30万円以下でないと、高村さん合いませんよということを言われまして、業者をいろいろ値切りをしましたけれども、なかなか業者の方がまけてくれませんので、あなた方がこれ以上まけないなら、あと4社ぐらい見積りとさせて一番安いところにしようかなということでやりましたところ、何千万円と下がってきたわけです。そして、その書類を銀行に持っていましたら、これは儲かりますよと、これはとても安いですねというようなことをされました。本年28年度予算でも学校の収益が太陽光で40万円ぐらい上がっておりましたけれども、そういう入札の仕方は公共工事はできませんけれども、果たして各施設でするとき、行政は幾らでやっているのか、補助金がくるからこの事業をやるという感覚でやっておるというふうに私は思っておりますけれども、まず横井事務局長に聞きますけれども、学校の太陽光は幾らかかりましたか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま質問にございました学校施設の太陽光発電についての設備事業費でございます。小国小学校と小国中学校で整備をしてございまして、まず小国小学校のほうでございますが、金額が1千839万15円でございます。

続きまして、小国中学校の太陽光発電の整備費でございますが、2千706万464円でございます。

4番（高村祝次君） せっかく質問するときに聞けばよかつたのですが、ワット数は何キロワットですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 小学校のほうですけれども、19キロワットでございます。

中学校のほうは38キロワットでございます。

4番（高村祝次君） 私が言っただけでわかるでしょう。この金額ですれば結局税金で今の電気料は上がって、それで収益が40万円、個人でしたら絶対採算が合わない、支払い、私のようにお金を持たない人がやつたら採算が合わない。そういうことがわかつてきました。

税務課長に聞きますけれども、昨日言いましたけれども、私が今言われているのが、固定資産税が、私が今400キロ据えているのが105万円と税務課から言われましたけれども、実際900万円のうち、太陽光の固定資産税は幾らありますか。

税務課長（北里康二君） すみません、太陽光全体ですか。固定資産税。

4番（高村祝次君） 太陽光を数件やっていると思います。太陽光おそらく10キロ以上が固定資産税がかかるということで、住宅にあげている10キロ未満の太陽光は固定資産税がかからないということでございますから、10キロ以上が何件やって、どこが幾らということではなくて、全体で幾ら固定資産税が上がりますということを言ってもらえば十分でございます。

税務課長（北里康二君） 個人の償却資産ですので、50キロ未満が3件、50キロ以上が3件ございます。個別にちょっと評価額の3分の2に関して1.4の固定資産税ということになります。

4番（高村祝次君） 私はちゃんと課長に言ったでしょう。固定資産税で太陽光が幾らあるのかということを一般質問でしますから調べといてくださいと、それはいいとして。そのように、こういう事業をすれば、公共工事すれば固定資産税は上がらないと、おそらく中学校はこれから民間の人が貸してくださいといったら固定資産税が上がりますよ。安くできると、公共施設の中に役場が事業でやれば固定資産税は上がらない、民間に中学校にあるのを貸してくださいと民間がいってやつたら固定資産税が町に上がると。その辺から、やっぱりひとつの政策のやり方というふうに思っております。

今、県民発電所というのが南関に2メガのやつができるております。おそらく県も最終処分場の屋根上に上げてあるから、民間の会社ですから6億円ぐらい出資とかやってつくった発電所でございますので、県もあるし、おそらく2メガですから固定資産税もおそらく県に入つておると、南関にも入つてある。そういうやり方で、何でもかんでも役場がやればいいという問題では私はないと思うのです。木魂館にしてもしかり、指定団体というか、本来なら本当に指定団体なら町にも固定資産税が入つてくると思いますけれども、おそらくそこには入つてこないような状況ではないかなというふうに思います。

そういうことで、昨日も触れましたけれども、第1グループ、第2グループで分けて、太陽光の整備を九電、あるいは経済産業省がやっておりますけれども、この頃いちばん問題になってくるのは、20年先から私は問題になってくるのではなかろうかと、今は小国で何社できるかわかりませんけれども、今後整理をして連系負担金が納められないなら中止というふうな感じになつてきますので、何件やってくるかわかりませんけれども、そのためにも20年先のことを考えて、

20年までにはお金が入ってくるから会社が、20年先になつたらお金が入つてこなくなつたら、その会社がよその会社であつたらいなくなる可能性がある。その時、誰が撤去したり、町は固定資産税が入らないから、固定資産税をどこにも請求ができない、会社がなくなつたら。その可能性が、もし今申請している人たちがやつたら、そういう可能性が十分出てくるわけです。ですから、私は今20年先を考えてちゃんと地権者の方々が会社に、私の土地は貸しますよと承諾をとっている人たちにも、ちゃんとその辺を徹底して町がやってないと、ごみの山になりはしないかなと懸念をしておりますが、町長そのへんは感じておりましたでしょうか。

町長（北里耕亮君） 議員が太陽光をされているからということで言うわけではありませんが、やはり地元の方が御自分の土地で事業を展開されると、やはり20年後、30年後についても御自分の地域で育つて生活をされていますから、そういう放置するとか、そういう部分でというのは、そうはないと思います。ただ、他地域から来て、土地だけを求めて、あと上物はいろんな設置する会社、運営する会社がまた別にあってということで、ただ土地を借りるという部分では、その土地は地域に愛着があまりなく、事業が頓挫した場合は、それを放置するという懸念は、私自身も大いにそれは持っております。ただ、今のこの段階で、そのチェックというか、そうならないといいなという部分で、精神論で言っているだけではいけないとは思いつつも、少し私も、この法的な部分については、どうしたらいいかというのは、また再度考えなければいけないと思っております。

それから、公の部分で太陽光パネルや再生エネルギーをやるのは、一つ啓発の部分もあるのではないかというふうに思います。確かに議員がおっしゃるように、民間でやる太陽光事業と公共的にやる太陽光事業、設置する金額も差が大変大きいのは、私も実感をして、公共工事だからという部分の言葉で片づけられる差ではないかなと思います。これは今後については、もしまだ公共的に事業展開する部分においては、もう少しちょとチェックをしていきたいというふうに思っております。

ただ、木魂館の場合には避難施設という部分も、避難場所という位置づけもありながら、ああいう太陽光パネルを設置し、そして、グリーン・ニューディール基金制度という補助金を用いてやりました。中学校、小学校の部分については、子どもたちにも、まだ早い段階で設置しましたので、環境というので自分のところで電気を発電するのはどうだという環境的な教育の一つにもなるのではないかということで、今現在何ワット発電していますというパネルも設置して、子どもたちに見てもらう、そういう部分もありました。

啓発の部分もありますが、それだけではいけませんので、今後はもう少しちょと経費的な部分も考えながらやっていきたいというふうに思っております。

教育委員会事務局長（横井 誠君） すみません、先ほどの説明の時に付け加えればよかつたと思ひますけれども、学校で設置している太陽光発電につきましては、余った電気は九電さんに売る

ということで、売電料ということで、先ほどの議員さんの質問の中にありました予算化をさせていただいております。

また、学校で実際に電気を使用しますときに、使われる電気としましても、太陽光パネルで発電した電気を使っているものでございまして、それ以外で余ったときに九電さんのはうに買い取っていただくというような、もちろん学校施設は相当の設備がございまして、ほんの一部になるかもしれませんけれども、そういうことで自家電力ということでの使用もございますので、付け加えさせていただきたいと思います。

4番（高村祝次君） 町長やはり今、第1グループ、第2グループと言われましたけれども、大きいのが第2グループになっているのではないかなど、話によればファームロードの南を向いた所はずらっと申請がしてあるという情報が入っております。ですから、今からまだ工事とか、いろいろな問題が出てくる前に、条例にかかってきますので、それまでにはある程度はつきりした町の方向というのを業者のはうに出していくたほうが私はいいのではないかと。また、地権者にもその旨をちゃんと伝えないと、まちづくり審議会で出てきたときに、ちゃんと町が申請を受けたときに対応すればいいことですけれども、その時にちゃんと20年先の契約というのも、ちゃんと地権者と業者ととっておく必要があるなというふうに私は感じておりますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは続きまして、バイオマスについてお話をいたします。

町は、チップボイラーを公立病院に据えるということで、私は環境モデル都市のときにはオガクズをつくってペレットをつくったらどうかという提案もしました。というのもやはり今畜産の方々がやっている中でオガクズが足りないと、もしペレットが出ないときにはオガクズも使えるという提案もやりましたけれども、そこは絵にかいていないから言葉で言ってあるということをございましたけれども、非常にC級品というか、今まで曲がりでお金にもならなかつたと、小国に工場がある南栄さんが買っていたいた部分がありますけれども、今ほとんどがバイオマス発電に動いていると。前回の議員の方々は天ヶ瀬のバイオマス発電に見学に行って、それから森林組合の職員に、ぜひ小国もやつたほうがいいぞということでお願いしたところ、森林組合のはうもいって契約が進んで、それからは曲がり、2メートルの「元はね」なんかがバイオマス発電にいっているというような状況で7千円から運賃引いて、林家の方々は6千円と、6千円で切り山に4千500円、5千円やれば1千円しか残りませんけれども、山で捨てるよりもそのほうがいいと、そういうことで小国町もこのバイオマスということで、薪ストーブとかチップとかいうことをあげたのではないかなというふうに思いますけれども、やはりこうなってくると、バイオマス発電がまだ稼動していないのがあります。それが全部稼動したら、もう絶対量は足りないというような状況になってくる、すると今7千円、6千円というのが、また1千円上がってくる。そうしたときに、先日も言いましたけれども、本当にストーブを据えてよかつたかなというような

時代がきはしないかなと、現にもうそういうことが農業新聞に載っておりましたけれども、これは熊本でやっている河津造園が、県の委託を受けて木質ペレットを八代のハウス農家に供給しているところでございますけれども、大体オガクズでしたら3倍になるそうです。オガクズは1立米つくったら3立米、それをペレットにしていくと。でも、この金額を見ると単価が1キロワット当たり40円で、1立米当たり6千円以上とも言われ、一方で木質ペレットは発電より3、4倍の熱効率があるにもかかわらず1キロ当たり37円、37円ぐらいしかしなかつたら重油と採算が合わないということを書いてあるわけです。こういう新聞に載っている。だから、私が心配しているのです。新聞などで現にやっている人が危機感を感じているわけです。ここに書いてあるでしょう。これは県が進めているから、2010年から2015年の計画ということが書いてありますけれども、全体でもかなり何十台と八代でハウス用にペレットストーブを焚いていると、ですからやはりここは慎重に今バイオマス発電ができたから、もう二、三年前と状況はころつと変わってきたわけです。慎重にやっていかなければ大変なことになるなど、あの時の議員たちが賛成したから病院も薪ストーブ、チップボイラーを据えたけれども、あまり役に立たないじゃないかと言われる可能性があるから私は真剣に言うわけです。やることは確かに悪いとは言わない。だから、先日も言ったように、本当にそれを幾らしたら幾らメリットがあるとか、二酸化炭素を抑制するためにやるのですから、それだけは言えないかもしれないけれども、本当に採算ベースがあうのか。

今まででは、スタンドから重油を持ってきて入れたらボタンひとつでパッと、今度は焚くまでに人手が要る。また、チップの場合は、マスのようにして一気にばっと入れて、そこからジワジワ落ちていくということあります。薪は絶対にくべないといけないです。そこら辺の人手とかいろいろかかります。運営補助金で80万円、木の駅プロジェクトに80万円していたが利益ができるならこのようなお金は要らない。これは一般財源から持ち出したお金じゃないからとやかく言いませんけれども、国からきたお金でも、私からしたら無駄金と思います。利益ができるならこんなお金は要らない。わからないから、こうしてお金をつくってやらなければいけないというような私の思いですから、なるべくきたお金も大事に使うようにしたらいいと思います。

もう時間も着々と進んでおりますので、そういうことで、本当に町のやっていることを一つ一つくどくつくわけではございませんけれども、次に進みますけれども、小国パワー発電、売電をするということで、今回の予算も340万円か予算が計上されております。昨日も私が言いましたように、せっかくやるならバイオマス発電をつくるか、バイオガス発電をつくるか、そういうことをやったほうがいいと、私はバイオガス発電も牛のふんでつくるということは、政策課長は何度もお話しておりますけれども、先ほどいった農家が何で後継者がいないかと、要するに安定した収入がないからです。決まった安定収入があれば、こっちでは儲からなくても、必ず生活はできるものだということがあれば、給料取りと同じ、決まった分毎月入ってくると、それで生

活ができるぞということになるのです。ですから、バイオガス発電は阿蘇の広域に1億2千数百万円ですか、RDFをするのに出しておりますけれども、結果生ごみが小国から積算すると2トンぐらいは出ているわけです。2トンあれば、それに牛ふんとか、豚のふんはやっている人に聞くと非常に取り扱いが、悪いとは言いませんけれども、難しいですよということを聞いております。実際やらないとわからない、人のでは、何でもやってから言わないと、人の話で駄目ですから駄目ですよではなく、やり方で変わると。

生ごみがないなら、私も新潟に行ってみたら炊飯器が2つあったわけです。「これは何ですか」と「古古米を炊いています」、その古古米を炊いてバイオマスの中に豚のふんとか牛ふんと一緒に混ぜてガスを発生させるわけです。それから、ちょうど農協にも聞いて、飼料米をそしたらどうかと、飼料米をつくると農家は反11万円もらえますから、WCSと一緒に8万円ですから、11万円ぐらいもらえる、今度は飼料米を買って、そして、それを炊いてバイオマスに使ったらどうかと。現にドイツあたりは、私も北海道で聞いたのですけれども、トウモロコシを作ってバイオマス発電に入れている、飼料じゃなくてガスを発生させるために。トウモロコシが新たなエタノールを作り出してからトウモロコシが高騰したわけですから、中国あたりはエタノールをつくっている、燃料が高騰するときですね。そういうことですから、飼料米を作つてから、それを炊いてバイオマス発電に使つたらいいのではないかなど。これは結果が良い、これはできるということは確信はできませんけれども、そういう知恵も湧いてくるなというふうに感じておりました。生ごみが少ないときには、そういうやり方も、古古米は売れない、売れない米があつたらそれを炊いてやってもいいというような、結局、私は本を見るわけではない。よし、と思ったら現場に行ってみて、見た目で、ああこういうこともできるのだということを感じてくるから言えるわけです。本を見て、こうして演説すると実際の現場はわかりませんけれども、私は現場に行ってからいつでも自分でやろうと思ったときには、現場に必ず行くというのを私は考えます。そういうこともあるなという、小国ではWCSが難しいなら、それなら飼料米をつくつたらどうかなと、それで発電したらどうかなというような知恵がわいてきたわけです。これは、できるかできないかなは二の次として、そういうこともできるということです。せっかく町が発電、売電をやるなら、そういう広域に1億2千万円もやる中からいくらかでも、運営とか装置処理場として、これは業界の収集する人たちも町を含めた小国発電所というのをつくつたらいいのです。生ごみを集めて、その利益金で町の特別に、そのお金でいろんな事業を展開すると、これは国民健康保険に充てましょうと、利益金は。大体50キロで1千600万円、年間。100キロのをつければ3千300万円、100キロのものをつければ国民健康保険の値上げ分は補います。

私は、6番議員は上げるな、上げるなと言われるけれども、上げるなではなくて、上げるならやっぱり財源をどこから持ってくるかということを考えたときには、そういうことをやればいいのです。町長、今の私の提案にどういう感じがしたか答弁をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 環境関係で連携をしている、例えば四国の梼原町の風力発電がありますが、そこはまさに、その益金で子育て支援をやっている。保育園は無料化という部分があって、これはやはり町民にとってわかりやすいと、啓発ということで、再生エネルギーはいいですよという部分ですが、なかなか町民の生活に再生エネルギーを使ったからどうだという部分が直結しない。その町長さんと話をする中で、だから一つ明確な例えでの、例えでなくても具体的に進んでいるのですが、保育園の無料というような部分を掲げているのですよというところもありました。北海道の下川町でも同じように第3子からの多子世帯への助成金、これは小国もやっているのですが、その財源をこの基金からと、様々活動しております。そういうのは大変参考になるし、町民にとってわかりやすいという部分があります。一つ何か目的があって、それに町民が同じ方向を向いてこういうことをやっていきましょうと、私も風力や地熱や太陽光だけにとどまらず、いろんな再生可能エネルギーというような部分で、この小国の資源を利用した、そういう部分を幅広く検討していきたいという思いはあります。

それからまた、議員の言うように、何かわかりやすい、そういう説明の仕方というか、そういう部分は同じ考え方であるというように思います。以上です。

議長（渡邊誠次君） 4番議員に申し上げます。あと残り時間が5分程度でございます。簡潔にお願いします。

4番（高村祝次君） はい、わかつております。

そういうことで、やはり町民にわかりやすいような発電所ということを考えてもらいたいと思います。最後5分になりましたので、今朝からちょっとこれは大変なことをやっているなというふうに思いました。サポートセンター悠愛、この裏を見てください。小国郷農福連携プロジェクトということを書いてあります。これは全家庭に回ったと思います。今日は一般質問でいいのを見つけたと、こういうことをサポートセンターがやったら私はおかしいと、栽培することはいいですよ、障がい者が豆腐作って売って歩くのはいいですよ、町民に作らせてやるということがおかしいと私は言うわけです。障がい者が大豆を植えて、自分たちで植えたのを栽培して豆腐をつくりましたというのは、これは話題になりますよ。でも、町民につくる人も私はいないと思うのです。でも、現在豆腐を作っている人、町内で売れないからよそまで持つて行き売っている人もありますよ、そういう人を考えたときには、5番議員が言うように売上が減る、大変なことです。これが町からぜんぜん補助金をもらっていないサポートセンターならいいですよ、何も町と関係ない第三者がやるならいい。町から税金が2千300万円ぐらいいいっていっているでしょう、町長ですか、これは私はおかしいと思う。やること自体は変じないです。町民にこういうチラシまでつくって配る必要はないというように私は思いましたので、町長の見解を最後にお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 見解を正直に申し上げますと、少し叱られるかもしれません、私は何ら問

題はないかと思います。というのが説明会にも出ましたし、その試食会も出ました。その思いとしては耕作放棄地、午前中からの質問にもありましたけれども、耕作放棄地が町内であります。そこを何か、無料でいただくわけではなくて買うということで、大豆を買うということでありますから、大豆を地域作物に参入するかどうかは別にして、そういう大豆を作付けして、スズカレンという大豆がありますから、その種を植えて大豆を栽培して、その大豆を買うということで、農業の振興にもなりますし、いけないことは私はないかなと思いますが、ちょっと考え方、どこがいけないのかが、ちょっと時間が今日はないので、またあとで議論を深めたいと思います。

4番（高村祝次君）　ここは見解の違いで、いろいろ考えがあると思いますけれども、これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

（午後1時58分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

11番（松本明雄君）　11番、松本です。前段の3人の方が、非常に国保関係から一次産業、ＴＰＰまでいかれまして、非常に皆さん危機感を持っております。僕も皆さんと一緒に国保をいかにお金を出さないようにするか、そういうことも考えながら、僕は5番議員とはちょっと違う観点でしゃべらせていただいたと思います。

国は、お金を取るほうは年金から差し引きますと、そして、いろんな給付金は申請でお願いしますと、そのへんは非常に僕はおかしい部分ではないかと思っておりますが、これは国がすることですので、しょうがないと思っています。そこで、今年の4月から薬事法が変わります。それで、政府もいろんな考え方を持っておりますので、その薬は、ジェネリックという薬なのですが、その説明を先に福祉課長にお願いしたいと思います。

福祉課長（穴井幸子君）　それでは、ジェネリック医薬品について説明させていただきます。

例えば、製薬会社が開発した医薬品の特許、20年から25年ぐらいあると思いますが、切れた後に別のメーカーが同じ有効成分と効き目で作る薬のことです。後発医薬品と呼ばれているものです。最初に開発された薬は新薬や先発薬と呼ばれますけれども、この先発薬と同等の有効成分で同等の効果があるにもかかわらず、価格は安いというふうになっております。これは、先発品は発明から、かなり開発に長い年月と膨大な経費がかかりますけれども、後発薬品では、その特許が切れた後に開発ができるようになるために、開発経費の少ない分、価格を安く設定されているものでございます。

11番（松本明雄君）　今福祉課長から丁寧に説明していただきました。TPPの関係で日本は農産物に関しては、反対と。アメリカなどは、この特許のある薬を多く持っております。日本のノーベル賞も見るとわかるように、研究者の方は全部アメリカに行っております。薬は、その関係

上本当に高い薬を皆さん飲んでいると思います。それで、いかに医療費、薬を下げるこことによって国保が下がるか、こういう発言をしてもそこで20万円か30万円しか変わらないのではないかというような話になると思いますけれども、一般の人たちがここで考えていただいて、そういう薬もあるということを知っていただければありがたいと思っております。

この薬は、さすがに政府が今まで日本では50%ぐらいしか普及をしていませんでした。今後、政府はどうしても医療費とか薬がどんどん上がっていますので、今年の4月から薬事法変えて、ジェネリックの普及率を80%まで上げようと、そういう段階になっています。私事ではありますが、今病院に行って血圧の薬をいただいております。そして、何回かジェネリックの話をしたのですけれども、やっと一つだけ薬をジェネリックに変えていただくようになりました。なかなか薬剤師とお医者さんは、本来の効果がある薬、高い薬を使いたいと思うのですけれども、やっぱりどうしても国保の関係で相当な金額を、今、1千500万円という話が出ていましたけれども、少しでも抑えるためには皆さんの努力と、そして、支払うときもやっぱり安くなりますので、そのへんはお考え願いたいと思います。だんだんだんだんやっぱり政府が高齢者になって、皆さん元気ですので、医療機関にもかかることが多い、薬もいろんな薬を飲むことが多いということで、かかりつけ薬局の話も出ていますので、そのあたりは自分たちで勉強していただきたいと思います。

薬は、やっぱり後発でも形を変えるとか、配分を変えるとかいうことによって、そういう薬が出てきますので、お医者さんと相談をし、薬剤師と相談をして、なるべく安い薬を飲んでいただきたいと思います。町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） その前に、小国町の中でどれぐらいの割合でこのジェネリック医薬品が浸透しているかを課長からお願ひいたします。

福祉課長（穴井幸子君） 小国町での後発医薬品の数量シェアなのですけれども、平成25年度では48.5%、この時は県の平均数量シェアは48.3%です。平成26年度としましては、小国町は57.6%、県平均では54.4%というふうに数字のほうは出ております。

町長（北里耕亮君） そのパーセンテージからもわかるように、増えていっておるというふうに伺います。私の見解といたしましては、あくまで患者様が選ぶという基本的な部分はありますけれども、私自身も病院に通う機会がありまして、薬でこういう後発薬、ジェネリックがありますが、どうしますかと、成分は変わりませんけどという医師からの説明があった場合には、自分の判断をすることがあります。

小国公立病院ではどうかなというふうに思っておりますけれども、やはり先生方の判断もあると思いますので、私の立場としては効き目と、そういう部分が変わらなければこういったジェネリック医薬品を浸透させていくことが医療費の軽減にもなるというふうな思いはしております。ただ、あくまで患者様の選択肢、また先生方の思い、総合的にはあるかと思います。以上です。

11番（松本明雄君） 町長の見解とお医者さんの見解などもわかるのですけれども、なるべく若い方が飲むなら、そういう薬でいいのですけれども、高齢者が飲まれるなら、あまり効果が変わらないなら、そういう薬を飲んでいただきたいと思います。

今さっきから、いろんな先輩議員の方が町に対して、やっぱりいろんな考え方を持っています。僕もやっぱり今までみたいに行政がお金を生むことを考えたらいけないと思うのですけれども、もう今からの時代は、だんだん行政も変わってきています。それとやっぱり企業的な面で町も見ていかないと、今後生き残るには大変な時代になってくると思いますので、小さなことですけれども、やっぱりそういうことも考えながらいっていただきたいと思います。

今、テレビのコマーシャルで見るとわかるとおり、高橋英樹さんとか、黒柳徹子さんのような人が出て、そういうジェネリックの宣伝はやっていますけれども、小国町が日本一ジェネリックを使う町として名前をはせて、その次に企業誘致でもできればというような大きな夢は持っていますけれども、叶わない夢かと思いますけれども、やっぱり企業誘致をすることも一つの手ですので、いろんなことを考えながら町長も発言のほうをしていただきたいと思います。

町長も病院議会の組合長でありますし、私も病院組合の議長ですので、今後やっぱり医療費をなるべく少なくする、今さっきから言われた小児科の問題もありましたけれども、先生方に来ていただく、看護師の方も来ていただくと、病院経営がうまくいけばその分、国保も上げずに済みますので、皆さんで協力しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

また、次にいきます。この前から一般会計予算のところで固定資産税が上がっているから家が建っているのではないかという議員の方がいて、一般質問をしていました。そしたら、いいえ、小国町はそんなことはないということだったのですけれども、この前から南小国の旧道のほうをちょっと通ってみたら、新しい家が何軒か建っておりまして、持ち主はという話になりました、聞いたら小国町の方が建てていますというような話でした。ですから、前々から僕は言っています。住宅の後とか、いろんな町有地で空いている所があれば、そこを切り開いていただいて、造成費用とペイペイ、そのぐらいで渡してやってもらえば、小国町に家を建てていただけるのではないかと、この前も相談を受けたのは、家を建てたいのですけれども、土地をちょっと相談してもらえませんかといったら、1件あったのですけれども、その土地がちょっと区画数というか、面積が広かったもので断念して、阿蘇のほうでも将来建てたいなとかいう話になっていますので、なるべく早くやっていただきたいと思います。旧NTTの社宅の跡、あそこがこの前から売りに出していました。そしたら、すぐに電話をかけたのですけれども、もう売れて将来的には宅地になるかアパートになるかわかりませんけれども、何かそういう話ちらほら出でおりますので、やっぱり土地があれば、そういう家なんかも建てたいという方もいらっしゃいます。住宅も建てていただくのもうれしいのですけれども、やっぱりある程度の年齢の方は核家族になるのはちょっと問題があるとは思うのですけれども、やっぱり宮原近郊に家を建てたいという方もい

らっしゃいますので、町有地で確保できれば、そういうところをどんどん活用して、やっぱり小国町に住んでいる方を、隣町にまで逃がしたくないなというような観点で僕はおりますので、町長の御見解をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 午前中からの答弁になりますけれども、非常に予算組みが厳しい時代になっています。そういう部分について、先ほどのジェネリック医薬品の話題もそうですが、やはり町としても、いろんな部分を工夫しなければならないというのは同じ立場であります。その中で、町有地が小国町にはあります。その中で利活用されていないところも実際あります。そういう中で何とか利活用したい、じゃあどういう使い方をするかと、そこで議員からの目的、使う目的で住宅用地が少ないというのであれば、それについては現在何も使っていない町有地であれば、ひろくそこに土地を求めて、そして住宅が建って、何かすれば経済的な循環にもなるし、住民税や、そのいろいろな部分、産業の活性化にもなると思います。ですので、そのあたりのところは積極的に行っていきたいと思います。

町有地の利活用については、何か一度機会を見つけて議会のほうに、こういう町有地がありますというのを改めてまた提案させていただいて、何か産業委員会か総務委員会、議運、どういった形かは分かりませんが、行政のここは販売していくとか、ここはどうしていくとかいう部分を協議をさせていただければというふうに思っております。

何も使っていないのは、本当に何とか利活用したいという思いはありますので、ぜひ議会のほうと協議をしていきたいというふうには思っております。

11番（松本明雄君） 今、財政的にも非常に厳しいです。ですから、土地を求める方もだんだんだんだん年をとって、やっぱり欲しい年代というのは決まっていると思います。ですから、やっぱり早めに何でも動いていただきたいと思います。全部が全部町長が出す案件に対して、僕たちが反対するわけではありません。いいものに関しては、即座に判断して賛成しますので、どんどんどんどん思い切ってやっていただきたいと思います。今なんか笑い声も聞こえておりますけれども、どういう反応だったかわかりませんけれども、今後やっぱり良いことは持ち帰らずに、町長判断で、こうやりたいと思いますと、やっていただければ議員は誰も反対しないと思いますので、方法的には変わってくると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ほかの自治体あたりでは、町が公社か何かをつくって、つくってというのは第三セクターで、町がその土地を町有地が、もう既に所有してあれば、それを分譲する。町が土地を購入して整備して、分譲すると、直営では、これはできないというふうに聞いておりますので、ただ、小国町としては、なかなかそこまでは一足飛びにいけないので、不動産関係と協力をしながら、とにかく今町有地が現在ありますので、そのあたりを利活用したいという部分で、そこはまた決断、判断をしながら少し、ちょっと前向きにというか、思い切ってやらせていただきたいというふうには、今までに思った次第であります。ありがとうございます。

11番（松本明雄君）もう一つ、空き家対策についていろんな議論がありました。中に仮塙があると借りる人がいないとか、いろんな話も出ていましたけれども、先般、町内のあるところで中古物件が出ております。それはまだ建てて10年ぐらいかな、金額的にもまあまあの値段なのですけれども、そういう情報も町がいち早く紹介して、どんどん住める方は住んでいただくと、そういうふうに空き家対策も、もう一つ踏み込まないと前に進みませんので、いろんな今の話の中で制約はあると思いますけれども、やっていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君）今、御意見がありましたように、町有地の部分であったり、空き家対策、いろいろ今施策もし始めておりまして、スタートしたばかりであります。それにプラスアルファで、いろんな要素を追加しながら、そしてニーズに応えながら、しっかり積極的にやっていきたいというふうに思っております。

11番（松本明雄君）3問目にいきたいと思います。それは、お願いしたいのは議会のほうも、議会の懇談会とか、いろいろなことを今議会の中でも話しておりますけれども、なかなか前に進んでおりません。

それで、今般条例で副町長を置くという条例も変えました。予算も通しましたので、3月の末には、どなたか東京のほうからでも来られるかと思います。それで、その方が来られましたら、ここにもありますとおり、いろんな資料も総合計画もつくってありますし、過疎対策自立促進法もこれも5年計画のものもできておりますので、それも町民の方々に説明も兼ねて、その方も連れて小国町を見ていただかないと、東京のほうから、都会のほうから来た若い頭の良い方がこられても、課長といろんなことで試行錯誤、いい方向に進めばいいのですけれども、その方がどういう方が来るかわかりませんので、そういう話はできませんけれども、前向きに小国町がよくなるような方であればありがたいと思っております。

町長も、町長になりました、ここ5年は町政座談会もしておりませんので、町民の方々に、議員には町民の方々に触れていろんな意見を持って、また執行部の方々といろんな打ち合わせをしますけれども、町長も自分の口で、またその方も連れていただいて、いろんな説明をしていただいて、小国町を良くするために報告会をしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君）国のほうの地方創生ということで、平成27年度補正予算の加速化交付金の説明もさせていただきました。直近の話題でございますが、内示というか決定がなされまして、その加速化交付金も正式に決まりまして、そういった内容も町民の方には、これから先どういった部分で小国町が頑張っていくかという部分の説明の機会もあればというふうに思っております。また、平成28年度も本日はまた特にいろんなご意見をいただいていますし、本会議の初日の時にもいろいろ変化があります。そういった部分で、そしてなおかつ今議会には副町長の人事案件も提案をする予定でございます。総合的にいろいろな話題が多くございます。その中には、今発言がありました過疎計画、そして総合計画、いろんな部分ありますので、そういう機会をぜひ私も

もちたいというふうに思っております。しかも、できれば時期のあまりそう、秋とか冬とかではなくて早い時期に、そういう機会をつくりまして町民の皆様方にいろんな御説明ができればというふうに思っております。以上です。

1 1 番（松本明雄君） あと二つ、ちょっと小さいことを質問したいと思います。本年度も新人の方が4、5名役場の中に入ると思います。何年か前、議員さんの顔も知らない名前を間違ったとか言って、いろいろお話があったのですけれども、議員の名前を知らないとか、それは構わないのですけれども、やっぱり新人研修はちゃんとやってもらいたいと思います。職員の研修というか、指導もちゃんとやっていただきたいと思います。

ある町の市長さんと話していましたら、新人は広報誌ができたら二人ずつで各部長さんのところを回っていくと、小国町の出身の方もいらっしゃいますけれども、よそから来るから方もいらっしゃいますので、そのへんで地域を覚える、部長さんの顔を覚えると、そういう感じで回していただければどうかと思っています。

昨日も話が出たと思うのですけれども、道路管理の部分でもう一つお願いがあるのですけれども、ファームロードとか、いろんな旧道と接している道があると思うのですけれども、カーブミラーがそのままに残っております。できれば、先般は上田のほうか何かでしたけれども、カーブミラーがすぐなくなる所があると聞いておりますので、そういうのを回りながらはずしていただいて、そういうのを使っていただければ少しでもごみにならずに、ああいうのをとっておくと、やっぱり子どもが一生懸命石を投げて割ろうとしますので、割るのではなくして持って帰っていただいて、それも利用していただくと、道路をみながら、そういう所も見ていって、もったいないと思ったら、やっぱり職員の方も持って帰って活用していただきたいと、そういうことです。

町長の御見解をお願いします。

町長（北里耕亮君） 今年度、平成28年度4月から、昨日採用の名簿も議会のほうに出させていただきました。数人います。数年前から議会のほうからも御意見をいただきまして、しっかり小国町の隅々まで、最初ですから、しっかり見るようについてということで、それは実行しております。なおさら小国に住んでいる方であっても、自分の住む地域以外の小字であったり、路線名だったり、どういう川の河川名であったり、様々勉強する部分は、学ぶべきところは大変多ございます。そういう中で、現地にまずは現場に出て、小国町の隅々まで名称とか、様々いろいろありますので、勉強していただいて、なおかつ議員が今話題になりました、そういうカーブミラーとか、旧道のあまり通らない所もちょっと通っていただいたり、先日来からポットホールの町道の穴ほげの話題もありましたけれども、そういった部分もいろいろ見ていただいて学習していただきたいという部分で、それは実行しておりますし、今年度もまたやっていきたいというふうに思っております。以上です。

1 1 番（松本明雄君） 終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時45分から再開をいたします。

（午後2時35分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

10番（時松昭弘君） 10番、時松昭弘です。先般来、新しい行政不服審査制度の改正がなされました。それについて、この運用についての取り組みは、どんなふうにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） ただいまの御質問でございます。先般、条例改正を大きくいたしました。これに伴いまして、全国町村会のほうからも条例に関与する市町村のいろんな手続き、対応ということで出ております。条例の中にも大幅に変わった審理員制度、これをどういうふうに位置づけて中身をどうするかと、どういった方を任命していくかとかいう大きな関連であります。

また、先般の規約の承認をいただきましたけれども、広域の熊本市との連携で12カ町村で第三者機関を設けるというところも今回の不服審査法の改正に伴ったものでございます。

以上、そういったところで一番町村としましては、審理員の対応といいますか、職員の認識というのも勉強会等を含めまして、進めていく必要があるというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 一応、審理員制度を置くということでございましたけれども、その中身がいろいろ単独で置くのか、共同設置で置くのか、そういったことあたりは、どんなふうに考えておられるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 理想といたしましては、一番先進地といいますか、熊本市さんのはうが非常にそういったお話を進んでおりまして、審理員は直接その事象に関わっていない方ということで、大きい部署になりますと部長クラスとかそういったところですけれども、役場となりますと、やはり課長、審議員クラスかなというふうに思っています。いろんな事案が発生した場合、やはり一人ではなかなか業務外に行動する必要があるということで、最低でも2名は必要かなというふうに今現在考えております。

10番（時松昭弘君） これは常設をするのですか、例えば非常勤でやるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 基本的には事案が発生したときに町長が指名するというふうになっていますので、特にその事象と直接関係していない部署の役職というふうになりますので、総務課に仮にそういった不服が上がった場合は、他の課、部署の役職の方に任命されるというふうに思っておりますので、その都度審理員は変わってくるというふうに考えております。

10番（時松昭弘君） この法律は、以前昭和37年8月31日に、この不服審査法という法律ができております。その後、何回かの改正がありまして、平成26年6月13日の日に今の行政の審査法が可決成立をしております。その間、今年の4月までに至る間には、これは関連法の整備という形で28年4月から始まるということでなっています。非常に関連法の整備がなされて、

今年の4月から運用は始まるわけですが、それに伴って昨年は、この行政不服審査法に関するセミナーがいくつもあっています。以前、総務課長のほうにも、こういった不服審査法の改正があるが、そういう対応を今のうちにしたらどうかという説明をした記憶があると思いますが、それは以前私が、昨年不服審査法の導入に対する対応という、このセミナーに行ってきました。これを見る限りでは、非常に行政側が、いわゆる住民側からいろいろ不服を申し立ててくるということが非常に今まで以上にしやすくなつたと。これはどういうことかといいますと、まずは公平性を保つということが一番であると思います。この審査法の、ちょっと読み上げてみますけれども、不服審査法とはということで、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすると、二つ目には、訴訟と比べ、簡易迅速、手数料も意外と安いと、違法性のみならず、不当性についても判断するなどの特徴があるということです。これは今、これは23年度のデータですけれども、地方公共団体で1万8千290件の不服審査の申し出があつています。この中におきましても、情報公開等が約37.4%ですけれども、6千835件の不服審査、次にあるのが道路関係です。交通法関係、これが2千268件、地方税法関係、これが1千549件、介護保険法関係が1千194件、生活保護関係、これが1千15件、その他が5千429件ということで、トータル1万8千290件の地方公共団体に対する不服審査が出ています。今、私たちがこの問題に触れても、これが行政裁判に、行政事件の第一審訴訟というのが、これは平成25年のデータですけれども、2千337件が平成25年度の段階で今裁判が行われているということになっています。小国町の中でも今、小国町と一住民が裁判を今執り行っていますけれども、これらの問題が来たるべき4月下旬に判決が出るわけですが、こういったことに対しても、判決が出た後でも、また不服審査法あたりで対応を申し出があった時あたりが出てくる可能性があるのです。

これだけでなく、特に、先ほどから一般質問等で出てきておりますように、いわゆる道路関係の問題にしても予算がないからなかなか厳しいと、申し出をしても2年も3年も前から要望してあるけれども、できないということありますけれども、果たしてこういったことが、この行政不服審査法あたりを利用しながらしたときには、やはりその手順を追ってやっていかざるを得ないわけですね。ですから、そういうことをしっかりと、やっぱりこれから先どういう形で対応するのか、そういうことを考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 確かに今回の改正は、不服申し立てから審査請求を一本化して、非常に使いやすく、国民のいろいろな不服に対してスムーズに流れるというような仕組みでございます。こういった中で、市町村がどういった形でこういった対応に受け答えていくかということになりますけれども、市町村におかれましては、基本的には処分という大きい内容に対する不服ですので、今現在は頻繁にいろんな行政の文書開示請求ですかね、そういうのが非常に今多いわけですが、町が直接くだした処分、これに対する不服というのは、今現在これまで出てきていないと

いうことでございますが、法が改正されれば、どういった不服申し立てが出てくるかわかりませんが、町独自の処分という形で出た場合は、必ずこういった体制で進めていかねばなりませんので、やはり町の体制としては、いろいろな研修等も踏まえ、また今度は広域の組織を立ち上げていくわけですが、そういったところでスキルアップをしながら体制づくりをして、また職員の審理員に限らず学習をしていかなければならぬというふうに思っております。

10番（時松昭弘君）　ただいまの答弁で、それは当然のことであろうというふうに思います。要するに、これは不服申立制度というのは4月から始まりますが、これはいわゆるミニ裁判です。役場職員が審理員となると、あるいはOBとなるという可能性もありますけれども、早く言えば口頭陳述を行う制度なのです。ですから、こういったいろいろな事例があるのです。こうした場合は、こういうふうになりますと。こういった、町長にお尋ねしますけれども、教示制度ということの意味がわかりますでしょうか、教示制度。

町長（北里耕亮君）　いいえ。

10番（時松昭弘君）　教示制度というのは、行政庁の不服審査申出に対する教示、教えて示すという制度なのですけれども、こういった制度のシミュレーションがあるのです。いろいろありますけれども、これを教示の1回、2回、3回というような形でこういった資料がありますけれども、この教示制度あたりの中身を職員あたりが、担当者あたりがしっかり中身を分析しておかないと、これは本当に大変なことになると思います。ただ、条例は今回、この前の条例で議案第3号から5号までの条例が3月7日に一応可決をしました。この条例は可決をしても運用がどのようにしていいのかということが、今はまだそういった事例がないからというふうに思われるかもしれません、いわゆる町民の自治法の基本から考えますと、暮らしを守っていくという形になってきたときには、いわゆる情報公開等の中に準じてこの制度を利用して、やっぱり不服申し立てをする可能性があるのです。ですから、こういったこともしっかり部内で中身をいろいろ精査をして、いろいろ場合によっては、私自身も不服審査を申し出てもいいかなというような思いもあります。ですから、こういったことあたりを教示あたりの中身をしっかり捉えていただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君）　いろんな部分で教えていただきたい部分もありますし、その教示制度は、そのものの制度の中の部分で、ちょっとまだ不得手な部分もありますので、どの部分で教えていただかかという部分が、そういうひな形がある、ちょっとイメージがまだわきませんので、また教えていただきたいというふうに思いますし、試しに不服審査制度を申し込むかもしれないという議員の発言がありました。不服がないように私ども執行部は、また努めたいと思っております。

今までのケースというか、これから先運用は具体的な事例が始まっていると思いますけれども、過去において、いろいろな部分で町民の方からお話をいただく部分については、相当前の事例の案件も多ございます。その時に、きちんとした書類であったり、約束ごと、決めごとで

あつたりというのが残っていないケースが、担当者が変わったり、いろいろしたりという部分であります。常日頃から行政ですから、復命であつたり、記録であつたり、今はそういうことはありませんけれども、しっかりとそのあたり過去においては、ちょっとペーパーが少ない場合もあつたので、今後はそういうことは絶対にないように記録はしっかりと取り、そして、そういうペーパーが証拠とまではならないにしても、あとあの事柄つづりになりますので、そのあたりは日頃から整備をしていきたいというふうに思っております。以上です。

10番（時松昭弘君） 今、教示制度の話をしましたが、内容的には、例を出しますが、固定資産税の金額が決まったと、ところが本人さんは、この金額ではちょっと納得できないといったときに、不服申し立てができるのです。そうしたときが、今回審理員の手続きの流れというのがあります、固定資産税の課税に対する不服申し立て、あるいは道路あたりに対する陳情等に対しても予算がぜんぜんつかないということに対する不服申し立て、皆さん方は関係がみんなあるのです。特に福祉課関係もありますし、税務関係もありますし、総務、情報課関係もあります。その他の項目もあります。こういった中に請求があったときに審理員が、この前も説明がありましたように審理をして、そしてまた、その流れが広域のほうにつながってくる、それでも納得できない場合は、訴訟という形にやっぱりなってくるような可能性がありますから、この流れの部分あたりが今まで総務課長、どれだけ中身を分析したのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 分析とまではいきませんけれども、フロー図というところで、審査庁、審理員、処分庁と、また審査請求人という大きい四つの審査請求箇所から、処分庁があれば処分庁から、まず審査請求が出た処分庁、それから今度は審査庁というのが役場の場合は一緒にになりますけれども、通常、県とか国になると上級庁ということで、そちらのほうに直接審査請求ができますけれども、そうしたところの流れで、まずは審査請求がまず該当するかというのが、まず第一で、受け付けたときに、というのが一番の受け付けたときであろうというふうに思っております。それが妥当であれば審理員をその時、町長であれば町長のほうに申し出て、それから一応事実関係を整理して、町長のほうに申し上げて、それから町長のほうが審理員を指名します。審理員を指名したら審理員は公平な立場で請求人と処分庁のいろんな処分をしたことに問題がないか、怠っていないかとかいうところをきちんと整理をいたしまして、それから町長に報告して、それで妥当であろうというところの書類が整理できましたら、今度は広域で設立いたした組織、審査庁のほうに文書を、弁明書といいますか、上げまして、そこで審査が始まるというような流れになってきて、その中で審理員のほうは、そちらに出向いて弁明をしたり、また請求人とのお話をやり取りをしたりというような形で両方の意見を聞き、取りまとめて第三者機関のほうで説明をするというような機会になってくるかと思っております。そういった中で、最終的に審査庁のほうで採決がでましたら、その採決を処分庁があれば処分庁、また請求人のほうに通達、送達するということで、流れはそういったふうになってくるかと思いますが、それでも不服があれば、

先ほどいいましたように、また訴訟になっていくというようなことであろうと思っております。

流れ的には、フロー図でちょっと私、説明いたしましたけれども、大きい流れはそういったことであろうと判断しております。

10番（時松昭弘君） この制度につきましては、一応大きく分けて3の項目があります。まずは一つは、審理員制度の導入への対応です。二つ目が第三者機関への設置の方法ということで、二つ目があります。三つ目が情報関係の案件の取り扱いについて、これはいわゆるコンプライアンスで守秘義務等の扱い等がありますが、こういった形でいろんな中身が深い分野になっておりますので、ですから私が今回この質問を取り上げたのは条例が成立して、やがて4月からこの運用が始まくるわけですけれども、この運用に対する前に、やはり部内でしっかり中身の、どういう制度なのかと、いわゆる先ほどの教示の話もしましたが、この教示制度がどういうふうな中身になっておるのかということをもう一度部内でしっかり勉強会等をしていただきたいという思いで今回質問をさせていただきました。町長、今後の取り扱いについて、どのような形でやっていくのか最後の質問をしたいと思います。

町長（北里耕亮君） もう条例も可決をいたしまして、4月から、早い段階ではそうなる可能性もありますし、ないかもしれません。その中で、いつなんどきそういう部分になんでも対応ができるように早い段階から会議を、会議というか、そういう部分をしなければいけないというふうに思っております。

その部分で、どういうメンバーで、まずは課長会でこの制度をもう一度、一からじっくり勉強し、そして、ちょっとイメージを、こういった場合にはどうなんだ、こういった場合はどうなんだ、例え話として議員が先ほど言われた、そういう案件もありますので、そういった部分をしっかり行っていきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 条例も制定したことですから、中身について、しっかり勉強していただきたい、そして住民対応をしていただきたいというふうに思います。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、これで予定をしていた5名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

22日、火曜日は5名、大塚英博議員、穴井帝史議員、熊谷博行議員、穴見まち子議員、北里勝義議員の一般質問を予定しております。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

（午後3時07分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（9番）

第 4 日

平成28年第1回小国町議会定例会会議録

(第 4 日)

1. 招集年月日 平成28年 3月22日(火)

1. 招集の場所 小国町山村開発センター

1. 開 会 平成28年 3月18日 午前10時00分

1. 閉 会 平成28年 3月18日 午後 3時31分

1. 応 招 議 員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邁 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教委事務局長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 濑 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 务 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会計管理室長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 3. 22)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例会本会議4日目でございます。

ただいま出席議員は12人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問2日目となっております。

なお、本日の質問者は、まず大塚英博議員、順に穴井帝史議員、熊谷博行議員、穴見まち子議員、北里勝義議員となっています。

よろしくお願ひいたします。それでは、直ちに質問に入ります。

2番（大塚英博君） 皆様、おはようございます。大塚英博でございます。

本日の一般質問は、私の1年を振り返っての町政に対する意見を先に述べ、そして、事前に通告しました三つのテーマ、固定資産税と大型店舗の進出に対する影響、それから選挙制度という、この3点に絞って質問をしていきたいと思います。最後まで、よろしくお願ひを申し上げます。

まず1年を振り返って、町の行財政について勉強してまいりました。詳しいことは、中身のことは、あまりわかりませんけれども、私の意見を述べたいと思います。

その中で、歳入に占める地方交付税というものが非常に高い率を占めている、約50%近くになっているということでございます。この地方交付税というものは、豊かな町も、そうでない町も国が平均的に国民の生活のレベルの平準化を目的とした制度でありまして、これが高いということは、財政の需要額というものが増えているのか、それと同時に財政の収入額というものが減っているのか、この二つによるものだと思います。

そこで大事な点は、基準財政収入額を基準財政需要額で割った財政力指数というものが非常に考えられます。小国町においては、3カ年の平均で2.07という非常に低い数字であります。この点と同時に、もう一つ心配するのは地方債でございます。地方債というのは、まず小国町においては町債でございまして、この町債と公債費というものは非常に切っても切れない関係があります。今、人口減少が進む中で過疎債というものが非常不安定な率で地方に回ってきます。もちろん100%補助ではありません。その中で必ず起債というものが出てきます。小国町においても公債費という率は大体10.6%に推移しております。これも、これから先の事業において、この起債というものと地方債と公債費との関係というのも非常に大変だと思います。

もう1点は、地方税の要するに支出金という中で、特別会計に対する繰出金です。これも当年度は3億2千900万円という金額が出ています。これも、これから先は非常に義務的経費とい

う中に含まれていて、投資的経費は少なくなる中で非常に圧迫しているものでございまして、これもまた、これからも続していくことだと思います。そういう中で、まだ望みが一つあるのは、鍋ヶ滝の収入というものが以前よりも急激に増えていること、それと同時にふるさと納税というものが非常に小国は、ほかの町村に比べては大変伸びていること。そういう明るい見通しもございます。今まで、この厳しい財政の中で、いつも町長が言っておられるように、何とかやり繕りをやっているというのが、実感してわかったような気がいたします。家庭で言えば、これから時代、今からは昔と違って、お金があった時には子どもに対して何でも使わせていた。買うものを買っていたことがあります。買ったと思いますけれども、からの時代はそうは簡単には買えません。辛抱するところは辛抱していかなければならぬ、収入が限られている。しかし、絶対必要なところに対しては、お金はつぎ込まなければいけない。いざ、これから先に何があるかわからない、財政調整基金でもそうだけれども、お金は残していかなければいけない。しかし、事業はしなきやいけないと。

そういうふうな中で、今何が必要なのかということは、福祉というものは、本当に困った人に対して与えられるのが、本当の筋であるし、町民の方たちもどちらかというと、できるだけ自分のできるものは自分でし、足りない分に対しては町にお願いをするという、この姿勢というものは、私は非常に大事なものであるではないかなと考えます。

そのような中で、今1年間を振り返って思ったことを述べさせていただきました。

それでは、本題のほうの固定資産税ということに対しての質問に移らせていただきます。固定資産税というのは、土地と家屋と償却資産というものからなって、資産の価値による税金であつて、物税であります。普通の所得税のような人的なものとはわけが違います。そういう中で昔を言うとおかしいのですけれども、経済成長時期のときについては、非常に国民所得に対する負担率というものは、大体1%で推移していたのではないかと思います。しかし、今低成長期時代になるし、または少子化が進む小国町においては、この比率というものは、非常に高い推移になっているのではないかという気がしてなりません。そこで、固定資産税の評価については、3年間に一度見直しというものがあるかと思います。今現在の中では、空き家、商売をやつたけれどもやめた。本当にいうと資産価値というものは低下していると思います。土地にしても林業においても非常に昔はよかつたけれども、今の価値というものは非常に下がっているわけでございまして、そういう中で評価額というものが3年間に行われている。その中で、税務課長にお尋ねしますけれども、3年間に一度の評価というものは、行われているかどうかを確認したいと思います。

税務課長（北里康二君） 御指摘のとおりで、3年間に一度評価の見直しというのを行っております。

2番（大塚英博君） その中で、今さっき言いましたように土地の価格の低下、そして同時に資産

の価値の低下、このことについての考慮というものは、評価額のほうに生かされるかどうかをもう一度お尋ねしたいと思います。

税務課長（北里康二君） 固定資産の評価をということございますので、当然その旨でいろんな見方がございますので、それを加味しながら算定をするということになります。

2番（大塚英博君） ありがとうございました。

以前は、企業誘致ということで、固定資産税の減免の措置ということがありましたけれども、今は課税の標準特例措置みたいなものはあるかどうかお尋ねしたいと思います。

税務課長（北里康二君） 地方税法にのっとって減免という場合もありますけれども、通常の特別に小国町でうんぬんということではございません。我が町条例というのをフロンガスの規制あたりの大型冷蔵庫等々はございますけれども、大体国の示す地方税によるものでございます。

2番（大塚英博君） わかりました。

続きまして、二つ目の質問の大型資本の出店によって、地方の私たちの町の商店街というものが非常にシャッター通り化しております。そのことについて、高齢者の方々に対しては、大変買物難民という方々もできている状況でございますが、この大店法という、要するに大規模小売店の立地法というものが以前と違って非常に簡単に地方に流れるようになってきました。進出が小国郷においても、たくさん入ってきております。

それと同時に、並行するように商店街の小売業というものが打撃を受けて、シャッター通り化していると同時に跡継ぎもいない、もう本当いうと少子化ではなくて人口減少に非常に拍車をかけている状況が続いていると思います。この大店法というものは、本来ならば出店者が県知事のほうに申し込みをし、それに対して市町村長のほうに、そのことを申し付け、そして、いろんな問題があるかどうかについては、意見を申し上げができるということがありますけれども、そのことについて質問したいと思いますけれども、以前の大店、いろいろ入ってきていますけれども、そういうところはどのような形で入ってきたかどうかをお聞きしたいと思います。

情報課長（藍澤誠也君） お答えします。まず、大規模小売店舗立地法について説明をしたいと思います。国の法律でありまして、大規模小売店舗の新設に関しましては、議員おっしゃられたとおり、都道府県に届けなければならず、都道府県は、その届出を公告し、市町村に意見を聞くということになっております。それに基づきまして、小国町に進出しております店舗等に関しましては、その手続に基づいて設置がなされているということあります。以上です。

2番（大塚英博君） そこに非常に大きな鍵が一つあると私は考えますのは、周辺地域の整備、それと同時に小売業と、そういうものに影響を与えるかどうかということをまずこそで考えていただいて、それに対して答申ではないけれども、それに対して意見を申し上げるということが大事ではなかったのかと思います。

小売業と消費者というものは、非常に相反するところの意見がございます。大きな店舗が来る

ことによって、非常に便利性が良くなり、そしてそれによって安いものは買える、これは国の施策かもしれませんけれども、地方の私たちの小さな町は、それによって非常に小売業というのは影響を受ける。それがいろいろな面において人口減少を伴い、そして、町民税はもちろんのこと、固定資産税も減収になっていく。財政的に多くの町にとっては負担がかかってくると思いますけれども、これから先、そういうふうな大型店舗という、農協という事業展開もそうなのですけれども、それに対する影響、小売業に対する影響というものを考えてみたときにどこに視点を置くかということになります。利用者に視点を置くのか、小売業に視点を置くのか、同時に両方を生き延びらせるやり方を共存共栄というやり方をとるか、この点の考え方によっては非常に変わってくると思います。従来、何十年間続いた商店街それが今、現に衰退していくこれを何とか食い止めるためには、この大店舗法に対しての進出というものに対して、大店舗、要するに大型店舗同士の競争というものは、まったく予期せぬことでございまして、今の現在においては、そういう店舗同士の競争の中に商店街が巻き込まれている状況で共存共栄どころか、ウサギ小屋の中にトラを入れたようなもので、いつかはなくなってしまうという現況が、これは一つの檻の中に仕切りをつくることが大事かと思います。これから先、いろいろまちづくり条例とか、いろんなもののそういうものがありますけれども、この点について、共存共栄という、お互いが助け合っていくというやり方というものが再三言っているように大事かと思いますが、その点についても、これからお願いをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 商工業の大規模な部分と、小規模の今までの地元商店街の部分であろうというふうに思いますけれども、当然町としても地元商店街の小国町の中にも中心市街地、いくつかの通りがありまして、商店街がございますが、なかなか厳しい状況にあるのは行政ももちろん把握をしておりまし、テコ入れをしなければというような部分はあります。過去においては様々な施策が小国町でもなされておりますけれども、やはりその通りにいらっしゃる、そこにお住まいになっていらっしゃる方々の思いという部分も大変大事になるかなというふうに思っております。後継者の課題も大いにあると思いますし、ただ何か住んでいらっしゃる方が今後その地域をどうしていくかという部分は、やっぱりしっかりと持っていただくこと、それに何か行政があとから支援ができる部分があるかと、行政が前に立つのではなくて、やっぱり住んでいる方が中心的に考えるべきではないかなと、そこに行行政があとから支援ができる範囲で支援をしていくという部分でないと、やはり行政が前に立って地域の方の考えを無視するようないろんな施策を打っても、これは駄目ではないかなというふうに思っております。

次に、大規模店舗でありますけれども、国道沿いであったり、街道沿いには確かに小国町にも、小国郷としても何店舗か展開をされておりますけれども、そういう中でも社名が変わったりしている、先ほど御意見があったように、大規模店同士の競合というのもあるかと思います。これも町としては、否定するものではありませんけれども、手続をとっていただいて進出という部分で

あれば、それは否定はしないというようなスタンスではあります。できれば、中心市街地のほうをやっぱり活性化の道筋というか、そういう部分を模索を、やっぱり何かできていければなというような思いをしております。ですから、軸足というか、既存の商店街を活性化できればというふうな思いはしておりますが、さっきから言うように地元の住んでいらっしゃる方の考え方次第というふうに思っております。以上でございます。

2番（大塚英博君） 今の意見の中でも中心市街地活性法というのがあります。大店法の改正と同時に政府は、それを配慮して中心市街地活性化法という中で補助金を出し、その中で頑張ってくださいということになりましたけれども、結果的に言うとそれは焼け石に水であり、根本的な問題解決にはなかったような気がいたします。一つの望みの種は空き家対策事業であったり、おもてなし事業であったり、そもそも商工会を通しての事業であったり、そういうものに対して商店街を育成するために何とか下支えというものをこれからもお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

続いて三つ目の選挙制度の問題について質問をしたいと思います。選挙制度の中の投票管理機関について質問をしたいと思います。

各選挙ごとに投票管理者というのが選挙管理委員会から選任されております。その中で、投票管理者という職務の中で一つ気になるのは、選挙人の確認というのがあります。今までずっと何も問題なく過ごしてきているのですけれども、これから高校生に選挙権が与えられ、そして、田舎はいいのですけれども、都会という中で、その選挙戦の行使において、たぶん本人の確認というものが出てくるかの、そういうふうなことを危惧しておりますけれども、小国町において今までそういうふうな確認のトラブルというものがあったかどうかをお聞きしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） お答えします。今まで本人確認でトラブルとか、違った投票があったことはございません。

2番（大塚英博君） 大塚です。先ほど言いましたように、法律というものが、要するに東京から流れてくる法律が非常に多ございます。中央から流れてくる法律が非常に多ございます。そういう中で、この点についてもやっぱり地方は地方で、それに縛られないで独自で何か本当に策というものを考えていいってもいいのではないかと思っております。

もう1点は、今期日前投票が行われておりますけれども、人口の多いところと人口の少ないところにおいての期日前投票、一日一日の投票者数というのは差があると思います。その中で、立会人という方が今3人おられますし、時間的にいうと7時から6時という時間の制約の中で、2時間の範囲内でそれを縮めることもできるということがあります。そういった中で、上のほうに縛られることなく小国町は小国町独自で、そういう時間的、人数的なものの配分、そういうものも独自に考えられるところではないかという一般からの質問もございます。そのところも十分考えながら小国は小国にあった期日前投票の日程であろうし、そういうことをやっていただけれ

ば、そういうことではなくて、それも一つの頭の中に入れていただければいいのではないかなど思います。

以上、三つの質問をいたしました。最後に、小国町を何とかやるために、やっぱり町民も職員の方たちも一体となってやらなければいけないと考えております。その中で1人がやることではなく、行政の方たちも、どうか町民の目線に立って町民のためにどれだけしてあげるかということを念頭に、頭に入れていただき、そして、すばらしい人材がおられます、そういう人材をフルに活用して、これから町民一体となって、この難局の小国町をつくっていくことが大事かと思います。そういうことをお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 最後、全体的なお話をされました。その前に前段で、歳入歳出の財源の話を大塚議員は話題にされました。やはり行政として舵取りをする立場では、やはり歳出の使う方の部分もいろんな政策を打ち出したい、いろんなことを、今課題が多ございますので、そういうことでいろんなことをやりたいと思うにも、やはり財源がなければなかなか思うようなことができません。今回の予算議会においても、平成28年度の当初予算がなかなか組み立てられないというようなお話をしたとおりであります。そういう状況を町民の方にもお知らせすべく、おぐに広報に家庭のたとえ話で円グラフを作りながら、家庭に例えるとこうですよというような広報の仕方も今までやってきたこともあります。そういうことを少し御理解もいただきながら、議員がおっしゃるように、やはり町民の方と行政と様々な団体と皆同じ共通の意識を持って、この小国町が良くなるために協力をしあいながら頑張っていきたいというふうに思っておりますし、また行政のほうとしては、そういう町民の方の意識をそうなっていただくように、何といいましょうか、仕向けるというか、お支えするというか、そういう部分を持っていって共に頑張っていければというふうに思っております。

本当に財源のことなどは、なかなか複雑ですし、わかり得ない部分もあるかもしれません。それを少しあかりやすい言葉に直しながら、今後しっかりと説明責任というか、説明する部分も大切ですので、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

2番（大塚英博君） これで終わります。

1番（穴井帝史君） 1番、穴井です。

桜の花もようやく開花したところでございますが、またこの時期は卒業、入学のシーズンでもあります。また、小国の児童生徒にとっても別れと出会いと、多感な子どもたちにとっては複雑な気持ちではなかろうかと思う次第でございます。

それで、まず教育のあり方について質問いたしたいと思いますが、現在国も推奨しているICT教育について質問いたします。

ある情報によると総務省及び文科省において、2019年度までに全児童生徒に1台ずつの情報端末機を整備すると、これはあくまで予定であるそうですが、まだ確定ではないそうですが

ども、今後國も推奨する事業と思われますので、小国町のＩＣＴ教育に関するお考えをお聞きしたいと思います。

教育長（北里武一君）　國のほうは、平成26年から平成29年の4カ年にかけて、教育のＩＴ化に向けた環境整備4カ年計画というのが出ております。

具体的には、コンピューターは何台とか、教室に1台、コンピューター1台ずつとか、いろいろとありますけれども、やはり私のＩＴにおける教育の考え方というのは、やはりこういうのは一つの先生方の教具なのです。指導するための一つの道具なのです。したがいまして、先生方が使わない限り、これは何もならないわけです。ですから、今、例えば管内では高森あたりが、これを受けて、そういうのを先進的にやっております。それに対して先生方が、そういう発表会に行ったり、また私も行ったり、先生方もこれを使ってどういう効果があるかとか、いろいろな意見も聞いております。そういうところで、小国の方といろいろと相談をしてみると、やはり今の段階では電子黒板、これは自分たちは非常に便利いいし、これは使っておりますということで、現在小学校でも10台、中学校でも4台入れております。公開日あたりに行きますと、もうおわかりと思いますけれども、先生方はこれを十分使っております。そういう点で私としては先生方が、ぜひこういうものを使って小国の方のために指導したいというようなことであれば、それは精一杯皆様方に御相談しながらやっていきたいと思います。なんせ金額が高うございますので、やはり費用対効果というのも十分考えながらやっていきませんと、いろいろこういう財政難の状況ございますので、そういうところを考えながらやっているというような状況でございます。

1番（穴井帝史君）　これは1台高森町の場合は約10万円と聞いております。また、先進地で有名な武雄市の場合は、これを利用しまして反転学習などを行い、全国からも注目を集めているところでございますが、電子黒板が全教室にあるということはプロジェクターなんかも全教室に設置してあるわけですか。

教育長（北里武一君）　電子黒板は、今言いましたように、大体小学校で10台入れておりますので、学級数としましては、12クラスございますけれども、これはいっぺんにはできませんので、徐々にそろえていって、現在10台という状況でございます。

プロジェクターのほうにつきましても、これは今何台かはちょっと忘れましたけれども、必要に応じて、それを回して使っております。何台かございます。

そういう点では、今のところ先生方が、これはぜひ必要だというようなことを毎年予算時期になりますと、どういう教具が必要ですかというようなところを相談しながら予算に生かしているわけでございますので、十分先生方の迷惑にならない程度には毎年、いっぺんにはできませんけれども、徐々に整備をしていきたいというふうに考えております。

1番（穴井帝史君）　タブレットが高額という話が先ほどからあったわけなのですが、高森町の場

合は、最初1学級分ぐらい導入して、それを使い回しといいますか、例えば本日は理科の授業で使いますという場合は、それを持ち回しで使ったのが始まりと聞いております。そういうやり方もありかなと思うのですけれども、ここの場合端末を企業からいただいたそうですので、端末にはお金はかかっていないそうなのですが、そのような一気に全部仕入れるとかではなくて、これはたぶん今は補助金もないと思いますので、少しずつ仕入れていって、県のこれに対する指導要綱も何かあるそうですので、そのへんを利用していったらいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

教育長（北里武一君） タブレット端末につきまして、小学校で5台、中学校で今1台あって、子どもたちはこれを使い回してやっている状況でございます。したがって、先生方のお話を聞きますと、何とか5台でも今のところ言い訳ではないけれども、何とかなりますということで、なんせこれは、先ほどから言いますように金額的に高うございますので、また高森あたりは業者あたりとの関連があるようでございますけれども、そういうのを今度は専門的に指導していく、そういう係りの方も雇っている状況でございます。高森はですね。ですから、そういういろいろな点で、このICTの流れというのは、私も十分考えておるわけですが、全国に先駆けて細川県政のときにマイタッチ計画といって、コンピューターをそろえるというようなことを始めたのです。しかし、これは何年かで、すぐ尻切れトンボみたいになって、なかなか機械が次々に進化していくものですから、先生方に聞きますと「これは古いですもんね」と言って、すぐ使っていないと。

それから、各ICT関係の教室に生徒数だけ、大体40台ぐらいはそろえているけれども、それも5年ばかりしますと、もう古いと。そういうことから、私どももどういう状況になるか知りませんけれども、そういうので十分そういう時代になったならば、やはり小国町としては小学校、中学校、せっかくああいう場所にもつくりましたので、小学校、中学校両方使える、小学校にコンピューター教室を1つ、中学校に1つということでは、これは費用対効果を考えてみても、あまりよくありませんので、1カ所付けて、十分そういうのに、そういう時期がきましたら合理的にやっていかなければ少ない予算の中では、これはできませんので、そういうことで、今後は要するに実態を踏まえて、このコンピューター教育もメリットがあり、デメリットがあるのです。これは現に高森の先生方からもいろいろと、陰でではないのですが、どうですかというようなことも聞いております。

したがって、そういうところも十分考慮しながら、私どもも進めていきたいというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） どっちにしろ、今後の教育のあり方として、そういう方向にいくのではなかろうかと私は思っておりますので、もちろん教科書は教科書で大事だと思いますけれども、それプラスのICTということで、学力も若干ではあります、よそは上がっているそうですので、新教育プランなりを立ち上げて、今後の課題としてもらいたいと思います。

教育長（北里武一君） 実際使っている先生方の意見の中で一番の問題は、やはりこれに対する準備の時間が相当取られるということです。

それとまた、御存じのように先生方は3年か4年しますと転勤します。ようやく慣れてきたかどうかわかりませんが、やはり先生方というのも、これは変なことを言うようでございますけれども、やはりこういう教育に対して自分の教育理念から考えて、これはあまり効果がないとかいうようなことを考えれば、この先生方はすぐ転勤をします。希望を出します。ですから、やはりそういうことも十分考えながら、小国でお金を入めて十分やって、もうそろそろ十分使えるなどといった時には、すぐ3年ぐらいで大体出ていきます。ですから、こういう計画というのは、全体的に熊本県が県として十分やっていかない限り、なかなかこれはできません。

それと、皆さん御存じだと思いますけれども、いろいろなこういう発表会をするとき、よくプロジェクトでやりますね、非常にわかりやすいのです。ああいう、すぐに簡単にわかりやすいものは簡単に忘れるのです。

ですから、何でも世の中というのは、メリット・デメリットがあります。そういうところを先ほど言いましたように、費用対効果を考えて十分私どもも研究しながらやっていきます。以上でございます。

1番（穴井帝史君） これは最初はやっぱり教職員に対する負担も結構かかるそうですので、何かそれに対する支援策も県のほうが打ち出していると聞いておりますので、そのへん、急にはできないと思いますけれども、今後の課題として1例の中に入れてもらいたいと思います。

教育長（北里武一君） 十分考えながら、必要であれば町長から提案していただいて、議員の皆様方の御理解で十分予算をつけていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

1番（穴井帝史君） ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思います。

では、次の質問にまいりたいと思います。

またこれも学校に関することなのですけれども、小学校における部活動、「熊本市以外は2018年度までに外部の組織に部活動運営を移す」とありますが、小国町における今後の部活動についての考え方をお聞きしたいと思います。

教育長（北里武一君） この前も申しましたように、中学校はちゃんと教育課程の中の一環ということで部活動があるので、校長の責任のもとにやっておりますが、小学校は部活動というのは指導過程の中にありません。したがいまして、これをやっているところというのは、全国的に熊本県はまれな県だということでございます。

したがいまして、この前から申しますように、先生方が一番負担に感じているのは何かというのを調査いたしますと、小学校も中学校も部活動ということが断トツあるのです。したがいまして、県のほうもそういう点から指導要領的にも小学校の部活動は、中学校とは違うのだというよ

うことから、平成31年には全部社会体育といいますか、そちらのほうに移行するということをございます。

熊本市は、そういうのはちょっとまだ時期尚早というようなことのようござります。したがいまして、私どもも平成31年には学校から完全に部活動というのは、校長責任のもとから離れていくので、どうやっていくかということを検討しなければならない時期に入っております。したがいまして、平成28年、来年度、これに小国小学校運動部活動社会体育移行検討委員会を設置したいと、こういうことで関係者を集めて小国町の小学校のそういう活動をどうやっていくかということを早速今年度から検討してまいって、平成31年度には間に合うように、今一番いろいろな会合あたりに出ますと、やはりお母さん方とか、お父さん、家庭の方が一番心配するのは、やはり教育課程が終わって、今度は部活動になりますと時間外になりますので、そういうまでの時間をどうするかとか、それから送り迎えは自分たちが全部しなければならないとか、それから田舎にとっては、受け入れるそういうクラブが少ないとか、いろいろなことが言われております。

したがいまして、今後どういうふうにしたらいいかということは、今言いましたような設置委員会を設けまして、それで検討してまいりたいというふうに考えております。

1番（穴井帝史君） 現在、小学校の部活であるのは、バスケット、バレー、サッカー、ソフトボール、以上でよかったです。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 現在小学校の部活動として活動していますものは、これは平成27年度の当初ですけれども、ソフト、サッカー、バドミントン、バスケット、バレーというふうになってございます。

1番（穴井帝史君） これを社会体育に移行した場合、クラブ数が減るとかいうことは想定されていますか。

教育長（北里武一君） 先ほど申しましたように、設置委員会でどういう希望者が多いか、そういうことから考えて、またそういう十分な体制ができるかどうか、そういうことも考えなければなりませんので、当然その中で部活動の種類というのが、種目数が決定されるのではなかろうかというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） ゼひともその検討委員会で、立派な意見を、立派な意見といいますか、今後の部活における策定方法のいい道順をつくってもらいたいと思います。

それと、これもちょっとまた、学校に絡む問題なのですけれども、学校といえば、通常正門、裏門があり、フェンスで囲まれたりとか、塀で囲まれたりしておりますが、小国の中学校においては、非常に周りの環境が開放的と申しますか、誰がどこからでも入れるような仕組みなっていると思われますが、このことについて何かお考えがありましたら、お答えください。

教育長（北里武一君） 現在は、学校は警備保障会社に委託をしてやっている状況でございます。

これも監視カメラあたりが、十分撮れば、それは一番結構なことでございますけれども、警備会社にもお金をどんどん出せば、非常に今度はいろいろな整備をしてもらう、しかしそれは値段が高うございます。したがいまして、学校は今おっしゃったように、非常にオープンな場所でございます。ここが非常に問題で、学校の敷居を低くしなさいと、十分一般の方と交流ができるよう にという反面、今度はまた、このいろいろな問題で、どうそれを監視するかということで、非常に難しいところがございますけれども、管内の状況を調べてみると、御存じのりんどうヶ丘小学校、そこは人家から離れて、ぽつとあるものですから、そういう点で心配でカメラをしていると。それから、産山村あたりが小中一貫教育で1カ所だからそこにカメラを置いておくとか。それとか、一の宮中学校あたりが一つしてありますけれども、これはグラウンドが見にくいからグラウンドを見るようにやっているということでございます。

したがいまして、あったに越したことはございませんけれども、小国の状況等あたりを考えて、カメラを設置したほうがいいのか、またそういう警備保障会社に十分な保障をしてもらうような装置をしてもらうか、今のところ小国は非常に良い所ございますので、今のところ心配しておりませんけれども、何か兆候でもありましたら、やはり考えていかなければならぬ問題だというふうに考えております。

1番（穴井帝史君） 小国町も結構両神社周辺とか、いなれば観光客も結構来ておりまして、ぜひとも私は、防犯カメラは、せめて学校ぐらいには必要ではなかろうかと考えますが、またこれにおいては、子どもたちの近距離で通学する子どもたちが通る場所とか、主な観光施設、例えば ゆうステーション周辺等にも必要ではなかろうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） この防犯カメラについては、以前議会のほうからも質問があったやに記憶しております。その時に県の補助金を一部使う制度もありまして、今申し込みはしておりますが、大変これは申し込みが多くて、認定をされる部分が少し難しい状況にもなっております。ただ申し込みはしております。

御質問のゆうステーション界隈とか、人通りが多いところには、町としても誰が防犯カメラを見て、それを見る、ただカメラを設置するのは抑止力の一部にはなるかもしれません、それをきちんと見るという部分については、常駐しなければなりませんが、なかなかそういう部分は難しい状況だと思います。

ゆうステーションの中の話ですが、これはちょっと正確ではないかもしませんが、何か置くような話を聞いた記憶があります。それはゆうステーションが独自でやるということあります。

あとは、今後についてはけやき広場や、その通り沿い、そういった部分をどうしていくかというのは、また別の部分で考えなければいけないかなと、別というか、ゆうステーションとは、道路とかけやき広場という公園ですから、そういった部分はどうすべきかは、これから考えていかなければとは思っております。以上です。

1番（穴井帝史君） 町長の言葉にもありましたように、犯罪の抑止力にもつながる。また、これはデータが残りますので、常駐する人間は、私が思うところでは必要ないのではないかと思うのです。プライベートな問題等の話もありましたが、これはきちんとした規約等をつくれば問題ないとのことですので、この辺もぜひとも今後の課題として行ってもらいたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほど答弁の中で、現在申し込んでいるという部分で、平成27年のを申し込みましたが、ちょっとはずれてしまいましたというか、認定されなかつたものですから、またそういう部分において、今御意見があつたように、私も仕組み上常駐しなくていいとか、ずっと記録していくって、何日間分は、でまた更新するというような部分でしょうか。そういう部分少し、また学習させていただきながら、そういう部分の地域の方の意見や、その団体の方の意見や、そういう部分で設置の方向、申し込むということは一応行政としては、それに取り組もうというふうに示したものでありますけれども、またその辺りのところはしっかり考えていきたいというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） ぜひともこれは真剣に考えていただきたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今、町長のほうが申しましたように、平成27年度に平成28年度分も要望をあげましたけれども、その時点で県の枠もいっぱいということで、平成27年から平成28年については、もう枠がないと。ですから、平成28年に再度、申し込み要望の通知がありましたらまた手を挙げていきたいというふうには考えております。

教育長（北里武一君） 言い忘れましたけれども、学校にそういう監視カメラというのは必要ない、そういう状況になります。これは一番問題でございますけれども、やはり教育というのは、人の見ていない時に、どう行動するかということでございますので、やはりあまり学校の校舎近くとか、外部からのやつは必要ですけれども、やはり私どもは子どもの可能性といいますか、信じてやっていくんですかね、そういうことが一番大事ございますので、なるべくなら道路とか、子どもたちの通学する道路あたりは結構でございますけれども、やはり教室の近くに監視カメラを置くというようなことについては、なかなかちょっと子どもの教育上、ちょっと考え方には問題がありはしないだろうかと思いますので、そこは将来にしても、よほどのことがない限り、アメリカみたいに教室に入ってくるときに金属探知機をそろえねばならないというのは、日本はそういうところではございませんので、教育の力を生かしてやっていきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 教育関係は、そういう答弁でありまして、町部局としては、観光客、お客様の安全とか、もちろん住んでいらっしゃる方の安全、といった部分を考えながら、小国署とも協議をして、また小国署内に一部管轄している防犯協会という組織が両町で組織されております。そういったところとも協議をしながら、また先進地などの話も聞きながら、付けることは悪いことではないと、私の考えですが、とは思いますが、1台あたり単独で付ければ四、五十万円かか

るという、今内部での調査ございますので、そのあたりのところを検討していきたいと。以前議会からもありましたけれども、引き続きの検討にはなりますけれども、御理解をいただきたいというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） 先ほど、教育長からお話をあった面について、私の考えとしては、あくまで外部からの侵入、だから教室に入るのをいちいちチェックするとかいう意味ではございませんので、外部からの侵入者を誰が来たとかわかるような取り付け方でよかろうかと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 申し訳ありませんが、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。

11時5分から再開をいたします。

（午前10時56分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

1番（穴井帝史君） 国道のバイパス化、また町道の改良工事に伴う旧道の取扱いについて質問いたしたいと思います。

まず、一番なのはごみの不法投棄が問題だと思われますが、今後の対応とお考えがあればお答え願いたいと思います。

住民課長（河野孝一君） ごみの不法投棄につきまして、お答えしたいと思います。

国道の払い下げ後に町が管理している旧道の部分でございますけれども、町が年2回環境監視員がパトロールを行っております。それでごみの不法投棄があるということで出た場合に、その撤去作業を行っております。平成27年度におきましては、西里の阿蘇鶴方面で2カ所、それから黒渕の旧387の室原地点で1カ所、それから杖立の赤橋付近を2カ所不法投棄の撤去を行っているところでございます。

1番（穴井帝史君） 現在使われていない旧道について、点検などは定期的に行っているわけですか。

町長（北里耕亮君） まず現状といいましょうか、小国町の旧道、町道、曲がりくねった道路が過去にありまして、そこを国道などが通れば、国道は真っ直ぐですから、その旧道というのが、こういう形で、よく大変多ございます。基本的な考え方としては、もうその旧道を使わなくなったからという部分で通行止めとか、そういう部分は行政が誰にも相談せず強制的にできるというものではありません。まず、基本的には地域の方のいろんな利用目的、その意見、それをやはり尊重しなければならないというふうに思っております。

ただ半面、先ほど住民課長が答えましたように、そこが何か不法投棄の場所になつたり、そういう防犯上よくないことに使われたりというような部分ではあってはいけませんので、過去にお

いて、そこの町道になりましたから、町道の部分の曲がりくねったその部分、人目もつかないものですから、そういった部分を過去の事例においては、地域住民に聞き取りをして、もう使わないのであれば、道路という位置づけから普通財産、行政財産から普通財産、町有地というところにやった地域もあります。その部分については、本当に地元の方も通らないということであれば、少し簡易的な鎖、チェーンを施工しているという案件も町内にはいくつかあります。

そういったところで大事なのは、地域住民の方によく聴きながら、そういった必要があれば対応していくという基本的な考えです。あと具体的には担当者から答弁をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 国道のバイパス工事に伴いまして、いわゆる旧国道として町に払い下げを完了後受けておる路線が、先ほどお話があったようにいくつか町内にも存在します。代表的なのは、先ほど住民課長がお話ししましたところのカップルさんから、西里地区であればカップルさんから県境までの間のバイパス残地として残っております旧道、旧国道。

それから、同じく黒渕のトンネル、室原地区の奥山・杉ノ平線という町道で現在残っておる道路がございます。そのあたりは隧道ができた関係で外回りをしていたもともとの国道が残地として残っていると、そうしたちょっと死角になるような箇所もございます。

町長も申しましたとおり、現在制度的には国道からバイパスができた場合、ちょっと払い下げという手続で町道となっております。現在機能していない町道もございますし、その旧道沿いに受益がある方もございます。ですので、すべてが利用していないという旧道ではございませんで、こうした道路に作業道が残っていたり、あるいはこうした周辺に耕作地があつたりとか、あるいは山林があつたりとか、こうした受益者の方々が利用する。一般通行としては利用価値が非常に少のうはございますけれども、こうした方もいらっしゃいますので、個別に今後旧道の精査をいたしまして、現在行政財産になっておりますので、こうした部分の町道廃止であるとかいうような手続も関係者がいなければ、こうした手続を踏んだ上で、普通財産というような移行にも町としては考えているところでございます。

ですので、今現在こういった旧道の洗い出しも、前回お話ししましたとおり、ちょっとしておりますので、個別にこうしたところも調査しなければならないということもございますので、こうした部分を廃止できるのか、できないのか、こうした部分をちょっと検討しているところでございます。以上でございます。

1番（穴井帝史君） 今から精査するということですが、一部の住民の利用しかないところ、もしくは民家のない場所などは、やはり普通財産として払い下げたほうがいいのではなかろうかと考えております。

また、町道ですので、例えば、そこに観光客の方が入り込んでいったとしますよね、一番多く見かけられるのが、雑木等が道にはみ出してくださいして、こういった場合それがたまたま車に当たった時などは、町道であれば過失のほうは町に出てくるのですか。

建設課長（佐藤彰治君） そうした場合、町道である以上は瑕疵という部分では町に責任が出てくるかと思います。以上です。

1番（穴井帝史君） だったら頻繁に利用するところ以外は、先ほど町長が申されましたように、地域住民の方との今後話し合いをもちまして、固定式ではなく取り外し式の柵等を設けることも必要ではなかろうかと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 冒頭に町長がお話をしましたとおり、一部はそういったチェーン等で受益者のみに管理といいますか、使用というような形で廃道になっているところもございますし、今後はこうした点検も含めて、それぞれ個別に見直しながら、こうした対策が必要なところはバリケード等を、受益者とも協議しながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

町長（北里耕亮君） この部分については、旧道の措置、対応という部分もありますけれども、町道の廃止をするときには、必ず議会にかけなければいけません。

過去においても町道の見直しであったり、精査であったり、そういった部分も議会からも御意見をいただいておりますので、先ほど冒頭言ったように地域住民や関係者、山林所有者、農地所有者、いろいろ関係者との意見聴取も大事でありますし、最終的には議会の議決という部分でありますし、こういった部分で検討をしていきたいというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） これはやっぱり、早急に取り組んでもらいたいと思います。

最後の質問になりますが、この間いただいた資料の小国町過疎地域自立促進計画の中でも出てまいりますが、観光協会設立、これは仮称とございますが、これは平成29年度を目指すとのことです、現在何かどういう方向でいくという形でも結構ですので、お考えがあればお答え願います。

町長（北里耕亮君） 概略を申し上げたいと思いますが、現在、枝立観光協会だったり、わいた温泉組合だったり、ツーリズム協会というような少し分かれている状況で、議会の皆様方はおわかりになると思いますが、こういった部分を例えば近隣町村であったり、観光地では、例えば隣町の部分で言わせていただくと、大変恐縮ですが、南小国町観光協会という一つの大きな町全体の協会が組織されております。そして、下部というわけではないですが、その所属に黒川であったりという部分があります。湯布院であったり、阿蘇もそうですけれども、こういった部分があります。現在小国町も大きな二つの温泉地エリアのみにとどまらず、例えば鍋ヶ滝であったり、前原の桜であったり、下城の大イチョウだったり、阿弥陀杉だったりと、各大字にも観光資源はあるわけでございます。こういった部分の全体的な町としてPRすべきものをという部分を一つ大きな組織を一つつくって、選択と集中ではありませんけれども、一つ大きくうつっていくという部分は大事な事柄ではないかなというふうには思っております。

ただ、この部分については、既存のそれぞれの観光協会や組合ありますので、今はその中で精査、検討していただいているところであります。

町も一緒になって、その協会や組合と今後の動向というか方向性、それを検討している最中であります。一定の目標を立てないと、なかなか前に進まない部分もありますので、平成29年度からそういった組織替えというか、そういった部分を目指してはおります。

詳細については所管、情報課でありますけれども、すべては答弁できないかも知れませんが、ちょっとまた、もし足りない部分があれば、答弁をいたさせます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時19分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

情報課長（藍澤誠也君） それでは、観光協会の、仮称、一本化しようという取り組みについて、少しお話をしたいと思います。先ほど町長が申されたとおりでございますが、平成26、27年におきまして、杖立温泉観光協会、わいた温泉組合、小国ツーリズム協会の関係者と同席をいたしまして、それと同席をしたうえ、それからまた別に、個別に意見交換を行っております。総論につきましては、観光協会設立に、観光協会等、名称はちょっとまだ明確ではないのですが設立に向けて、総論は賛成ということで。あと、それぞれの団体でいろいろと御意見がございますので、現在そういうところを詰めているところでございます。以上です。

1番（穴井帝史君） 協会設立になれば、やはり会長は町長でも結構かと思うのですけれども、専門の事務局長などが必要になってくると思うのですが、そうなると経費も結構かさんでくるのではないかろうかと思います。

また、事務局をどこに設置するのかとか、いろんなこれは課題があると思われますので、そのへんは、まだ現段階では未定なわけですよね。

情報課長（藍澤誠也君） 事務局をどこに置くかとか、今議員おっしゃられた事柄につきましては、一本化する上では、非常に重要なところだというふうに思っております。そのところについて今後、各団体、町と一緒に協議をしていくということになります。以上です。

1番（穴井帝史君） 郡内においても観光協会は、ないところはわりと少ないわけですので、先ほどから出ています杖立温泉観光協会、またはわいた温泉組合、ツーリズム協会、また小国観光会議等もあると思いますが、これを一本化して枠組みの中に取り組んでいくという考え方でよろしいのですか。

情報課長（藍澤誠也君） 既存の観光に関する団体は、今おっしゃられ小国町観光振興会議、それから小国郷観光会議、それから商工会、JA、いろんな団体が予想されます。詳細につきましては、先ほど申しましたとおり、今後詰めていくことになりますので、まだ未定というところで御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

1番（穴井帝史君） 最後になりますが、一般の町民の方に言わせれば、ツーリズム協会は何をし

ているのか、小国郷観光会議は何をしているのかとか、やっぱりわからない人が実際多いわけなのです。だからこうして、観光協会を設立してまとめれば、住民の方々にもわかりやすく説明ができると思いますので、そのへんを考慮しながら、今後検討していただきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。早いもので今回で4回目の質問です。1年があつという間でしたが、別に質問を毎回毎回考えているわけではないのですが、いろいろ町民からの話とかで出てくるものでございます。

平成27年度最後で、平成28年最初の質問です。

まずは1番目に青少年健全育成について質問したいのですが、先日より小国中学校の卒業証書授与式に参加させていただいたのですが、感じたのは優等生が多いなというのと、2年生、3年生仲が良いなというのでしたが、少し驚きと不安を感じたのですが、親元を離れて1人でやっていくときに、少し心配になったのですが、それは大丈夫だと思います。卒業式は大変感動しました。

青少年健全育成について、行政はどのように小国町は捉えて、行動というか、啓発というか、そういうのを行っているのかお答えください。

教育長（北里武一君） 小国町としましては、青少年健全育成協議会というのを設立しております。どういう仕事をやっているかといいますと、そういう青少年健全育成のチラシを配布したりとか、また長期の休業前に例えば交通安全、または帰宅時間の呼びかけとか、それからお祭りとかがあれば、そういう時期を選んで青少年の歩道とか、木魂館を利用しまして、通学合宿といいまして、そこに泊まって学年の違う子どもたちが泊まって、そこから学校に行って授業を受けると。また帰ったら、そこで合宿をしながら勉強なり、いろいろな体験学習をするというようなことで、町の助成を受けながら、そういう仕事をずっと今のところやっているところでございます。以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、青少年健全育成というのは、ものすごく広くて、すべてに取り組むというのは大変だと思いますが、今教育長がおっしゃられたので大体小国町はこのぐらいかなと私も感じおりましたが、推進協議会のほうに若干の補助金がいっていますが、ほとんどこれに費やしているのだろうと思いますが、近所に、話は変わるので、よく学校に行かないで遊んでいる子どもがいるのですが、言い方はおかしいかもしれません、不登校の生徒、児童は今どのぐらい把握していますか。

教育長（北里武一君） この不登校といいますか、長期欠席者、こういう子どもは熊本県または阿蘇管内においても少しづつ微増ではございますが、増えております。

小国町におきましては、長期欠席者、不登校は小学校、今のところ1名、中学校2名、それから不登校気味といいますか、欠席が多いほう、そういう不登校気味が小学校に1名、中学校に2

名いる状況でございます。

9番（熊谷博行君） 熊谷ですが、そういう子どもたちには、どういう指導といつていいのですか、対策をとっておりますか。

教育長（北里武一君） 昨年までは、愛の1、2、3運動というのをやっておりまして、平成27年度からは、それにプラスアルファを付け加えまして、愛の1、2、3プラスアルファ運動というようなことをやっております。どういうことかといいますと、まず1は欠席を一日したら必ず家庭と連絡をとると、こういうことでございます。二日休んだら家庭訪問をすると、それから三日以上でしたら、これはもう例えば学年とか、または学校全体にそういう組織をつくっておりまして、そういう組織で検討すると。こういうようなことをやっております。

したがいまして、プラスアルファは、そういうふうにやってもなお、いろいろと一番問題はやはり学校と家庭と十分連携をとってやっていかなければいけませんので、そういう点で、例えば、組織だけでなくスクールカウンセラー（S C）を呼んで、そこで相談をしたりとか、スクールソーシャルワーカー（S S C）こういうようなことで、福祉関係の方々と一体となって取り組んでいるということでございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、成果は上がっているのですか。そこをお答えください。

教育長（北里武一君） 每年大体この程度の子どもが出ているわけでございまして、私どもはゼロにしたいということで一生懸命やっておりますが、何と申しましても家庭と十分連絡をとっていかなければ効果はありません。ですから、家庭訪問にしましても、なかなか本人が出てこないとか、親御さんの中には「もう来ないでください」とかいうようなことがありますし、または病気がちで、いろいろありますものですから、そういう病院あたりを紹介をしながら、一生懸命本当に先生方は、最近の先生方の仕事というのは、指導するだけでなくて、こういう子どもたちの家庭環境まで立ち入ってやっていかなければならないというような、非常に大変な仕事になっていく状況でございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、地域の方にお願いをするとか、行政部長は無理かなと思いますが、そういうことは考えないのでですか。

教育長（北里武一君） 現在、学校ではコミュニティスクールといいまして、学校と地域が一体となって、何とか地域の方々のいろいろな分野の専門家ございますので、そういう方々を教育の中で指導、助言をしていただきたいというようなことでございます。そういう点で、いろいろな学校経営、または学校の悩み等あたりを、このコミュニティスクールの中で、学校運営協議会といいますけれども、これにやはり部長さん方の代表とか、こういう方も入っておられますので、何かそういうことをお願いしたいというような場合には、校長のほうから、そのような投げかけというのはやっております。しかし、非常に今民生委員の方々もそうだろうと思いますが、なかなか家庭にまで入り込んでいけない。PTAの役員の方々も表面的にはいいのですが、最終的には

どこまで踏み込んでやるかというようなことで、非常に悩みがあるようでございまして、難しいところにあるというところでございます。しかし、何かないだろうかというところで、あまり学校に来ることをしますと、医者の中にも精神科の中にも、あまりすすめないでくださいという指導をされる医者もありますですから、なかなかそういう、いろいろな子どもの状況を判断しながら、精一杯取り組んでいるところでございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、先生たちもそんな骨を折らなくても、民生委員は児童委員も兼ねていますのでもっと頼って力を出してもらうといいと思います。

それと、小国町のホームページを見ると、なかなか青少年健全育成のことは書いていないのです。条例はもちろん小国町にはないと思いますが、熊本県でいえば、変な雑誌を読まない、買わせないとか、いろいろあるのですが、小国町は何かございますか。

教育長（北里武一君） 何と申しますと、具体的にはどういうことでござりますか。

9番（熊谷博行君） こういうことは小国町では子どもたちにさせないとかいうのが、条例がないからないだろうと思いますが、教育上でも何でも構わないのですが、田舎の子で、これだけはさせまいとか、そういう考えがあればお答えください。

教育長（北里武一君） 今学校の中で一番問題になっているいじめあたりにつながることもございますけれども、やはり携帯電話、こういうようなことで、そういうPTAの会合等あたりで学校のほうから指導をしたり、また警察のほうから専門的な方々の講話を聞きながらやっておりますけれども、やはりなんといましても子どもたち一人一人が頑張らないといけないというようなことで、小国町では特に中学校では生徒会がやって、こういうことはやらないようにしようというのは、そういう決まりをつくって、インターネットとか携帯電話、こういうことで子どもたちがみずから、そういう悪に染まらないといいますか、こういうようなことの取り組みというのはやっております。おかげで今のところは、非常に中学校も小学校も学校は落ち着いて、ちょっと前はいろいろとございましたけれども、最近は本当に地域の方々からクレームがつくような話もあまりなくて、やはり落ち着きが学力の向上につながっているなというような感じもいたします。以上です。

9番（熊谷博行君） 今教育長が申されたとおり、本当に生徒たちが、特に中学校、明日は小学校の卒業式ですが、しっかりしているの大変感じました。学力が上がっているのもよく耳にします。半面、よそに出る子どもたちも多くなっていると思いますし、体力も落ちていると思いますが、私たちも応援しますので、精一杯青少年健全育成に対して頑張ってください。

次の質問になります。議員の一般質問について、昨年の6月から今回3月まで一般質問の回数で町長への直接質問が80回以上、課への質問が60回以上ございます。特に教育委員会、建設課、福祉課、総務課の順に多くなっていますが、なかなか質問に対するお答えや返事が返ってきませんが、質問が終わって一安心しているのではないとは思いますが、町長への質問の中のほと

んどは、どこの課にも該当すると思いますが、各課質問終了後、検討会議や周知徹底をしているかお答えください。一番多かった教育委員会はいいです。建設課、福祉課、総務課、お願ひします。

町長（北里耕亮君） 答弁は必ずさせていただいておりまして、その答弁も責任ある答弁をしていくつもりであります。一般質問が終わった後に、早い時間帯に、そう日を置くことなく政策課長会議というものをしております。その課長会議の中で、今御意見があつたように、それぞれ所管の様々な範囲の様々な事柄の質問をいただいたり、御意見をいただいたりしております。すぐできるものと中期的に1年ぐらいかけてやるべきもの、場合によっては3年とか5年とか、町道改良、大きなビックプロジェクトというか、中にはいつぞやはトンネルの話もありました。国道のですね。そういう部分については、数十年の事柄と。でも、それを今話題にしていかないと永遠にできないものですから、それをどういうふうに形をしていくかというような、そういう短期的なもの、中期的なもの、長期的なものということで課長会議で話題にしております。その理由の、すぐできるかの部分は物理的な部分もありますが、やはりどうしても財源が一番その検討については、引っかかるといいましょうか。その予算づけをいかにしてできるかという部分があります。これは予算議会の中でもありました、すべてにわたって予算を投入することはできないので、この部分については、少し薄くするとか、予算委員会の中では省く部分も大事であるというような御意見もいただいた分野もありますけれども、総合的にいろいろと考えまして、その薄くするもの、手厚くするもの、御意見の大きさといいましょうか、そういう部分で今後の予算づけは、補正予算であったり、増額補正、減額補正、大きな影響を及ぼすことに結果的になっている部分は御理解をいただきたいと。別に一般質問の御意見をいただいて、そのあと何もしないとか、拝聴するだけで何も手だてを打たないというような部分では決してありません。ただ、形として結果的に見えるのが少し遅くなっている部分はあるかと思いますが、そういう部分については、経過報告を途中でこれからもしていきたいというふうに思っております。概略的な答弁でしたが、何か特段我が課はどうだと、自分の課はどうだというところがあれば、私が答弁すればよろしいかと思います。

9番（熊谷博行君） 町長に対するもので課長会議で検討するのは当たり前のことですが、私が言っているのは、その課で質問されたことを課で話し合いをしているかと申しているのですから、課長がお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 一般質問で出したことにつきましては、もちろん先ほど町長が申しましたように、政策課長会議の中で揉んでおります。課内では、先ほど町長が申しましたように、すぐできるやつはすぐ対応していきますけれども、予算等に関連するものにつきましては、毎年予算のヒアリング等でそれを反映するかどうかは、総合的に判断する場合もありますし、最終的には町長の判断という一般質問に対する予算の跳ね返りというのは考えおります。すぐできるものと、

予算が関係するもの、長期的に関連するもの等を仕分けしながらやっておりますけれども、そのへんの報告というのは実際できておりませんでしたので、いわゆるそのへんはきちっと示す必要があるかなというふうに思っております。

建設課長（佐藤彰治君） 一般質問の、今日の会議もそうですけれども、持ち帰りましてから、課のほうでは係のほうに、担当係、あるいは係長級ですけれども、そちらのほうにこういった質問の内容があったということで報告会、報告会といいますか、課内で朝礼等もございますので、その中で前日のこういう質問があったというような話は、課のほうでは職員に周知するようにはしております。以上です。

9番（熊谷博行君） 会議録なり、写真なりございますか。

建設課長（佐藤彰治君） 会議録とか、そうしたものはございません。写真もございません。しかしながら、こうした話の中では、どういった要望、あるいは質問があったという内容については、その場で職員に周知するようにしております。以上です。

9番（熊谷博行君） 私たちも思いつきなんかで質問しているわけではないのですから、本当に自分の部下までしっかり話がいっているのかも私たちはわからない今まで、抜き打ちで聞きに行けば、すぐにわかるのですが、できるだけ一番下までお話ができる、みんなで考えるような課になってほしいと思います。これで2番目は終わりなのですが、よろしくお願いしますよ。

3番目に通告どおり補助金のカットと改良工事についてだったのですが、補助金カットは、町長からの答弁を何回も聞きましたので、それこそカットさせていただきます。町長からテレビを通じて町民に一言あればください。

町長（北里耕亮君） 予算に関する両委員会、総務委員会、産業委員会の中で少し触れました。平成28年度の当初予算が本当に厳しい状況の中で基金の繰り入れを大幅にしながらの予算組みがありました。

先ほどの別の議員さんの御質問にも財源の話で総括的なお話もいただいておりましたけれども、そういう部分をお金がないから何もできないという言い訳に執行部としてはせずに、厳しい状態ではありますけれども、その意識の部分であったり、町民と一体となって、この町の課題に取り組むなり、町を良くするなり、産業の振興をしていくなりという部分で、また頑張っていきたいと思います。その部分については、いろいろお知らせをしながら小国町の、今現状がどういう状況であるかという、お知らせがやっぱり必要であると、先ほど言ったようにおぐに広報の円グラフを示しながら、家庭に例えるとこうですよと、その中で少し厳しい状況という部分は示しながらも、どの部分に力を入れていきたいというのを少しちょと付け加えて、記すべきかなというふうな思いもしております。

また、ホームページや、別の議員さんの質問で、町政座談会をするのかというような質問もありました。それについては、大変前向きにやっていきたいというふうに答弁をいたしましたので、

そういった折にも、しっかりと町民の方に予算の部分であったり、そういった部分を示していきた
いと。

また、団体補助金のカットを今回させていただいておりますので、そういった部分についても
カットの時にお願いをするだけでなく、もう議会通りまして、新年度の中身の話も行政とさせ
ていただきたいと。予算は少し減りましたけれども、中身の部分で行政も何らかの支援を、こう
いう支援をしますとか、お加勢しますとかいう部分の協議がまたできていければいいなというふ
うに思っております。以上でございます。

9番（熊谷博行君）　はい、わかりました。

それから、通告どおり改良工事のことも質問したかったのですが、4番議員の質問で考え方は
わかりましたので、ただ一つ、設計図書ができれば、どうしても地元の住民たちは期待をするも
のです。もうすぐできるのではないかとか、できならできない、できるならできるという説明を
しっかりしてほしいと思います。

最後に、ちょっと前後しますが、もう一度教育委員会のほうに青少年健全育成推進協議会です
か、もう少し詳しく教えてください。

教育長（北里武一君）　この青少年健全育成協議会というのは、最初できた頃は、ほとんどの会長
は首長がやっておりました。この会合は全部各市町村にできて、しかも県で一つまとめて、年に
1回総会等あたりもやっております。どういう取り組みをしているかというようなことですね。

ところが、やはり首長さんでは非常に忙しいから、やはり本当に健全育成に取り組んでいるそ
ういう組織にしていくべきだというようなことで、最近ではだんだん会長が首長から、そういう
関係者のほうに会長もなっております。そういう点で、それぞれの各市町村の取り組みの状況を
発表して、そして、そこの中で会合に参加したそういう関係者が、また帰って自分のところでは、
こういう取り組みはできないだろうかとか、そういうようなところもやりながら、そういう組織
をつくってやっているという状況でございます。

9番（熊谷博行君）　熊谷ですが、組長というのは、そのへんの組長ですか。

教育長（北里武一君）　首長でございます。市長か町長か村長かということです。

9番（熊谷博行君）　今何人で構成されているのですか、この協議会は。

教育長（北里武一君）　現在は、小国町では22人です。

9番（熊谷博行君）　もう少し詳しく、どのあたりの人たちがなっているとかいうのまでちょっと、
名前はいいです。

教育委員会事務局長（横井　誠君）　ただいま教育長のほうから説明がございましたとおり、町長
はじめ教育長、教育委員、あるいは婦人会の会長であるとか、民生委員、児童委員、それから学
校関係、PTA関係、小国警察署の方、そういった方がメンバーになってございます。

それから、付け加えまして、その推進協議会の会長は現在教育委員長が職務にあたってござい

ます。

9番（熊谷博行君） そうそうたるメンバーがおそろいですが、この間警察の生活安全課のほうに電話をして、警察はというので、「いや、何もしていません」という返答があったのですが、もう少し、せっかくこれだけのメンバーをそろえているなら、もう少し予算をつけてでも、私はこういうのにしっかりしたほうが、せっかく勉強ができる子どもたちになって、学業があがっても、これはもちろん家庭の問題が一番なのですが、せっかく町あげてするのならば、成果が上がるようにしていくべきだと思いますがいかがですか。

教育長（北里武一君） 警察の方々もやっていないというようなことのようございますが、どちらかといいますと、警察のほうは学校と警察の学警連のほうが中心で、そちらのほうを一生懸命考えているようございまして、この協議会のほうにつきましては、やはり私どもがやるときに警察の生活安全係の方あたりは、こういう人たちに対する講話、こういうのを時々は入れたりはしております。したがいまして、何もやっていないというようなことを、どこから出たのかわかりませんが、十分警察とは連携をしながらやっていくべきことだろうと思いますし、そういうつもりでございます。

9番（熊谷博行君） どこからといって本人が直接「わかりません、やっていません」というものですから。もう少し県の青少年健全育成にも参加するといいますか、いろいろポスターといふか、絵を描いて出すとか、そういうのもすれば、今何でも生徒会の子どもたちがと先ほど、一番いいのですが、大人も動くべきことだと思います。もっと積極的にいろいろ取り組んでいくべきことだと思いますが、なかなか皆さん忙しい中に大変だと思いますが、今後頑張って子どもたちのために、よろしくお願ひします。

これで一般質問を終わります。

教育長（北里武一君） 県で組織がありますということを言いましたけれども、年に1回は年度末に、その例えば小国町であれば小国町の健全育成協議会は、どういうことをやりましたかということをまとめて報告するようになっております。したがいまして、それを県のほうでは冊子にして全部配っております。ですから、そういうのを見ながらよそはどうやっているか、自分のところもこれはやろうとか、そういうようなことを相談しながらやっているわけでございます。

9番（熊谷博行君） よろしくお願ひします。以上で終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前1時54分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

7番（穴見まち子君） 穴見です。よろしくお願ひいたします。

私は、最初に大観峰トンネルということで質問したいと思っております。

前年の6月の議会に一般質問で大観峰にトンネルをということでされました。それから、10月に県議会のほうでも大観峰にトンネルをということで質問されていましたけれども、小国町では、その質問に答えて、町の動きは少しあられたでしょうか。

町長（北里耕亮君） 大観峰トンネルということでございまして、以前から議会の中でも議員さんからも話題にされ、そして、答弁の中でも私も答弁というか、発言をしっかりとさせていただいております。

ただ、午前中の質問にもありましたように、事柄として大変大きな事柄でありますものですから、長期的に考えるべきところは、少し長期的に考えなければいけないと思います。ただ想像されるに長期にかかるような部分であっても、できるだけそれが少しでも短くなるように準備をしなければならないというふうには思っております。どういうふうに準備するかというと、まず手続論でありますけれども、該当する町村、主にどこを起点としてどこを終点とするかによって、その関係する自治体が決まります。今のところ想定される部分においては、これもまたさらに検討を重ねるわけですが、南小国町、それから阿蘇市、こういったところの起点、終点、どちらが起点、終点になるかはあれなのですが、そういう部分と、あと関係町村に小国町という部分が入るのではないかという部分で考えております。

今現在、あとで担当課長から補足をさせますが、事務レベルでの協議は既に入っています。担当課長が3市町入りまして、動いております。県にもこういう話題は伝わっておりますし、県議会でも一部話題にはなっております。そして、振興局の局長もこの部分について把握をされておりますが、その意見を聞きますと、これは話題として、正式なコメントではないのですが、話題として振興局が言うには、何か大きな計画の中に、そのトンネル構想も組み入れると、より進かもしませんねということです。

というのも、大きな構想というのは今は中九州道路、菊池、阿蘇の部分の中九州道路という期成会もたっておりますが、そういう大きな構想の中に、福岡からの阿蘇山へ向かう観光客を誘致する道路であったり、そういういろんな様々な切り口で、この道路は主に冬場に雪の問題がありまして、そういう関係自治体のそれぞれの市民や町民の方が通行するに、今は課題が非常に多ございます。そういった部分を入れながら、何か理由づけとして大きな構想の中に入れると、より進むかもしれませんねということを言われております。ですから、徐々にではありますけれども、担当者レベル、事務レベルで動いているということで答弁をさせていただきます。

また、補足があれば、担当課長から発言をさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 議員おっしゃるとおり、昨年の6月の議会におきまして一般質問で2番議員さんほうから、この大観峰トンネルに質問がございました。その時お答えした経緯と、事務局側では、昨年3回ほど両町の関係者、両町といいますか、1市2町の関係課長レベルで、今後のもつてき方、あるいはルートをどうするのか。そういった要望に至るまでの検討を重ねてき

ております。今月末にも再度そうした会議を持つようになっておりますし、なにぶん先ほど町長も申しましたとおり、非常に大きな事業でございますし、当然それだけの見合う費用が、事業費がかかってくるわけでございます。ただ単に冬場の凍結による事故が多いとか、そういった現実はございますけれども、いかんせんそういった抜本的な改修となりますと、それなりの理由づけというのが、先ほど町長も触れましたけれども、だけでは非常に国に対しては薄いということで、こうした中九州横断道路の整備促進期成会とか、こうした計画も大きな団体、組織を含めて推進しているところでございますし、私どもとしては現在ある期成会、一般国道212号の整備促進期成会と、こうした期成会が中津市、日田市を加えて沿線の市町村で構成されている期成会がございまして、その中で熊本県側の要望として、まずは既存の期成会を利用して、それぞれ熊本県のほうにお願いすると、順序立てて、その後国に要望していくと、こうした中での事務局レベルでの進行状況でございます。

以上、補足でございました。

7番（穴見まち子君） 私が、この大観峰にトンネルをと選んだ理由なんですけれども、小国郷に有畜農家の方は何軒あられるでしょうか。産業課の課長さんお願いします。

産業課長（瀧谷洋典君） 小国郷でということで、これは平成26年度の畜産統計の数値でございますけれども、繁殖農家、肥育農家合わせまして、畜産農家は小国郷で平成26年度統計で71戸ございます。

7番（穴見まち子君） 私の農家も一応養豚をしていますけれども、私なりに養豚と牛の方と一緒に私なりの思いを伝えてみたいと思っております。

今年の2月で家畜市場が閉鎖されましたけれども、小国家の家畜市場は昭和31年に、現在皆さんのがここに座っておられる所に第1回の家畜市場ができて、今年で大体60年ぐらいになるそうです。私は生まれてはいましたけれども、できて今ここから切原の家畜市場に移って、それが今年閉鎖されて、有畜農家の方というのは大津の家畜市場に行く時間が最低でもたぶん1時間半ですかね、それを運んで行く時間も大変だし、先ほど言わされましたように、夏場はいいとしても冬場が一番12月、1月、2月、3月、この前3月1日の日の天候が、やっぱり雨が降った後で路上が凍っていました。ちょうど事故があった日です。その時に、私の息子がちょうど11月から、今ずっと熊本市内に行っているのですけれども、帰る途中に見たら車が4、5台転倒したり、事故を起こしていたと聞いております。

それから、役場の方も熊本市内からであったり、小国のほうから阿蘇市のほうに通勤される方もおられて、事故に遭ったりした方もおられるし、私が今研究グループの会員ですけれども、振興局の方が阿蘇から来られる途中に大観峰の頂上で転倒して入院された方も知っております。

これから、地方創生という時代の中に、昨日ちょうど夜中の12時だったのですけれども、石破創生大臣が言っていたのに、熊本県は前年度は地方交付税ですかね、地方創生の予算が全国1

位だったそうです。今年は確か3位ですね。そんなふうになっていますので、今のうちに、今年は特に夏の選挙もありますので、やっぱり皆さんが明日につながる今日であってほしいし、一日でも早く大観峰のトンネルができるような行動を示していただきたいと思うし、その思いを今町長と課長と言わされましたけれども、総務課の課長さんは、どう思っておられるのでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 突然のあれですけれども、町村会というのは阿蘇郡でもございます。また、総務課長会議もございます。そういった中で、道路関係にとらわれず、いろんな産業分野で要望等を郡である程度取りまとめて県議会とか町村会として要望することはございますので、そういったところでやはり北小国と南小国ではどういったことを要望するかとか、そういったところが非常に大事なところでありますので、そういったところは総務課長レベル、または担当課長レベル等の意見をくみ上げて要望していきたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） 事業のほうもそうなのですけれども、とにかく小国郷は温泉で有名ですので、冬場のゆっくりある時期に観光客の方も来られます。やっぱり大観峰のところが一番お客様が来るところで心配な点が多いと思いますので、一日でも早く大観峰のトンネルができるような体制を皆さんで組んで頑張ってもらえたならなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

町長（北里耕亮君） 先ほど建設課長が言いましたように、既存の212号線の期成会、これを利用しながら活動を行っていくのですが、話が進んでいけば大変大きなプロジェクトでありますので、それ専用の何か会をつくっていく時代にも入っていくかと思います。それはもう少し先だらうと思いますが、そういう中で、やはり国のほうとしては数字を求めたりとか、日に何台通るのかとか、どういう例えれば産業の振興であっても、先ほど有畜農家さんの話題が出ましたが、どういう農業者のどういう使われ方をしているか、観光客はどういう部分かと、かなり統計上の部分も今後やっぱり数字である程度示さなければならない部分で、データ的なことを整備する必要があるかもしれません。そういった部分を今現在事務レベルで協議をしておりますので、今度次は何をすべきか、今年は何をすべきかというような部分を整理をしながら前に進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

7番（穴見まち子君） 今日することが明日につながると必ず信じておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次にサロンですね。小国町の社会福祉協議会がサロンの活動を行っていますけれども、福祉課の活動はどのような活動が行われているでしょうか。福祉課長にお願いします。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。例えば、社会福祉協議会が行っているサロンと、そういった集まる場としまして、元気クラブや元気が出る学校とかがございますけれども、その取り組みということでよろしいでしょうか。

7番（穴見まち子君） はい。

福祉課長（穴井幸子君） まず、小国町では元気クラブ、元気が出る学校、またいろんなポールウォーキング教室とか、脳の健康教室とかを行っております。例えば、元気クラブに対しましては、町内で13ヵ所、平成26年度は202人の参加がございます。こちらは、要支援1、2の方で65歳以上の方はどなたでも、2週間に1回で2時間程度ということです。必要な方は送迎が行われております。

また、元気が出る学校にしましては、こちらは同じく要支援1、2の方で、要介護状態になる可能性がある人ということで、こちらは専門職の指導があります。週1回木魂館で4時間程度、4ヵ月で卒業という形になります。こちらは1回800円で送迎がございます。平成26年度は36人の参加がございます。

また、ふれあいきいきサロン、こちらは地域の老人会さん等が中心で自主的に行われている活動です。社協がお世話をしております、会場使用料につきましては、町が出しているところでございます。こちらは、今年下城弓田地区が新たに加わりましたので、10ヵ所で地域の集会所で行われております。

7番（穴見まち子君） 国民健康保険の財政とかを皆様に知ってもらうためにも、その活動の中に説明を加えたりしていったら皆様に伝わっていくのではないかと思っております。

それから、少しその元気のいい方がおられますけれども、各学校の跡地がありますよね、そんなところで今話題になっているグラウンドゴルフですかね、グラウンドゴルフだったりをいろんな活動に、まだ元気でおられるうちからどんどん利用してみてはどうでしょうかということです。どうですか。

福祉課長（穴井幸子君） グラウンドゴルフとかゲートボール関係は、老人クラブさんの活動として、健康づくりで行われておりますし、町の体育協会のほうに登録をされておられます。確かに皆さん健康づくりのために、それとまた交流というところでされておられます。

先ほどの元気クラブ、元気が出る学校につきましては、これは目的があって、要介護状態になるだけならないようにという形で健康づくりを意識しております。その中でストレッチとか体操とかがございますけれども、活動にはカリキュラムをその時その時に立てて実施しておりますので、健康づくりのそういう大きいスポーツに対しては、今のところ、この元気クラブ、元気が出る学校の中では、なかなか開催というのは、また別なものと考えていきたいとも思っております。一応そういうところでございます。

7番（穴見まち子君） 多くの人が活動に参加してもらうために、やっぱり地域の方の御指導がいたり指導員の方の指導もいるし、育成もいると思いますけれども、やっぱり多くの人に利用してもらうためには、その方法でしっかりした予算を付けて、やっぱり活動してもらいたいと思っておりますけれども、町長、どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 当初は、町主催の元気クラブ、そして社協のほうがいきいきふれあいサロン

という名称で、町行政と社協と連携をしながら高齢者の生きがいづくりといいましょうか、中身を見ますと、本当に来られている皆さんは、少し手を使ったり、おしゃべりもしますから、いろんなクイズを出したり、たまには手品をしてみんなで笑ったり、頭と少し体を使ったり、そういうことをされて、とてもいい活動だということは言われております。こういう部分は、町も積極的に推進するというか、やり続けるべきだろうというふうに思っております。

また、グラウンドゴルフについても、今学校跡地は町有地でありますけれども、申請が上がってきてまして、かなり大字で使っていただいている部分がほとんどではないかなと思います。ただグラウンドゴルフ協会の大きな大会みたいな時には、木魂館のグラウンドを使ったり、林間広場を使ったりという部分もありますが、小さな日頃の練習は各小学校跡地を使われているというような、確か状況ではなかったかというふうに思っております。

また、体力づくりでは、今現在連合会の会長さんが健康というのを非常に重きを置いていらっしゃるので、今、副会長のほうが新たなウォーキングということで、小国から南小国にウォーキングをされたり、今年はまた黒渕方面に歩くコースを変えたりと、非常に積極的に歩くことを推進・推奨しております。そういう部分については、町も何らかの形で協力もして、高齢者の体力づくりについては、何か支援ができる部分があればしっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

7番（穴見まち子君） しっかりした予算をつけて、将来につながるように、元気でいつまでもいられるように御指導とか、それをしていただきたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

小国町に公園ができる予定なのですが、具体的に町としての小国の木を使ってするということですけれども、少し説明をよろしいでしょうか。

町長（北里耕亮君） 3月議会前の総務委員会で少し話題にさせていただきました。今回の平成28年度の当初予算にも入れております。そういう中で、場所は、けやき広場を考えておりますが、ただ先日からの議会からの御意見も、果たしてそこでいいのかというような御意見もいただきますのも事実であります。

ただ執行部としては一応の提案というか、今現在の方針としては、けやき広場を考えており、そして遊具の種類としては安全面を考えて、一部既製品といいましょうか、その安全に専門的につくられた中規模及び小規模の遊具を考えております。その中規模、小規模の遊具の一部分に今森林組合が開発を仕掛けているALC構造材というのがあります。ちょっと専門的な話でありますけれども、幅木を、小国杉がこうありますと、つなげていって、一定の強度も保ちながら、壁面材というんですか、そういうふうに使うような、そういった部分も遊具の一部に使って、小国杉を一部使っている遊具ですよというのを展示ができるような、そういう考えを持っております。前に道路が、けやき広場ですからありますので、総務委員会の中では非常に車の通行とか安全面、

それから管理の面、そういった部分が御意見をいただいている最中であります。これについては、さらに議会の中でも、またさらに報告をして意見もいただきながら、ただ平成28年度の予算案でありますので、平成28年度予算の中で設置をしていきたいというふうな方針を決めておる次第であります。以上です。

7番（穴見まち子君） 最初にゆうステーションの近くだということで、外から来られるお客様も公園を楽しみにしておられるのはもちろんですけれども、地元に住んでおられる方、子どもたち、特に小学生も利用することがあるし、おじいちゃんおばあちゃんも利用があると思います。それで、保育園は皆さん待っておられますので、やっぱり期待度が大きいと思います。それに応えるためにも、しっかり周りの意見を聞いてもらって、やっぱりこれでよかったですかなというのを、また次に最初予算的に少ないのですけれども、将来もう一つ違ったところに、例えば、林間広場だったりするところに、林間広場は広いですし、今はサッカー、ホッケーとかウォーキングだったり、いろんなグラウンドゴルフとかに使われておりますけれども、林間広場も広いし、国道212号線からは近いですし、将来は、その辺に大型化の公園ができたらいいのかなと思っているし、今、小学校の生徒たちもいろんな所で遊びますけれども、やっぱり家の中でなくて、やっぱり外で遊べる場所がいくつかあると安心して遊べると思うので、それは皆様にお願いしたいと思っております。

去年の文化祭に、私は何年ぶりかに小学校の文化祭を見に行きました。そしたら、小学校の文化祭に「小国学」ということで「小国を学ぼう」ということで、いろんな活動の発表があったのですけれども、感激して帰りました。やっぱり子どもたちの将来につながるような公園をつくってほしいと思っておりますけれども、どうでしょうか。教育長、どうでしょうか、公園という感じで。

教育長（北里武一君） 確かに学習発表会の中で、子どもたちに夢を持たせるというばかりではいけませんけれども、そういう勉強もやっております。小国学の中でですね。

それからまた、人権擁護局から、やはり児童生徒に対して、どういうことを小国町に希望しますかという中で、確かに大きい遊園地みたいなのをつくってほしいとか、そういうようなことは確かに聞いております。学校の遊具施設だけでは、これはなかなか大変でございますので、私どもも、そういうやはり子どもというのは何も学校だけでなくて、地域全体で育てるわけでございますので、そういう施設ができましたら、結構なことでございます。私どもも、そういう点では一緒になって応援をしていきたいというか、お願いをしていきたいというふうには思っております。

町長（北里耕亮君） 総務委員会の時にも少し示させていただいたのですが、報告書の中で、いろんな場所を検討したペーパーがあったかと思います。

林間広場も出しておりましたし、ほかに様々な、例えばですが、スギトピア公園であったり、

ゆうステーションであったり、建物の川沿いのほう、それから林間広場、小国ドーム、六花園、北里カントリーパーク、北里河川公園というような部分の様々な部分の検討をしたデータもここにあります。

そこで、広く意見を聞くようにという御意見ですが、既にこれも相当町民の方からの要望というか、議員も御意見の中にありましたように、大変期待もしているし、ということあります。行政もそれは把握をしておりまして、意見も多ございますので、子育て支援センターのカシガルーのポッケの保護者の方や、今からお子さんを、特に若い方、これは任意で抽出して少し御意見を聞いた部分もありますし、様々な部分に意見を聞いております。場所については、いろんな御意見もあるのですが、一応執行部としての方針としては、先ほどから言う中心の、基本的にはベースは町内のベビーカーを押して来るようなお母さんとお子さんや、もちろん保育園生、小学校4、5年生まで、もちろん場合によっては5、6年生もそうですが、保護者の方もよりやすい所、子どももパラソルセンター隣保館が隣にありますから、そこと一緒に遊べるような所、総合的に考えて中心部の、中心というか、よりやすい部分で近くに駐車場もあってということで判断をして、ああいったけやき広場の隣保館側寄り、商工会館寄りという部分を一応念頭に置いております。

ただ、もう少し大きなというか、体を使ったアスレチックの遊具などを、実はその後に2期工事といいましょうか、次の段階では考えていきたいなというふうに思っております。場所も北里エリアあたりに、そのへんを少し河川公園や木魂館がありますので、そのあたりのどこかに、そういったちょっと大きな自然的な部分の体を動かせるような、そういう公園を整備していかなければというふうに考えております。以上です。

7番（穴見まち子君） 小国に住んでおられる子どもたちが将来結婚されて、また小国に帰った時に、ああ立派な公園ができるかなと思われるような公園をお願いしたいと思っております。

これで終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時45分より再開をいたします。

（午後1時31分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

3番（北里勝義君） 3番、北里勝義です。一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、小国町の地域福祉計画についてお尋ねをいたします。

御存じのとおり、平成26年3月に第三次小国町地域福祉計画が策定をされております。また、あわせて小国町地域福祉行動計画もあわせて策定をされております。この計画につきましては、平成26年度から30年度までの5カ年計画というふうになっております。

また、この計画の役割といたしまして、行政全般を地域福祉の視点、高齢者、障害者、また子

ども、健康、地域の特性を踏まえて、取り組むことと位置づけをしております。

今年で、この計画から 2 カ年が経過をいたしております。この計画の総括的な推進状況と、また点検評価等をなさっておれば、お尋ねをいたしたいと思います。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。

地域福祉計画の推進についてなのですけれども、こちらにつきましては、キャッチフレーズ「地域でつながる、つながりで支える」ということを目標に執り行っています。

まずその中で、大きく取り組んでいくことにつきましては、地域座談会を行っていくということを計画しております。地域の方々に集まっていただいて、暮らしていく上での地域の課題を見つけ、それを解決するためには自分たちでどんなことができるかということを話し合っていくものでございます。

2 カ年間で 4 カ所の計 8 回行っておりますが、また、これにつきましては、今後、平成 28 年度からも全域を回っていきたいというふうに思っております。

こちらでは、皆さんされているところは地域のまとまり、それを中心に考えられているところが多いようでございます。例えば、宮原 6 部では地域のまとまりで交流活動を行うということで、せんざい会とかを話し合うことも大事だけれども、とにかく行動に移そうということを言われているようです。民生委員さん、老人会会長さん、福祉協力員、部長さん、公民館長さん、定例的に集まって話しているということです。また、北里 3 部では、大字協議会での福祉部会を設立しているというところです。

地域のことを知っていただくということからつながりをつくっていくというふうに思っております。ただ、これが 5 年間の計画でございます。例えば、推進委員会を設置して、点検評価を行っていき、これは計画は、行動計画については社会福祉協議会が主になるのですが、町と社会福祉協議会と共同でしていきますが、その 5 年間の中で検証、点検、評価等を実施していきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 先ほど議員もおっしゃいましたように、平成 26 年から 30 年の部分で、平成 26 年度前の、平成 25 年度に策定委員会を地域福祉計画の計画づくりをする策定委員会を設けております。確かに、このメンバーは医療関係の方々だったり民生委員の関係の方々だったり、議会はどうだったですかね、様々な団体の方が入っていただいて、この計画をつくります。

大事なのは、その推進委員会という途中経過をどうであるかというのが議員の質問であろうと思いますけれども、せっかく策定をしていただいた方々でありますので、進捗状況や、そういう部分の途中も、そういう方々の御協力を今現在得ているのか、これから制度をつくるのかはちょっとわかりませんが、今から。またそういう部分を踏まえて今からつくっていくということになります。点検評価という部分も、先ほど地域座談会というのを話題にしましたけれども、そういう部分でつくっただけでなくて、やっぱりつくったら実行するのが大事ですから、そういうた

部分もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

3番（北里勝義君） この計画の中に、やはり今町長の答弁にありましたとおり、推進委員会を設置して、点検評価を行いながら進めていくということになっております。ぜひこういう推進委員会を設置して、そういう点検評価を進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、この計画に掲げております認知症または介護予防は、健康寿命または健康づくりにおいて大変重要なことと思っております。国におきましても、国家戦略として昨年1月に認知症、高齢者等に優しい地域づくりに向けて新オレンジプランが策定をされております。小国町においても、やはり認知症への理解を深めるための普及または啓発、そういったのをやっぱり進めていかねばならないというふうに思っております。

先だって、南小国町の庁舎で小国郷医療福祉安心ネットワーク主催による認知症のサポーターステップアップ研修会が行われております。これからは地域が連携して、やはり高齢者を支えていく仕組みづくり、また医療福祉、介護、また行政が連携して地域住民の理解と協力を得ながら進めていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

今、地域包括ケアシステムというものがあり、これの構築に向けて、それぞれ福祉分野で頑張っているわけでございます。この中で地域包括支援センター、このセンターの取り組み状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

また、これらを進めていく中で、何か課題等があればあわせてお伺いいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 前段の認知症の部分については、町としても大変重要な事項であるというふうに理解しております。みんなで支え合いながら、つながりを持ちながら、集落や地域住民とともに、その認知症の本人さんも、やはり困っていらっしゃると思いますし、その家族の方であったり、もしかするとお二人暮らしとか、そういう部分であっても、お困りであろうというふうに思います。

そういう中で、最近では特に講演会とかセミナーとかも多くなっておりますが、積極的に町も広報活動をしながら、そういったところに、民生委員協議会さん主催だったり、社協さん主催だったり様々ありますけれども、私が小国の農協に出たのは寸劇をまじえながらわかりやすくお話をされたり、また議員が行かれた部分についても、非常に良かったというのも、ちょうど私は行けなかつたのですが伺っております。

認知症というと、やはり思わぬ行政の境というのではありませんが、南小国町さんから小国に来たり、小国から南小国に行ったり、逆に県境を越えてというケースも考えられます。そういう部分も、各それぞれの警察だったり、そういういろんな団体と連携しながら、自治体同士も南小国町さんあたりとも連携をしながら、みんなで広くみんなで支え合いながら行っていきたいというふうに考えております。

それと包括システムの部分については、担当者から答弁をいたさせます。

福祉課長（穴井幸子君） 地域包括支援センターについて説明させていただきます。

要介護状態になっても、この住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援が包括的に確保される体制の構築を行っていくことを目的にしております。

まず、大きく4点ございます。1番は在宅医療、介護連携の推進です。こちらにつきまして、中身につきましては、先ほど議員さんも言われましたとおり、小国郷医療福祉安心ネットワークの活動、こちらは町包括も入っておりますので、それを進めていきます。小国郷内の医療、介護、福祉行政の関係者、いろいろな職種が連携を図り活動しているものでございます。月に1回の会合、患者情報共有チーム、認知症カフェ、出前講座、事例検討など6つのチームに分かれて活動をしております。こちらは小国郷で南北両町での介護事業所等が参加しているところもでございます。病院も同じです。

それから、認知症施策の推進。現在も認知症の家族の方の相談には地域包括支援センターの職員が対応しております。地域包括支援センター職員を認知症地域支援推進員として位置づけて、地域の認知症の方の家族の相談に応じ、早期の対応を図っていくことを行っております。

また、地域ケア会議の開催、こちらは個別事例を検討する中、本当にその人にケースを検討する中で、地域の課題を抽出して高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを行っていきます。4番目が生活支援サービスの基盤整備としまして、生活支援コーディネーターの配置、また協議体の設置を行い、まずはサービスの担い手の育成、元気高齢者などが担い手として活動する場の確保等を行っていきたいと思っております。新しく平成28年度から行われます新総合事業、そういったところの体制づくりが今は課題になっております。

3番（北里勝義君） ありがとうございます。やはり小国町においても高齢化が進んでまいります。やっぱりこういった地域包括支援センターの役割というのは、大変大きくなってくるのではないかなというふうに思っております。

この地域包括支援センターにつきましては、小国町は福祉課の中に設けてあります。それから南小国町のほうは、確かに社会福祉協議会の中に設置をされているかと思います。どちらがいいということではありませんけれども、やはり大きな役割の中で、さっき答弁に出ました小国郷医療福祉安心ネットワーク、こういったのとの連携を図りながら、しっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。

また、この福祉計画の中で、先ほど御答弁にキャッチフレーズが「地域でつながる、つながりで支える」というのが、この福祉計画のキャッチフレーズとなっております。基本理念といたしまして、自助・共助・公助この三つの柱の中で取り組んでいくということにしてあります。特に、共助の充実を図っていくためには、やはり地域の大字協議会、また各部、また地域との連携は大変大事になってくるのではないかというふうに思っております。

先ほど御答弁にもちょっとありましたけれども、この地域福祉座談会、また研修会、これは大事な取り組みではないかなというふうに思っております。

先ほど福祉座談会は開催をしていっているという答弁をいただきましたけれども、今後やはり、この大字協議会、それから各部の部長さん、協力をいただきながら、やはり地域に福祉部会の設置に向けて体制づくりを進めてもらいたいというふうに思っております。このような体制づくりが進めば、福祉行政、また住民の理解促進につながっていくのではないかと思っております。町長の再度お考えをお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 地域の例えば大字協議会などの連携は、執行部としても大変大事であるというのは認識をしておりますし、今現在も、そういう協議会の中にその部会が設置されている協議会もあります。それで、先日来福祉課が行ったという部分もあります。こういう部分を各それぞれの大字に広げていきたいというふうに思います。そういう部分については、その先方の協議会さんの御理解や考え方もあるかと思いますし、そのあたりをまだ設置されていない協議会さんあたりについては、そういう検討というか協議をこれからはしていきたいというふうにも思っております。

福祉課長（穴井幸子君） 共助につきましては、地域の方、お互い様という気持ちで近隣の方々、住民の方々が共に支え合い、助け合ってお互いを気遣い合うということが一番これから大事なことになってくると思っております。

先ほど議員さんも言われましたとおり、また町長もお話しましたけれども、すみません、その大字協議会部長さん、組長さん、地域の影響力のある組織でございます。ですので、そういう方々が地域全体で、例えば気になる方を見守っていくということを皆さんにお話しいただいたりとか、それを広報していただく、広報というか、そういった気持ち、意識、そういったのを持っていただいて、そういうのを普及していただくというのも大字協議会さん方の力ということで、お力添えをいただきたいと思います。

町のほうとしても、そういった生活、健康づくり、福祉、医療、全体的に広報していくところではございますけれども、皆さんで支え合って、小国町の福祉を支えていけたらいいというふうに思っております。

すみません、補足ということでもございませんが、お話をさせていただきました。

3番（北里勝義君） ただいまの答弁で、私は大字協議会が一番いいのでしょうかけれども、なかなか大字になると組織も大きゅうございます。今まで座談会あたりは部単位でも行っているということですので、やはり部でも働き掛けながら、そういう組織づくりといいますか、部会あたりの設置に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、この福祉の分野で、私2点ほど町の支援について、ちょっとお尋ねをいたしたいというふうに思っております。今、小国町においても、やっぱり高齢者を支えていく老人ホーム、また

グループホーム、介護施設、多くの福祉施設がございます。しかし、この福祉の分野においても、やはり人手不足というふうに言われております。この福祉施設あたりで働いている人たちで、やはりいろんな面で精神的な苦労があるかと思います。やはりこのような、そういう厳しい状況の中で、やはりストレスあたりも結構あるのではないかというふうな感じもいたしております。こういった福祉の面で働いている人たちのストレス等の軽減に向けた、やはり研修会等、メンタルヘルス対策といいますか、こういった中で町が率先して、やっぱりそういった研修会あたりを開きながら、やはりストレス軽減に向けた取り組みというのも必要になってくるのではないかという感じがいたしておりますが、町のお考えをお尋ねいたします。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。

厚生労働省が出していますストレスチェックとか、衛生委員会の義務付け等、また50人以下のところは努力義務というところがあつて、事業所さん独自につきましては、そういったストレスチェックとか、そういったところが出てくるかと思います。今、議員さんは「研修会」というふうに言われました。それで、先ほどもお話が出ましたけれども、小国郷医療福祉安心ネットワーク、そちらでは小国郷の医療関係者、介護福祉関係者、包括センター、行政などが加入して、世話人会を月に1回、そちらでどのような全体会をどのような内容ですかというようなことを話し合う場でもございます。そして、月1回に全体会議をそのカリキュラムで行っているところなのですが、そちらのほうに関しては介護事業所さん、たくさん参加をいただいて参加をしております。ですので、介護職員等向けの研修会につきましては、そちらのほうでも検討ができるのではないかと考えます。安心ネットワークには、町も負担金を平成28年度から出しますので、そういったところで提案もできますので、そういったどちらかで、こういった実際働く方々に対しての有効になることであれば、ぜひ検討をしていきたいと思います。

3番（北里勝義君） 私も、やっぱり過去にそういったメンタルヘルス対策に伴う講習会あたり、研修会を受けたことがございますけれども、こういった中で、やっぱり講師の先生方は、やはり講演という形で話はしますけれども、最後に何か心配があれば個別に受け付けますよというような言葉もありますし、そこにまた先生とのつながりができれば、個別にいろんな相談もできていくのではないかというふうに思っております。

私は、このメンタルヘルス対策については、今新聞紙上等でいろんな事件、事故等が起きている中でストレスが一の原因であるというような報道もなされておりますので、こういう質問をさせていただいたわけですけれども、また福祉分野において、そういった要望をとつて町がリーダーシップを取りながら、そういう要望を取りながら、何が必要なのか、どういう支援が必要なのかということを要望を受けながら、またアンケート等を取りながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点は、先だって産業常任委員会において質問がございましたけれども、小国町

の資格取得支援事業について、お尋ねいたしたいと思います。

今回、町は商工業者を対象に予算を確か30万円ですか、計上していたかと思います。平成28年度予算でですね。私は、やはり農業、林業はもちろんですけれども、福祉の分野においても、やっぱり対象とすべきではないかなというふうに思っております。

特に、福祉については、若い人はもちろんですけれども、女性の活躍している分野でもあるというふうに思っております。4月からは、女性の職業生活における活躍を支援する女性活躍推進法が施行も今度はされていきます。その中で、やはりこういった若い人、また女性が頑張っている分野について、町が支援できないかということでお尋ねをいたします。これは町長にお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 予算審議の委員会でも話題になりました、その時少し答弁もさせていただきましたが、こういった部分で意味合い的には行政としても、何らかの形で応援をしたいなというような意味合い的にはありますが、個別的に例えば農業の資格、林業の資格、福祉の資格、交通関係、様々な資格があります。その資格を取るには学校に通うケースもあれば、試験を受けるケースもあるし、本当に様々であると思います。ここはぜひ深掘りさせていただくチャンスをいただきながら、今回平成28年度の予算にはほんの少しの予算額ということで、案件も多分少ないと思いますけれども、幅広くこれをていこうと思えば、相当額の部分があると思います。ただ、これをやれば産業的にもここが進むと、福祉的にもここが進むという部分であれば検討は十分していいけるのではないかとは思いますが、少し時間をいただいて、どういう資格がまずあるか、どういう種類と効果というか、これを取ればこうだという部分が検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

3番（北里勝義君） やはり一方を進めて、やはり各事業所あたりでも、やはりアンケートではないですけれども、調査あたりをやって、どの程度こういった希望があるのか、そういったことから始めていっていただければというふうに思っております。

それから、時間もありませんので、次に移りたいと思います。

次に、人事評価制度の導入についてお尋ねをいたします。地方公務員法が改正をされまして、これから人事評価制度が、また進められていくというふうに思っております。町の条例も先だってから本会議で一部改正をされました。この人事評価制度の導入にあたり、やはり人事評価の基準及び方法を定めることとなっているかと思います。この評価の基準及び方法についてお尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） お尋ねの人事評価の件でございます。議員がおっしゃったように、地方公務員法が改正されまして、人事評価を公正にやらなければならないということでございます。これにつきまして、全国的な問題でもありますし、小国町としましては若干出遅れておりますけれども、昨年検討委員会を係長以上含めて検討委員会を3回行いまして、また行政さんを入れま

して研修会を2回いたしました。そういった中で一番肝心な評価の基準をどうやって策定するかということで、総務省がしております式とか、ほかの町がつくっている方式等もあります。そういったところを参考にいたしまして、小国町独自の評価マニュアルを今年の2月に作成いたしました、各職員のほうに配付いたしまして、その中では、やはりどういったふうに評価をするか、されるかということで評価される側、する側の勉強会が非常に大事になってきます。そういったところも踏まえまして、勉強を重ねてきたわけでございます。

基本的に評価の概要といいますか、内容等聞きまして、基本的には公平であって、また透明性、納得いくものであるということが基準の基本であります。

小国町としましては、評価の大きい大区分としましては、業績と能力を評価するということで、マニュアルをつくっております。流れとしましては、人事等の異動もあるかと思いますが、3月末には組織、課の目標を設定いたしまして、それからそれぞれ課長、審議員、係長、主査、主事と、そういった方がそれぞれの目標を掲げまして、それで評価する側の面談をするようになります。そういった中で、時期的には、その目標に対して、どのぐらいの進捗があるかというようなところで、中間の10月ぐらいには中間面談をしながら、進捗状況等を上司から部下が面談を受けて進捗をチェックするというような流れになります。2月末にならざりますと、その中で、どのぐらい成果が出てきたかということで、それをまた評価して3月末には、それを最終的には点数化になりますけれども、そういったところで最終的な評価になってくるという流れでございます。

どちらにしても、すべての方が評価する側、される側になります。そういう中で1次評価、2次評価をしながら、最終的な決定は町長ということで、それが評価ですと、それからまた、その評価をどういうふうに活用していくかというふうな形になってくるような、今それぞれの評価の目標シートを作っております、それぞれの町長部局と教育委員会部局というような大きい評価記入シートを作っているところでございます。

3番（北里勝義君） この評価というのは大変難しい部分もあるかと思います。私は、やはり一番言われているのは自己評価、そして内部評価、そして外部評価というような形で行っている事業所もあります。外部評価ということまで考えておられるのか、自己評価、内部評価というのはわかりますけれども、外部評価まで将来は取り入れていくのか、そこらへん何かお考えがありましたらお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） 今の段階では、まだ内部的な1次評価、2次評価はございますが、外部までは、まだ今のところは検討いたしておりませんけれども、将来そういったところを全体的な流れでは必要になってくる場合があるかと思いますが、今のところは職員間の課長が審議員、審議員が係長、係長が主事、主査というような形で評価を考えているところでございます。

3番（北里勝義君） あと、この評価制度の活用の部分、これは町長にお尋ねいたしたいと思いま

すけれども、この人事評価を、やはり昇級、または昇格等に反映させていく考えがあるかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） そこは大きな判断であろうというふうに思います。今まさに、そういう検討をしつつある中において、課長の答弁にもありましたけれども、評価をするという難しさが大変多ございます。そういう部分において、3年ほどをめどに検討しながら、その後に少し中期的に考えさせていただいて、それを昇級に反映するかどうかというのは、またその時の判断で役場としてはさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、県のほうは、教育関係は先ほど言われたように先行してされている案件も教育関係はあるやに今聞き及んでおりますが、まだこちら町部局のほうは、県のほうも少し様々な角度から検討しながらやっていきたいと、少し時間をいただきたいという部分でございます。

3番（北里勝義君） この評価につきましては、やはり評価のスキルにばらつきがあってもいいと思いますし、公正な評価が求められているというように思っております。この昇級、昇格等にあたっての活用は、やはり私はまだ慎重にしていっていただきたいというふうに思っております。その点、町長と考えが一緒かと思います。

あと町長にちょっと最後お尋ねしたいと思いますが、この人事評価制度を導入するにあたって、人材育成という観点から、今どのようにそのことを捉えているか、お尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） こういった考えがないときには、なかなかモチベーションといいましょうか、その項目がいくつかあるやにちょっと聞き及んでいますけれども、そういう項目を改めてみずから意識、常に意識をしておくという部分が業務の遂行にも関係あるのではないかというふうに思います。

賞与であったり、先ほどから話題の昇格であったり、そういう部分にすぐ反映しないといえども、そういう部分の制度がありながら、数週間前には小国町役場も人事評価に対するマニュアルを全職員に総務課発信のもとで配りました。それを見ながら、こういう部分が論点だとか、こういう部分が大事だと、見られるんだという部分の意識があると業務の遂行には襟を正す部分もあるでしょうし、やっぱり町民の模範になるというか、公儀であると、全体の奉仕者であるという部分を意識づけがされるのではないかと、そういう人材育成という、そういう職員の心のスキルアップというか、そういう部分には大いになるのではないかというふうに思っております。

3番（北里勝義君） やはり小国町においても、やはり行財政改革であります集中改革プラン、これは平成17年度から5カ年間で取り組みました。この中で、やはり職員定数管理の適正化というようなことで、職員数も減らしてきております。

また一方で、事務権限移譲で事務量は増えてきておるというような傾向にあるというふうに思っております。職員の仕事量も増えているのではないかというふうに思っております。

しかし、だからといって、厳しい財政の中、また人口が減少している中で、やはり職員を増や

していくというのは、なかなかできないのではないかというふうに思っております。今後は、やはりこの評価を生かしながら、やはり職員の意識改革や能力を持った職員の育成に努めていっていただきたいというふうに思っております。

最後に、そういう面で職員に対する町長の思いを最後にちょっとお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 手法の一つとして、平成19年だったでしょうか、三位一体改革や集中改革プランという部分で、ただ単に国からの部分、それから財源不足ということで、何の理由もなく、給与や定数をという時代も確かに過去にはありました。ただやっぱり納得をして、職員一人一人として納得をして待遇改善、その給与とういか、昇格ができないとか、昇級ができないという部分であればよろしいのですが、そういう納得の一つ材料としてのこの人事評価マニュアルではないかなというふうに思います。

議員も言われたように意識改革で、やはり時間が経てば平穀無事に何もなく過ごせば昇級するというものではなくて、やはり職員さん一人一人の何らかの目標を持って、そして町が良くなるために何か一つでも、やっぱり邁進していくという意識があつてからの昇級、昇格であろうというふうに思いますので、そのあたりは課長会や職員の全体会などで、頑張ってほしいという思いを常に私からも発信していくという部分で、頑張っていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） これで、予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時35分より再開をいたします。

（午後2時26分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時35分）

議長（渡邊誠次君） ここで、先ほど北里町長から同意第1号、小国町副町長の選任についての件が提出されました。

小国町会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

同意第1号、小国町副町長の選任についての件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それでは、ここで追加日程の配付をいたします。

(資料配付)

議長（渡邊誠次君） これから議事は、ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおりでございます。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

日程第1、同意第1号「小国町副町長の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） では、同意第1号 小国町副町長の選任について

小国町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月22日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記といたします

住所 東京都昭島市築地町320番地 昭島住宅3号棟502号室

氏名 桑名真也

生年月日 昭和60年3月2日

提案理由といたしまして、新たに桑名真也氏を小国町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものである。

次に、お手元に略歴のペーパーがありますでしょうか。資料7であります。

名前は桑名真也さん、先ほど言いましたように、昭和60年3月2日生まれ、出身地は兵庫県であります。

最終学歴 平成20年3月 東京大学教養卒

採用試験 国家公務員I種試験（経済）

略歴

平成20年 4月 総務省自治行政局選挙部選挙課（大臣官房秘書課併任）

8月 群馬県総務部市町村課

平成21年 7月 総務省消防庁予防課危険物保安室（予防課特殊災害室併任）

平成22年 9月 同 自治財政局財務調査課

平成24年 7月 同 主査

8月 同 自治行政局地域政策課地域情報政策室主査

（内閣官房副長官補付 併任）

（命 内閣官房情報セキュリティセンターセンター員）

平成25年 2月 地域政策課地域の元気創造推進室併任）

3月 外務省在ヨルダン日本大使館二等書記官

平成27年 7月 総務省大臣官房秘書課主査

7月 同 自治大学校研究部員

というような略歴であります。

先日からの条例改正の時にも少し述べましたが、今回の副町長の人事案件につきましては、国 の地方創生人材支援制度による人材派遣という制度に小国町が臨むものであります。

国においては、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、地方版総合戦略の施策の推進を中 核的に担う意欲と能力のある国家公務員や大学研究者及び民間人材を市町村長の補佐役として派 遣するという制度であります。

対象団体といたしましては、市町村長が地方創生について明確な考えを持ち、派遣人材を地域 の変革に活用する意欲を持っていることや、②市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、 実施する市町村であること、③原則人口5万人以下、④これまで地方創生人材支援制度による人 材の派遣を受けたことがないことと、初めての市町村というような部分が対象団体となっており ます。

これについては、先だっての勉強会、全員協議会の時にも少し触れましたが、大変ハードルが 高うございまして、この地方創生に向けての国のこの制度に乗って、小国町が今現在進めている 部分、またこれから進めたい部分、その俗語でありますけれども、伸びしろをぜひこういう制度 に乗って伸ばしたいというふうな思いから望むものであります。

そして、器といたしましては、この副町長という役職で私とともに一緒になって地方創生に取 り組み、小国町をより良いものにしていきたいというふうに考えております。

他町村のことは、よろしいかとは思いますけれども、大変ハードルが高かったのですが、今回、 小国町に内示があったという段階で今あります。

熊本県もう一つ、高森町も副町長とかではないのですが、経済産業省から来るというような情 報も入っております。この部分について以前議会のほうからも、「あまりうまくいかなかつたときには、どうしますか」という問い合わせもありましたけれども、私の意欲の話でありますけれども、 先ほどから言うように、ぜひ本当にこの制度を活用しながら、各それぞれの省庁、国のネットワ ークを生かしながら補助事業、金額だけではないのですが、様々な情報を入れて地域住民や町と 一緒にになってやっていきたいという部分と、その部分でうまくいかない、うまくいくように最大限努力をしますけれども、うまくいかないときには一定の責任、職をかけて、町長という職をか けてやっていきたいというのを、あえてここで発言をさせていただいて臨むものであります。

あとは質問の中で答えていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げたい と思います。

議長（渡邊誠次君） これより、同意第1号について質疑に入ります。

4番（高村祝次君） 今町長がお話をされましたけれども、この前から私が「かける」という言葉に

について、この人事案件が出たときに質問しますということで、お願ひしてありましたので、今町長がおっしゃったことが「かける」ということでしょうか。

町長（北里耕亮君）　はい、そのとおりであります。ただ評価、その効果だったり評価だったり、そういう部分については、数字上の部分もありますけれども、どういう算定の仕方というのがあるかはわかりませんが、意欲や思いの部分であって、私としては、この部分に「かける」ということは「職をかける」と、町長というこの立場や職をかけてやっていきたいという部分であります。以上です。

4番（高村祝次君）　私は、町長が「かける」という言葉を使ったのは、今回で2回目であると思います。1回目は林間広場に水素工場をつくるという時も「政治生命をかける」という言葉を出していましたけれども、その時はとうとう断念したという経緯がございます。やはり、かけるという言葉は、それぞれ判断の仕方が非常に難しいというふうに思います。成果がどこで達成したのか、数字ならわかりますけれども、数字で判断できるものではないと、そういうことでかけるという言葉は非常に使い方が、もう少し大事ではないかなというふうに私は思います。

それから、この桑名真也さんについての小国に対する意気込みなどが全然伝わってきませんけれども、そういうコメントは入っていないでしょうか。

町長（北里耕亮君）　正式な部分については、けさ発表が閣議後の発表があったというふうに聞いております。

ただ、この方を知っている方が県の中にいまして、ぜひ小国というのは、過去においても全国の町村会長を出した地であるし、非常に様々な活動をしているから行って頑張りたいという部分の話をされておったというのを聞いております。

議会の中でも、以前この人物を判断するのに、そういう機会がないというような意見もあり、それはごもっともあると思いますが、手続上もういきなりの同意という部分になりますが、あとは判断をしていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君）　今町長が言われたように、私が1月14日の全員協議会の時に基本的に、やはり町内の人から選ばれれば、その人物がどういう、生まれてからこのかた生きてこられたかとか、人柄であったりとかの大変な部分を何らかの形で、その方の知り合いを通じてだつたり情報を得ることができるのですが、なにしろ、この今提案された桑名真也さんという方が最終学歴と出身地、生年月日、あと任官後の略歴しかわからない。まったくその人柄というのはわからないのです。こういう副町長とかいう常勤の特別職において、どういう人がその職に就くか、特に人柄というのは大変重要なと思いますが、町長はどう考えますか。

町長（北里耕亮君）　その部分については、先ほど私自身の意気込みの話もさせていただきましたが、人柄はもちろん大事であります。ただ、この部分については赴いていただいてから、十分この小国町の状況も知っていただき、そして、私とあうんの呼吸といいましょうか、やはり同じス

タンスで、このまちづくりを行っていただきたいと。私の指導というか、同じ方向を向いていただくための懇談であったり、ある意味では、こういうまちづくりをしたいので、お願ひしますという指導というか、そういう部分を行っていきたいと。ですから、私と違う考え方であつてはいけませんので、私と同じ考え方になつていただくような部分で、しっかりと同じ方向を向くように協議を重ねていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君）　あうんの呼吸と言われましたけれども、1回ぐらい会つたことがあるのですか。もし1回も会っていない人で、この人とはあうんの呼吸ができるなというのを、この紙切れ1枚と県の職員の人の、本当に県の職員というのを名前も言わぬかったので、どういう県の職員の方かは、ちょっと私もわからないのですけれども、それを今まで副町長という職を北里町長になってから1回も置いてこなかつたのに、あうんの呼吸ができると、そういうふうになつてもらうように指導すると、その自信はどこからくるのですか。

町長（北里耕亮君）　基本的には地方創生ということで、この国の制度に乗るわけで、この方もそういう思いで、この小国町に来ますので、そこはもうやつていきたいというふうに思つています。ですから、この制度に乗るということは、そういうことでありますので御理解をいただきたいと。ここは少し意見の違いがあるようでございますけれども、このチャンスをやっぱり逃したくない。このチャンスを最大限に生かしたいという部分でありますので、御判断をいただきたいというふうに思つております。

確かに1回も会つたことはありませんけれども、おいでいただいた時からは深く深い段階で懇談も深めて、いち早く地方創生に臨んでいきたいというふうに思つております。よろしくお願ひいたします。

5番（児玉智博君）　それで先ほどの話なのですが、やはり私は、この議会に判断を求めるのであれば、議会に対しても、この人にここに来てもらって、そして、どういう意気込みなのか、小国町でどういうことをやつていきたいのかというのを私たちにも質問の機会を与えていただきて、きちんと答えていただくということを、その判断するにあたつてさせてほしいというふうに思つていたのです。

それが今日の午前中の閣議で決定して、同意として議案が上程されているわけですが、何も別に今日同意する必要はないのではないかと思うわけです。別に、4月の1日時点で来てもらわなくて、もしそれが副町長になって来るとしてもですよ、4月の途中からでも別に問題はないのではないかと思うのです。何でそこまで救急な状態で、十分な判断材料も与えないまま議会に議決させようとするのですか。

町長（北里耕亮君）　繰り返しになりますけれども、この制度の部分で、ぜひ4月1日から新しい年度になりますので、そういう部分からスタートしたいという思いであります。

この人物像を議会の皆様方に、御本人さんに会う機会などないという部分は確かにあります、

国のはうも省庁をあげて、こういう部分での伝令をして、本人にも伝えているというふうに思いますので、あとは判断をしていただくほかはないというふうに思っております。

どうかよろしくお願ひを申し上げます。

5番（児玉智博君） 質問に答えていないと思うのです。だから判断をいずれかの段階では、議案として出てきた以上、議会は判断をしないとならないと思うのです。ただし、その判断するにあたっての判断材料というのは、多ければ多いに越したことはないというふうに思うのです。現段階であまりに少なすぎると。だから、何で今日になったのかと、別にこの定例会を閉じても臨時議会を招集してもらって、そこで判断してもいいのではないかというふうに思ったわけですが、なぜそうしないのかということを聞いています。きちんと答えてください。

町長（北里耕亮君） ですから、新しい年度になって、4月1日からスタートするのが最善であったという判断をしたということあります。その部分については、辞令交付式や4月1日、ほかの職員の部分の交付式や職員全体会なども開いて、新しい体制で新しく臨むという部分で、この時間的なタイミング、それを判断したということあります。

5番（児玉智博君） なかなか答えに、私はよく納得できないわけですけれども、もう一つ最後に聞きます。

この副町長を呼んだことで成果が上がらなかつた場合は、2年後に自分の首をかけるような、職をかけるというようなことを言わされました。私は非常になんというか、その言葉を聞いて、あまりに軽く感じるわけです。

先ほど4番議員からも、その言葉を聞いたのは2度目だというような発言もありましたけれども、基本的に何も目覚ましい成果がなかつたとして、町長がそこで辞任されたとしても、町民の人たちは、それで救われるですか、そう思いますか。

実際、この副町長を置けば、直接副町長が手にする給料が年間で698万4千円で、年2回の期末手当が185万7千円、それ以外の保険料とか、事業主負担として町が負担する保険料なんかも合わせると総額で1千367万7千円になるわけです。これが2年間だったとすれば2千400万円以上の支出をすることになるわけですが、町長が辞めたからといって、その2千400万円は戻ってくるわけではないのです。それだけの高額の、もちろん国からは人は送られてくるけれども、その人の給料の保障まではないわけですよね。町の自主財源で、その2千400万円を払わなければならない。これ税金ですよ、もちろん。これだけのお金がかかるなどをどういう人かも、人柄も議会もわからなければ町長もわかってないような状況です。それを結果がなければ自分が辞めるからいいだろうと言って本当に思うわけですか、もうちょっと慎重な判断を町長ももちろん、そして議会もるべきだと思うのですが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 私は覚悟という部分で、軽く言ったつもりはありません。それぐらいの思いで本当に本気で、やっぱりこの方と一緒に邁進していきたい、頑張っていきたいという思いであ

ります。この時の発言をこれから毎日毎日思い浮かべながら、あの時こう言ったという部分の発言の責任はとつていかなければなりませんので、しっかりやっていきたいというふうに思っておられます。この部分についてのほかの議員さんの部分で、私の思いを御理解いただきたいと、判断の材料にしていただきたいというふうに思っております。

あとはもう判断をしていただきたいという部分であります。

財源についても、いろんな形でこの部分、事業の部分をしないと補助事業がこないわけでございますけれども、より有利な、より情報の深い、濃い、そういう部分を国の総務省だけでなく、農水省や林野庁や経済産業省や様々な横の連携をしながら事業を起こすというか、地方創生をやっていきたいと、特別交付税なるものもありますので、何らかの形で最大限財源にも国のほうからも配分と言うと変ですが、この小国町は頑張っているからということで、配分していただければ幸いかなというふうには思っております。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

4番（高村祝次君） 最後に、町長確認しますけれども、2年経つと、ちょうどまだ任期が1年残るわけですけれども、あと2年経って成果が出なかったときは、町長の職を辞するというように受け取ってもいいのですか。

町長（北里耕亮君） はい、もうその言葉のとおりで、そういうつもりで言いましたので、その言葉どおりであります。でありますものですから、相当覚悟を持って自分の職を今発言したとおりでありますので、死にものぐるいで、成果を上げるようにやっていく所存であります。

4番（高村祝次君） 町長はつきり申しましたけれども、やはり、その気持ちで2年間で一生懸命町長頑張ってください。

私は、絶対にそういう良くなるというふうにとっておりませんので、くれぐれも賛同する議員も、その言葉を真摯に受けとめて町民のために、町長を盛り立てて小国町が、この副町長が来たおかげで、ますます繁栄できることを私は切にお願いして終わります。

10番（時松昭弘君） 10番です。今いろいろ質問が出ましたが、1月14日に全員協議会の中で一応説明がありました。

今町長の決意というのも非常に重く受けとめておりますが、実は、このお話が全員協議会の中で、ある人から小国町のほうに副町長を置いたらどうかというような話があったというふうに説明がありました。ただ、私がいろいろ聞くところの情報では、去年の1月の段階で、町長のほうから一応依頼をしたというような情報も得ております。

ですから、1月14日の全協の中で、今回的人事案件あたりが出てくるとすれば、今までにも副町長あたりの思いが、去年の1月だったですから、1年間の中に何らかの形で議会のほうに、こういったことがあってよかったんじゃないかというふうな思いが今しているわけです。その中で、決意というのが、2年後がどういうふうになるかわかりませんけれども、これは今4番、5

番議員からも話がありましたけれども、財政的にも非常に厳しい中で、これだけの支出をしてくるということになりますと、やっぱりそれに対する裏づけ、それ以上の10倍も20倍も、この町のほうに費用対効果が出てこないと、これは非常に町民からも私たち議会のほうも、やっぱり町長のほうの賛成をしても反対をしても、これはその重さというのが町長だけではなくて、議員もあると思います。

ですから、そのことだけはしっかりと含めていただいて、桑名さんという、その経歴を見ると立派な方であろうというふうに思いますけれども、会ったこともないし、経歴だけで判断をしていいのかというのも疑問にありますけれども、町長がしっかりと、そのことを重く受けとめていたい、その結果の時に判断をしていただきたいというふうに思います。以上です。

町長（北里耕亮君）　いきさつを少し正確に述べますと、実は昨年、一昨年になります。一昨年の秋に、秋というか、もう12月が近かった、冬ですね。冬に国会議員の方から、こういう制度があるけれども、小国町は取り組む意欲はありますかというような話もいただきました。ちょっと枠的な部分があったのではないかなどというふうに思いますが、その時には、まずそういう条例、副町長を置かないという条例にもなっておりましたし、そういう差し迫っての部分で、そうですねというような部分がありました。

しばらく時間を置いて、やっぱり考えてみると、国の流れは地方創生と、そして、いろんな補助事業と、ほかの町や市に、こういった方が配置された情報をテレビでも見る機会がありました。非常に活発に、その町が動かれているのを拝見することができました。今度はぜひ取り組みたいなというふうな思いがありました。ただ、またさらに内容を聞きますと、ハードルが大変高うございまして、そういう部分で、この小国町のほうは、副町長を置かない条例というものを定めておりましたし、全員協議会の時期が、確かに遅くなったのは申し訳なかった部分ではありますけれども、そういう部分で臨みたいというふうな心の整理もしながら、今日に至ったわけでございます。

それから議員の御意見の私自身の覚悟もそうですが、この議会のほうの部分もというのを言われました。そのあたり、しっかり私も理解もし、また議員の判断も大変重いという部分も、私もしっかり頭にたたき込みたいというふうに思っております。

この議決どうなるかわかりませんが、もう議決をいただいたならば、早い段階で議員の皆様方とも、この副町長なる部分と懇談の場というか、まちづくりについて協議をする機会を持たせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

10番（時松昭弘君）　10番です。この副町長の条例が平成19年の段階で一応廃止になっています。去年の説明の中で、そういった思いがあった段階で、これは一応同意ですから、人選をして副町長を置きたいという思いがあれば、その前に副町長の条例あたりを議案として提出すべきではなかつたかというふうな思いがいたします。

そして、今回はほぼ人事のほうに向いた形で副町長の条例、報酬等の条例等も出てきてはおりましたが、そういったことはやっぱり段階的に踏んでしないと、非常に各議員も、やっぱり迷いがあったのではないかというふうに思います。そこあたりは町長、今どのように感じておられますか。

町長（北里耕亮君） 時期が遅くなった部分については、一定の反省もさせていただいております。

ただ、条例改正、副町長を置く条例に改正する、副町長を置かないという条例ですから、それを置く条例を早い段階で変えても、それはなぜ変えるのだというような部分が、その時説明をしなければなりません。それを12月に間に合えばよかったのですが、1月になった部分は遅くなつたというふうに、ちょっと反省をいたしております。

本当に申し訳ないというふうに思っておりますが、ただ今日のこの部分において、総合的に判断をしていただいて、小国町の地方創生に、この人物を起用して、さらに頑張っていきたいという部分でありますので、議会と共に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただいて、よろしくお願ひをしたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。私は2年間の間において、その地方創生と言われる何をもって判断するのか。具体的には、その地方創生の中の何をもって判断をすればいいですか、住民に何と答えればいいのですか。2年間の間に、こういう地方創生の中で、まち・ひと・しごともありますよ。小国は、こういうふうに今から進んでいく中で、こういうことがありますよと聞かれたら、あなたたちはどのように説明しますか、私が聞かれた場合に、判断材料がありません。住民に対して、小国をより良くするためにやりますよと、それだけでは、何をですかと、何をどういうふうにするのですかと聞かれた場合に、まず一つ判断材料の具体的な中身がよくわかりません。教えてください。

町長（北里耕亮君） そういう部分については、どの数字を用いるかという部分もあると思いますし、今の今日のこの段階においては覚悟という思いの部分で言わせていただきました。

今後について、議会議員の皆様方も、この2年間どういう部分がどうだという部分もあると思いますので、それはこれからこういう部分が増えてないといけないと。こういう部分が何とかという部分があると思いますので、そういう部分、早い段階で精査もしながら2年後に招き入れてよかつたなというふうな部分になるように頑張っていきたいというように思っています。

6番（時松唯一君） 6番です。これは私だけの考え方か、皆さんができるかはわかりませんけれども、2年間、この桑名さん、30代の若手の方がいらっしゃって、私は2年間の間には、いろんな良い方向になればいいのですけれども、たぶん10年はかかるかなというふうに私は認識しております。

何事も最初が大事なんでしょうけれども、先ほど5番議員もおっしゃったように、普通履歴書であれば、私はここで頑張りますとか、いろいろ出てきますけれども、略歴書の中で、こういう

方ですよということを唐突に言われても、どうも私の中では消化できない。消化できないということは、わからないということですね。

町長の思いは何か伝わってきますけれども、ただここは住民がやっぱり納得できる、町長が「覚悟をもって」とおっしゃいますけれども、町長は覚悟をもってやられたとしても、町が良い方向ではない方向にいったときは、何と私たちは説明していいのかなと。前向きに考えたいですけれども、どう考えましても、その判断材料がないということに、私は今ちょっと悩んでおりますけれども。

町長の答弁は、先ほどと一緒に思いますけれども、どうなんでしょうね。要するに、何をもって判断していいのか、私にはよくわかりません。

町長（北里耕亮君）　例えば、地方創生に関するこの部分、様々いろいろな事業がありますけれども、そういう部分を議会の中で何か審議する会であったり、そういう部分でまったく動きがないとか、まったく何の変化もないという部分であれば、それはやっぱり、この評価に値しないという判断にもなるかなと思いますし、やはり評価の部分というのは、自分で自分を評価するということはできませんので、提案をして議会の中で何らかの形で評価をいただくと、先ほど少し人事評価の人事評価とは全然違いますけれども、評価という言葉、せりふについては、やはり何かの制度というか、組織をつくって話題にするという部分で、ちょっと内部では、これから私もまた内部で検討していきたいというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君）　日本共産党の児玉智博です。

私は、同意第1号、小国町副町長の選任についてに反対の立場から討論を行います。

副町長制度そのものには、この間も繰り返しておりますが、反対するものではありません。しかし、副町長は町政のあらゆる分野、日常的な業務から非常時の業務までを担い、対応すべき立場の役職であります。仮に置くのであれば、町民や町のことを熟知している人を選ぶべきであるというのは、この間も述べてまいりました。

しかし、今回提案された桑名真也さんという方は、町のことを御存じないどころか、どういう人柄の人なのか、政府ではどういった仕事をしてきたのか、小国町で副町長として何をしたいと思っているのか。我々議会どころか提案している当の町長本人も知らないという異常な状況であります。

副町長を置くことで生じる町の歳出は、2年間で2千700万円にのぼるものであります。大変高額なものであります。しかし、官僚が来れば何もかもうまくいくというほど地方自治は甘くはありません。そのことは、この場にいる議員はもとより、町執行部の皆さんには、それはもう痛

いほどわかっているはずであります。そういう中で、そういう大事な人を選ぶのにはあまりにも、この間の、どういう人物像を含め、情報などがあまりにも説明されていないと思います。そういう中で、今ここで採決すること自体が私は理解できません。

以上のことから、この同意について反対する旨を述べまして、討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

2番（大塚英博君） 私は賛成の立場から討論をしたいと思います。

今、小国町に大変な厳しい中で、これは最後の切り札という町長の考え方でございます。立派な方も、私たちが、その方をどう使うかは、私たちの責任があります。どんなものでも磨けば光るように、一体となって、その人と一緒に何とか町を起こそうと、良い町をつくろうということは、私たち議員の中でも、どんどんその方に質問をし、また一緒になって町長をあげて、そしてまた、職員の方たちも一体となって、何とかこの2年間のうちに実績をつくる責任というのは、必ず自分たちにもある責任がございます。ただ、してくれるということだけを待つのではなく、やっぱり自分たちと一緒にあって、まちをつくりあげる、そのことが私は一番大事なことではないかということで、賛成の討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（5番、児玉智博君「異議あり」と呼ぶ）

5番（児玉智博君） やはり私は、こういう大事な議案に対し、それを採決するにあたって、無記名投票とかいうような、そういう自分で自分の判断に責任を持たないような採決の方法は、慣例だからといって、それをするべきではないと思います。

記名投票か、あるいは挙手による採決を求めたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ただいま5番議員から提案がございましたけれども、賛同者はいらっしゃいますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、ここで暫時休憩をいたします。3時30分から再開をいたします。

（午後3時21分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時29分）

議長（渡邊誠次君） ただいま5番議員より採決の方法で御異議がございまして、同意をされる議員が多数のために議会運営委員会を開きました。

採決の方法に賛成の方、同意をする方は起立を求める採決方法をとりたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） それでは、採決をとります。

同意第1号、小国町副町長の選任について、提案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

町長（北里耕亮君） 起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」並びに「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時31分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（9番）

会議の顛末

1. 会議録署名議員の指名

4番 高村 祝次君
9番 熊谷 博行君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月7日から 3月24日までの18日間とする。

1.	議案第 3 号	小国町行政不服審査法施行条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 4 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 5 号	小国町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 6 号	町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 7 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 8 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 9 号	小国町職員の退職管理に関する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 10 号	小国町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 11 号	小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 12 号	小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 13 号	小国町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 14 号	小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 15 号	小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 16 号	熊本広域行政不服審査会の共同設置について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決

1.	議案第 17 号	小国町過疎地域自立促進計画の策定について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 18 号	町道路線の廃止について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 19 号	町道路線の認定について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 20 号	平成 27 年度小国町一般会計補正予算（第 9 号）について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 21 号	平成 27 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 22 号	平成 27 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 23 号	平成 27 年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 24 号	平成 28 年度小国町一般会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 25 号	平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 26 号	平成 28 年度小国町介護保険特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 27 号	平成 28 年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 28 号	平成 28 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 29 号	平成 28 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 30 号	平成 28 年度小国町簡易水道特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	議案第 31 号	平成 28 年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 平成 28 年 3 月 17 日 原案可決
1.	請願第 1 号	安全保障関連法廃止を求める意見書に関する請願書 平成 28 年 3 月 7 日 不採択
1.	請願第 2 号	辺野古新基地建設を巡り、地方自治を尊重し、沖縄県と対話での解決を求める意見書を政府に提出することを求める請願書 平成 28 年 3 月 7 日 不採択
1.	請願第 3 号	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願 平成 28 年 3 月 7 日 不採択
1.	同意第 1 号	小国町副町長の選任について 平成 28 年 3 月 22 日 同意

《議案外》

平成 28 年 3 月 7 日

- 議員派遣の件について

平成28年3月22日

1. 閉会中の継続審査の件 議会運営委員会

総務文教福祉常任委員会

産業常任委員会

広報特別委員会 に付託

《行政報告》

平成28年3月 7日

1. 風力発電に係る裁判経過について

1. 新規採用職員、退職職員について

《一般質問》

(1日目)

1.	国民健康保険について	P 1～ 9
1.	保育園について	P 9～12
1.	公共工事について	P12～13
1.	一次産業への取り組みについて	P14～17
1.	人口減少に対する戦略について	P17～19
1.	ふるさと納税について	P19～20
1.	子育て支援について	P20～23
1.	新電力について	P23～24
1.	一次産業、TPPについての町の考え方について	P24～30
1.	再生可能エネルギーの現状と問題点について	P30～37
1.	ジェネリック医薬品の普及について	P37～39
1.	町有地の払い下げについて	P39～41
1.	町政座談会の開催について	P41～42
1.	新規採用職員の研修について	P42～43
1.	改正不服審査法への取り組みについて	P43～47

(2日目)

1.	固定資産税の軽減について	P 1～ 3
1.	大規模店の進出について	P 3～ 5
1.	選挙の投票（本人確認）について	P 5～ 6
1.	ICT教育について	P 6～ 9
1.	小学校における部活動について	P 9～10
1.	公共施設の防犯について	P10～13
1.	国道の新設による旧道の管理について	P13～15
1.	観光協会の設立について	P15～17
1.	青少年健全育成について	P17～19
1.	議員の一般質問について	P19～21
1.	補助金のカットについて	P21～23
1.	大観峰トンネルについて	P23～26
1.	健康サロンの参加者について	P26～28
1.	木を使用した公園について	P28～30
1.	地域福祉計画の推進について	P30～36
1.	人事評価制度の導入について	P36～39

小国町議会会議録
平成28年第1回定例会

平成28年3月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊誠次
編集人 小国町議会事務局長 小田宣義
作成株式会社アクセス
電話(096)372-1010

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話(0967)46-2119